

<参考>便宜上、目次を最初に表示していません。表紙は2ページ目にあります。

<操作>下線部をクリックすると該当ページにジャンプします。「Tab」キーを押すと修正箇所へジャンプします。

目 次

はじめに	1
人間発達文化学類 学修指標	3
1. 本冊子に記載されていること	7
2. 履修に関する基本的事項	
1. 単位と授業時間	8
2. 年次と Semester	8
3. 履修登録	8
4. シラバス	10
5. オフィス・アワー	11
6. 試験及び成績（GPA制度）について	11
3. 福島大学のカリキュラム	
1. 福島大学のカリキュラム構造	16
2. カリキュラムの特色	17
4. 専攻、クラス、アドバイザー教員	
1. 人間発達文化学類の専攻	19
2. クラス制度	19
3. クラスアドバイザー	19
4. 転学群・転学類・転専攻	20
5. 学習ポートフォリオ・キャリアカルテ・教職履修カルテについて	
1. 学習ポートフォリオについて	21
2. キャリアカルテについて	21
3. [教育職員免許状希望者用]教職履修カルテについて	22
4. いつ、何を記入するのか	22
6. 人間発達文化学類の履修基準	
1. 自己カリキュラム	25
2. カリキュラムアドバイザー	25
3. 履修基準	25
7. 自己デザイン領域科目の履修	28
8. 共通領域科目の履修	33
9. 専門領域科目の履修	34
10. 自由選択領域科目の履修	52
11. グレードアップ特修プログラム、推奨プログラム	
1. 英語特修プログラム	53
2. 情報特修プログラム	58
3. 特修プログラム「ふくしま未来学」	62
4. 推奨プログラムについて	66

<u>12. 他大学などにおける修得単位の認定について</u>	87
<u>13. 教育職員免許状の取得</u>	88
<u>14. 社会教育主事基礎資格の取得</u>	117
<u>15. 社会福祉主事任用資格の取得</u>	118
<u>16. 保育士資格の取得</u>	120
<u>17. 日本語教員養成コース</u>	125
<u>18. (公財)日本体育協会公認スポーツ指導者講習免除資格の取得</u>	129
<u>19. 海外の大学への学生派遣(留学)</u>	131
<u>20. 就学上の諸手続きについて</u>	134

関係規程等

<u>1. 人間発達文化学類規程</u>	137
<u>2. 福島大学試験規則</u>	143
<u>3. 学生受験心得</u>	146
<u>4. 福島大学単位認定規程</u>	148
<u>5. 卒業論文に関する取扱要項</u>	158
<u>6. 「公欠」についての申し合わせ</u>	159
<u>7. 大学間単位互換に関する取扱規則</u>	160

大学院人間発達文化研究科学習案内

<u>I 人間発達文化研究科の概要</u>	163
<u>II 教育方法</u>	165
<u>III 授業案内</u>	169
<u>IV 教職実践専攻におけるプロジェクト研究等及び研究指導教員</u>	171
<u>V 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻における修了研究及び研究指導教員</u>	172
<u>VI 教育職員免許状の取得</u>	176
<u>VII 学校臨床心理専攻で取得できる資格について</u>	196
<u>VIII その他</u>	199
<u>IX 関係規程等</u>	200

教育関係法令等

教育基本法、学校教育法(抄)、教育職員免許法(抄)、同施行規則(抄)、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(抄)、同施行規則(抄)、福島県介護等体験実施要綱(抄)

福島大学 人間発達文化学類

福島大学大学院 人間発達文化研究科

学習案内



平成30年度入学者用

2018

この『学習案内』は、人間発達文化学類及び大学院人間発達文化研究科における履修基準、履修方法等を記載したものです。履修にあたっては別冊子の『開講科目一覧・学科課程表』、『学生便覧』及び教務課HPの『教務Q&A』も併せて読んでください。

なお、授業科目等については年度により変更されることがありますが、その際には掲示等によりお知らせします。

また、この『学習案内』は入学時にのみ配付されます。卒業・修了時までなくさないようにしてください。

授業時間帯

曜日 時限	月曜日 ~ 金曜日	土曜日
1時限	8:40~10:10	
2時限	10:20~11:50	
3時限	13:00~14:30	13:00~14:30
4時限	14:40~16:10	14:40~16:10
5時限	16:20~17:50	16:20~17:50
6時限	18:00~19:30	18:20~19:50
7時限	19:40~21:10	

※人間発達文化学類の学生は、通常昼間の授業（月～金曜日の1～5時限）を履修します。月～金曜日の6・7時限及び土曜日は、人文社会学群夜間主コース（現代教養コース）の授業時間帯です。

※教務課の窓口時間は9:00～17:00（12:30～13:30を除く）レポート課題等の受付時間帯も上記同様です。

ただし、次の正規試験・補講期間においては、下記表のように時間帯が変更になります。

【該当期間】 「開講科目一覧」の『教務関係日程表』に記載

曜日 時限	月曜日 ~ 金曜日	土曜日
1時限	8:40~10:10	
2時限	10:25~11:55	
3時限	12:45~14:15	13:15~14:45
4時限	14:30~16:00	15:00~16:30
5時限	16:15~17:45	16:45~18:15
6時限	18:00~19:30	18:45~20:15
7時限	19:45~21:15	

はじめに

人間発達文化学類、大学院人間発達文化研究科に入学された皆さん、入学おめでとうございます。皆さんは、それぞれに夢や希望を抱いてこの春を迎えていることと思います。それらの夢や希望が一つでも多くかなうよう、これから学類での4年間あるいは大学院での2年間、有意義な学生生活を送っていただきたいと思います。

さて、すでに学生生活はスタートしていますが、高校までの学校での過ごし方とはさまざまな点で大きく変わったと感じているはずです。その変化の象徴ともいえるものが、この「学習案内」の存在ではないでしょうか。高校までは、この冊子に書かれているさまざまな履修上のきめごとを、生徒一人一人が意識することはあまりなかったと思います。学校の定めたルールにしたがって、少しだけの個人の選択の範囲の中で、あとは回りの友達と同じ学校生活を過ごせばよかったのではないのでしょうか。しかし、大学においては、この学習案内や学科課程表に書いてある履修基準表やその他のさまざまな履修上のルールの範囲の中で、自分自身で自分の学習計画を決定しなければなりません。大学は皆さんを、そうした重要な判断と決定をすることができる大人として扱っています。ただ、このような仕組みがうまく機能するには、学習主体となる皆さんが、学習させられる受身の存在から、自ら学ぼうとする積極的な存在へと、自らを変革しなければなりません。そのことをまずもって認識してほしいのです。この学習案内は、皆さんのそのような主体的な学習を進めるためのルールブックであると思って、学生生活の間大いに活用して下さい。

とはいえ、高校から大学へ入学したとたん、急に大人になれるわけではありません。私たちは、皆さんの主体的な学習を側面から支援するために、複数教員によるアドバイザー制度を設けています。オリエンテーションクラスアドバイザー、カリキュラムアドバイザー、学習クラスアドバイザー、そして3年の後期からは卒論ゼミの指導教員といったように、さまざまな任務を持ったアドバイザー教員やゼミ担当教員が、皆さんが展開する学びのそれぞれの局面で相談に乗ってくれるはずです。ぜひ積極的に先生方の研究室のドアをたたいてください。

さて、情報化・国際化・高齢化社会の進展とともに変化の激しい現代社会を前にして、今日、そうした変化に流されることなく新たな課題に協働的・実践的に学び対応できる「学習力」・「実践力」・「協働する力」などが強く求められています。このことを受け、さまざまな資格取得を準備する大学も増えています。もちろん、自分の得意分野を生かして勉強し、資格取得に結びつくこと自体、大いに結構なことです。ただ、今日の社会は、変化がめまぐるしく、常に最新の知識や技能を更新しつづけなければならない時代となっています。改めてとらえ直すと、このような社会で強く生きていくために大切なことは、解決しなければならない課題の本質を見抜く力、その課題を解決するための知識や方法を自ら学ぶ力、そしてそれをもとに果敢に問題にチャレンジし解決に導いていく力です。

人間発達文化学類は、人間の教育・発達と文化の探究・創造に関する専門的知識・技能の獲得を通じて、現代社会が直面する人間の教育や発達支援に関わる諸課題に積極的に取り組もうとする人材を育成することを主たる目的としています。しかし、少子高齢化社会、都市化や高度情報化に伴う生活環境の変化、若者の職業選択の問題、いじめや不登校、あるいは学力問題など、今日の日本社会が抱える人間の教育・発達支援に関連する課題は、多岐にわたっており、日々変化し拡大し続けています。このような状況にあって、今後起こりうる教育・人間発達支援に関わる諸問題のすべてを大学4年間で学ぶことは、とても困難です。このことは、大学院についてもそのまま当てはまるかもしれません。

大学で、あるいは大学院で学ぶべきは、今後皆さんがそれぞれのポジションで直面する諸課題を前にして、それらの背景にある本質を見抜くための広い視野（教養）と、その課題解決のための専門的な知識と技能を自ら学び、そして解決するために実践的に応用していく力を身に付けることです。私たちは、それらの力を養うためのさまざまな学びのシステムを準備しました。

学類においては、「自己デザイン領域」の一環として「自己学習プログラム」・「キャリア形成論」・「キャリアモデル学習」・「インターンシップ」等をはじめとする多様な専門的カリキュラム構造を準備しています。大学院においても、現代社会が提起する人間の教育・発達・文化に関連する多様な研究課題に対応し活躍する高度職業人養成を支える意欲的なカリキュラムを専攻や領域の特徴に応じて準備しています。特徴的なものとしては、近接する専門領域の知見に学びながら大学院での専門研究を協同的に深化させる「コミュニティⅠ・Ⅱ」・「領域間連携科目」、さらに実践的観点をもって研究を展開させていく各種の「実践研究」関連科目等、多くの科目を準備しています。こうしたカリキュラムの仕組みを積極的に活用し現代社会をたくましく生きる力を身につけてほしいと思います。

大学に入学した時点では、周りの殆どの人が初対面であり、少しの戸惑いと心細さを感じていることでしょう。しかし、人生の目的を同じくする新たな仲間との出会いを、是非大切に育てていってほしいと思います。人とつながる力は、とりわけ教員をはじめとする人間発達支援に携わる人間にとって、最も大切な資質の一つです。「教養演習」・「基礎演習」・教育実習・実践実習関連科目、実践研究関連科目を重視し、クラスやゼミなどの少人数集団を学びの単位として設定している理由の一つがここに 있습니다。一人で頑張ることも大切ですが、人と交わりながら学ぶことによって、学びはもっと豊かになるはずで

この学習案内が、学習のみならず、皆さんの学類・大学院での学生生活全体を豊かにする手がかりとして活用されることを願っています。そして、これから始まる学生生活で発揮される皆さんの努力とその成長を心から期待します。先輩達も学校教員をはじめとし社会の多様な場面で有為の人間発達支援者として活躍しています。皆さんが学類の新たなページに確かな足跡を残し、先輩たちが残した伝統と実績を継承しさらに発展させていくことを大いに期待します。

人間発達文化学類 学修指標

人間発達文化学類 学修指標

福島大学人間発達文化学類は、社会の様々な場面で必要とされるエデュケーター（人間の発達を支援する専門家）を育成する学類です。その教育理念を明確にしたものが「人間発達文化学類学修指標」です（略して「学修指標」と呼ぶことにします）。学修指標は、本学類の人材育成の指針・目標であり、また、皆さんが本学類を卒業するまでに身につけるべき力を明示化したものでもあります。

「学修指標」では、対象となる人間および文化に対し、それらの仕組みや相互関係について「理解し探究する力」、主体的に現実にふれ働きかける「人や文化と関わる力」、課題を発見し知識や技術を通して「解決し創造する力」という3つの力を基礎として、全体として、人間の発達を支援し、文化を育てていく「教える力」を高めることを目標としています。

皆さんには、これからの大学生活や学びにおいて、専門的な知識や専門的スキルを人間や社会の発達という理念と結びつけ、次世代の創造者としての力量を身につけてくれることを期待しています。人間発達文化学類は皆さんの成長を支援していきます。



人間発達文化学類 学修指標

I 教え育む力

人間の成長は自然に進行するのではなく、人から人への意図的な行為により成立します。また、それは社会の中で必要とする様々な文化を身につけることでもあり、文化の分かち伝えという側面も持っています。すなわち教え育む力は、人間の成長を支援する力と、文化の担い手となってそれを育てていくという二面性が求められます。

I-1 成長を支援する力

- ・ 人間発達の支援に関わる者は相手に働きかける存在であると同時に、その存在自体が影響を与えることを自覚する。(エドゥケーターとしての自覚)
- ・ 現象のみにとらわれることなく、対象者の置かれている状況を正確に理解し、課題を自覚させたり、解決への意欲を持たせることができる。(問題解決への支援)
- ・ 成長を促すための外的な働きかけを行いながら、相手にその課題を自覚させ、自ら解決しようと努力するよう促す。(セルフ・エデュケーション)

I-2 文化を育む力

- ・ 知識、技術の総体である文化の担い手としての自覚を持ち、人々に発信し表現していくことの重要性を理解している。(文化の伝達)
- ・ 伝統文化の継承や新たな文化の創造を通して、人間や社会の発展に寄与しようと努力する。(文化の創造)
- ・ 現代文化の持つ積極的意義や克服すべき課題を見出し、未来に向けて模索し続けていくことができる。(未来志向)

II 理解し探究する力

人間を理解するということは、客観的なしくみを知ることであり、また、それによって自分が何をすべきか理解するという面も含まれます。さらに、文化を理解するということも、単に受動的に知るとどまらず、担い手として能動的に探究していくということが大切です。

II-1 人間に対する深い理解

- ・ 人間の身体的・心理的発達、集団や社会の発展についての筋道をよく理解している。(発達の筋道の理解)
- ・ 人間の発達は極めて多様な形をとることを知っており、その多様性を肯定的にとらえ、一人ひとりを理解しようと努力する。(人格・個性の尊重)
- ・ 個人の抱える課題や問題を多様に理解しようとし、基盤となる人間関係や社会・文化と結びつけて考えることができる。(社会背景の認識)

II-2 文化の探究

- ・ 自分が携わる文化や学問分野における専門的知識と技能を身につけている。(専門的知識と技能の獲得)
- ・ それぞれの学問固有の問いの立て方、ものの見方、思考法を身につけており、それぞれの文化の担い手として深く探究していくことができる。(学問的思考)
- ・ 現代的課題への問題意識を持ち、ひとつの事象を複数の観点から捉えることができる。(多様な視点からの問題把握)

Ⅲ 人や文化と関わる力

エドゥケーターとして人間を支えていくには、人や文化の多様性を知り、適切なコミュニケーション方法を用いて多くの人びとと関わりながら、豊かな人間関係を築いていくことが重要です。また、文化の担い手として自分なりの方法で現実社会にアプローチし、また批判的に文化を再構築していくことが求められます。

Ⅲ－１ コミュニケーション実践

- ・ 多様なコミュニケーションのあり方を理解し、言語によるものばかりでなく非言語コミュニケーションも重視している。(多様なコミュニケーション)
- ・ 相手の言う言葉に耳を傾け、受容共感しようとしている。(共感的態度)
- ・ 老若男女を問わず、価値観や考え方の違いを超えて、コミュニケーション活動を展開し、関係形成に資する。(関係形成への努力)

Ⅲ－２ 文化的実践

- ・ 自らの専門性を現実社会のなかで活用する方法を理解し、実践しようとする。(学問・文化の実社会での活用)
- ・ 異文化を含む多様な文化を理解しようとし、人間の多様性を尊重している。(文化の多様性の尊重)
- ・ 伝えるべき内容や相手に合わせて伝達方法やプレゼンテーションの方法を選択し、効果的に文化内容を伝達することができる。(効果的な伝達方法)

Ⅳ 解決し創造する力

社会の中で生じる様々な問題を批判的・創造的に解決していくためには、多くの人々と共同し、相互理解を深め協力しながら進めて行くことが必要です。また、問題自体のしくみを考察・整理し、常に学び続け、自らを振り返って改善し続ける姿勢が求められます。

Ⅳ－１ 共同性の創造と深化

- ・ 状況に即して適切な態度をとることができ、人間関係を意図的・主体的に形成することができる。(共同性の創造)
- ・ 専門的な知識をもとにして、一般的な発達課題や個人的なトラブルを乗り越えるための方略を練ることができる。(成長への方略)
- ・ チームワークを重視し、集団としての意思を形づくり、自律的・自治的に活動を展開させることができる。(自治と自律)

Ⅳ－２ 課題発見・解決能力

- ・ 疑問や関心、問題意識をふくらませ、創造的に発想を広げていくためのスキルを会得している。(創造的発想)
- ・ 問題を順序立てて論理的に考察したり、正確な情報と論拠に依拠して批判的に検討しながら、課題を解決していくことができる。(論理的・批判的問題解決)
- ・ 問い続け学び続けていくことの重要性を理解しており、自らの行動や成果を客観的に捉えるための方途を知っている。(実践の省察)

人間発達文化学類学習案内

1. 本冊子に記載されていること

クラスごとに基本的な時間割が定まっている高校などとは異なり、大学ではみなさんがそれぞれの目的に応じて開講されている授業科目の中から受講する科目を選択し、自分なりの「時間割」を作成しなければなりません。

本冊子にはみなさんが卒業するため、あるいは各種資格を取得するために履修しなければならない授業科目の履修方法が詳細に記載されています。本冊子をよく読み、卒業および資格取得のための基準をよく理解して、4年間の受講計画を立ててください。

本冊子に記載されない授業に関する連絡事項はすべて所定の掲示板に掲示します。毎日立ち寄って確認してください。**本冊子記載の事項や掲示を見落としのために卒業や資格取得ができなくなったとしても、それはみなさんの自己責任となります。**

本冊子は入学時にのみ配布するので、卒業するまで大切に保管してください。

『学習案内』の記載内容

- 授業の履修・単位の修得に関すること
- 卒業論文に関すること
- 人間発達文化学類で取得できる資格に関すること
- 人間発達文化学類の専攻、クラスに関すること
- 転学群・転学類・転専攻に関すること
- 留学に関すること
- 就学上の諸手続きに関すること
- 授業・試験などに関わる諸規則

以下については別冊子を参照してください。

- 授業の時間割に関すること
 - 年間の行事予定
 - 自己デザイン領域科目の履修について
 - 各棟案内図及び教員電話番号表
 - 大学院サテライト教室図面
- 『開講科目一覧』[別冊] 毎年度配付

- 学則、課外活動、奨学金など学生生活一般に関すること → 『学生便覧』[別冊]

2. 履修に関する基本的事項

1. 単位と授業時間

大学で開講される科目にはそれぞれ**単位数**が定められています。みなさんが授業を受講し、担当教員によって一定の水準に達したと評価されたときにこの単位が認められます。卒業もしくは各種資格を取得するためには、定められた科目について単位の認定を受け、必要な単位数を修得しなければなりません。

授業科目の単位数は、「大学設置基準」により 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法や、授業時間外の学修等を考慮して大学が定めるとしています。

単位数計算の基準は、講義及び演習については、15～30 時間の範囲で 1 単位。実験、実習及び実技については、30～45 時間の範囲で 1 単位とされています。

これを受け、本学では毎週 1 コマ (90 分) の授業を半期間 (30 時間) 受講することにより、講義及び演習は 2 単位、実験、実習及び実技については 1 単位として認定しています。ただし、授業科目によっては異なる場合がありますので、各授業科目の単位数を参照してください。

なお、本学における 1 時限 (単位数算出上の用語として 1 コマと称す) 90 分の授業は、設置基準上の 2 時間とみなします。

■設置基準でいう 45 時間 1 単位を満たすためには、自宅等において自学自習 (予習・復習) を行うことが求められていることに留意してください。

2. 年次とセメスター

人間発達文化学類では学年制は取っていません。みなさんは在学年数に応じて **1 年次生、2 年次生・・・**と呼ばれます。在学しなければならない 4 年間それぞれを前後期 (4～9 月を前期、10～3 月を後期) に分け、各期を**セメスター**と呼びます。たとえば、1 年次前期は第 1 セメスター、後期は第 2 セメスターとなります (4 年間で計 8 セメスターとなります)。

授業の開講時期、各種手続きの時期などはセメスターまたは年次で表記されます。自分の在学年数と、現在どのセメスターにあたるのかについて、注意が必要です。

3. 履修登録

単位を修得するには、定められた期日に Web 上 (LiveCampus) から受講科目の登録をしなければなりません。これを**履修登録**と呼びます。履修登録をおこなわないと、授業に出席していても単位の修得はできません。履修登録は毎年度、前後期に 2 回おこなわれます。

■LiveCampus（ライブキャンパス）

福島大学では、教務情報システムとして LiveCampus という Web システムを導入しています。LiveCampus は大学内だけでなく、自宅やアパートなど、学外からも利用できます。

LiveCampus による履修登録の方法は、履修登録時に別途配付します。

■受講調整

授業科目の中には、教室の収容人員の都合上、受講者を制限するものがあります。

特に共通領域の授業科目と学群共通科目の受講調整は、一定の手続きにしたがっておこなわれます。詳細は『開講科目一覧』別冊子の「共通領域科目の履修」及び本冊子「9. 専門領域科目の履修」に記載されています。また入学時におこなうガイダンスや掲示でも説明をおこないますので、必ず指示にしたがってください。調整対象となった科目は、受講許可を得なければ履修登録ができなくなるので十分に注意してください。

■二重履修の禁止

同一時間帯に開講する複数の科目を同時に履修することは認められません。

■集中講義

毎週開講されず、夏季、冬季休業期間など、一定期間に連続して開講する授業を**集中講義**と呼びます。

■C a p 制度

本学では、予習・復習の時間を含め計画的な履修と学習の質を保証するために、各セメスターの履修可能な単位数に上限を設定しています。これを**C a p**（キャップ）制度と呼びます。

人間発達文化学類では、**1セメスターに履修登録できる単位数の上限を24単位としています**。1年間に修得できる単位数の上限は通常48単位となります。登録できる単位数の上限が定められているので4年間を見据えた計画的な履修計画を立てることが必要となります。

ただし、以下の科目は**C a p**の対象から除外され、1セメスターに24単位を超えて履修登録が可能となります。

①集中講義

集中講義は、人間発達文化学類の全学生について**C a p**除外科目となります。

②学類が指定した科目

学校教員免許状などの取得に関わって学類が指定した科目（『開講科目一覧』[別冊]に●印で記載）は、教員免許状取得を希望する**教職登録者**についてのみ**C a p**除外科目となります。教職登録をしていない学生、教職登録を抹消した学生は**C a p**除外の適用が受けられません。

ただし 1 年次のうちは教員免許状取得を希望しない学生でも「学類が指定した科目」（●印科目）が**C a p**除外の適用となります。

③その他の科目

【自己デザイン領域】 自己学習プログラム インターンシップ（就業体験学習）

外部検定試験によって単位を認定した科目

海外留学・語学研修などによって単位を認定した科目

他大学などとの単位互換によって単位を認定した科目

■履修登録撤回制度

実際に授業を受けてみると、授業内容が予想していたものと違っていたり、授業についていけないと感じたりすることがあります。そのような場合には履修登録を撤回することができます。『開講科目一覧』[別冊]記載の期日に手続きをおこなってください。なお、集中講義で開講する科目は当該授業開始日の翌日までとします。一度履修登録撤回をした科目でも、次 Semester 以降であればふたたび履修登録をすることができます。

ただし以下にあげる科目は、**履修登録の撤回はできません**。

①必修科目

【自己デザイン領域】 教養演習 I・II キャリア形成論

【共通領域】 外国語科目（応用英語、英語以外の外国語上級、日本語 I～IV を除く）

健康・運動科学実習 I・II

【専門領域科目】 基礎演習 卒業研究科目

②受講調整がおこなわれた科目

4. シラバス

シラバスとは「授業計画」のことです。担当教員名、授業の目的、各回の授業内容、成績評価の基準や方法、予習・復習についての指示、教科書・参考書、履修条件などが記載されています。

履修計画を立て、履修登録をおこなう際の参考にしてください。授業期間全体を通じた授業の進め方を確認し、各回の授業に求められる予習・復習の参考にすることができます。

■LiveCampus のシラバス

各授業のシラバスは、LiveCampus から閲覧できるようになっています。LiveCampus にログインし、見たい科目のシラバスを参照してください。印刷されたシラバスは事務担当窓口に着置しています。

■詳細シラバス

授業によっては、最初の時間に詳細なシラバスを配付する場合があります。また、授業時の資料配付やシラバスの補足などを教員のホームページなどでおこなっていることもあります。LiveCampus のシラバスの記述や授業時のアナウンスを参考にしてください。

5. オフィス・アワー

オフィス・アワーとは、みなさんの履修相談や授業に関する質問などを受け付けるためあらかじめ設定されている時間帯のことをいいます。みなさんはこの時間帯に授業担当教員の研究室を訪れ、授業に関する質問や相談をすることができます。各教員のオフィス・アワーの時間、場所等は授業時又はシラバスへの記載によりお知らせします。

なお、事前に了承を得ていれば、オフィス・アワー以外の時間帯にも質問や相談に答えてもらえるので、時間の余裕を持ってアポイントメントを取っておくとよいでしょう。

6. 試験及び成績（GPA制度）について

（1）単位の認定

履修科目の単位は、授業担当教員によって、その科目に関する学習が所定の水準に達したと判断されたときに認定されます。

成績の評価は、試験やレポートによることが多いですが、出席状況、授業態度、学習発表など日常の学習活動が加味されることもあります。「授業の出席日数が足りない」など、日常の学習活動が不十分な場合、試験の受験資格が認められなかったり、単位が認定されなかったりする場合がありますので、シラバスに示される評価基準に留意してください。

（2）試験について

試験には、試験規則に則り行われる正規試験と、担当教員の判断で随時行われる平常試験があります。正規試験は、行事予定表（『開講科目一覧』[別冊子]）に記載されている期間に実施されます。正規試験の時間割は、試験期間開始の1週間前に発表されますが、通常の授業の曜日・時間帯・教室等と異なる場合がありますので十分注意してください。また、発表後に教室や実施日が変更になる場合がありますので試験中の掲示は特に注意してください。

試験に関する規則、正規試験を受験する際の諸注意はそれぞれ「福島大学試験規則」、
「学生受験心得」に定められています。受験の際はよく読んでください。

■ 追試験

「病気その他やむを得ない事情」により正規試験を受験できなかった場合は、
追試験を認めることがあります。病気の場合は医師の診断書、交通機関が遅れた
場合は遅延証明書が必要となります。

平常試験の追試験については、授業担当教員の指示に従ってください。

■ 試験等における不正行為（カンニング等）

大学は学問の場であり、研究の場です。ここでは学生も含めたすべての研究者
が、自らの努力と責任において真理を追究していかなくてはなりません。したが
って、他人の努力の成果を無断で盗用したり借用したりする行為は、大学そのも
のへの裏切り行為となります。卒業論文やレポートにおいて他人の文章を断りな
くそのまま使ったり、試験でカンニングしたり、友人に出席工作（代返、代筆等）
をしてもらったり（してやったり）といった行為はすべて不正であり、大学の一
員としてけっしてやってはならない行為です。

正規試験において不正行為をおこなった場合、当該科目だけでなく、そのセメ
スターに登録したすべての履修登録が取り消しになるほか、学則に基づき懲戒処
分を受けることとなります。絶対に不正行為はおこなわないようにしましょう。

■ 学生証

学生証を携帯しなければ正規試験を受験することはできません。

■ レポート

試験のほか、レポートによって成績評価をおこなう場合があります。レポート
を提出する場合は以下の事項に留意してください。

- ① 締切り後の提出は認められませんので、提出期限を確認の上、余裕をもって
作成してください。提出時間は窓口対応時間内とします。
- ② レポートは必ずペン書き又はワープロで作成し、ステープラーなどで綴じて
提出してください。レポートの記載事項および提出方法については、授業担当
教員の指示に従ってください。

■未完了

「未完了」とは、履修登録撤回の手続き期間経過後から授業期間の最終日（集中講義の場合はその最終日）までに、病気や事故等やむを得ない個人的な事情で、履修登録した科目の受講を継続することが困難になった場合等を理由として申請をした者に認められる制度です。申請が認められた時点で、成績通知表には「I」の記号が付され、再履修しない限り「I」のまま残ります。なお、未完了「I」はGPAの計算対象にはなりません。

(3) 成績評価

本学における成績評価の基準は以下の表のようになります。各科目の成績は5段階（A、B、C、DおよびF）で評価され、各評価にはそれぞれ**グレードポイント（GP）**が与えられます。

	評価	基 準	G P
合 格	A	きわめて優秀	4
	B	優秀	3
	C	望ましい水準に達している	2
	D	望ましい水準に達していないが、不合格ではない	1
不 合 格	F	不合格	0

※「望ましい水準」に達していればC以上の評価が与えられます。「望ましい水準」の具体的な要件はシラバスに記載されています。

■GPA制度

上記のGPにもとづき、1単位あたりの成績の平均値 **GPA（Grade Point Average）** が計算されます。GPA はみなさんの「学習の質」を表します。「望ましい水準」を示す2.0（Cグレード）以上のGPAを目指してください。多くの科目の履修登録をおこなっても、学習が不十分でDやF評価が多くなるとGPAは低くなります。履修計画を立てる場合はその点に十分注意する必要があります。

GPAは**クラスアドバイザー**がみなさんの履修指導をおこなう際に利用します。

また、学類や専攻を変更する場合の認可の条件となります。

■ GPA 対象外科目

以下の科目は、GPA 算出の対象に含まれません。

【自己デザイン領域】 自己学習プログラム インターンシップ（就業体験学習）

【専門領域】 教育実習Ⅰ・Ⅱ 特別支援学校教育実習(基礎) 特別支援学校教育実習(応用) 教育実習（事前・事後指導含む）

保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 日本語教育実習Ⅰ・Ⅱ

博物館実習 美術館実習 社会教育課題研究Ⅰ・Ⅱ

外部検定試験によって単位を認定した科目

海外留学・語学研修などによって単位を認定した科目

他大学などとの単位互換によって単位を認定した科目

■ 再履修と再修得

F 評価（不合格）になり、単位を修得できなかった科目は次semester以降に**再履修**することができます。D 評価以上の成績を得られれば、評価が変更されます。

単位を修得した科目は通常は再履修できませんが、D 評価で単位を修得した科目に限り、次semester以降に同じ科目を再度受講して成績を上げることができます（**再修得**）。C 評価以上の成績を得られれば、評価が変更されます（再修得した科目の評価がFになった場合は、成績は変更されずDのままとなります）。

再修得には特別の手続きは必要ありません。LiveCampus による通常の履修登録をおこなってください。

■ 再修得できない科目

以下の科目は再修得できません。また再修得を希望する科目で受講調整がおこなわれる場合は、再修得の学生（D評価者）が最初に調整対象になります。

【自己デザイン領域】 自己学習プログラム インターンシップ（就業体験学習）

【共通領域】 外国語科目（英語以外の外国語初級を除く）

日本事情Ⅰ～Ⅳ（留学生対象科目） スポーツ実習

■ GPAの計算方法

GPA = (修得した科目の単位数×GP) の総和 ÷ 履修登録した科目の単位数の総和
(小数点以下第3位で四捨五入)

< GPAの計算例 >

	履修登録した 科目の単位数	修得した 科目の単位数	評価	GP	
日本国憲法	2	2	B	3	2 × 3 = 6
人間を科学する	2	2	C	2	2 × 2 = 4
発達障害の行動分析	1	1	A	4	1 × 4 = 4
幾何学 I	2	0 (不合格)	F	0	0 × 0 = 0
外国の教育	2	2	B	3	2 × 3 = 6
サッカー	1	0 (未完了)	I	—	
計	9 (未完了のサッカー1単位は除外)				20

GPA : $20 \div 9 = 2.22$

■ 成績発表・不服申立てについて

成績は、LiveCampus で確認します。各セメスターの成績発表日以降に当該セメスター分が追加されますので各自必ず確認してください。なお、紙での交付は行っていませんので留意してください。成績の確認は、メンテナンス期間を除き随時可能です。

成績評価について不服がある場合には、セメスターごとに定められた期間内に「不服申立て」をすることができます。「不服申立て」は、LiveCampus によりおこないます。申請方法等詳細は、掲示によりお知らせします。

この「不服申立て」に対しては当該授業科目の担当教員が個別に対応します。ただし、非常勤講師担当の授業科目にかかわる「不服申立て」については教務担当窓口で対応します。

成績に対する不服は、単に自分が期待した評価が得られなかったというだけでは、申し立てることはできません。「不服申立て」にあたっては、シラバスの成績評価基準による自己採点と得られた成績評価との間に明らかにギャップがあるなど、「不服申立て」をおこなうに足る合理的な根拠を明確に説明することが必要です。要件を満たさない申し立ては不許可となります。

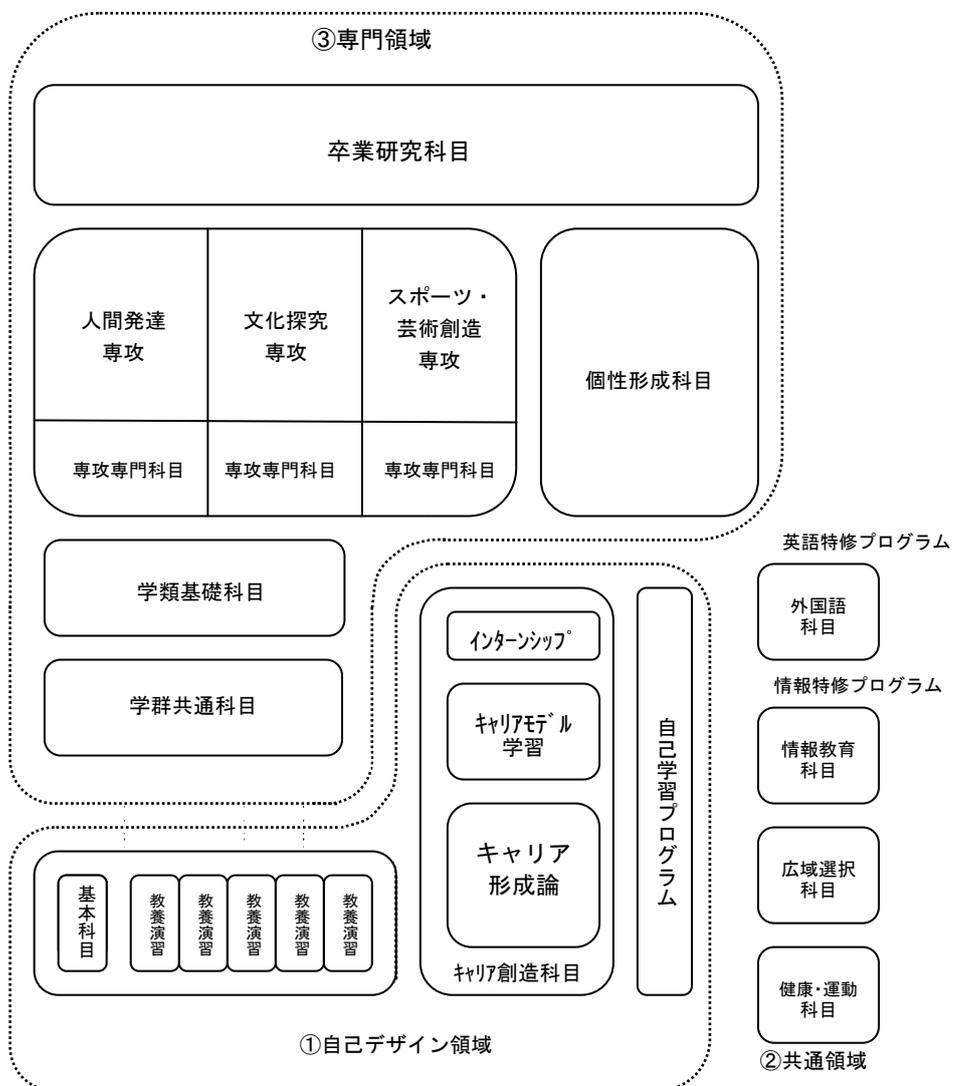
3. 福島大学のカリキュラム

1. 福島大学のカリキュラム構造

福島大学のカリキュラムは大きく以下の4領域に分かれています。

- ①自己デザイン領域
- ②共通領域
- ③専門領域
- ④自由選択領域

卒業するためには、上記の4領域それぞれにおいて必要な単位数を修得しなければなりません。**必要な単位数は「履修基準」に示されています。**単位の修得ミスは、卒業延期の可能性がありますので留意してください。



人間発達文化学類のカリキュラム構造

2. カリキュラムの特色

福島大学は、2004年10月に、「広い教養と豊かな創造力を有する専門的職業人の育成」を教育目標として掲げ、従来の組織を再編成して大きく生まれ変わりました。福島大学のカリキュラムは、この教育目標を実現するために編成されています。

一般に大学のカリキュラムは、主として教養教育を目的とした一般教育科目と、それぞれの学部の教育目標を達成するための専門教育科目とによって構成されています。しかし、教養教育と専門教育とを個別に扱う従来のやり方では、福島大学が掲げる教育目標を実現するには無理があります。もちろん、教養教育と専門教育は大学教育の主要な柱であることには変わりはありません。そのことを前提としつつも、福島大学はカリキュラム全体の構造を、「自己デザイン領域」「共通領域」「専門領域」「自由選択領域」の4領域に再編成することにより、広い教養と豊かな創造力を有する専門的職業人を育成しようと考えました。

専門的力量を備えた職業人になるためには、当然その領域に関する高度な専門的知識や技能を獲得することが要求されます。このため、専門領域においては、各学類・専攻の教育目的に応じ、基礎・基本を重視しつつ、それらを高度なレベルに開花させるための体系的なカリキュラムが準備されています。

ただ、今日の社会は、あらゆる分野が相互に密接に関っており、特定分野に関する知識や技能が単独で機能するような単純な社会ではありません。また、21世紀は、国際化、グローバル化が更に進展するとともに、環境問題、高齢化社会、人口やエネルギー問題といった人類的課題に直面しています。21世紀が求める職業人には、単にそれぞれの分野に関する専門的な力量を身につけるだけでなく、それらを、こうした今日の社会の現象や諸問題に結びつけて理解し、活用する力が要求されています。このような力を私たちは「教養」と呼びます。特に共通領域は、そのような力を身につける場として設定しました。

福島大学のカリキュラムでは、これに加えて新たに「自己デザイン領域」という学習領域を設けました。この領域は、大学での学び方を身につけ、大学生としての自分をデザインすることを目的とした「教養演習」、職業に対する認識を深め、自分の将来をデザインしながら大学での学びの意味を考えることを目的とした「キャリア創造科目」、自分たち自身が学習課題や学習方法をデザインすることにより、主体的に学ぶ力を身につけることを目的とした「自己学習プログラム」によって構成されています。自分で自分自身をデザインする、あるいは自分自身が学ぶべきことをデザインするという意味で、この領域を「自己デザイン領域」と命名しました。学習という行為が本当の意味で実を結ぶには、「教わる」という受け身の姿勢ではなく「みずから学ぶ」という主体性が必要です。自己デザイン領域のこれらの科目は、学ぶ目的に気づき、主体的に学ぶスタイルを身につけるうえで不可欠であると考えています。

福島大学のカリキュラムのもうひとつの特徴は、「自由選択領域」にあります。自由

に選択できる科目は、どの大学でも準備されています。しかし、福島大学の特徴は、共通領域の科目はもちろん、各学類が開講する専門領域科目についても受講できるようにした点にあります。視野を広げ、創造力と専門的力量を獲得するには、学部の中に閉じこもり、学部が提供する授業科目だけで学習する従来型のシステムでは不十分です。このため、福島大学では、従来の学部制を廃止して、学類制という新たな制度に切り替えました。そのひとつのねらいは、カリキュラムにおける学部の垣根を低くして、文系・理系を問わず大学で開講されているさまざまな分野の専門教育科目を受講できるようにした点にあります。

もちろん、すべての科目を受講するわけにはいきませんが、担当教員によるきめ細かな履修指導やアドバイスを受けながら、福島大学が準備するバラエティーに富んだ授業科目を積極的に活用して、視野を広げ、専門的力量を身につけていただきたいと思います。

こうした四つの領域とは別に、更に自分の能力を伸ばそうという意欲のある学生のために、四つの特別なプログラムを準備しました。ぜひチャレンジしてみてください。

①『英語グレードアップ特修プログラム』

国際化の進む今日の世界の中で、英語コミュニケーション能力を更にグレードアップしようとする学生のためのプログラムです。

②『情報グレードアップ特修プログラム』

情報や情報機器についての理解を深めるとともに、その能力を教育の分野に活かそうとする学生のためのプログラムです。

③『特修プログラム「ふくしま未来学」』

東日本大震災及び原子力災害の経験を踏まえ、地域課題を実践的に学習し、未来を創造する能力を高めようとする学生のためのプログラムです。

④『推奨プログラム』（人間発達文化学類独自）

各クラスで学生に学んで欲しい専門性の強化をめざし、学生に対する履修の手がかりとなるプログラムです。

このように、福島大学のカリキュラムは、他の大学にはないさまざまな工夫が施されています。それらの工夫を最大限に活用して、実りある学習をしていただきたいと思います。

4. 専攻、クラス、アドバイザー教員

1. 人間発達文化学類の専攻

人間発達文化学類は人間発達専攻、文化探究専攻、スポーツ・芸術創造専攻という3専攻からなっています。各専攻ではそれぞれ「発達」「探究」「創造」をキーワードに、自らの興味関心にしがたって学習を深めていきます。その際、自分の所属する専攻の学習にのみ固執する必要はありません。複雑化した現代においては、専門性を深く掘り下げようとすればするほどさまざまな領域にまたがった学習が求められてきます。幅広い教養を基礎としなければ充実した専門的な学習はけっして実現しません。

狭い領域に閉じこもった発想から抜け出し、本当に学びたいことについて領域を越えて意欲的に追究してください。人間発達文化学類では、幅広い教養と深い専門性を同時に身につけることが期待されているのです。

2. クラス制度

人間発達文化学類では、みなさんに「集団で学ぶ力」をつけてもらうためにクラス制度を設けています。興味関心を共有する人、意見がまったく異なる人などさまざまな友人と議論をし、時には協同作業をおこなうことで、みずからの考えや関心を狭い領域から解放し、幅広い学びを実現することができます。集団で学ぶことの意義はここにあります。この制度の趣旨を生かし、多くの友人と切磋琢磨しながら学習に励んでください。

クラスは**オリエンテーションクラス**と**学習クラス**からなります。オリエンテーションクラスは、専攻ごとに編成し、教養演習を通して大学での学び方や過ごし方を集団で学習します。みなさんは第1 Semesterから第2 Semesterまでをこのクラスで学びます。その後、第2 Semester終了までに学習クラスを決定し、第3 Semesterから卒業までそのクラスに所属します。学習クラスは専門性を意識したクラスですが、固定されたカリキュラムはありませんし、定員も設けていません。自分の所属する専攻内のクラスであればどのクラスでも自由に選択できます。みなさんは自らの興味関心にしがたって、最も学んでみたいクラスに入ってください。

3. クラスアドバイザー

オリエンテーションクラスと学習クラスには、それぞれ一人ずつ教員が**クラスアドバイザー**として付き、大学での学び方や大学生活のアドバイスをします。クラスアドバイザーはみなさんの学生生活が充実できるようサポートする役目を担っていますので、疑問や悩みがあれば気軽に相談してください。

4. 転学群・転学類・転専攻

入学後に学習を進めるなかで、興味や関心が変わることも十分に考えられます。そのような場合のために、転学群・転学類・転専攻制度があります。ただし自分の選んだ進路を大きく変更することになりますので、新たに授業科目を取り直すことも必要になり「4年間で卒業できない」、「希望していた資格が取得できない」といった事態が生じる可能性がありますので、安易な気持ちでこの制度を利用することのないように留意してください。

■転学群・転学類

他学群や他学類への移籍を希望するものは、第3 Semester 終了時に受入れ学群・学類のおこなう選考に合格することが必要となります。その際、修得単位数や GPA について各学群や学類が定めた水準に達していることが条件となります。

■転専攻

所属する専攻を変更する場合は、第3 Semester 中に選考をおこない、合格した場合に、第4 Semester からの変更となります。

なお、所属専攻変更願を申請するためには、以下の条件を満たしている必要があります。

- ①第2 Semester 終了時まで総単位数 40 単位以上を修得していること。
- ②第2 Semester 終了時点の GPA が 3.0 以上であること。

■転学群・転学類・転専攻の手続き

転学群・転学類・転専攻の具体的な手続きについては、教務事務担当窓口まで問い合わせてください。

5. 学習ポートフォリオ・キャリアカルテ・教職履修カルテについて

1. 学習ポートフォリオについて

ポートフォリオとは、本来、学習の記録を冊子のような形式に綴じ込んだものを言いますが、ここで言う「学習ポートフォリオ」とは、年度ないし Semester 単位で、みなさんが自己の学習の目標を書き入れ、それを振り返るシートのことを指しています。

みなさんは、入学後、高校までとは異なる自己決定の学習スタイルをはじめることになりますが、ややもすると、安易に流れにまかせてカリキュラムを組み、ただ授業を聞いて単位を取り学習を終えるという効果の少ない学習スタイルになりかねません。これでは大学生にふさわしい学習スタイルとは言えません。

学習とは、基本的に、学習者自身が自己の目標を定め、その目標に沿いつつ、学習者同士や自らが切磋琢磨して、その結果獲得した学習成果を自己評価し、改善していく一連の過程のことを言います。それは、自己学習力を伸ばす学習スタイルということができます。その学習スタイルをつくり出すための手助けをするのが「学習ポートフォリオ」です。

学習ポートフォリオは、Semester ごとに学習計画と成果を記入し、それを繰り返すことを通じて、学習の質を高め、学士としての力をつけていく見通しをつけることができます。

学習ポートフォリオは、すべての学類生が記入します。記入したあと、アドバイザー教員・卒論指導教員と面談を行ってください。そうすることでより確かな気づきが得られるでしょう。

この学習ポートフォリオは、4年間使うものです。再配布はできません。紛失しないように注意してください。

2. キャリアカルテについて

みなさんにきめ細かな就職支援をするために、進路意識の動向を把握するためのカルテがあります。それをキャリアカルテと言います。

キャリアカルテを記入することによって、キャリア形成に向けて、現在の自分自身の状況・状態を客観的に捉え直す機会となり、自己理解を深める機会ともなります。

また、自分の進路意識や自己アピールを書くことによって、将来、実際の就職活動において役立つ内容を記述する練習にもなります。それを1年次から繰り返すことによって、自己表現力が向上します。

キャリアカルテは、学習ポートフォリオに該当ページがありますので、記入後、アドバイザー教員と面談を行ってください。

3. [教育職員免許状希望者用]教職履修カルテについて

教職履修カルテは、教育職員免許の取得をめざす学生のみなさんが教員としての態度・知識・実践力を自己評価するための自己診断カルテで、教職登録（1年次12月）と同時に配布されます。教職履修カルテは、①と②で構成されています。教職履修カルテ①は、3セメからセメスターごとに書き、教員としての基本的素養と実践力を身に付けるために、みなさんが学習の成果と課題を明らかにするものです。教職履修カルテ①は、3つの分野からなっています。第一に、教職関連科目についてその履修状況を、「学習の成果と課題」という点から自己診断します。第二に、教科に関する科目について、どのくらい専門の力がついたかを「学習成果と課題」として振り返ります。第三に、「実践・実習科目」の履修経験やボランティア経験の状況を書き込み、実践力がどのようについたかを振り返ります。その上で、教職履修カルテ②では、原則として4セメ（実習前）、5～6セメ（実習直後）、7セメ（8セメの教職実践演習の前まで）の3回書きます。4つの教職力（使命感、「授業づくり」力、「人づくり」力、「学校づくり」力）がどの程度身についたかを、13項目にわたって自己診断します。教職履修カルテ②は、教職をめざすみなさんが教育現場に出るまでにどれくらい専門性が身についたかを自己診断するためのカルテであるだけでなく、教育現場にたつてからも、不断に学び、成長し続けるための指針となるものです。

教職履修カルテは、学習ポートフォリオの記入と同じ時期に作成し、アドバイザー教員・卒論指導教員と面談を行ってください。

この教職履修カルテは、4年間使うものです。再配布はできません。紛失しないように注意してください。なお、4年生の最後に、卒論指導教員に提出してください。

4. いつ、何を記入するのか

記入時期は、おおよそ4月と10月～11月（4年次生は2月を追加）です。それぞれの時期にシート・カルテを記入し、意識的・自覚的な学習を始めてください。記入時期と内容は以下ようになります。

<1年次 第1セメスター>

4月 入学ガイダンスで 学習ポートフォリオ・キャリアカルテ・教職履修カルテについて説明を受ける

4月 教養演習Ⅰにおいて

・学習ポートフォリオ1（自己分析・自己評価シート）、2（大学4年間の目標）、3（第1セメスターの目標）に記入

*この後、アドバイザー教員と面談（授業内、あるいは授業外）

<1年次 第2 Semester>

- 11月 教養演習Ⅱにおいて（「キャリアの形成について」の講義の後）
- ・学習ポートフォリオ3（第1 Semesterの達成度評価及び第2 Semesterの目標）
 - ・キャリアカルテに記入
- *この後、アドバイザー教員と面談（授業内、あるいは授業外）

<2年次 第3 Semester>

- 4月 基礎演習において
- ・学習ポートフォリオ3（第2 Semesterの評価及び第3 Semesterの目標）に記入
 - ・教職履修カルテ①に第1年次（第1・第2 Semester）の学習等について記入
- （1. 教職関連科目の履修状況、2. 教科に関する科目についての学習成果と課題、3. 「実践・実習科目」の履修経験やボランティア経験等の状況、4. アドバイザー教員からのコメント）
- *この後、アドバイザー教員と面談（授業内、あるいは授業外）

<2年次 第4 Semester>

- 10月～11月 授業外において
- ・学習ポートフォリオ3（第3 Semesterの達成度評価及び第4 Semesterの目標）に記入
 - ・キャリアカルテに記入
 - ・教職履修カルテ①に第3 Semesterの学習等について記入
 - ・教職履修カルテ②に記入（第1回目）
- *この後、アドバイザー教員と面談（授業外）
- （教職履修カルテ②にアドバイザー教員から「所見」を記入してもらう）

<3年次 第5 Semester>

- 4月 授業外において
- ・学習ポートフォリオ3（第4 Semesterの達成度評価及び第5 Semesterの目標）を記入
 - ・教職履修カルテ①に第4 Semesterの学習等について記入
- *この後、アドバイザー教員と面談（授業外）

<3年次 第6 Semester>

10月～11月 卒論ゼミにおいて

- ・学習ポートフォリオ3（第5 Semesterの達成度評価及び第6 Semesterの目標）
 - ・キャリアカルテに記入
 - ・教職履修カルテ①に第5 Semesterの学習等について記入
 - ・教職履修カルテ②（3年次実習後）に記入（第2回目。第1回目とは色を変えて記入）
- *この後、卒論指導教員と面談（授業内、あるいは授業外）
（教職履修カルテ②にアドバイザー教員から「所見」を記入してもらう）

<4年次 第7 Semester>

4月 卒論ゼミにおいて

- ・学習ポートフォリオ3（第6 Semesterの達成度評価及び第7 Semesterの目標）を記入
 - ・教職履修カルテ①に第6 Semesterの学習等について記入
 - ・教職履修カルテ②に記入（第3回目）第1回目、第2回目とは色を変えて記入。
- *この後、卒論指導教員と面談（授業内、あるいは授業外）
（教職履修カルテ②にアドバイザー教員から「所見」を記入してもらう）

<4年次 第8 Semester>

10月～11月 卒論ゼミにおいて

- ・学習ポートフォリオ3（第7 Semesterの評価及び第8 Semesterの目標）
 - ・教職履修カルテ①に第7 Semesterの学習等について記入
- *この後、卒論指導教員と面談（授業内、あるいは授業外）

2月 卒論終了後

- ・学習ポートフォリオ4（卒業時の振り返り）に記入
- *この後、卒論指導教員と面談

6. 人間発達文化学類の履修基準

1. 自己カリキュラム

人間発達文化学類での学習の最大の特徴は、みなさんが各自の興味関心や将来の希望にもとづいて自分だけのカリキュラムを作り上げていくことにあります。まさに 100 人の学生がいれば 100 通りのカリキュラムがある、私たちはこのような在り方を**自己カリキュラム**と名づけました。学習したい授業を自由に選べるというのが最大のメリットだと考えたのです。一方、気を付けなければならない点もあります。たとえば取りやすそうな単位を安易に集めていくことは、私たちの考えた趣旨に反しています。「カリキュラム」である限りは、そこに何らかの教育目的があり、計画性がなければなりません。この場合の目的は、たとえば学生のみなさんが深く学びたいと考えるテーマや将来このような職業に就きたいという目標などが考えられます。また計画といっても、途中で変更することも十分に考えられます。しかし、その時々自ら目的をはっきりさせる努力をし、計画性を持ちながら学習を積み重ねて欲しいと思います。

もちろん自由に授業を選択することができるといっても、無制限に履修できるわけではありません。卒業するためには後掲の**履修基準**に定められた単位を修得しなければなりません。また、各種資格を取得するために履修しなければならない科目も定められています。それぞれの履修基準をよく読み、必要な単位を取りこぼさないように注意してください。教員免許状をはじめとする各種資格の履修基準は複雑なので計画的なカリキュラム編成が必要になります。自分自身で責任をもって十分に確認してください。

2. カリキュラムアドバイザー

人間発達文化学類では、みなさんが履修計画を立てる際、さまざまな相談に応じる教員(**カリキュラムアドバイザー**)を定めています。カリキュラムアドバイザーは専攻ごとに選出され、入学時のガイダンスで紹介されます。第 1~5 セメスター(1 年次~3 年次前期)の間、みなさんの質問や相談に応じます(第 6 セメスター以降は**卒業研究指導教員**がおこないます)。授業の履修に関して不明の点があれば、遠慮なくカリキュラムアドバイザーに相談してください。

3. 履修基準

履修基準には、卒業するために最低限修得しなければならない単位数(**卒業要件単位数**)が示されています。①自己デザイン領域 ②共通領域 ③専門領域 ④自由選択領域の 4 領域において、それぞれ必要な単位数を充足してください。各領域の具体的な履修方法は該当する領域の説明を参照してください。

■外国人留学生の履修基準

私費外国人留学生選抜により入学の留学生の履修基準は「共通領域」の履修基準が異なりますので、**外国人留学生履修基準**をよく読んでおいてください。

履修基準（自己デザイン・共通・専門・自由選択領域）

領域区分	科目区分	開設科目等	セメスター	単位	卒業要件単位数		
					必修	選択	
自己デザイン領域	基本科目	教養演習Ⅰ	1	2	2		
		教養演習Ⅱ	2	2	2		
	キャリア創造科目	キャリア形成論	1	2	2		
		キャリアモデル学習	3～	2		} 2	
		インターンシップ（就業体験学習）	5～	1または2			
	自己学習プログラム	1～	1または2				
自己デザイン領域 小計					6	2	
共通領域	総合科目		1～	2	2	} 2	
	広域選択科目	人間と文化分野の科目	1～	2	2		
		社会と歴史分野の科目	1～	2	2		
		自然と技術分野の科目	1～	2	2		
	外国語科目	英語 AⅠ	1・2	1	2	} 4 (注1)	
		英語 AⅡ	1・2	1	2		
		英語以外の外国語 初級Ⅰ	1	2	2		
		英語以外の外国語 初級Ⅱ	2	2	2		
		英語 BⅠ	3～	1			
		英語 BⅡ	3～	1			
		英語以外の外国語 中級	3～	1			
		応用英語	5～	2			
	英語以外の外国語 上級	5～	2				
	情報教育科目	情報処理Ⅰ～Ⅳ	1～	2	2		
	健康・運動科目	健康・運動科学実習Ⅰ	1	1	1		
		健康・運動科学実習Ⅱ	2	1	1		
スポーツ実習		3～	1				
共通領域 小計					24	2	
専門領域	人文社会学群共通科目		1～	2		4 (注2)	
	学類基礎科目		3	2	2		
	専門科目	専攻専門科目	1～	1または2		34	} 16
		個性形成科目	1～	1～4		6	
		卒業研究科目	6～	2または4	8		
専門領域 小計					10	60	
自由選択領域	自己デザイン・共通・専門の各領域ごとに修得が定められた授業科目を超えて修得した科目（単位）					20	
合計					40	84	
					124		

(注)

1. 外国語科目は「英語BⅠ・BⅡ」または「英語以外の外国語 中級」から1言語で4単位を修得する。
2. 4単位を超えて修得した学群共通科目は卒業要件単位に含めることはできない。
3. インターンシップのセメスターについては、後述のインターンシップの説明によること。

外国人留学生履修基準（自己デザイン・共通・専門・自由選択領域）

領域区分	科目区分	開設科目等	セメスター	単位	卒業要件単位数		
					必修	選択	
自己デザイン領域	基本科目	教養演習Ⅰ	1	2	2		
		教養演習Ⅱ	2	2	2		
	キャリア創造科目	キャリア形成論	1	2	2		
		キャリアモデル学習	3～	2		} 2	
		インターンシップ（就業体験学習）	5～	1または2			
	自己学習プログラム	1～	1または2				
自己デザイン領域 小計					6	2	
共通領域	総合科目		1	2		} 10 (注1)	
	広域選択科目	人間と文化分野の科目	1	2			
		社会と歴史分野の科目	1	2			
		自然と技術分野の科目	1	2			
	日本事情	日本事情Ⅰ～Ⅳ	1	2			
	外国語科目	英語 AⅠ	1・2	1		} 8 (注2)	
		英語 AⅡ	1・2	1			
		英語以外の外国語 初級Ⅰ	1	2			
		英語以外の外国語 初級Ⅱ	2	2			
		英語 BⅠ	3～	1			
		英語 BⅡ	3～	1			
		英語以外の外国語 中級	3～	1			
		日本語Ⅰ～Ⅳ	1～	2			
		応用英語	5～	2			
	英語以外の外国語 上級	5～	2				
情報教育科目	情報処理Ⅰ～Ⅳ	1～	2	2			
健康・運動科目	健康・運動科学実習Ⅰ	1	1	1			
	健康・運動科学実習Ⅱ	2	1	1			
	スポーツ実習	3～	1				
共通領域 小計					4	18	
専門領域	人文社会学群共通科目		1～	2		4 (注3)	
	学類基礎科目		3	2	2		
	専門科目	専攻専門科目	1～	1または2		34	} 16
		個性形成科目	1～	1～4		6	
		卒業研究科目	6～	2または4	8		
専門領域 小計					10	60	
自由選択領域	自己デザイン・共通・専門の各領域ごとに修得が定められた授業科目を超えて修得した科目（単位）					24	
合計					20	104	
					124		

(注)

- 「総合科目」と「広域選択科目」を合わせた4分野のうち3分野にわたってそれぞれ最低1科目（2単位）合計6単位を修得した上で、残りの4単位は、「総合科目」「広域選択科目」および「日本事情」の中から卒業要件単位として修得する。
- 外国語科目は、母国語系統を除く1言語で8単位修得する。「日本語」は、外国語の卒業要件単位（8単位）に代替することができる。
- 4単位を超えて修得した学群共通科目は卒業要件単位に含めることはできない。
- 外国人留学生で教員免許取得希望者は、英語AⅠ及び英語AⅡの修得が必要となりますので、注意してください。
- インターンシップのセメスターについては、後述のインターンシップの説明によること。

7. 自己デザイン領域科目の履修

1. 基本科目

■教養演習Ⅰ・Ⅱ

この授業は、各自が所属するオリエンテーションクラス単位で開かれます。クラスアドバイザー教員が担当し、クラス全員が参加しておこなわれる少人数セミナー形式の授業です。「教養演習Ⅰ」（第1 Semester）と「教養演習Ⅱ」（第2 Semester）はいずれも1年次の必修科目です。あわせて4単位を修得してください。

自由で活発な雰囲気の中で、テーマを決めて調査・討論・発表などを進めていきます。大学生として必要な基本的な能力（課題探求能力・コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力など）の素地を培い、学ぶことへの積極性を伸ばすところこの授業のねらいがあります。

2. キャリア創造科目

■キャリア形成論

自己デザイン領域のキャリア創造科目は、「キャリア形成論」「キャリアモデル学習」「インターンシップ」によって構成されています。このうち「キャリア形成論」（第1 Semester）は1年次生の必修科目であり、キャリア創造科目群のもっとも基礎となる科目として位置づけられています。

授業のねらいは、第一に自分と向き合い自分の人生を見つめること、第二に働くことの意味や職業についての見方を再確認すること、そして第三にこれらを通して大学で学ぶことの意味を考え、学ぶ主体としての自己を確立することです。

■キャリアモデル学習

「キャリアモデル学習」は自己デザイン領域の選択必修科目のひとつです。人間発達文化学類では、「教職入門（キャリアモデル学習 A）」「キャリアモデル学習 B」（第3 Semester）の2種類の授業が開講されます。AB両方の単位を修得することはできません。**履修する場合はいずれか一方を履修してください。**

いずれの授業も学類の専門分野にかかわりの深い職業人による、職業や仕事内容、人生設計などについての講義を中心に組み立てられています。ただし「教職入門（キャリアモデル学習 A）」は教職を中心とした内容構成、「キャリアモデル学習 B」は教職以外の一般職に関する内容を中心としている点にちがいががあります。「**教職入門（キャリアモデル学習 A）」は、教職登録をおこなった学生だけに受講を認めることになっているので注意してください。**

■インターンシップ（就業体験学習）

①インターンシップとは

インターンシップとは大学に在籍したまま、一定期間企業や自治体などで就業体験を行う授業です。実社会での就業体験を通して、社会の基本的なルールやマナーを習得するとともに、自分自身の将来の職業に関する意識を形成することを目的としています。インターンシップには、学生が自主的に行うインターンシップと、大学の正課の授業科目として行うインターンシップがありますが、ここで説明するのは後者の場合です。

②インターンシップを受講するには

4月に受講希望者向けガイダンスを開催しますので必ず参加してください。受講希望者は、エントリーシートの提出及び履修登録が必要となります。実習先は、面談等選考のうえ決定します。5月～7月に事前学習（マナー講座、事前指導）、事前訪問を行い、基本的に夏季休業中を利用してインターンシップ実習を行います。実習期間は1～2週間程度になります。実習終了後は、レポート提出、報告会での発表を行い、インターンシップ実習が修了となります。

大学の授業として単位認定を行いますので、「LiveCampus（ライブキャンパス）」による履修登録が必要となります（ただし、Cap 除外科目になります）。また、実習参加以外に、事前学習、報告会への参加、レポート等の課題を全てクリアすることにより、単位として認定されます。単位は、就業体験時間数が30時間～40時間（期間は1週間程度）は1単位、就業体験時間数が60時間～80時間（期間は2週間程度）は2単位となります。

なお、実習に際し、傷害保険や通勤・宿泊などの経費（実費負担）が必要となります。

③参加条件

インターンシップに参加する条件として、事故等に対応できる保険、及び、第三者賠償責任保険に加入していることが条件となります。インターンシップ開始前までに加入が確認できない場合は、インターンシップの履修が中止になることがあります。

④その他

インターンシップ実施期間と、集中講義等の日程が重なった場合には、インターンシップを優先することになります。

また、インターンシップ実施期間と教育実習・保育実習・介護等体験などの日程が重なった場合には、教育実習・保育実習・介護等体験を優先することになります。

なお、この科目は、GPA制度、Cap制度及び再修得制度の対象外科目です。

3. 自己学習プログラム

(1) ねらい

「自己学習プログラム」は、自分たち自身で、または教員の側からのサブゼミナール等の自主学習の提起を受けて、学習課題を設定し、その課題達成のための学習集団を組織して学習活動を行うことを通じて、学ぶことに対する自主性・主体性を育成するとともに、集団の中で行動することのできる社会的能力を養うことを目的としています。

(2) 対象となる活動内容

このプログラムの対象となる活動には、いくつかの条件があります。

①自主性： 「自己学習プログラム」は、学習の企画を立上げ、計画し、それを実行して成果をまとめるという一連のプロセスに対して評価し単位を認定するものです。したがって、サブゼミナール等の場合でも最終的に何らかのレポート等をまとめることは必要となります。なお、既存のサークル活動や自主的集団学習に参加したということだけでは「自己学習プログラム」の対象とはなりません。ただし、それらの集団での活動に参加しつつ、毎年の定型化した活動だけではなく、活動が独立した企画によって行われる場合には、「自己学習プログラム」の対象となる場合もあります。

- ②指導教員： プログラム全般について指導・助言・単位認定する学内の「指導教員」が必要です。指導教員を誰に依頼するかは、自分たちで判断してください。
- ③活動の場所： 安全面の確保や社会的責任という観点から、学内で行われる自主的諸活動を原則とします。
- ④集団性： このプログラムのねらいには、「社会的能力」の育成も含まれています。したがって、集団で行なう企画でなければなりません。代表責任者と副代表責任者を置くことを原則とします。
- ⑤集団で行われている学外のボランティア活動に参加する場合も本プログラムの対象とします。その際、指導教員による必要な事前学習と事後振り返りが必要であり、さらに事故等に対応できる保険、及び第三者賠償責任保険に加入していることが条件となります。
- ⑥活動期間と時間： 年度内に終了する企画とします。複数年にわたる活動の場合には、1年間という期間の中で区切りを付け、必要であればまた新たな企画を立ち上げてください。活動時間総計がおおむね45時間程度で1単位、90時間程度で2単位が認定されます。

(3) 手続き等

「自己学習プログラム」としてふさわしい内容かどうかについては、個々の申請に応じて担当委員会で判断します。申請前に、活動内容・計画等を指導教員とよく相談してください。

以下に、大まかな手続き等について示します。

- ①申請について： 申請者は、指導教員から活動計画についての助言指導を受けた後、申請書様式1（全体表）を代表責任者が取りまとめ、教務課共通領域担当窓口へ提出してください。
 - ・申請時期は、前期申請が4月、後期申請は10月になります。詳細は掲示版にて確認してください。
- ②申請の認定について： 申請用紙等は教務課で配布します。自己学習プログラムとしての申請の認定は5月あるいは11月になります。認められた計画については、掲示板でお知らせします。
- ③履修登録について： 認定された時点で、教務課で一括履修登録を行います。学生個人の窓口での手続き等は不要です。
- ④活動報告書について： 活動終了後は、担当教員に提出するレポート等とは別に、様式2（全体活動総括）・様式3（自己学習プログラム報告書）を各プログラムの代表責任者が取りまとめ、教務課共通領域担当窓口へ期日までに提出してください。
 - ・平成30年度前期で完結する企画：平成30年度前期の授業終了日 17時まで
 - ・平成30年度後期で完結する企画：平成30年度後期の授業終了日 17時まで
- ⑤単位認定等について： 単位認定は、認定された場合の評価は「N（認定）」、認定されない場合は「F（不合格）」になります。また、単位としての上限は6とします。なお、この科目は、GPA制度、Cap制度及び再修得制度の対象外科目です。申請後、単位の変更や期間の変更は認められませんが、履修登録の撤回は可能です。

8. 共通領域科目の履修

以下の項目については、〔別冊子〕「開講科目一覧」に掲載されていますので、良く読んで理解しておいてください。受講者の人数調整の方法や日程等履修科目決定のために大変重要なことが記載されていますので、見落としにより所定の手続きを怠った場合には受講が認められませんので留意してください。

1. 共通領域科目の履修体系

2. 共通領域科目のねらい

3. 共通領域科目の履修方法

- (1) 総合科目・広域選択科目
- (2) 外国語科目
- (3) 情報教育科目
- (4) 健康・運動科目
- (5) 外国人留学生向け「日本語Ⅰ～Ⅳ」及び「日本事情Ⅰ～Ⅳ」

■留学ビザによる編入学生にも「日本語Ⅰ～Ⅳ」の履修を認めることがあります。

■外国人留学生で教員免許状取得希望者は、英語 AⅠ 及び英語 AⅡ の修得が必要となりますので、必ず履修してください。

9. 専門領域科目の履修

1. 人文社会学群共通科目

人文社会学群共通科目には「人間発達の基礎」「文化と科学の基礎」「現代法学論」「現代社会へのアプローチ」「モダンエコノミクス入門Ⅰ」「企業と簿記会計Ⅰ」「政治経済学入門Ⅰ」「経営学入門Ⅰ」の8科目があります。人間発達文化学類の学生は**できるだけ「人間発達の基礎」「文化と科学の基礎」の2科目4単位**を選択して履修してください。

履修基準に示される卒業要件単位数を超えて単位を修得した場合、通常は自由選択領域の単位として認められます。しかし人文社会学群共通科目だけは、4単位を超えて単位を修得しても自由選択領域の単位として認められない(卒業要件単位として計上できない)ので注意してください。

人文社会学群共通科目の抽選履修登録について

各教室には収容人数があるため、**学群共通科目**については、履修登録期間中に「抽選登録」を行います。抽選登録の結果、受講希望者が多い場合には「受講調整(受講人数調整)」となります。

1. 1次受付

シラバス及び学習案内をあらかじめ確認のうえ、曜日時限毎に履修希望の科目を確定し、LiveCampusにより抽選登録をしてください。LiveCampus入力や受付時期等の詳細は別途掲示や登録マニュアルにより確認してください。

受付時期 前期：4月上旬 後期：9月中旬～10月上旬
(詳しくは教務関係日程表を参照してください)

抽選登録科目数

学群共通科目については、要卒として修得できる科目数が下記のとおり決められています。この科目数を超えて抽選登録したい場合、超過分は2次受付で申請して下さい。

科目\学類	人	行	経
学群共通科目	2	2	1※

注意点

再修得希望者(既修得科目がD評価を受けた者)はLiveCampus上から抽選登録ができませんので、2次受付で申請してください。

2. 受講調整・結果発表について

1次受付で教室の収容人数を超える受講希望者がいた場合には、受講調整を行う場合があります。また、受講調整ではなく、教室変更により対応する場合があります。受講調整の詳細・結果はLiveCampusで発表します。

発表時期 前期：4月上旬 後期：9月中旬～10月上旬
(詳しくは教務関係日程表を参照してください)

3. 抽選科目の履修登録の修正・撤回について

受講調整が行われた科目は、履修登録の修正・撤回はできません。
受講調整が行われなかった科目は、履修登録修正期間や履修撤回期間に教務課窓口で手続きし、修正・撤回することができます。

4. 2次受付

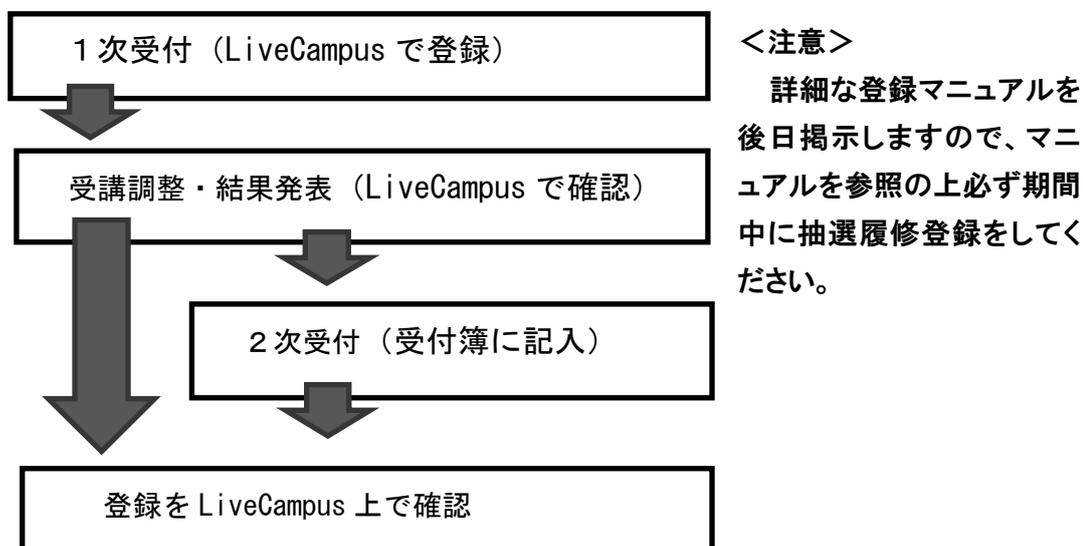
2次受付は、教室の収容人員に空きのある授業科目についてのみ行います。2次受付はLiveCampusではなく、受入可能科目の受付名簿に本人が自筆で学籍番号・氏名を記入し、「先着順」に定員に達するまで受講が認められます。受付場所等の詳細は別途掲示により確認してください。

対象者

受講調整対象者、再修得希望者、要卒単位数を超えて履修を希望する者

受付時期 1次受付結果発表後
(詳しくは教務関係日程表を参照してください)

5. 抽選履修登録フローチャート



2. 学類基礎科目

学類基礎科目には「基礎演習」（第3 Semester）があります。これは必修科目ですので必ず修得してください。

3. 専攻専門科目

専攻専門科目は専攻ごとに異なります。自分の所属する専攻の専攻専門科目の中から、少なくとも34単位以上を選択して履修してください（卒業するには個性形成科目と合わせて56単位以上を修得する必要があります）。

具体的な科目名、単位数、開講Semesterは「専攻専門科目名」を参照してください。

専攻専門科目の単位として認められるのは、自分が所属する専攻の専攻専門科目のみとなります。**他専攻の専攻専門科目を履修した場合は、個性形成科目の単位として認定されます。**

4. 個性形成科目

個性形成科目は3専攻共通に開講されます。少なくとも6単位以上を選択して履修してください（卒業するには、専攻専門科目と合わせて56単位以上を修得する必要があります）。

具体的な科目名、単位数、開講Semesterは「個性形成科目名（3専攻共通）」を参照してください。また上記のとおり、自分が所属する専攻以外の専攻専門科目を履修した場合、その単位は個性形成科目の単位数として認定されます。

個性形成科目の中には他学類で開講される科目も含まれます（**共通開講科目**）。これらの科目に関する連絡は、すべて科目が開講される学類の掲示板に示されるので、受講する場合は注意してください。

■「自然体験実習」、「地域教育実践Ⅰ・Ⅱ」、「臨床教育実践Ⅰ・Ⅱ」、「学校教育支援実習Ⅰ・Ⅱ」（以上7科目については、教育実習に関わる説明「3. 人間発達文化学類の独自科目」にも記載があるので参照のこと。） 及び「異文化交流演習」（別途内容について記載あり。）については、**授業内容や参加希望申請についてガイダンスを行うので、掲示板や「開講科目一覧」に記載事項があるので、該当個所の見落としのないようにしてください。**

■異文化交流演習

この科目は、大学における学習の一環として、日本とは異なる社会的背景を持つ地域の教育・文化について学ぶ異文化研修として設定しています。受講者は、海外研修コースまたは国内研修コースを選択しますが、いずれのコースにおいても、異文化体験や異文化理解、国際理解教育や開発教育を通して、世界とわたしたちとの関係について学び、グローバル化に対応できる人材となることを目指します。なお、プログラムの詳細については、事前にガイダンスで説明を行いますので、必ず参加してください。

■ 共通開講科目（他学類科目の利用）

他学類で開講される専門領域科目の中には、同時に人間発達文化学類の専門領域科目としても認められる科目があります。この科目を共通開講科目と呼びます。人間発達文化学類では他学類で開講される**共通開講科目はすべて個性形成科目**として位置づけられています。

受講者が多いときに受講調整がおこなわれることがありますが、「開放科目」と異なり、共通開講科目の場合は、原則として開講される学類の学生が優先されることはありません。具体的な共通開講科目名は「個性形成科目名（3 専攻共通）」を参照してください。

5. 卒業研究科目

卒業研究科目には以下の5科目があります。卒業のためにはこれらすべての科目を履修する必要があります。

卒業研究基礎演習（第6 Semester）

卒業研究演習Ⅰ（第7 Semester）

卒業研究演習Ⅱ（第8 Semester）

プレゼンテーション演習（第8 Semester）

卒業論文（第8 Semester）[特定の領域では「卒業論文」を制作・演奏にかえることができます]

■ プレゼンテーション演習

卒業のためには、卒業研究科目の一つとして、プレゼンテーション演習を履修し、各学習クラスが開催する卒論発表会で研究発表することが義務となっています。プレゼンテーション演習の目的は、さまざまな情報や自分の考え方を発表し、他人に伝える技術を身につけることにありますが、単に情報機器を使った発表の技術を習得することが目的ではなく、それを含んだ発表のための様々な技術を身につけ、状況に応じてそれらの技術を取捨選択できることが大切です。

本科目の履修登録時期は第8 Semester ですが、プレゼンテーションの指導は、卒業研究の全期間（第6～8 Semester）に渡って行われます。

所属する学習クラスまたは専攻以外の教員の指導のもとで卒業研究をする場合は、指導教員と学習クラスアドバイザーと相談のうえ、学生所属クラスと指導教員所属クラスのいずれかの卒論発表会に参加してください。

■ 卒業論文

卒業論文を提出するためには、まず卒業論文の指導を受ける教員（**卒業研究指導教員**）の承認を得てテーマを決定し、第5 Semesterの9月末に「卒業論文題目届」を教務事務担当窓口に提出します。卒業論文のテーマは、原則的に自分の所属する専攻の専門分野に関するものでなくてはなりません。

その後、指導教員のもとで先に挙げた科目を履修しながら研究を進め、第8セメスターの1月末に「卒業論文」を提出します。なお**第6セメスター終了時まで**に「**卒業研究基礎演習**」を含めて**90単位以上**を修得していなければ「**卒業研究演習Ⅰ・Ⅱ**」および「**プレゼンテーション演習**」を受講することはできないので注意してください。

詳しくは「卒業論文に関する取扱要項」を参照してください。また3年次に『卒業論文の手引き』をダウンロードし、よく読んでください。

人間発達文化学類専門領域科目の履修基準

履修基準の領域区分	科目区分		授業科目名	単位	セメスター	必修	選択	備考
	① 自己領域 8単位	学群共通科目	人間発達の基礎	2	1・2	}	4	(注1) (注2) (注3) (注4)
② 共通領域 26単位	文化と科学の基礎		2	1・2				
③ 専門領域 70単位	現代法学論		2	1・2				
	現代社会へのアプローチ		2	1・2				
	モダンエコノミクス入門 I		2	1・2				
	企業と簿記会計 I		2	1・2				
	政治経済学入門 I		2	1・2				
	経営学入門 I		2	1・2				
学類基礎科目	基礎演習	2	3	2				
④ 自由領域 20単位	専攻専門科目		1・2	1～8		34	16 (注5) (注6) (注7) (注8)	
	個性形成科目		1～4	1～8		6		
卒業研究科目	卒業研究基礎演習	1	6	1				
	卒業研究演習 I	1	7	1				
	卒業研究演習 II	1	8	1				
	プレゼンテーション演習	1	8	1				
	卒業論文	4	8	4				
合計						10	60	

(注)

1. 左記科目より2科目履修する。
2. 人間発達文化学類生は「人間発達の基礎」及び「文化と科学の基礎」を履修することが望ましい。
3. 「人間発達の基礎」及び「文化と科学の基礎」が受講調整となった場合は人間発達文化学類生は優先的に当選とする。
4. 2科目4単位を超えて修得した単位は卒業要件単位に含めることはできない。
5. 専攻専門科目、個性形成科目を合わせて56単位以上を修得する。
6. 専攻専門科目は別表開講科目より34単位以上を修得する。
7. 個性形成科目は別表開講科目より6単位以上修得する。
8. 他専攻の専攻専門科目は個性形成科目に計上することができる。

人文社会学群共通科目

授業科目名	単位	セメスター	
人間発達の基礎	2	1・2	選択必修
文化と科学の基礎	2	1・2	選択必修
現代法学論	2	1・2	選択必修、行政政策学類で開講
現代社会へのアプローチ	2	1・2	選択必修、行政政策学類で開講
モダンエコノミクス入門 I	2	1・2	選択必修、経済経営学類で開講
企業と簿記会計 I	2	1・2	選択必修、経済経営学類で開講
政治経済学入門 I	2	1・2	選択必修、経済経営学類で開講
経営学入門 I	2	1・2	選択必修、経済経営学類で開講

学類基礎科目

授業科目名	単位	セメスター	
基礎演習	2	3	必修

卒業研究科目

授業科目名	単位	セメスター	
卒業研究基礎演習	1	6	必修
卒業研究演習 I	1	7	必修
卒業研究演習 II	1	8	必修
プレゼンテーション演習	1	8	必修
卒業論文	4	8	必修

※授業科目の開講セメスターは年度によって変更されることがありますので、開講年度の開講科目一覧で確認してください。

人間発達専攻 専攻専門科目名

	授業科目名	単位	セメスター		授業科目名	単位	セメスター
専攻専門科目	現代社会と学校	2	3	専攻専門科目	外国の教育	2	3
	発達の理解と支援	2	4		子ども社会と学校	2	3
	学校・授業・子ども・教師	2	4		学校の運営	2	4
	教材開発研究	2	5		子どもの人権	2	3
	授業実践研究	2	4		社会教育の基礎	2	3
	授業臨床論Ⅰ	2	5		生涯学習論	2	3
	授業臨床論Ⅱ	2	5		教育社会研究	2	4
	授業臨床論Ⅲ	2	6		子どもと学習活動	2	4
	国語科学習指導論	2	3~4		授業分析法	2	4
	算数科学習指導論	2	3~4		子どもと道徳	2	4
	社会科学習指導論	2	3~4		学校の制度	2	3
	理科学習指導論	2	3~4		教育の歴史	2	4
	生活科学習指導論	2	6		教育評価論	2	3
	音楽科学習指導論	2	3~4		児童期の発達心理学	2	3
	図工科学習指導論	2	3~4		子どもと特別活動	2	5
	家庭科学習指導論	2	3~4		病弱者の生理・病理・心理	2	3
	体育科学習指導論	2	3		知的障害者教育課程論	2	3
	子どもとことば	2	3		知的障害者の行動観察とアセスメント	2	3
	生活の中の数と図形	2	3~4		知的障害者心理学特講	2	5
	子どもを取り巻く社会	2	4		病弱児・健康障害児の教育	2	3
	子どもと自然	2	2~3		肢体不自由者教育概論	2	4
	子どもの生活と遊び	2	6		重複障害・軽度発達障害教育総論	2	4
	子どもの音楽表現	2	3		知的障害者の行動分析	2	4
	子どもの造形活動	2	3~4		知的障害者学級経営論	2	6
	生活の科学	2	3		知的障害者教育指導法	2	5
	子どもの健康と運動	2	4		視覚障害教育総論	2	3
	総合的な学習の研究	2	4		聴覚障害教育総論	2	3
	人間関係の心理学	2	3		幼児発達心理学	2	1
	知覚心理学	2	3		保育・幼児教育の人と思想	2	2
	心理学入門	2	2		子どもの文学	2	3
	心理検査法	2	3		幼児と音楽	2	3
	小学校外国語活動論	2	3		幼年音楽	2	5
	青年心理学	2	4		幼児と造形	2	3
	職業心理学	2	4		幼児臨床心理学	2	5
	サイコロジーナウ	2	4		「子育て共同」論	2	4
	心理調査・研究法	2	4		言葉の発達と保育	2	4
心理学研究実践法	2	4	人間関係の発達と保育	2	4		
発達臨床心理学	2	5	臨床幼児教育研究Ⅰ	2	4		
認知臨床心理学	2	5	臨床幼児教育研究Ⅱ	2	5		
中高年の心理学	2	5	幼児と体育	2	5		
心理学基礎実験演習	2	5	幼児の遊び	2	5		
精神医学	2	5	保育カリキュラム論	2	6		
人格心理学	2	5	総合表現（劇）	2	6		
心理学応用実験演習	2	6	子ども家庭福祉論	2	5		
心理学特殊講義（基礎）	2	3	家庭教育論	2	5		
心理学特殊講義（応用）	2	6	子どもソーシャルワーク演習Ⅰ	1	5		
家族支援論	2	5	子どもソーシャルワーク演習Ⅱ	1	5		
非行臨床論	2	5	障害児保育論	2	3		
学校教育研究	2	2	理科の実験指導	2	4		
教育と人間関係	2	3	家庭科の実習指導	2	4		
子どもの歴史	2	4					

文化探究専攻 専攻専門科目名

	授業科目名	単位	セメスター
	情報専門リテラシー	2	6
	日本語学概論	2	3
	日本語の構造	2	4
	日本語の変異	2	4
	日本語の歴史	2	5
	日本語学演習Ⅰ	2	5
	日本語学演習Ⅱ	2	6
	日本語学演習Ⅲ	2	4
	日本語学演習Ⅳ	2	4
	計量日本語学演習	2	4
	日本語教育学概論	2	3
	日本語教育学特講	2	5
	日本語教材論	2	5
	日本文学概論	2	1
	伝統言語文化論	2	5
	近代文学史	2	2
	日中比較文学	2	5
	古代・中世文学史	2	3
	日本古典文学演習Ⅰ	2	3
	日本古典文学演習Ⅱ	2	3
	日本近代文学演習Ⅰ	2	3
	日本近代文学演習Ⅱ	2	3
専攻専門科目	比較文学演習Ⅰ	2	4
	比較文学演習Ⅱ	2	4
	中国古典学概論	2	1
	中国文化論	2	5
	中国文化演習Ⅰ	2	4
	中国文化演習Ⅱ	2	3
	アジア言語文化論Ⅰ	2	3
	アジア言語文化論Ⅱ	2	3
	異文化理解	2	3
	英文法	2	1
	英語史	2	3
	英語音声学	2	1
	英語学概論	2	3
	英語学演習Ⅰ	2	4
	英語学演習Ⅱ	2	5
	英語学演習Ⅲ	2	4
	英語学演習Ⅳ	2	5
	英語学演習Ⅴ	2	4
	英語学演習Ⅵ	2	5
	英詩の韻律	2	1
	英文学史	2	1
	米文学史	2	1
	初期近代英米文学	2	4
	英米文学演習Ⅰ	2	5
	英米文学演習Ⅱ	2	4
	英米文学演習Ⅲ	2	5
	英米文学演習Ⅳ	2	4
	英米文学演習Ⅴ	2	5

	授業科目名	単位	セメスター
	英米文学演習Ⅵ	2	4
	英語コミュニケーションⅠ	1	3
	英語コミュニケーションⅡ	1	4
	英語コミュニケーションⅢ	1	3
	英語コミュニケーションⅣ	1	2
	英語コミュニケーションⅤ	1	5
	英語コミュニケーションⅥ	1	6
	ヨーロッパ言語文化論	2	1
	日欧文化交流史	2	2
	日欧比較文学論	2	3
	日欧比較文学演習	2	4
	日本史概説	2	3
	日本古代中世社会史	2	3又は4
	日本近世社会史	2	3又は4
	日本近代社会史	2	3又は4
	東洋古代・中世社会史	2	3又は4
	東洋近世社会史	2	3又は4
	東洋近現代社会史	2	3又は4
	ヨーロッパ古代・中世史	2	3又は4
	ヨーロッパ近世・近代史	2	3又は4
	ヨーロッパ近・現代史	2	3又は4
専攻専門科目	日本史史料講読	2	3
	外国史史料講読	2	3
	外国史概説	2	4
	日本文化史演習旅行	2	2
	地理学概説	2	3
	地誌学概説	2	3
	日本地誌	2	3
	食料生産と国土保全の地理学	2	4
	都市とまちづくりの地理学	2	3
	自然災害と人間	2	4
	気候環境と人間	2	3
	人文地理学概説	2	2
	自然地理学概説	2	3
	世界地誌	2	3
	産業と経済、地域振興の地理学	2	4
	政治学概説	2	3
	社会学概説	2	1
	現代社会と文化	2	1
	現代日本経済論Ⅰ	2	3
	現代日本経済論Ⅱ	2	4
	現代日本の政治	2	4
	政治思想史	2	4
	経済学概説	2	2
	現代社会と地域計画	2	2
	現代社会とコミュニティ	2	2
	現代の地域経済	2	1
	社会思想史	2	5
	哲学概説	2	2
	倫理学概説	2	1

文化探究専攻 専攻専門科目名

	授業科目名	単位	セメスター
	自然と人間の哲学	2	3
	知識の哲学	2	3
	戦争と平和の倫理学	2	2
	科学技術と環境の倫理学	2	2
	食生活をとりまく環境	2	2
	衣服学概論および実習	2	3
	住生活学	2	3
	生活経営学	2	4
	調理学及び基礎実習	2	3
	食と健康	2	1
	家族と家庭	2	3
	食物学	2	4
	保育学	2	3
	暮らしと技術	2	4
	衣服デザイン実習	2	4
	調理実習	2	4
	住居学実習	1	4
	衣服のデザインと機能	2	4
	栄養機能科学	2	5
	住環境学	2	5
	生活科学実験	2	6
専	数学概論	2	1
攻	解析学Ⅰ	2	2
専	解析学Ⅱ	2	3
門	解析学Ⅲ	2	4
科	解析学Ⅳ	2	5
目	代数学Ⅰ	2	2
	代数学Ⅱ	2	3
	代数学Ⅲ	2	4
	幾何学Ⅰ	2	3
	幾何学Ⅱ	2	4
	幾何学Ⅲ	2	4
	数理科学コミュニケーションⅠ	2	3
	数理科学コミュニケーションⅡ	2	4
	曲線と曲面	2	3
	グラフ理論	2	3
	整数論	2	4
	微分方程式	2	5
	確率論・統計学	2	6
	複素関数論	2	6
	コンピュータ	2	5
	実践数理科学	2	2
	物理科学入門Ⅰ	2	4
	生命環境の科学Ⅰ	2	5
	物理科学Ⅰ	2	4
	物理科学Ⅱ	2	5
	物質化学Ⅰ	2	4
	物質化学Ⅱ	2	5
	地球惑星の科学Ⅰ	2	4
	地球惑星の科学Ⅱ	2	5
	天体の数理科学Ⅰ	2	5

	授業科目名	単位	セメスター
	天体の数理科学Ⅱ	2	4
専			
攻			
専			
門			
科			
目			

スポーツ・芸術創造専攻 専攻専門科目名

	授業科目名	単位	セメスター
	身体と文化	2	3
	文化創造論	2	4
	ソルフェージュⅠ	1	1
	ソルフェージュⅡ	1	2
	ソルフェージュⅢ	1	3
	ソルフェージュⅣ	1	4
	声楽基礎Ⅰ	1	1
	声楽基礎Ⅱ	1	2
	声楽演奏研究Ⅰ	2	3
	声楽演奏研究Ⅱ	2	4
	ピアノ基礎Ⅰ	1	1
	ピアノ基礎Ⅱ	1	2
	ピアノ演奏研究Ⅰ	2	3
	ピアノ演奏研究Ⅱ	2	4
	器楽基礎Ⅰ	1	1
	器楽基礎Ⅱ	1	2
	合奏	1	3
	器楽演奏研究Ⅰ	2	3
	器楽演奏研究Ⅱ	2	4
	日本楽器	1	1
専	作曲基礎Ⅰ	1	1
攻	作曲基礎Ⅱ	1	2
専	指揮法基礎	1	5
門	指揮法研究	1	6
科	形式学基礎	2	3
目	形式学研究	2	4
	音楽学概論	2	3
	音楽史Ⅰ	2	3
	音楽史Ⅱ	2	4
	対位法研究	2	3
	音楽美学	2	3
	芸術と人間発達	2	3
	素描Ⅰ	1	1
	素描Ⅱ	1	2
	絵画Ⅰ	2	2
	絵画Ⅱ	2	3
	「版」表現	2	4
	美術解剖学	2	4
	彫刻Ⅰ	2	1
	彫刻Ⅱ	2	3
	彫刻Ⅲ	2	4
	デザイン基礎	1	1
	工芸基礎	1	2
	視覚デザインⅠ	2	3
	視覚デザインⅡ	2	4
	視覚デザインⅢ	2	5
	工芸デザインⅠ	2	3
	工芸デザインⅡ	2	4
	工芸デザインⅢ	2	5

	授業科目名	単位	セメスター
	美術史Ⅰ	2	4
	美術史Ⅱ	2	5
	写真	2	5
	芸術学Ⅰ	2	5
	芸術学Ⅱ	2	6
	現代の美術	2	6
	芸術と環境	2	5
	美術史演習旅行	2	3
	絵画演習旅行	2	3
	解剖学	2	1
	生理学（運動生理学を含む）	2	2
	器械運動	1	1
	日本の地域文化	2	2
	スポーツ医学	2	3
	運動の学習と発達	2	3
	スポーツと文化（体育原理）	2	3
	陸上競技	1	3
	バレーボール	1	3
	サッカー	1	3
	生涯スポーツ論	2	1
専	マリンスポーツ	1	3
攻	スポーツ心理学	2	3
専	スポーツ運動学（運動方法学を含む）	2	4
門	体力トレーニング	1	4
科	バスケットボール	1	3
目	運動・芸術療法	2	5
	スポーツ指導論	2	5
	メンタルマネジメント	2	3
	柔道	1	5
	スポーツ文化史	2	4
	スポーツ政策論	2	6
	サービス概論	2	5
	野外活動	1	5・6
	トレーニングマネジメント	2	6
	コーチング論	2	5
	アスレチックリハビリテーション	2	6
	スポーツ情報分析	2	6
	人間発達と運動表現	2	6
	運動処方	2	5
	高齢者とスポーツ	2	5
	運動学習の心理	2	6
	スノースポーツ	1	4
	テニス	1	7
	ゴルフ	1	7

個性形成科目名 (3専攻共通)

	授業科目名	単位	セメスター
個性形成科目	復興教育学	2	2
	復興教材づくり論	2	4
	復興のための授業方法論	2	5
	特別支援教育と学校防災	2	1
	現代アートマネジメント	2	3
	未来創造教育論	2	1
	社会福祉論	2	4
	日本教育史	2	3
	西洋教育思想	2	3
	教育課程論	2	3
	教育発達心理学	2	3
	教育心理学	2	3
	発達心理学	2	3
	教育行政学	2	3
	教育社会学	2	4
	教育福祉論	2	3
	人間と教育	2	3~4
	初等科授業研究	2	5
	子ども理解と指導援助	2	6
	学校カウンセリング論	2	5
	教育相談心理学	2	5
	教育と社会	2	5~6
	学級集団の心理	2	5
	特別活動	2	6
	児童福祉概論	2	6
	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	8
	教職実践演習(小学校)	2	8
	教職実践演習(中・高)	2	8
	教育の方法	2	3~4
	生活指導論	2	4
	道徳指導論	2	5~6
	社会教育課題研究 I	2	5
	社会教育課題研究 II	2	5
	社会教育計画論 I	2	5
	社会教育計画論 II	2	5
	自然体験実習	2	1
	地域教育実践 I	2	3
	地域教育実践 II	2	3
	臨床教育実践 I	2	5・6
	臨床教育実践 II	2	5・6
学校教育支援実習 I	2	3・4	
学校教育支援実習 II	2	3・4	
異文化交流演習	2	3	
教育実習事前及び事後指導	1	*	
教育実習 I	2・4	*	
教育実習 II	1	*	
特別支援学校基礎実習	1	*	
特別支援学校応用実習	2	*	
幼児の環境と保育	2	3	
保育原理	2	3	
社会的養護	2	3	

	授業科目名	単位	セメスター
個性形成科目	子どもの食と栄養	2	4
	小児保健演習	2	5
	幼児の健康と保育	2	4
	幼児の表現と保育 I	2	4
	幼児の表現と保育 II	2	5
	社会的養護内容	2	6
	保育内容総論	1	4
	保育実習指導 I	2	3~6
	保育実習 I ①	2	5
	保育実習 I ②	2	4
	保育実習 II	2	6
	保育実習指導 II	1	6~8
	保育実習 III	2	7
	保育実習指導 III	1	6~8
	国語科教育法	2	4
	国語科教育学 I	2	3
	国語科教育学 II	2	6
	国語科授業研究	2	5
	日本語学実習	2	7~8
	日本文学特講 I	2	5
	日本文学特講 II	2	5
	日本文学特講 III	2	5
	中国文化特講	2	6
	書道	2	6
	日本語教育法 I	2	5
	日本語教育法 II	2	6
	日本語教育実習 I	2	6
	日本語教育実習 II	2	6
	英語科教育法	2	4
	英語科教育学 I	2	5
	英語科教育学 II	2	6
	英語科授業研究	2	5
	英語教材研究	2	4
英語語彙論	2	4	
英語意味論	2	4	
英語構造論	2	4	
近代英米文学	2	2	
現代英米文学	2	2	
ドイツ語圏の言語と文化	2	4	
社会科教育法	2	4	
社会科教育学 I	2	5	
社会科教育学 II	2	6	
社会科授業研究	2	5	
地理歴史科教育法	2	5	
地理歴史科授業研究	2	6	
公民科教育法	2	3	
公民科授業研究	2	4	
地理学実地研究 I	2	1	
地理学実地研究 II	2	2	
地図と地理情報	2	4	
文化と社会の地理学	2	3	

* 教育実習などの開講セメスターについては、各資格取得の説明の項を参照してください。

個性形成科目名（3専攻共通）

	授業科目名	単位	セメスター
個性形成科目	地域文化の総合研究	2	4
	産業社会文化論	2	3
	科学理解の哲学	2	3
	家庭科教育法	2	4
	家庭科教育学Ⅰ	2	5
	家庭科教育学Ⅱ	2	6
	家庭科授業研究	2	5
	食品加工学概論および実習	2	6
	人間と衣服	2	5
	数学科教育法	2	4
	数学科教育学Ⅰ	2	5
	数学科教育学Ⅱ	2	6
	数学科授業研究	2	5
	多様体の幾何学	2	4
	トポロジー	2	4
	体とガロア理論	2	5
	生命環境の科学Ⅱ	2	6
	物理科学入門Ⅱ	2	5
	関数解析	2	6
	実験数学	2	5
	音楽科教育法	2	3
	音楽科教育学Ⅰ	2	4
	音楽科教育学Ⅱ	2	6
	音楽科授業研究	2	5
	合唱Ⅰ	1	3
	合唱Ⅱ	1	4
	声楽アンサンブルⅠ	2	5
	声楽アンサンブルⅡ	2	6
	ピアノアンサンブルⅠ	2	5
	ピアノアンサンブルⅡ	2	6
	器楽アンサンブル	2	5
	管楽器特講	2	3
	コンピュータ・ミュージック	2	3
	弦楽器特講	1	5
	ポピュラー音楽論	2	5
	キーボード実習	1	5
	美術科教育法	2	4
	美術科教育学Ⅰ	2	6
	美術科教育学Ⅱ	2	6
	美術科授業研究	2	5
	絵画研究Ⅰ	2	5
	絵画研究Ⅱ	2	6
	彫刻研究Ⅰ	2	5
	彫刻研究Ⅱ	2	6
	視覚デザイン研究Ⅰ	2	5
視覚デザイン研究Ⅱ	2	6	
工芸デザイン研究Ⅰ	2	3	
工芸デザイン研究Ⅱ	2	6	
芸術企画演習Ⅰ	2	3	
芸術企画演習Ⅱ	2	6	

	授業科目名	単位	セメスター
個性形成科目	絵画技法特講	2	3
	映像メディア論	2	3
	彫刻理論	2	5
	鑑賞教育	2	5
	美術教育特講	2	7
	美術館実習	2	4
	保健体育科教育法	2	4
	保健体育科教育学Ⅰ	2	5
	保健体育科教育学Ⅱ	2	6
	保健体育科授業研究	2	5
	体操	1	2
	水泳	1	1
	ダンス	1	2
	学校保健（健康論）	2	3
	運動方法論	2	4
	衛生学及び公衆衛生学	2	3
	救急処置及び看護法	2	4
	スポーツ企画演習	2	5
	健康科学演習	2	6
	スポーツ栄養学	2	5
	生涯スポーツ実習	2	5～6
コーチング演習	2	6	
剣道	1	3	
障がい者とスポーツ	2	5	
ニュースポーツ	1	7	
特別支援教育概論	2	1	
知的障害者の心理・病理・生理	2	1	
肢体不自由者の生理・病理・心理	2	2	

個性形成科目名（3専攻共通）

授業科目名	単位	セメスター	備考欄	開講学類
言語文化論Ⅰ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
言語文化論Ⅱ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
欧米文化論Ⅰ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
欧米文化論Ⅱ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
欧米文化論Ⅲ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
国際文化交流論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
国際法Ⅰ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
国際法Ⅱ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
考古学Ⅰ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
考古学Ⅱ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
地方行政論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
地方政治論Ⅰ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
地方政治論Ⅱ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
行政学Ⅰ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
行政学Ⅱ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
社会調査論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
生活構造論Ⅰ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
生活構造論Ⅱ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
社会構造論Ⅰ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
社会構造論Ⅱ	2	*	共通開講科目	行政政策学類
博物館経営論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
博物館資料論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
博物館情報・メディア論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
博物館学概論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
地域社会学	2	*	共通開講科目	行政政策学類
地域福祉論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
社会福祉論	2	*	共通開講科目	行政政策学類
言語コミュニケーション論	2	*	共通開講科目	経済経営学類
アジアの社会と思想(中国)	2	*	共通開講科目	経済経営学類
ヨーロッパの社会と思想(フランス)	2	*	共通開講科目	経済経営学類
ヨーロッパの社会と思想(ロシア)	2	*	共通開講科目	経済経営学類
現代資本主義論	2	*	共通開講科目	経済経営学類
世界経済論Ⅰ	2	*	共通開講科目	経済経営学類
世界経済論Ⅱ	2	*	共通開講科目	経済経営学類
国際関係論	2	*	共通開講科目	経済経営学類
比較社会論	2	*	共通開講科目	経済経営学類
線形代数学	2	*	共通開講科目	共生システム理工学類
応用解析学	2	*	共通開講科目	共生システム理工学類
物理学Ⅰ(力学)	2	*	共通開講科目	共生システム理工学類
物理学Ⅱ(電磁気学)	2	*	共通開講科目	共生システム理工学類
統計力学	2	*	共通開講科目	共生システム理工学類
化学Ⅰ(基礎化学)	2	*	共通開講科目	共生システム理工学類
大気環境科学概論	2	*	共通開講科目	共生システム理工学類
サウンドスケープ	2	*	共通開講科目	共生システム理工学類

* 共通開講科目の開講セメスターについては、『開講科目一覧』又は開講学類の『時間割表』などを参照してください。

《経済経営学類 開放科目一覧（平成25年度～入学者用）》

※備考欄について

・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。

科目名称	履修開始 セメスター	単位	備考
モダンエコノミクス入門Ⅱ	2～	2	
政治経済学入門Ⅱ	2～	2	
経営学入門Ⅱ	2～	2	理
企業と簿記会計Ⅱ	2～	2	
ミクロ経済学Ⅰ	3～	2	行・理
マクロ経済学Ⅰ	3～	2	行・理
統計学入門	3～	2	
歴史と経済	3～	2	
世界経済論Ⅰ	3～	2	人
会計学入門	3～	2	
ビジネス・リサーチⅠ	3～	2	
ミクロ経済学Ⅱ	4～	2	行
マクロ経済学Ⅱ	4～	2	行
金融論入門	4～	2	
公共経済学	4～	2	
数理統計学	4～	2	
地域経済論Ⅰ	4～	2	行・理
経済政策	4～	2	行
国際関係論	4～	2	人・行・理
比較経済史	4～	2	
社会開発論	4～	2	
財務諸表論Ⅰ	4～	2	
原価計算Ⅰ	4～	2	
中小企業経営論	4～	2	理
経営組織論	4～	2	
経営戦略論Ⅰ	4～	2	理
管理会計	4～	2	理
マーケティング論	4～	2	
計量経済学	5～	2	
ミクロ経済学Ⅲ	5～	2	
応用経済分析	5～	2	
国際経済学	5～	2	行
金融経済論	5～	2	
産業組織と規制の経済学	5～	2	理
経済統計論	5～	2	理
国際金融論	5～	2	
環境経済学	5～	2	
都市経済学	5～	2	
地域経済論Ⅱ	5～	2	行
世界経済論Ⅱ	5～	2	人
開発経済学	5～	2	
日本経済論	5～	2	
福祉国家論	5～	2	行
日本経済史	5～	2	
労働経済	5～	2	
地域政策論	5～	2	行・理
地方財政政策論	5～	2	行
経済学史	5～	2	
社会思想史	5～	2	行
地方財政システム論	5～	2	行
経済構造論	5～	2	行
社会政策	5～	2	行・理
工業経済論	5～	2	
農業経済論	5～	2	
財政学	5～	2	行
現代資本主義論	5～	2	人
国際公共政策論	5～	2	行
アメリカ経済論	5～	2	

科目名称	履修開始 セメスター	単位	備考
ラテン・アメリカ経済論	5～	2	
アジア経済論	5～	2	
地域交通まちづくり政策論	5～	2	
ヨーロッパ経済論	5～	2	
比較社会論	5～	2	人
言語コミュニケーション論	5～	2	人
ヨーロッパの社会と思想(イギリス)	5～	2	
ヨーロッパの社会と思想(ドイツ)	5～	2	
ヨーロッパの社会と思想(フランス)	5～	2	人
ヨーロッパの社会と思想(ロシア)	5～	2	人
アジアの社会と思想(中国)	5～	2	人
アジアの社会と思想(日本)	5～	2	外国人留学生対象
経営情報分析	5～	2	
財務管理論	5～	2	理
財務諸表論Ⅱ	5～	2	
経営史	5～	2	
現代ファイナンス論	5～	2	
財務諸表監査(日本公認会計士協会東北会福島県会寄附講座)	5～	2	
税務会計	5～	2	
租税法Ⅰ	5～	2	
租税法Ⅱ	5～	2	
経営戦略論Ⅱ	5～	2	
ビジネス・リサーチⅡ	5～	2	
組織行動論	5～	2	
国際会計論	5～	2	
人的資源管理論	5～	2	
証券市場論(野村證券提供講義)	5～	2	
コスト・マネジメント	5～	2	
原価計算Ⅱ	5～	2	
国際経営論	5～	2	理
消費者行動論	5～	2	
リスク・マネジメント(日本損害保険協会提供講義)	5～	2	
プロスポーツ経営実践論(楽天野球団提供講義)	5～	2	
地域金融論(東邦銀行提供講義)	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(ドイツ語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(フランス語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(ロシア語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	当該外国語中級2単位以上の修得が条件
外国語応用コミュニケーション(スペイン語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(中国語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
外国語応用コミュニケーション(韓国朝鮮語)Ⅰ～Ⅳ	5～	2	
特別演習(コーオプ演習:楽天野球団)	4～	2	
特別演習 上級簿記Ⅰ	3～	2	
特別演習 中級簿記	3～	2	
特別演習 上級簿記Ⅱ	4～	2	
特別演習 実践ドイツ語演習Ⅰ	4～	2	当該外国語初級4単位の修得が条件
特別演習 実践ロシア語演習Ⅰ	4～	2	
特別演習 実践ドイツ語演習Ⅱ	5～	2	対応する「実践●●演習Ⅰ」の修得が条件
特別演習 実践ロシア語演習Ⅱ	5～	2	
特別演習 Japan Study ProgramⅠ～Ⅳ	2～	2	
特別演習 Japan Study ProgramⅥ	4～	2	
特別演習 実践英語演習	3～	2	
特別演習 Work Experience AbroadⅠ	3～	2	
特別演習 Work Experience AbroadⅡ	4～	2	
特殊講義 中小企業と会計実務(東北税理士会福島支部連携講義)	5～	2	

《共生システム理工学類 開放科目一覧》

※備考欄について

- ・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。
- ・「情報特修」は情報特修プログラム修得希望者のみ履修可能です。

科目名称	履修セメスター	単位	備考
アルゴリズムとデータ構造	4～	2	
意思決定論	4～	2	経
インキュベーションシステム	5～	2	経
衛生工学概論	3～	2	
エコロジカル経済学	3～	2	行・経
エネルギーシステム工学	5～	2	
応用解析学	5～	2	人
応用物性	4～	2	
界面物理化学	5～	2	
化学工学概論	4～	2	
化学結合論	5～	2	
化学Ⅰ(基礎化学)	1～	2	人
化学Ⅱ(物理化学)	3～	2	
学習心理学	4～	2	
確率統計学	3～	2	
環境計画論	3～	2	行
環境文化論	4～	2	
環境保全論	4～	2	
環境モデリング	5～	2	
環境モニタリング	3～	2	
機器分析	4～	2	
起業論	6～	2	
機構学	4～	2	
機能性材料概論	3～	2	
共生の科学	1～	2	
経営工学	3～	2	経
経営情報システム	7～	2	経(40名上限)・情報特修
計算機システム論	3～	2	
材料及び固体の力学	3～	2	
材料工学概論	3～	2	
材料分析基礎	6～	2	
サウンドスケープ	5～	2	人・行
サプライチェーンマネジメント	4～	2	経
産業システム概論	2～	2	
産業構造論	4～	2	
資源循環論	6～	2	
システム生理学	4～	2	
循環型産業論	6～	2	
情報科学概論	3～	2	
人工知能と知識処理	6～	2	
心理学概論	3～	2	
情報システムの運用	4～	2	情報特修
情報システムの理解と構成	4～	2	情報特修
プログラミング基礎	2～	2	
プログラミング言語論	4～	2	行
分析化学概論	3～	2	
マルチメディアシステム論	5～	2	
水循環システム	5～	2	
水循環システム概論	3～	2	
無機化学概論	4～	2	
モデル構築論	6～	2	
有機化学概論	3～	2	
有機・高分子材料学	5～	2	
離散数学	3～	2	
流域管理計画論	6～	2	
流域管理計画概論	4～	2	
流体力学	5～	2	
量子力学	4～	2	
ロジスティクスシステム	5～	2	経(40名上限)・情報特修
森林生態学	5～	2	
水質保全改善学概論	4～	2	
数理計画法	5～	2	経
生活環境論	4～	2	行
生産システム	5～	2	経
精神生理学	4～	2	
精神物理学	6～	2	
生態学概論	4～	2	

科目名称	履修セメスター	単位	備考
生態学入門	3～	2	
生物化学工学	4～	2	
生物学	1～	2	
生物学的心理学	7～	2	
生物資源開発	5～	2	
生物多様性概論	5～	2	
線形代数	2～	2	人
ソフトウェア設計開発論	4～	2	
大気環境科学概論	3～	2	人
地域計画概論	3～	2	行
地域計画論	5～	2	
地域産業政策	5～	2	行
地下水盆管理学概論	4～	2	
地球科学	1～	2	
知的財産権論	7～	2	
データベースシステム	4～	2	
デジタル信号処理	3～	2	
電子回路	4～	2	
土壌浄化学概論	4～	2	
統計力学	5～	2	人
人間工学	4～	2	
人間支援システム概論	2～	2	
認知心理学	4～	2	
熱と物質の移動現象論	5～	2	
ネットワークシステム	5～	2	
脳神経科学	3～	2	
ヒューマンインターフェイス	5～	2	
品質管理	6～	2	
物質変換化学	4～	2	
物理学Ⅰ(力学)	1～	2	人
物理学Ⅱ(電磁気学)	2～	2	人
物理学Ⅲ(熱力学)	3～	2	
形式言語とコンパイラ	5～	2	経(5名上限)・情報特修
プログラミングⅠ	3～	1	情報特修
プログラミングⅡ	4～	1	経(5名上限)・情報特修
地質学概論	3～	2	行(30名上限)
情報社会と情報倫理	3～	2	情報特修
情報と職業	2～	2	情報特修
情報理論	6～	2	情報特修

《教職科目一覧》

・以下の科目は、教職登録者のみ履修可能となります。

科目名称	開講学類	履修セメスター	単位	備考
CAD/CAM演習	理工	5～	2	
応用統計学	理工	5～	2	
化学実験	理工	3～	2	
機械材料・加工学	理工	4～	2	
技術科教育学Ⅰ	理工	3～	2	
技術科教育学Ⅱ	理工	4～	2	
技術科教育法	理工	3～	2	
技術科授業研究	理工	3～	2	
形式言語とコンパイラ	理工	5～	2	
工業科教育法	理工	3～	2	
工業科授業研究	理工	5～	2	
栽培学概論及び実習(実習を含む。)	理工	1～	2	
支援システム実験	理工	4～	2	
自然環境調査法	理工	3～	1	
情報教育学	理工	5～	2	
保全生物学実験	理工	5～	2	
メカトロニクス	理工	5～	2	
木材加工学概論及び実習	理工	3～	2	
理科教育学Ⅰ	理工	5～	2	
理科教育学Ⅱ	理工	6～	2	
理科教育法	理工	3～	2	
理科授業研究	理工	4～	2	
情報社会と情報倫理	理工	3～	2	
情報授業研究	理工	5～	2	
情報と職業	理工	2～	2	
情報理論	理工	6～	2	
職業指導	理工	4～	2	
森林調査法	理工	3～	1	
生物多様性保全実習	理工	5～	1	
製造技術概論	理工	4～	2	
創造工房ゼミ	理工	4～	2	
地球環境科学実験	理工	4～	2	
地球環境調査法	理工	5～	1	
地質学概論	理工	3～	2	
電気工学	理工	3～	2	
パワーエレクトロニクス	理工	5～	2	
物理学実験	理工	3～	2	
プログラミングⅠ	理工	3～	1	
プログラミングⅡ	理工	4～	1	

10. 自由選択領域科目の履修

卒業するためには自由選択領域科目として 20 単位を修得する必要があります。この領域には具体的な科目は設定されていません。「自己デザイン領域」と「共通領域」、そして「専門領域」（「人文社会学群共通科目」を除く）の科目の中から、自分の興味・関心にもとづいて、自由に科目を選択してください。各領域の卒業要件を超えて修得した単位数は、自由選択領域の単位として計上することができます。

■開放科目（他学類科目の利用）

自由選択領域の単位には、他の学類で開講される授業科目の単位も含めることができます。すべての学類の学生に受講を認める科目のことを**開放科目**と呼び、他大学などにおいて修得した単位と合わせて、60 単位までを計上することができます。人間発達文化学類では、**他学類で開講される開放科目の単位はすべて自由選択領域科目の単位として位置づけられます。**

他学類で開講される開放科目で受講調整がおこなわれた場合、開講学類の学生の受講が優先されます。この点は「共通開講科目」の場合と異なります。

【他学類で開講される開放科目の受講手続き】

「学習案内」で『開放科目一覧』を参照し、科目を選択する

所定の期間にライブキャンパスで希望する科目の受講を申請

掲示板及びライブキャンパスにより、受講の可否を確認

【受講が認められた場合】

ライブキャンパスに受講が認められた科目が登録される。

【受講が認められない場合】

ライブキャンパスに登録はされない。

11. グレードアップ特修プログラム、推奨プログラム

グレードアップ特修プログラムは、自分の能力を伸ばそうという意欲のある学生のために準備された特別なプログラムです。人間発達文化学類では、英語コミュニケーション能力を高めるための「英語特修プログラム」、情報や情報機器についての理解を深め、その能力を教育の分野に活かすための「情報特修プログラム」及び東日本大震災及び原子力災害の経験を踏まえ、地域課題を実践的に学習し、未来を創造する能力を高めるための特修プログラム「ふくしま未来学」が履修できます。

1. 英語特修プログラム

人間発達文化学類の英語特修プログラムは、4年間を通じた学習の中で、皆さんの学習上の関心や必要などに応じた形で英語の学習を支援するための制度です。

この制度を利用しながら、専門分野での研究に必要な英語資料の講読、就職や留学のための英語の技能の向上など、自らの関心や英語の必要性に応じて、提供されている科目を選択しながら、継続的に英語の学習をすすめることができます。

以下の認定基準（共通領域科目 14～16 単位及び専門領域科目 10～12 単位、計 26 単位）を満たした上で、所定の認定手続きを経た学生に対して、「英語特修プログラム」の修了を認定します。

（1）プログラムの構成

英語特修プログラムの科目は、共通領域の外国語科目「英語」と専門領域の専門科目により構成されています（プログラム認定基準参照）。これらの科目は、その内容により、主に英語の技能の修得・向上に関わる科目と、主に特定分野の英語の修得に関わる科目に分けられます。

共通領域の英語科目は、主に英語の技能（読む能力、書く能力、聴く能力、話す能力）の習得や向上に重点をおきます。

また、専門科目の中の「専門英語演習」は、主に学類での専門教育の一環として英語を修得する機会を提供する科目です。詳細は[別冊子]「開講科目一覧」に掲載されていますので参照してください。

なお、各種の資格試験や、留学・語学研修のような海外での英語の実践的研修など、英語能力の向上に資すると考えられる学習活動の一部も、英語特修プログラムの単位として認められる場合があります。

(2) プログラム認定基準

	授業科目名	セメスター	単位数	選択必修・必修の別など
共通領域 科目	英語 A I・A II	1・2	各 2	4 単位必修
	英語 B I・B II	3・4	各 2	4 単位必修
	応用英語	5～8	各 2	6 単位必修（6 単位を超えた分は選択必修）
	小 計		14～16	
専門科目	英語コミュニケーション V・VI	5・6	各 1	選択必修
	専門英語演習	5以降（一部を除く）	各 2	2 単位必修（2 単位を超えた分は選択必修）
	実用英語検定	1～8	4	選択必修※
	海外語学研修（英語）	1～8	2	選択必修
	学術交流協定に基づく海外 留学	1～8	8（上限）	選択必修
	小 計		10～12	
合 計			26	

※検定試験は以下のうち一つとする。

- 1.実用英語技能検定 2.TOEIC 3.TOEFL (iBT) 4.IELTS 5.国際連合公用語英語検定試験

(3) 履修手続き

人間発達文化学類の英語特修プログラムは、人間発達文化学類に在籍するすべての学生に、履修が認められています。

「英語特修プログラム（人間発達文化学類）」の認定を希望する学生は、まず第 4 セメスターが終了した時点で所定の希望申請用紙に必要事項を記入し、教務担当窓口へ提出してください。

さらに、上記の認定基準を満たした時点で、所定の認定申請用紙に必要事項を記入し、事務担当窓口へ提出してください。

(4) 履修上の留意事項

①学術交流協定にもとづく海外留学

人間発達文化学類の学生は、福島大学が実施する学術交流協定にもとづく学生派遣に

参加することができます。本協定にもとづいて留学した大学で修得した単位が、人間発達文化学類で認定された場合、その単位は、学類の専門科目または個性形成科目としての認定に加え、別表のように「英語特修プログラム（人間発達文化学類）」の履修単位の一部として認められます。

詳細は説明会において説明します。

②海外語学研修（英語）

福島大学で認めた語学研修などに参加し、所定の課程を修了した場合「英語特修プログラム（人間発達文化学類）」の履修単位の一部として2単位を認定します。

詳細は「英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項」を参照してください。

③実用英語検定

英語に関する検定試験を受験した場合、福島大学で定めた基準にしたがい「英語特修プログラム（人間発達文化学類）」の履修単位の一部として4単位を認定します。

福島大学で認定の対象としている検定試験は、次のとおりです。

- 1.実用英語技能検定
- 2.TOEIC
- 3.TOEFL (iBT)
4. IELTS
- 5.国際連合公用語英語検定試験

いずれの試験も、福島大学入学後に受験した場合に限り、そのうち一つについて単位の認定を行います。詳細は「英語に係る技能審査の単位認定に関する要項」を参照してください。

④履修制限

個々の科目については、履修上の制限が課される場合がありますので、シラバスなどで各自確認をしてください。

英語特修プログラム専門領域の「専門英語演習（A・B）」の開講について

専門科目のうち専門英語演習については、次の方法により履修してください。

「専門英語演習（A・B）」の履修：

「専門英語演習」は「専門英語演習A」と「専門英語演習B」からなる。開講する科目名、開講時期等は〔別冊子〕「開講科目一覧」の「英語特修プログラム専門科目」に掲載されています。なお、年度により変更する場合があります。

「専門英語演習（A・B）」の履修方法：

履修者は専攻内及び学類内の他専攻において自由に開講科目を履修することが可能です。

「専門英語演習（A・B）」の特徴及び履修上の留意事項：

「専門英語演習A」：

- ①既存の開講科目の中から指定されています（必ずしも5セメ以降とは限りません）。
- ②当該科目の科目区分にしたがい、専攻専門科目又は個性形成科目のいずれかとして認定します。

「専門英語演習B」：

- ①英語特修プログラム申請者（第4セメスターの成績交付後、「英語特修プログラム（人間発達文化学類）希望申請書」を一定の期間内に提出した人）のみ受講が可能です。
- ②ある専門分野の英語の文献講読等を通じて、その専門分野の英語表現を修得する機会を提供する科目として新たに開講します。履修に際し、授業担当教員と受講者との合意が重要となりますので、担当教員からの事前の指示にしたがって当事者間で十分に開講形式（内容、回数、評価等）の確認を行うことが必要です。
- ③個性形成科目として認定します。
- ④受講者の制限として、人間発達文化学類所属の10名までとします。人数が超過した場合、担当者と相談の上、一定の期間内に履修の変更を余儀なくされる場合もあります。

「専門英語演習（A・B）」の履修手続き：

「専門英語演習A」：通常履修手続きを履修登録期間内に行えば受講が可能です。

「専門英語演習B」：以下の①～⑤の手順で行うので注意してください。

（なお、詳細な日程等は人間発達文化学類掲示板で随時確認してください。）

- ①「英語特修プログラム（人間発達文化学類）希望申請書」を提出してください（3月初旬の成績交付日から1週間以内）。
第4セメスターまでに履修した科目及び今後（第5セメ以降全て）履修を希望する予定の科目を報告してください。第5セメ以降の開講科目は〔別冊子〕「開講科目一覧」をもとに希望申請を行ってください。
- ②担当事務から担当教員へ希望申請者を報告します（4月初旬）。
- ③各科目別の受講説明会：担当教員と受講者間で受講調整及び開講形式等に関する合意形成を行います。

各科目の受講説明の日時及び場所は開講セメスター（第5もしくは第6セメスター）及び科目により異なりますので予め掲示板にて確認し、必ず参加してください。欠席者は履修の意志が無いものと判断します。

<受講説明会の開催予定期間>

第5セメスター開講科目：4月の第2週目の期間

第6 Semester開講科目：10月の第1週目の期間

※授業担当教員の都合により前後する場合がありますので、最終的には人間発達文化学類
掲示板にて確認してください。

- ④担当教員からの受講許可：受講説明会での授業担当教員からの指示にしたがってください。
- ⑤学生の受講登録：履修が認められた人のみ履修登録期間に受講登録を行うことができます。
- ⑥英語特修プログラム修了の認定を受けた学生に対しては、本学在学中に受験した実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL、IELTS、国際連合公用語英語検定試験のいずれかの受験費用1回分を大学が補助します。

大学を卒業する年度の11月15日～30日（土・日及び祝日を除く）の期間内に、申請書、口座振込依頼書、受験料領収書、プログラム認定証、資格試験の受験を証明する書類（受験票など。ただし、プログラムの認定を受ける際に資格試験の結果を単位に組み込んだ場合は不要）を添付して教務担当窓口申請してください。申請者が多い場合は、英語特修プログラム科目の通算GPAによる選考を行います。なお、協定校への留学に対する渡航費用の補助を受けている方は、受験料負担の対象となりません。

2. 情報特修プログラム

(1) 情報特修プログラム（情報活用能力コース）

一般的な職業人として備えるべき情報処理技術を身につけたい学生のために、主に（独）情報処理推進機構が実施する「ITパスポート」資格レベルの情報技術を学ぶことを目的とした情報特修プログラムです。

下記の履修基準表に示された必要な単位を修得することにより、「情報特修プログラム・情報活用能力コース修了」の認定を受けることができます。必要な単位をすべて修得した学生は、その時点で教務担当窓口へ申告してください（事後申告制）。

情報特修プログラム（情報活用能力コース）修了者が、（独）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験を受験し、合格した場合は、1つの資格に限り大学がその1回分の受験費用を負担します。ただし、大学入学前に資格を取得している場合は除きます。大学を卒業する年度の11月15日～30日（土・日及び祝日を除く）の期間内に、申請書、口座振込依頼書、受験料領収書、資格取得を証明する書類（検定合格証書など）をプログラム認定証に添えて教務担当窓口へ申請してください。なお、申請者多数の場合には、プログラムに盛り込まれた科目の通算GPAによる選考を行います。

情報特修プログラム（情報活用能力コース）履修基準

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	履修セメ スター	履修 方法
共通領 域科目	情報処理Ⅰ	2	1	} 1科目 以上
	情報処理Ⅱ	2	2	
	情報処理Ⅲ	2	2	
	情報処理Ⅳ	2	2	
	情報化と社会	2	2	
専門領 域科目	プログラミング基礎	2	2	必修
	情報社会と情報倫理	2	3	必修
	情報科学概論	2	3	必修
	計算機システム論	2	3	必修
	経営工学	2	3	
	ロジスティクスシステム	2	5	
	知的財産権論	2	7	
自由選択 領域科目	情報システムの理解と構成	2	4	
	情報システムの運用	2	4	
教職科目	情報と職業	2	5	
			合計 22	単位以上

(2) 情報特修プログラム（情報コア技術コース）

情報科学・工学全般に関する基礎的な知識・技能を持ち、情報技術を活用できる人材を育成することを目的とした情報特修プログラムです。

このプログラムは、（独）情報処理推進機構が実施する「基本／応用情報技術者」資格レベルの、情報科学・工学分野での専門領域科目について、単位取得を課しています。プログラムへの事前の登録は必要ありません。下記の履修基準表に示された必要な単位を修得することにより、「情報特修プログラム・情報コア技術コース修了」の認定を受けることができます。必要な単位をすべて修得した学生は、その時点で教務担当窓口へ申告してください（事後申告制）。

情報特修プログラム（情報コア技術コース）修了者が、（独）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験を受験し、合格した場合は、1つの資格に限り大学がその1回分の受験費用を負担します。ただし、大学入学前に資格を取得している場合は除きます。大学を卒業する年度の11月15日～30日（土・日及び祝日を除く）の間に、資格取得を証明する書類（検定合格証書など）をプログラム認定証に添えて教務担当窓口へ申請してください。なお、申請者多数の場合には、プログラムに盛り込まれた科目の通算GPAによる選考を行います。

履修にあたって十分な予備知識が必要な科目も含まれています。シラバス等で確認して受講してください。

情報特修プログラム（情報コア技術コース）履修基準

科目区分	授 業 科 目 名	単位数	履修セメ スター	履修 方法
専門領 域科目	情報科学概論	2	3	必修
	計算機システム論	2	3	必修
	プログラミングⅠ	1	3	必修
	プログラミングⅡ	1	4	必須
	アルゴリズムとデータ構造	2	4	必修
	ソフトウェア設計開発論	2	4	必修
	データベースシステム	2	4	必修
	ネットワークシステム	2	5	必修
	マルチメディアシステム論	2	5	必修
	情報社会と情報倫理	2	3	必修
	プログラミング基礎	2	2	
	離散数学	2	3	
	デジタル信号処理	2	3	
	プログラミング言語論	2	4	
	形式言語とコンパイラ	2	5	
	人工知能と知識処理	2	6	
	情報理論	2	6	
	サウンドスケープ	2	5	
	ヒューマンインターフェイス	2	5	
	知的財産権論	2	7	
教職科目	情報と職業	2	5	
		合計 30 単位以上		

『ふくしま未来学』履修方法

(1) プログラムの概要

東日本大震災及び原子力災害により、放射線被ばく問題と共に、これまで地域社会が抱えていた人口流出や文化・産業の衰退等の課題が加速度的に現れ、今後、地域がどう再生していくかは、世界につながる課題となっています。その中で、地域再生の担い手をどう育成していくかが大学に課された使命です。

本プログラムは、原子力災害からの経験を踏まえ、地域課題を実践的に学び、未来を創造できる人材の輩出を行い、原子力災害からの地域再生をめざします。そのために特修プログラム「ふくしま未来学」を展開します。そのひとつとして、主要コア科目である、福島県双葉郡をはじめとする地域と連携し、学生と地域住民が交流する地域実践学習「むらの大学」をとおして、地域復興の担い手育成と地域再生の双方を加速させます。

※ 今後、「ふくしま未来学」科目等の変更が行われる可能性がありますので、適宜掲示等で確認するようにしてください。

(2) 「ふくしま未来学」の特徴

- ▶ 1年次から4年次まで複数年にわたり、継続的に地域（コミュニティ）に関わることにより、その地域が抱える社会的課題を理解すると共に、地域住民が実践的に取り組む地域づくりに参画することができます。
- ▶ 継続的な関わりを通して地域の変化や発展を追うことができ、学生自らの学習・成長と地域の発展を結びつけることができます。
- ▶ 東日本大震災と原発事故の経験を踏まえ、「ふくしま」の持つ歴史的でグローバルな文脈を理解し、さらに具体的な地域的課題を分析し、かつ課題解決のミッションを発見することをめざします。

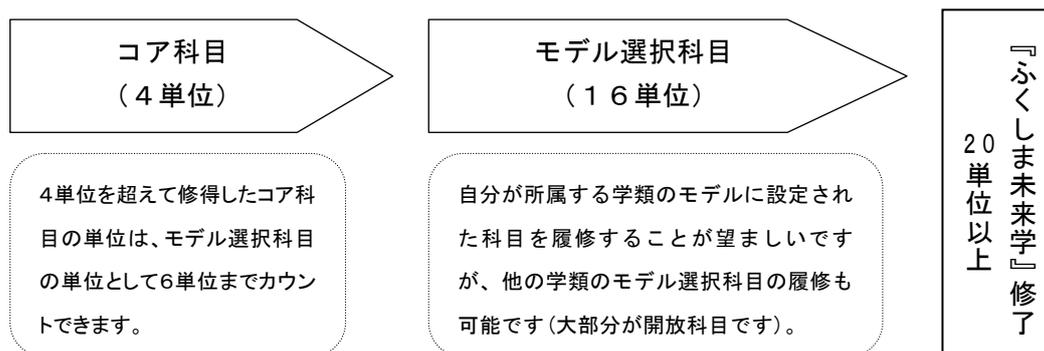
【ふくしま未来学で養う力】

「ふくしま」における原子力災害からの経験と、地域課題の実践的な学習を通じて、以下の能力をやしなうことをめざします。能力を身につけた者には、「ふくしま未来学」の修了証を交付します。

- ▶ 地域課題を発見する力…… 地域にあらわれる多様な課題を発見する力
- ▶ 地域を分析する力……… 科学的にかつ総合的に地域課題を理解する力
- ▶ 地域を興す力……… 地域課題のミッションを明らかにし、自ら主体的に解決するために行動する力
- ▶ 地域をつなげる力……… 地域課題を解決するために、多様なセクターと協働する力
- ▶ 地域を伝える力……… 地域課題の社会的解決に向けて、現状や地域の主体的な取り組みを外部に発信する力

(3) 履修基準

本プログラムは、平成26年度以降に入学する全学類生を対象とし、入学時にプログラム受講者として、自動的に登録されます。別表に示された必要な単位（コア科目4単位＋モデル選択科目16単位＝合計20単位以上）を修得することにより、「特修プログラム『ふくしま未来学』修了」の認定を受けることができます。就職活動等、卒業前に本プログラム修了の証が必要な場合は、「修了見込証明書」及び「修了証明書」を交付しますので、希望者はふくしま未来学推進室事務局（教務課内）窓口に申請してください。



(4) モデル選択科目のカリキュラムポリシー (CP)

本プログラムのモデル選択科目では、以下のとおり、4つの履修モデルが設定されています。履修方法を考える上で、参考にしてください。

I：「教育と文化による地域支援モデル」人間発達文化学類系科目

CP：人間や文化に主体的にかかわり、地域課題を解決し、新たな文化を創造することができる。また、地域が求める人材育成に寄与することができる。

II：「コミュニティ共創モデル」行政政策学類系科目

CP：災害前から地域社会が抱えていた人口減少、少子高齢化、過疎・中山間地域など、社会構造の変化を具体的な地域において理解し、分析することができる。さまざまな地域課題を、多様なセクターの協働によって、主体的に解決する能力を身につけることができる。

III：「地域経済活性化モデル」経済経営学類系科目

CP：地域の復興と活性化に関する課題を解決する為の様々な知見や方法を経済と経営の分野から学び、それらを自ら活用して課題解決を図るとともに、地域と自治体の資源を活用する力を身につける。

IV：「地域産業・地域環境支援モデル」共生システム理工学類系科目

CP：地域社会が直面している産業分野における諸問題や、環境科学分野における諸問題を科学的に理解し、分析することができる。今後の地域の発展に対しての課題を見つけるとともに、解決するための力を身につける。

【「ふくしま未来学」授業科目一覧表】全体で20単位以上取得

科目区分	授業科目名	履修年次	単位数	
<選択必修> 4単位修得 コア科目	自己デザイン領域	キャリアモデル学習	2～ 2	
	共通領域	(総)ふくしま未来学入門	1～ 2	2
		(総)ふくしま 未来へのヒント	1～ 2	2
		(総)NPO論	1～ 2	2
		(総)災害復興支援学Ⅱ	1～ 2	2
		(総)ボランティア論	1～ 2	2
		(総)再生可能エネルギー	1～ 2	2
		(総)むらの大学	1～ 2	2
		(総)小さな自治体論	1～ 2	2
		(総)グローバル災害論	1～ 2	2
	地域論Ⅰ	1～ 2	2	
専門領域 (人文社会学群科目)	現代社会へのアプローチ	1～ 2	2	
<選択> 16単位修得 モデル選択 科目	(人間発達文化学類系科目) 教育と文化による 地域支援モデル	未来創造教育論	1～ 2	2
		復興教材づくり論	2～ 2	2
		特別支援教育と学校防災	1～ 2	2
		科学技術と環境の倫理学	1～ 2	2
		自然災害と人間	2～ 2	2
		気候環境と人間	2～ 2	2
		都市とまちづくりの地理学	2～ 2	2
		産業と経済、地域振興の地理学	2～ 2	2
		食糧生産と国土保全の地理学	2～ 2	2
		地域文化の総合研究	2～ 2	2
		現代社会とコミュニティ	1～ 2	2
		現代社会と地域計画*	1～ 2	2
		現代の地域経済	1～ 2	2
		食と健康	1～ 2	2
		住環境学	3～ 2	2
		現代アートマネジメント	2～ 2	2
		生涯スポーツ論*	1～ 2	2
		スポーツ政策論*	3～ 2	2
		スポーツ企画演習*	3～ 2	2
		映像メディア論	2～ 2	2
		復興教育学	1～ 2	2
		自然体験実習	1～ 2	2
		地域教育実践Ⅰ*	2～ 2	2
		地域教育実践Ⅱ*	2～ 2	2
		学校教育支援実習Ⅰ*	2～ 2	2
		学校教育支援実習Ⅱ*	2～ 2	2
		(行政政策学類系科目) コミュニティ 共創モデル	環境法	3～ 2
憲法(人権)Ⅰ	2～ 2		2	
憲法(統治)Ⅰ	2～ 2		2	
民法総則	1,2 2		2	
民法(不法行為)	1,2 2		2	
民法(債権総論)	2～ 2		2	
民法(債権各論)	2～ 2		2	
刑法Ⅰ	2～ 2		2	
刑法Ⅱ	3～ 2		2	
行政法総論Ⅰ	2～ 2		2	
法社会学Ⅰ	2～ 2		2	
法社会学Ⅱ	2～ 2		2	
民事裁判法Ⅰ	3～ 2		2	
民事裁判法Ⅱ	3～ 2		2	
刑事裁判法Ⅰ	3～ 2		2	
刑事裁判法Ⅱ	3～ 2		2	
行政学Ⅰ	2～ 2		2	
行政学Ⅱ	2～ 2		2	
現代政治論Ⅰ*	1～ 2		2	
現代政治論Ⅱ*	1～ 2		2	
地方政治論Ⅱ	3～ 2		2	
地方行政論	2～ 2		2	
社会福祉論	2～ 2		2	
地域福祉論	3～ 2		2	
社会計画論	2～ 2		2	
地域環境論	2～ 2		2	
情報社会論	3～ 2		2	
生活構造論Ⅰ	3～ 2	2		
生活構造論Ⅱ	3～ 2	2		
社会調査論	2～ 2	2		

科目区分	授業科目名	履修年次	単位数	
<選択> 16単位修得 モデル選択 科目	(行政政策学類系科目) コミュニティ 共創モデル	社会構造論Ⅰ	2～	2
		地域社会学	2～	2
		比較地域文化論Ⅰ	2～	2
		地域史Ⅰ	3～	2
		地域史Ⅱ	3～	2
		国際文化交流論	3～	2
		社会福祉課題研究Ⅰ*	3～	2
		社会福祉課題研究Ⅱ*	3～	2
		古文書学実習*	3～	2
		考古学実習*	3～	2
		演習Ⅰ*	3～	2
		演習Ⅱ*	3～	2
		演習Ⅲ*	4～	2
		演習Ⅳ*	4～	2
	(経済経営学類系科目) 地域経済 活性化モデル	都市経済学	3～	2
		環境経済学	3～	2
		産業組織と規制の経済学	3～	2
		政治経済学入門Ⅱ	1～	2
		開発経済学	3～	2
		労働経済	3～	2
		農業経済論	3～	2
		地域経済論Ⅰ	2～	2
		地域経済論Ⅱ	3～	2
		地域交通まちづくり政策論	3～	2
		地方財政システム論	3～	2
		地方財政政策論	3～	2
		地域政策論	3～	2
		中小企業経営論	2～	2
		証券市場論	3～	2
	財務諸表論Ⅱ	3～	2	
	特別演習 Fukushima Workshop(Japan Study ProgramⅢ)	1,2	2	
	専門演習*	2～	2	
	(共生システム理工 学類系科目) 地域産業・ 地域環境支援 モデル	環境計画論	2～	2
地域計画概論		2～	2	
地域計画論		3～	2	
生活環境論		2～	2	
水循環システム概論		2～	2	
水循環システム		3～	2	
流域水循環システム調査実習*		2～	1	
産業構造論		2～	2	
地域産業政策		3～	2	
機能性材料概論		2～	2	
有機・高分子材料学		3～	2	
知的財産権論		4～	2	

(注意)

- 平成26年度以降の入学生から、適用します。
- 平成26年度以降の入学生が、入学後に単位修得した科目が、後日、本プログラムの科目に設定された場合、遡及して本プログラムの単位として認定します。
- 科目によっては、抽選登録を要する科目、受講調整が行われる科目等があるので注意してください。
- * 印のついた科目は、各学類系における所属学類の学生のみ受講できます。
- 対象科目の中には、毎年開講しない科目(隔年開講科目等)もあります。開講の有無は、各学類の学習案内や時間割表で確認してください。
- 対象科目は、変更する可能性があります。変更になった場合は、科目一覧を当該年度にライブキャンパス等をつうじて、掲載・配布をします。
- コア科目「キャリアモデル学習」は、行政政策学類を除く、人間発達文化学類・経済経営学類・共生システム理工学類の学生のみ本プログラムの単位として認定します。なお、人間発達文化学類はキャリアモデル学習 B のみ対象です。詳しくは、ふくしま未来学推進室事務局(教務課内)窓口にお問い合わせください。
- モデル選択科目の中には、Ⅰ・Ⅱの両方を履修することで要卒に必要な単位が認定される科目もあるため、各学類の学習案内を確認してください。
- 演習Ⅰ～Ⅳ(行政)及び専門演習(経済)は、すべてがふくしま未来学の対象ではありません。担当教員は、学習案内の専門演習のページを参照してください。ただし、経済経営学類における、ふくしま未来学に対応する専門演習担当教員は、小山 良太、遠藤 明子、吉田 樹となり、 Semesterごとにふくしま未来学の単位として計上します。

4. 推奨プログラムについて

推奨プログラムとは「各クラスで学生に学んで欲しい専門性の強化をめざし、学生に対する履修の手がかりとなるもの」です。興味の高い分野がある場合は、各プログラムの履修基準を確認し、積極的にプログラムを修了できるよう履修計画を立てましょう。

専攻毎の推奨プログラムは以下の通りになります。

○人間発達専攻 : 教育探究力
: 心理学の理解・研究力
: 幼児・保育理解力
: 教育的ニーズのある子ども支援（特別支援教育）力
: 小学校教科力

○文化探究専攻 : 外国語・外国文化理解力
: 国語力
: 地理力
: 歴史力
: 地域社会探究力
: 生活理解力
: 生活実践力
: 数学力

○スポーツ・芸術創造専攻 : コーチ力
: スポーツ企画運営力
: 健康指導力
: 体育教育力
: 造形表現探究力
: 造形教育探究力
: 音楽力

「教育探究力」養成プログラム

授業科目名	専門/個性形成	セメスタ	単位数	必修	選必	備考
外国の教育	専攻専門	3	2		} 2	
教育の歴史	専攻専門	4	2			
西洋教育思想	個性形成	3	2		} 2	
子どもの歴史	専攻専門	4	2			
学校の制度	専攻専門	3	2		} 2	
日本教育史	個性形成	3	2			
子どもと学習活動	専攻専門	4	2		} 2	
授業分析法	専攻専門	4	2			
教育と人間関係	専攻専門	3	2		} 2	
子どもと特別活動	専攻専門	5	2			
子どもと道徳	専攻専門	4	2		} 2	
学校の運営	専攻専門	4	2			
教育行政学	個性形成	3	2		} 2	
子ども社会と学校	専攻専門	3	2			
教育社会学	個性形成	4	2		} 2	
社会教育の基礎	専攻専門	3	2			
生涯学習論	専攻専門	3	2		} 2	
教育社会研究	専攻専門	4	2	2		
学校教育研究	専攻専門	2	2	2	} 3	
地域教育実践Ⅰ	個性形成	3	2			
地域教育実践Ⅱ	個性形成	3			} 3	
臨床教育実践Ⅰ	個性形成	5・6	2			
臨床教育実践Ⅱ	個性形成	5・6			} 3	
学校教育支援実習Ⅰ・Ⅱ	個性形成	3	1～			
人間と教育A・B	個性形成	3・4	2		} 3	
教育課程論	個性形成	3	2			
教育の方法A・B	個性形成	3・4	2		} 3	
教育と社会A・B	個性形成	5・6	2			
現代社会と学校	個性形成	5	2		} 3	
自己学習プログラム	自己学習プログラム	1～	1～	1		
				5	21	
				26		

「心理学の理解・研究力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
心理学入門	専攻専門	2	2	2	18	
心理検査法	専攻専門	3	2	2		
心理調査・研究法	専攻専門	4	2	2		
サイコロジーナウ	専攻専門	4	2	2		
心理学基礎実験演習	専攻専門	5	2	2		
心理学応用実験演習	専攻専門	6	2	2		
心理学研究実践法 (情報専門リテラシーC)	専攻専門	4	2			
心理学特殊講義(基礎)	専攻専門	3	2			
心理学特殊講義(応用)	専攻専門	6	2			
児童期の発達心理学	専攻専門	5	2			
人間関係の心理学	専攻専門	3	2			
発達臨床心理学	専攻専門	5	2			
認知臨床心理学	専攻専門	5	2			
青年心理学	専攻専門	4	2			
中高年の心理学	専攻専門	5	2			
職業心理学	専攻専門	4	2			
精神医学	専攻専門	5	2			
知覚心理学	専攻専門	3	2			
人格心理学	専攻専門	5	2			
教育発達心理学	個性形成	3	2			
教育心理学	個性形成	3	2			
発達心理学	個性形成	3	2			
学級集団の心理	個性形成	5	2			
教育相談心理学	個性形成	5	2			
				12	18	
				30		

「幼児・保育理解力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
幼児発達心理学	専攻専門	1	2	2	6	
保育・幼児教育の人と思想	専攻専門	2	2	2		
幼児と音楽	専攻専門	3	2			
保育原理	個性形成	3	2	2		
社会的養護	個性形成	3	2			
「子育て共同」論	専攻専門	4	2	2		
人間関係の発達と保育	専攻専門	4	2			
臨床幼児教育研究I	専攻専門	4	2			
幼児の表現と保育 I	個性形成	4	2			
社会福祉論	個性形成	4	2			
幼児の遊び	専攻専門	5	2	2		
家庭教育論	専攻専門	5	2	2		
幼年音楽	専攻専門	5	2	2		
総合表現(劇)	専攻専門	6	2	2		
児童福祉概論	個性形成	6	2	2		
				18	6	
				24		

「教育的ニーズのある子ども支援(特別支援教育)力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考	
特別支援教育概論	個性形成	1	2	2	2		
知的障害者教育課程論	専攻専門	3	2				
知的障害者学級経営論	専攻専門	6	2		4		
知的障害者教育指導法	専攻専門	5	2	2			
知的障害者の心理・生理・病理	個性形成	1	2	2			
知的障害者の行動分析	専攻専門	4	2				
知的障害者心理学特講	専攻専門	5	2		6		
知的障害者の行動観察とアセスメント	専攻専門	3	2				
肢体不自由者教育概論	専攻専門	4	2	2			
肢体不自由者の生理・病理・心理	個性形成	2	2	2			
病弱者の生理・病理・心理	専攻専門	3	2	2			
重複障害・軽度発達障害教育総論	専攻専門	4	2	2			
病弱児・健康障害児の教育	専攻専門	3	2	2		(非)集中講義	
視覚障害教育総論	専攻専門	3	2	2		(非)集中講義	
聴覚障害教育総論	専攻専門	3	2	2		(非)集中講義	
				20		6	
				26			

「小学校教科力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考	
教材開発研究	専攻専門	5	2	2	18		
授業実践研究	専攻専門	4	2	2			
総合的な学習の研究	専攻専門	4	2	2			
授業臨床論Ⅰ	専攻専門	5	2				
授業臨床論Ⅱ	専攻専門	5	2				
子どもとことば	専攻専門	3	2				
生活の中の数と図形	専攻専門	3・4	2				
子どもを取り巻く社会	専攻専門	4	2				
子どもと自然	専攻専門	2・3	2				
理科の実験指導	専攻専門	4	2				
子どもの生活と遊び	専攻専門	6	2				
子どもの音楽表現	専攻専門	3	2				
子どもの造形活動	専攻専門	3・4	2				
生活の科学	専攻専門	3	2				
家庭科の実習指導	専攻専門	4	2				
子どもの健康と運動	専攻専門	4	2				
				6		18	
				24			

「外国語・外国文化理解力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
英文法	専攻専門	1	2	2	}	
英語史	専攻専門	3	2	2		
英語学概論	専攻専門	3	2	2		
英文学史	専攻専門	1	2	2		
米文学史	専攻専門	1	2	2		
英詩の韻律	専攻専門	1	2	2		
ヨーロッパ言語文化論	専攻専門	1	2	2		
異文化理解	専攻専門	3	2	2		
英語音声学	専攻専門	2	2			
英語語彙論	個性形成	2	2			
英語意味論	個性形成	2	2			
英語構造論	個性形成	2	2			
初期近代英米文学	個性形成	2	2			
近代英米文学	個性形成	2	2			
現代英米文学	個性形成	2	2			
ドイツ語圏の言語と文化	個性形成	4	2			
英語教材研究	個性形成	4	2			
英語学演習Ⅰ	専攻専門	4	2			
英語学演習Ⅱ	専攻専門	5	2			
英語学演習Ⅲ	専攻専門	4	2			
英語学演習Ⅳ	専攻専門	5	2			
英語学演習Ⅴ	専攻専門	4	2			
英語学演習Ⅵ	専攻専門	5	2			
英米文学演習Ⅰ	専攻専門	5	2			
英米文学演習Ⅱ	専攻専門	4	2			
英米文学演習Ⅲ	専攻専門	5	2			
英米文学演習Ⅳ	専攻専門	4	2			
英米文学演習Ⅴ	専攻専門	5	2			
英米文学演習Ⅵ	専攻専門	4	2			
日欧比較文学論	専攻専門	3	2			
日欧比較文学演習	専攻専門	4	2			
日欧文化交流史	専攻専門	2	2			
				16	16	
				32		

「国語力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
日本語学概論	専攻専門	3	2	2	16	
日本文学概論	専攻専門	1	2	2		
中国古典学概論	専攻専門	1	2	2		
日本語教育学概論	専攻専門	3	2			
日本語の構造	専攻専門	4	2			
日本語の変異	専攻専門	4	2			
日本語の歴史	専攻専門	5	2			
日本語教育学特講	専攻専門	5	2			
日本語教材論	専攻専門	5	2			
伝統言語文化論	専攻専門	5	2			
近代文学史	専攻専門	2	2			
古代・中世文学史	専攻専門	3	2			
中国文化論	専攻専門	5	2			
日本語学実習	個性形成	7・8	2		8	
日本文学特講Ⅰ	個性形成	5	2			
日本文学特講Ⅱ	個性形成	5	2			
日本文学特講Ⅲ	個性形成	5	2			
中国文化特講	個性形成	6	2			
日本語学演習Ⅰ	専攻専門	5	2			
日本語学演習Ⅱ	専攻専門	6	2			
日本語学演習Ⅲ	専攻専門	4	2			
日本語学演習Ⅳ	専攻専門	4	2			
計量日本語学演習	専攻専門	4	2			
日本古典文学演習Ⅰ	専攻専門	3	2			
日本古典文学演習Ⅱ	専攻専門	3	2			
日本近代文学演習Ⅰ	専攻専門	3	2			
日本近代文学演習Ⅱ	専攻専門	3	2			
比較文学演習Ⅰ	専攻専門	4	2			
比較文学演習Ⅱ	専攻専門	4	2			
中国文化演習Ⅰ	専攻専門	4	2			
中国文化演習Ⅱ	専攻専門	3	2			
				6	24	
				30		

「地理力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考		
地理学概説	専攻専門	3	2	2	}			
人文地理学概説	専攻専門	2	2	2				
自然地理学概説	専攻専門	3	2	2				
地誌学概説	専攻専門	3	2	2				
食料生産と国土保全の地理学	専攻専門	4	2			} 4		
産業と経済、地域振興の地理学	専攻専門	4	2					
都市とまちづくりの地理学	専攻専門	3	2					
日本の地域文化	専攻専門	2	2			} 2		
産業社会文化論	個性形成	3	2					
自然災害と人間	専攻専門	4	2	2		}		
気候環境と人間	専攻専門	4	2	2				
日本地誌	専攻専門	3	2	2				
世界地誌	専攻専門	3	2	2				
地理学実地研究Ⅰ	個性形成	1	2				} 4	
地理学実地研究Ⅱ	個性形成	2	2					
地域文化の総合研究	個性形成	3	2					
自己学習プログラム	自己学習プログラム	1～	1～	1				
				17	10			
				27				

「歴史力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考	
日本史概説	専攻専門	3	2	2	}		
外国史概説	専攻専門	4	2	2			
日本古代中世社会史	専攻専門	3or4	2			4	3年に2回開講
日本近世社会史	専攻専門	3or4	2				3年に2回開講
日本近代社会史	専攻専門	3or4	2				3年に2回開講
東洋古代・中世社会史	専攻専門	3or4	2			4	隔年開講
東洋近世社会史	専攻専門	3or4	2				毎年開講
東洋近現代社会史	専攻専門	3or4	2				隔年開講
ヨーロッパ古代・中世史	専攻専門	3or4	2			4	3年に2回開講
ヨーロッパ近世・近代史	専攻専門	3or4	2				3年に2回開講
ヨーロッパ近・現代史	専攻専門	3or4	2				3年に2回開講
日本史史料講読	専攻専門	3	2	2			
外国史史料講読	専攻専門	3	2	2			
政治思想史	専攻専門	4	2			2	隔年開講
社会思想史	専攻専門	4	2		隔年開講		
				8	14		
				22			

「地域社会探究力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
都市とまちづくりの地理学	専攻専門	3	2		6	
産業と経済、地域振興の地理学	専攻専門	4	2			
日本地誌	専攻専門	3	2			
食料生産と国土保全の地理学	専攻専門	4	2			
地域文化の総合研究	個性形成	3	2	2		
現代の地域経済	専攻専門	3	2	2	6	
現代社会と地域計画	専攻専門	4	2	2		
現代社会と文化	専攻専門	3	2	2		
現代社会とコミュニティ	専攻専門	4	2			
日本文化史演習旅行	専攻専門	4	2			
現代日本経済論Ⅰ	専攻専門	3	2			
現代日本経済論Ⅱ	専攻専門	4	2			
				8	12	
				20		

「生活理解力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考	
生活経営学	専攻専門	4	2	2	1		
家族と家庭	専攻専門	3	2	2			
衣服学概論および実習	専攻専門	3	2	2			
衣服デザイン実習	専攻専門	4	2	2			
衣服のデザインと機能	専攻専門	4	2				
人間と衣服	個性形成	5	2	2			
食物学	専攻専門	4	2	2			
調理学及び基礎実習	専攻専門	3	2	2			
調理実習	専攻専門	4	2	2			
栄養機能科学	専攻専門	5	2	2			
食生活をとりまく環境	専攻専門	2	2	2			
食と健康	専攻専門	1	2	2			
食品加工学概論及び実習	個性形成	6	2				
住生活学	専攻専門	3	2	2			
住居学実習	専攻専門	4	1				
保育学	専攻専門	3	2	2			
暮らしと技術	専攻専門	4	2	2			
生活科学実験	専攻専門	6	2				
				28		1	
				29			

「生活実践力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
生活経営学	専攻専門	4	2	2	2	
家族と家庭	専攻専門	3	2	2		
衣服学概論および実習	専攻専門	3	2	2		
衣服デザイン実習	専攻専門	4	2	2		
衣服のデザインと機能	専攻専門	4	2	2		
人間と衣服	個性形成	5	2			
食物学	専攻専門	4	2	2		
調理学及び基礎実習	専攻専門	3	2	2		
調理実習	専攻専門	4	2	2		
栄養機能科学	専攻専門	5	2	2		
食生活をとりまく環境	専攻専門	2	2			
食と健康	専攻専門	1	2			
食品加工学概論及び実習	個性形成	6	2	2		
住生活学	専攻専門	3	2	2		
住居学実習	専攻専門	4	1	1		
保育学	専攻専門	3	2	2		
暮らしと技術	専攻専門	4	2			
生活科学実験	専攻専門	6	2	2		
				27		2
				29		

「数学力」養成プログラム

授業科目名	専門/個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考	
数学概論	専攻専門	1	2	2	8		
代数学Ⅰ	専攻専門	2	2	2			
幾何学Ⅰ	専攻専門	3	2	2			
解析学Ⅰ	専攻専門	2	2	2			
代数学Ⅱ	専攻専門	3	2				
代数学Ⅲ	専攻専門	4	2				
幾何学Ⅱ	専攻専門	4	2				
幾何学Ⅲ	専攻専門	4	2				
解析学Ⅱ	専攻専門	3	2				
解析学Ⅲ	専攻専門	4	2				
実践数理科学	専攻専門	2	2				
整数論	専攻専門	4	2				
体とガロア理論	個性形成	5	2				
グラフ理論	専攻専門	3	2			隔年開講	
トポロジー	個性形成	4	2			隔年開講	
曲線と曲面	専攻専門	3	2		14	隔年開講	
多様体の幾何学	個性形成	4	2			隔年開講	
解析学Ⅳ	専攻専門	5	2			隔年開講	
複素関数論	専攻専門	6	2			隔年開講	
微分方程式	専攻専門	5	2			隔年開講	
関数解析	個性形成	6	2			隔年開講	
確率論・統計学	専攻専門	6	2				
数理科学コミュニケーションⅠ	専攻専門	3	2				
数理科学コミュニケーションⅡ	専攻専門	4	2				
実験数学	個性形成	5	2				
コンピュータ	専攻専門	5	2				
				8		22	
						30	

「コーチ力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
スポーツ指導論	専攻専門	5	2	2	4	
運動方法論	個性形成	4	2	2		
スポーツ運動学	専攻専門	4	2	2		
生理学	専攻専門	2	2	2		
解剖学	専攻専門	1	2	2		
コーチング論	専攻専門	5	2	2		
体カトレーニング	専攻専門	4	1	1		
運動の学習と発達	専攻専門	3	2	2		
スポーツ心理学	専攻専門	3	2	2		
トレーニングマネジメント	専攻専門	6	2	2		
メンタルマネジメント	専攻専門	5	2	2		
スポーツ栄養学	個性形成	5	2	2		
アスレチックリハビリテーション	専攻専門	6	2	2		
スポーツ医学	専攻専門	3	2	2		
コーチング演習	個性形成	6	2	2		
スポーツ情報処理	個性形成	6	2	2		
(専門スポーツ実技科目)※	専攻専門	1~7	1			
生涯スポーツ実習	個性形成	5・6	2	2		
				33		4
				37		

※陸上競技、バレーボール、サッカー、バスケットボール、柔道、剣道、テニス、ゴルフ、体操、水泳、ダンス

「スポーツ企画運営力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
生涯スポーツ論	専攻専門	3	2	2	}	
スポーツ政策論	専攻専門	6	2	2		
スポーツと文化	専攻専門	3	2	2		
運動の学習と発達	専攻専門	3	2	2		
スポーツ心理学	専攻専門	3	2	2		
サービス概論	専攻専門	5	2	2		
スポーツ企画演習	個性形成	5	2	2		
ニュースポーツ	個性形成	7	1	1		
野外活動	専攻専門	5・6	1	1		
体操	個性形成	2	1	1		
ダンス	個性形成	2	1	1		
マリンスポーツ	専攻専門	3	1			
スノースポーツ	専攻専門	4	1			
スポーツ情報処理	個性形成	6	2	2		
生涯スポーツ実習	個性形成	5・6	2	2		
				22	1	
				23		

「健康指導力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
生理学	専攻専門	2	2	2		
解剖学	専攻専門	1	2	2		
スポーツ運動学	専攻専門	4	2	2		
体カトレーニング	専攻専門	4	1	1		
運動処方	専攻専門	6	2	2		
スポーツ医学	専攻専門	3	2	2		
アスレチックリハビリテーション	専攻専門	6	2	2		
スポーツ栄養学	個性形成	5	2	2		
運動・芸術療法	専攻専門	5	2	2		
救急処置及び看護法	個性形成	4	2	2		
衛生学及び公衆衛生学	個性形成	4	2	2		
健康科学演習	個性形成	5	2	2		
体操	個性形成	2	1	1		
ニュースポーツ	個性形成	7	1	1		
スポーツ情報分析	専攻専門	6	2	2		
生涯スポーツ実習	個性形成	5・6	2	2		
				29	0	
				29		

「体育教育力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
スポーツ指導論	専攻専門	5	2	2		
運動方法論	個性形成	4	2	2		
スポーツ運動学	専攻専門	4	2	2		中高保体免許必修
スポーツと文化(体育原理)	専攻専門	3	2	2		中高保体免許必修
スポーツ文化史	専攻専門	4	2	2		
衛生学及び公衆衛生学	個性形成	4	2	2		中高保体免許必修
学校保健	個性形成	3	2	2		中高保体免許必修
運動学習の心理(体育心理学)	専攻専門	5	2	2		
生理学	専攻専門	2	2	2		中高保体免許必修
救急処置及び看護法	個性形成	3	2	2		中高保体免許必修
保健体育科教育法	個性形成	4	2	2		中高保体免許必修
保健体育科教育学Ⅰ	個性形成	5	2	2		中高保体免許必修
保健体育科教育学Ⅱ	個性形成	6	2	2		中高保体免許必修
保健体育科授業研究	個性形成	5	2	2		中高保体免許必修
陸上競技	専攻専門	3	1	1		中高保体免許必修
器械運動	専攻専門	1	1	1		中高保体免許必修
ダンス	個性形成	2	1	1		中高保体免許必修
水泳	個性形成	1	1	1		中高保体免許必修
バスケットボール	専攻専門	3	1	1		
バレーボール	専攻専門	3	1	1		
サッカー	専攻専門	3	1	1		
柔道	専攻専門	5	1	1		
剣道	個性形成	3	1	1		
体操	個性形成	2	1	1		
スポーツ情報処理	個性形成	6	2	2		
				40	0	
				40		

「造形表現探究力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
素描Ⅰ	専攻専門	1	1	1		
彫刻Ⅰ	専攻専門	1	2	2		
デザイン基礎	専攻専門	1	1	1		
工芸基礎	専攻専門	2	1	1		
絵画Ⅰ	専攻専門	2	2	2		
素描Ⅱ	専攻専門	2	1	1		
彫刻Ⅱ	専攻専門	3	2	2		
絵画Ⅱ	専攻専門	3	2	2		
視覚デザインⅠ	専攻専門	3	2	2		
工芸デザインⅠ	専攻専門	3	2	2		
美術史演習旅行	専攻専門	3	2			隔年開講
彫刻Ⅲ	専攻専門	4	2	2		
「版」表現	専攻専門	4	2	2		
美術解剖学	専攻専門	4	2	2		
視覚デザインⅡ	専攻専門	4	2	2		
工芸デザインⅡ	専攻専門	4	2	2		
美術史Ⅰ	専攻専門	4	2	2		
視覚デザインⅢ	専攻専門	4	2	2		
工芸デザインⅢ	専攻専門	4	2	2		
彫刻理論	個性形成	5	2			
芸術学Ⅰ	専攻専門	5	2	2		
絵画研究Ⅰ	個性形成	5	2			
彫刻研究Ⅰ	個性形成	5	2			
絵画研究Ⅱ	個性形成	6	2			
彫刻研究Ⅱ	個性形成	6	2			
芸術学Ⅱ	専攻専門	6	2			
				34	10	
				44		

「造形教育探究力」養成プログラム

授業科目名	専門／個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考	
素描Ⅰ	専攻専門	1	1		20		
素描Ⅱ	専攻専門	1	1				
絵画Ⅰ	専攻専門	2	2	2			
彫刻Ⅰ	専攻専門	1	2	2			
デザイン基礎	専攻専門	1	1				
工芸基礎	専攻専門	2	1				
美術史Ⅰ	専攻専門	4	2	2			
芸術学Ⅰ	専攻専門	5	2	2			
視覚デザインⅠ	専攻専門	3	2	2			
工芸デザインⅠ	専攻専門	3	2	2			
絵画Ⅱ	専攻専門	3	2				
彫刻Ⅱ	専攻専門	3	2				
視覚デザインⅡ	専攻専門	4	2				
工芸デザインⅡ	専攻専門	4	2				
「版」表現	専攻専門	4	2				
彫刻Ⅲ	専攻専門	4	2				
視覚デザインⅢ	専攻専門	5	2				
工芸デザインⅢ	専攻専門	5	2				
美術史Ⅱ	専攻専門	5	2				
美術科教育法	個性形成	4	2	2			
美術科教育学Ⅰ	個性形成	6	2				
美術科教育学Ⅱ	個性形成	6	2				
美術科授業研究	個性形成	5	2				
鑑賞教育	個性形成	5	2			隔年開講	
美術教育特講	個性形成	7	2				
				14	20		
				34			

「音楽力」養成プログラム

授業科目名	専門/個性形成	セメスタ	単位数	必修	選択	備考
音楽学概論	専攻専門	3	2	2		
合奏	専攻専門	3	1	1		
日本楽器	専攻専門	1	1	1		
声楽基礎Ⅱ	専攻専門	2	1	1		
合唱Ⅰ	個性形成	3	1	1		
ピアノ基礎Ⅱ	専攻専門	2	1	1		
ソルフェージュⅡ	専攻専門	2	1	1		
作曲基礎Ⅱ	専攻専門	2	2	2		
指揮法基礎	専攻専門	5	1	1		
音楽史Ⅰ	専攻専門	3	2			
音楽史Ⅱ	専攻専門	4	2			
音楽美学	専攻専門	3	2			
器楽基礎Ⅰ	専攻専門	1	1			
器楽演奏研究Ⅰ	専攻専門	3	2			
器楽演奏研究Ⅱ	専攻専門	4	2			
器楽アンサンブル	個性形成	5	2			
声楽演奏研究Ⅰ	専攻専門	3	2			
声楽演奏研究Ⅱ	専攻専門	4	2			
声楽アンサンブルⅠ	個性形成	5	2			
合唱Ⅱ	個性形成	4	1			
ピアノアンサンブルⅠ	専攻専門	5	2			
ピアノ演奏研究Ⅰ	個性形成	3	2			
ピアノ演奏研究Ⅱ	専攻専門	4	2			
ソルフェージュⅠ	専攻専門	1	1			
ソルフェージュⅢ	専攻専門	3	1			
ソルフェージュⅣ	専攻専門	4	1			
音楽科教育法	個性形成	3	2			
作曲基礎Ⅰ	専攻専門	1	2			
形式学基礎	専攻専門	3	2			
対位法研究	個性形成	3	2			
芸術企画演習Ⅱ	個性形成	6	1			
				11	19	
				30		

12. 他大学などにおける修得単位の認定について

福島大学以外の大学・短期大学などで修得した単位や、検定試験など学外における学習の成果を、60 単位を上限として、人間発達文化学類の授業科目の単位として認定することがあります。認定された単位は卒業要件単位、各種資格の取得、グレードアップ特修プログラム修了のための単位として計上できます。

1. 他大学などとの単位互換科目の認定

福島大学は、以下の大学・短期大学・高等専門学校との間で大学間単位互換協定を締結しています。

茨城大学 宇都宮大学 会津大学 いわき明星大学 郡山女子大学
日本大学工学部 福島県立医科大学 東日本国際大学 福島学院大学
会津大学短期大学部 いわき短期大学 郡山女子大学短期大学部
桜の聖母短期大学 福島学院大学短期大学部 福島工業高等専門学校

上記教育機関から特別聴講生（協定により相手大学が受け入れる学生）としての受入れ申請が認められた場合、その教育機関で開講される授業科目を聴講できます。修得した単位は福島大学で修得したものとみなされます。詳細については毎年3月中旬にライブキャンパス及び掲示等でお知らせしますので、履修希望者は留意してください。

2. 能力検定試験などの認定

大学入学後に実用英語検定など英語に関する検定試験に合格した場合、TOEIC、TOEFL (iBT)、IELTS、国際連合公用語英語検定試験で規定以上の点数を取得した場合および海外留学時に英語に関する学習をおこなった場合、人間発達文化学類で修得した単位として認定することがあります。詳細は「英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項」「英語に係る技能審査の単位認定に関する要項」を参照してください。英語以外の外国語についても、各種検定試験の結果を、共通領域の科目の単位として認定する場合があります。詳細については「英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項」を参照してください。

3. 福島大学入学以前に在籍した大学などで修得した単位の認定

福島大学入学以前に在籍していた大学・短期大学などで修得した単位を、人間発達文化学類の授業科目の単位として認定できる場合があります。入学手続きの案内に記載のあるように、該当者は定められた期日までに事務担当窓口へ申し出てください。なお当該授業科目の単位・成績証明書や授業内容のわかるシラバスなどの提出が必要となります。

13. 教育職員免許状の取得

人間発達文化学類では、教育職員免許法（以下「免許法」と言う。）および教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」と言う。）に定められた免許状取得のための科目の単位を修得することにより、教育職員免許状（以下「免許状」と言う。）を取得することができます。人間発達文化学類では優れた教員の養成に力を入れており、教員免許状（以下「免許状」と言う。）の取得に必要な授業科目の単位は、その多くがCap制度から除外されていますので、免許状を取得しやすいしくみになっています。志のある学生はぜひ免許状の取得に挑んでください。ただし、くれぐれも単に資格の取得だけを目的とするような安易な動機で臨むのは避けてください。

1. 免許法等で定められている科目

免許法には、学校種及び教科等による免許状の種類ごとに大学で修得することを必要とする授業科目名及び最低単位数が定められています。そこでは大きく、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」の4種類に分けて示されています（免許法第5条別表1参照）。前述4種類の科目についての詳細は、施行規則に記載があるので免許法等と併せ目を通しておいてください。卒業後教職に就く場合には必ず必要となり、授業科目選択のためにも役にたつので早いうちに読み込んでおくことをお勧めします。加えてこれら4種類の科目とは別に「文部科学省令で定める科目」も修得しなければなりません（施行規則第66条の6参照）。

更に、小学校および中学校の免許状の取得にあたっては「介護等体験」をおこなわなければならないことが別に定められています（免許法の特例等に関する法律等参照）。

■「免許法などで定められた科目」と人間発達文化学類開設授業科目との関係

人間発達文化学類で開講する科目の多くは、先に述べた「免許法などで定められた科目」に該当しています。つまり、卒業を目指して単位を修得していくことで、同時に「免許法などで定められた科目」の単位も修得していけることとなります。ただしそのすべてを充足できる訳ではありませんし、専攻によって取得し易い免許状の種類が違ってきますから、次項の「教育職員免許状取得のための履修基準表」をよく見て、自分の希望する免許状の取得に必要な科目を選択してください。

2. 教育職員免許状取得のための履修基準

以下に免許状種別に修得を必要とする単位数を記してあります。次ページ以降には、免許状の種類別に詳細な履修基準が掲載してありますので、取得したい免許状に対応する授業科目及び単位数を確認してください。なお、巻末に免許法等を掲載していますので、併せて目を通しておいてください。

「教科又は教職に関する科目」の単位の修得は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した単位をもって替えることができますので留意してください。

幼稚園教諭免許状取得のための履修基準

幼稚園教諭

	1種免許状取得のための単位数	2種免許状取得のための単位数
教科に関する科目	6	4
教職に関する科目	35	29
教科又は教職に関する科目	10	2
免許法施行規則第66条の6科目	10	10

小学校教諭免許状取得のための履修基準

小学校教諭

	1種免許状取得のための単位数	2種免許状取得のための単位数
教科に関する科目	8	4
教職に関する科目	43	37
教科又は教職に関する科目	8	2
免許法施行規則第66条の6科目	10	10

中学校・高等学校教諭免許状取得のための履修基準

中学校 ・ 高等学校 教諭

	1種免許状取得のための単位数	2種免許状取得のための単位数
教科に関する科目	20（家庭は21）	10（社会、美術、家庭及び保健体育は12）
教職に関する科目	33（高校は25）	29
教科又は教職に関する科目	6（家庭は5、高校は14）	2
免許法施行規則第66条の6科目	10	10

特別支援学校教諭免許状取得のための履修基準

特別支援学校 教諭 (知・肢・病)

	1種免許状取得のための単位数	2種免許状取得のための単位数
特別支援学校教諭免許状取得のための特別支援教育に関する科目の履修基準	27	

注) この他に、基礎資格としての免許状が必要となります。

2. 1) 幼稚園教諭免許状取得のための履修基準【(1)～(4)】

(1) 幼稚園教諭免許状取得のための教職に関する科目の履修基準

	免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位	1種		2種		備 考
	科 目	各科目に含める必要事項			必修	選必	必修	選必	
第2欄	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(：研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職入門(キャリアモデル学習A)	2	}	2	}	2	自己デザイン領域 キャリア創造科目
			学校・授業・子ども・教師	2					人間発達専攻科目
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	人間と教育	2	}	2	}	2	個性形成科目
			日本教育史	2					個性形成科目
			西洋教育思想	2					個性形成科目
			教育の歴史	2					人間発達専攻科目
			外国の教育	2					人間発達専攻科目
			子どもの歴史	2					人間発達専攻科目
	保育・幼児教育の人と思想	2	人間発達専攻科目						
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育発達心理学	2	}	2	}	2	個性形成科目	
		教育心理学	2					個性形成科目	
		発達心理学	2					個性形成科目	
		幼児発達心理学	2					人間発達専攻科目	
		発達臨床心理学	2					人間発達専攻科目	
認知臨床心理学		2	人間発達専攻科目						
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	2	}	2	}	2	個性形成科目		
	教育行政学	2					個性形成科目		
	教育社会学	2					個性形成科目		
	社会教育の基礎	2					人間発達専攻科目		
	現代社会と学校	2					人間発達専攻共通科目		
	生涯学習論	2					人間発達専攻科目		
学校の運営	2	人間発達専攻科目							
子どもの人権	2	人間発達専攻科目							
子ども社会と学校	2	人間発達専攻科目							
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	学校の制度	2					人間発達専攻科目		
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・保育内容の指導法	保育カリキュラム論	2	2		2		人間発達専攻科目
			幼児の健康と保育	2	2	}	6	}	個性形成科目
			人間関係の発達と保育	2	2				人間発達専攻科目
			幼児の環境と保育	2	2				個性形成科目
			言葉の発達と保育	2	2				人間発達専攻科目
			幼児の表現と保育Ⅰ	2	2				個性形成科目
	幼児の表現と保育Ⅱ	2	2	個性形成科目					
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	臨床幼児教育研究Ⅰ	2	2		2		人間発達専攻科目	
臨床幼児教育研究Ⅱ		2	2		2		人間発達専攻科目		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	幼児臨床心理学	2	2		2		人間発達専攻科目	
第5欄	教育実習	事前及び事後指導	1	1		1		個性形成科目	
		教育実習	4	4		4		個性形成科目	
第6欄	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	2		2		個性形成科目	
合 計					27	8	15	14	

(2) 幼稚園教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位	1種		2種		備考
			必修	選必	必修	選必	
国語	子どもとことば	2					人間発達専攻科目
算数	生活の中の数と図形	2					人間発達専攻科目
生活	子どもの生活と遊び	2					人間発達専攻科目
音楽	幼児と音楽	2	2				人間発達専攻科目
図画工作	幼児と造形	2	2			4	人間発達専攻科目
体育	幼児と体育	2	2				人間発達専攻科目
合 計			6			4	

(3) 幼稚園教諭免許状取得のための教科又は教職に関する科目の履修基準

「教科又は教職に関する科目」10単位の修得方法は、学群共通科目「人間発達の基礎」2単位を修得し、残りの8単位は下記①に記載の科目より4科目8単位又は②に記載の方法により単位を修得する。なお、①②合計で8単位の修得でよい。

	開設授業科目名	備考	開設授業科目名	備考
①	復興教育学	個性形成科目	教育社会研究	人間発達専攻科目
	子ども理解と指導援助	個性形成科目	発達の理解と支援	人間発達専攻科目
	学校カウンセリング論	個性形成科目	教育評価論	人間発達専攻科目
	生活指導論	個性形成科目	教育福祉論	個性形成科目
	自然体験実習	個性形成科目	総合表現（劇）	人間発達専攻科目
	地域教育実践Ⅰ	個性形成科目	幼児の遊び	人間発達専攻科目
	地域教育実践Ⅱ	個性形成科目	「子育て共同」論	人間発達専攻科目
	臨床教育実践Ⅰ	個性形成科目	家庭教育論	人間発達専攻科目
	臨床教育実践Ⅱ	個性形成科目	保育原理	個性形成科目
	学校教育支援実習Ⅰ	個性形成科目	道徳指導論	個性形成科目
	学校教育支援実習Ⅱ	個性形成科目	特別活動	個性形成科目
			教育の方法	個性形成科目
②	「教科に関する科目」6単位及び「教職に関する科目」35単位を超えて修得した単位をもってこの8単位に充てることのできる。			

(4) 教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目の履修基準

免許法施行規則に定める科目	開設授業科目	単位	必修	選必	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	2		共通領域の広域選択科目（社会と歴史）の「日本国憲法」を履修
体育	健康・運動科学実習Ⅰ	1	1		共通領域の健康・運動科目「健康・運動科学実習」を履修
	健康・運動科学実習Ⅱ	1	1		
外国語コミュニケーション	英語AⅠ	2	2		共通領域の外国語科目「英語A」を履修
	英語AⅡ	2	2		
情報機器の操作	情報処理Ⅰ	2		2	共通領域の情報教育科目を履修
	情報処理Ⅱ	2			
	情報処理Ⅲ	2			
	情報処理Ⅳ	2			
合 計			8	2	

2. 2) 小学校教諭免許状取得のための履修基準【(1)～(4)】

(1) 小学校教諭免許状取得のための教職に関する科目の履修基準

	免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位	1種		2種		備考
	科目	各科目に含める必要事項			必修	選必	必修	選必	
第2欄	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(：研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職入門 (キャリアモデル学習 A)	2	}	2	}	2	自己デザイン領域 キャリア創造科目
			学校・授業・子ども・教師	2					人間発達専攻科目
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	人間と教育	2	}	2	}	2	個性形成科目
			日本教育史	2					個性形成科目
			西洋教育思想	2					個性形成科目
			教育の歴史	2					人間発達専攻科目
			外国の教育	2					人間発達専攻科目
			子どもの歴史	2					人間発達専攻科目
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育発達心理学	2	}	2	}	2	個性形成科目
			教育心理学	2					個性形成科目
			発達心理学	2					個性形成科目
			児童期の発達心理学	2					人間発達専攻科目
			発達臨床心理学	2					人間発達専攻科目
			認知臨床心理学	2					人間発達専攻科目
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	2	}	2	}	2	個性形成科目		
	教育行政学	2					個性形成科目		
	教育社会学	2					個性形成科目		
	社会教育の基礎	2					人間発達専攻科目		
	現代社会と学校	2					人間発達専攻共通科目		
	生涯学習論	2					人間発達専攻科目		
	学校の運営	2					人間発達専攻科目		
	子どもの人権	2					人間発達専攻科目		
子ども社会と学校	2	人間発達専攻科目							
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	学校の制度	2					人間発達専攻科目		
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	・各教科の指導法	国語科学習指導論	2	2	}	4	8	人間発達専攻科目
			社会科学習指導論	2	2				人間発達専攻科目
			算数科学習指導論	2	2				人間発達専攻科目
			理科学習指導論	2	2				人間発達専攻科目
			音楽科学習指導論	2	2				人間発達専攻科目
			図工科学習指導論	2	2				人間発達専攻科目
			体育科学習指導論	2	2				人間発達専攻科目
			家庭科学習指導論	2	2				人間発達専攻科目
			生活科学習指導論	2	2				人間発達専攻科目
			・道徳の指導法	道徳指導論	2				}
	子どもと道徳	2	人間発達専攻科目						
	・特別活動の指導法	特別活動	2	}	2	}	2	個性形成科目	
		学級集団の心理	2					個性形成科目	
		子どもと特別活動	2					人間発達専攻科目	
	・教育課程の意義及び編成の方法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法	2	}	2	}	2	個性形成科目	
		子どもと学習活動	2					人間発達専攻科目	
	・教育課程の意義及び編成の方法	授業実践研究	2					人間発達専攻科目	
		教育課程論	2					個性形成科目	
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教材開発研究	2					人間発達専攻科目	
		授業分析法	2					人間発達専攻科目	
授業臨床論Ⅰ		2					人間発達専攻科目		
授業臨床論Ⅱ		2					人間発達専攻科目		
授業臨床論Ⅲ		2					人間発達専攻科目		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	子ども理解と指導援助	2	}	2	}	2	個性形成科目	
		学校カウンセリング論	2					個性形成科目	
	教育と人間関係	2	人間発達専攻科目						
	教育相談心理学	2	個性形成科目						
・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生活指導論		2	2	2		個性形成科目		
第5欄	教育実習	事前及び事後指導	1	1		1		個性形成科目	
		教育実習	4	4		4		個性形成科目	
第6欄	教職実践演習	教職実践演習(小学校)	2	2		2		個性形成科目	
合 計					27	16	13	24	

(2) 小学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	1種		2種		備考
			必修	選必	必修	選必	
国語（書写を含む。）	子どもとことば	2	}	8	}	4	人間発達専攻科目
社会	子どもを取り巻く社会	2					人間発達専攻科目
算数	生活の中の数と図形	2					人間発達専攻科目
理科	子どもと自然	2					人間発達専攻科目
理科	理科の実験指導	2					人間発達専攻科目
生活	子どもの生活と遊び	2					人間発達専攻科目
音楽	子どもの音楽表現	2					人間発達専攻科目
図画工作	子どもの造形活動	2					人間発達専攻科目
家庭	生活の科学	2					人間発達専攻科目
家庭	家庭科の実習指導	2					人間発達専攻科目
体育	子どもの健康と運動	2	人間発達専攻科目				
合 計				8		4	

(3) 小学校教諭免許状取得のための教科又は教職に関する科目の履修基準

「教科又は教職に関する科目」8単位の修得方法は、学群共通科目「人間発達の基礎」2単位を修得し、残りの6単位は下記①の授業科目より3科目6単位又は②に記載の方法により修得する。なお、①②合計で6単位の修得でよい。

	開設授業科目名	備考	開設授業科目名	備考
①	復興教育学	個性形成科目	学校教育支援実習Ⅱ	個性形成科目
	初等科授業研究	個性形成科目	教育社会研究	人間発達専攻科目
	自然体験実習	個性形成科目	発達の理解と支援	人間発達専攻科目
	地域教育実践Ⅰ	個性形成科目	教育評価論	人間発達専攻科目
	地域教育実践Ⅱ	個性形成科目	教育福祉論	個性形成科目
	臨床教育実践Ⅰ	個性形成科目	小学校外国語活動論	人間発達専攻科目
	臨床教育実践Ⅱ	個性形成科目		
	学校教育支援実習Ⅰ	個性形成科目		
②	「教科に関する科目」8単位及び「教職に関する科目」43単位を超えて修得した単位をもってこの6単位に充てることのできる。			

(4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修基準

免許法施行規則に定める科目	開設授業科目	単位	必修	選必	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	2		共通領域の広域選択科目（社会と歴史）の「日本国憲法」を履修
体育	健康・運動科学実習Ⅰ	1	1		共通領域の健康・運動科目「健康・運動科学実習」を履修
	健康・運動科学実習Ⅱ	1	1		
外国語コミュニケーション	英語AⅠ	2	2		共通領域の外国語科目「英語A」を履修
	英語AⅡ	2	2		
情報機器の操作	情報処理Ⅰ	2	}	2	共通領域の情報教育科目を履修
	情報処理Ⅱ	2			
	情報処理Ⅲ	2			
	情報処理Ⅳ	2			
合 計			8	2	

2. 3) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための履修基準【(1)～(4)】

(1) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教職に関する科目の履修基準

	免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位	中 学 校				高等学校		備 考	
	科 目	各科目に含める必要事項			1 種		2 種		1 種			
					必修	選必	必修	選必	必修	選必		
第2欄	教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(：研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職入門 (キャリアモデル学習A)	2		2		2		2	自己デザイン領域 キャリア創造科目	
			学校・授業・子ども・教師	2								人間発達専攻科目
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	人間と教育	2								個性形成科目
			日本教育史	2								個性形成科目
			西洋教育思想	2								個性形成科目
			教育の歴史	2		2		2				人間発達専攻科目
			外国の教育	2								人間発達専攻科目
			子どもの歴史	2								人間発達専攻科目
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育発達心理学	2									個性形成科目
		教育心理学	2									個性形成科目
		発達心理学	2		2		2					個性形成科目
		青年心理学	2									人間発達専攻科目
		発達臨床心理学	2									人間発達専攻科目
		認知臨床心理学	2									人間発達専攻科目
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	2									個性形成科目	
	教育行政学	2									個性形成科目	
	教育社会学	2									個性形成科目	
	社会教育の基礎	2									人間発達専攻科目	
	現代社会と学校	2		2		2					人間発達専攻共通科目	
	生涯学習論	2									人間発達専攻科目	
	学校の運営	2									人間発達専攻科目	
	子どもの人権	2									人間発達専攻科目	
子ども社会と学校	2									人間発達専攻科目		
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	学校の制度	2									人間発達専攻科目	
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	・各教科の指導法 ・道徳の指導法	各教科の指導法科目 (別表参照)		8		4		4			
			道徳指導論 (注1)	2		2		2			個性形成科目	
	・特別活動の指導法	子どもと道徳 (注2)	2						×	×	人間発達専攻科目	
		特別活動	2								個性形成科目	
	・教育課程の意義及び編成の方法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	学級集団の心理	2									個性形成科目
		子どもと特別活動	2		2		2				人間発達専攻科目	
		教育の方法	2									個性形成科目
		子どもと学習活動	2		2		2					人間発達専攻科目
		授業実践研究	2									人間発達専攻科目
		教育課程論	2									個性形成科目
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教材開発研究	2									人間発達専攻科目
		授業分析法	2									人間発達専攻科目
授業臨床論Ⅰ		2									人間発達専攻科目	
授業臨床論Ⅱ		2									人間発達専攻科目	
授業臨床論Ⅲ		2									人間発達専攻科目	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		子ども理解と指導援助	2									個性形成科目
	学校カウンセリング論	2									個性形成科目	
	教育と人間関係	2		2		2					人間発達専攻科目	
	教育相談心理学	2									個性形成科目	
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生活指導論	2	2		2			2			個性形成科目	
第5欄	教育実習	事前及び事後指導	1	1		1		1			個性形成科目	
		教育実習	4	4		4		2			個性形成科目	
第6欄	教職実践演習	教職実践演習 (中・高)	2	2		2		2			個性形成科目	
合 計					17	16	13	16	11	14		

(注1)「道徳指導論」2単位は高等学校教諭1種免許状取得のために必要な「教科又は教職に関する科目」の単位として計上することができる。

(注2)「子どもと道徳」2単位は高等学校教諭1種免許状取得のために必要な単位として計上することはできない。

(別表) 中・高免許に係る各教科の指導法科目の履修基準

開設授業科目	単位	備 考
国語科教育法	2	①中学校1種及び高等学校1種(地理歴史・公民を除く)免許状を取得する場合は、該当する教科の教育法、教育学Ⅰ・Ⅱ及び授業研究の4科目計8単位を修得すること。 ②高等学校1種免許状を取得する場合は、該当する教科の教育法を含めて2科目4単位を修得すること。 ③中学校2種免許状を取得する場合は、該当する教科の教育法を含めて2科目4単位を修得すること。 ④何れの科目も「個性形成科目」で開講
国語科教育学Ⅰ	2	
国語科教育学Ⅱ	2	
国語科授業研究	2	
社会科教育法	2	
社会科教育学Ⅰ	2	
社会科教育学Ⅱ	2	
社会科授業研究	2	
地理歴史科教育法	2	
地理歴史科授業研究	2	
公民科教育法	2	
公民科授業研究	2	
数学科教育法	2	
数学科教育学Ⅰ	2	
数学科教育学Ⅱ	2	
数学科授業研究	2	
音楽科教育法	2	
音楽科教育学Ⅰ	2	
音楽科教育学Ⅱ	2	
音楽科授業研究	2	
美術科教育法	2	
美術科教育学Ⅰ	2	
美術科教育学Ⅱ	2	
美術科授業研究	2	
保健体育科教育法	2	
保健体育科教育学Ⅰ	2	
保健体育科教育学Ⅱ	2	
保健体育科授業研究	2	
家庭科教育法	2	
家庭科教育学Ⅰ	2	
家庭科教育学Ⅱ	2	
家庭科授業研究	2	
英語科教育法	2	
英語科教育学Ⅰ	2	
英語科教育学Ⅱ	2	
英語科授業研究	2	

(2) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準(各教科別)

中学校及び高等学校の教科専門科目の履修基準は、各教科別に後記の履修基準により履修すること。

(3) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科又は教職に関する科目の履修基準

中学校免許状：「教科又は教職に関する科目」6単位(家庭は5)の修得方法は、学群共通科目「人間発達の基礎」2単位を修得し、残りの4単位は下記①の科目より2科目4単位又は②の方法により修得する。なお、①②合計で4単位(家庭は3)の修得でよい。

高等学校免許状：「教科又は教職に関する科目」14単位の修得方法は、学群共通科目「人間発達の基礎」2単位を修得し、残りの12単位は下記①の科目より6科目12単位又は②の方法により修得する。なお、①②合計で12単位の修得でよい。

	開設授業科目名	備 考	開設授業科目名	備 考
①	復興教育学	個性形成科目	学校教育支援実習Ⅱ	個性形成科目
	自然体験実習	個性形成科目	教育社会研究	人間発達専攻科目
	地域教育実践Ⅰ	個性形成科目	発達の理解と支援	人間発達専攻科目
	地域教育実践Ⅱ	個性形成科目	教育評価論	人間発達専攻科目
	臨床教育実践Ⅰ	個性形成科目	教育福祉論	個性形成科目
	臨床教育実践Ⅱ	個性形成科目		
	学校教育支援実習Ⅰ	個性形成科目		
②	「教科に関する科目」20単位(家庭は21)及び「教職に関する科目」33単位(高校は25)を超えて修得した単位をもってこの4単位(高校は12)に充てることができる。			

(4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修基準

免許法施行規則に定める科目	開設授業科目	単位	必修	選必	備 考
日本国憲法	日本国憲法	2	2		共通領域の広域選択科目（社会と歴史）の「日本国憲法」を履修
体育	健康・運動科学実習Ⅰ	1	1		共通領域の健康・運動科目「健康・運動科学実習」を履修
	健康・運動科学実習Ⅱ	1	1		共通領域の健康・運動科目「健康・運動科学実習」を履修
外国語コミュニケーション	英語AⅠ	2	2		共通領域の外国語科目「英語A」を履修
	英語AⅡ	2	2		共通領域の外国語科目「英語A」を履修
情報機器の操作	情報処理Ⅰ	2	}	2	共通領域の情報教育科目を履修
	情報処理Ⅱ	2			
	情報処理Ⅲ	2			
	情報処理Ⅳ	2			
合 計			8	2	

(2) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準（国語）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	中学校1種		中学校2種		高等学校1種		備 考	
			必修	選必	必修	選必	必修	選必		
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論	2	2	}	2	}	2	}	高等学校1種免許状（国語）に書道の単位を計上することはできない。	
	日本語の構造	2								
	日本語の変異	2								
	日本語の歴史	2								
	日本語学演習Ⅰ	2								
	日本語学演習Ⅱ	2								
	日本語学演習Ⅲ	2								
	日本語学演習Ⅳ	2								
日本語学実習	2									
国文学（国文学史を含む。）	日本文学概論	2	2	}	2	}	2	}		
	伝統言語文化論	2								
	日中比較文学	2								
	古代・中世文学史	2								
	近代文学史	2								
	子どもの文学	2								
	日本古典文学演習Ⅰ	2								
	日本古典文学演習Ⅱ	2								
	日本近代文学演習Ⅰ	2								
	日本近代文学演習Ⅱ	2								
	比較文学演習Ⅰ	2								
	比較文学演習Ⅱ	2								
	日本文学特講Ⅰ	2								
日本文学特講Ⅱ	2									
日本文学特講Ⅲ	2									
漢文学	中国古典学概論	2	2	}	2	}	2	}		
	中国文化論	2								
	中国文化演習Ⅰ	2								
	中国文化演習Ⅱ	2								
	中国文化特講	2								
書道（書写を中心とする。）	書道	2	2		2		×	×		
合 計			8	12	8	2	6	14		

(2) 中学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準 (社会)

免許法施行規則に定める 科目区分	開設授業科目	単位数	中学校1種		中学校2種		備考	
			必修	選必	必修	選必		
日本史及び外国史	日本史概説	2	2	}	2	}		
	外国史概説	2	2		2			
	日本古代中世社会史	2						
	日本近世社会史	2						
	日本近代社会史	2						
	東洋古代・中世社会史	2						
	東洋近世社会史	2						
	東洋近現代社会史	2						
	ヨーロッパ古代・中世史	2						
	ヨーロッパ近世・近代史	2						
	ヨーロッパ近・現代史	2						
	日本史史料講読	2						
	日本文化史演習旅行	2						
外国史史料講読	2							
地理学 (地誌を含む。)	地理学概説 (地誌を含む。)	2	2	}	2	}		
	人文地理学概説	2						
	自然地理学概説	2						
	地誌学概説	2						
	日本地誌	2						
	世界地誌	2						
	食料生産と国土保全の地理学	2						
	産業と経済、地域振興の地理学	2						
	都市とまちづくりの地理学	2						
	文化と社会の地理学	2						
	自然災害と人間	2						
	気候環境と人間	2						
	地図と地理情報	2						
	日本の地域文化	2						
地理学実地研究Ⅰ	2							
地理学実地研究Ⅱ	2							
「法学、政治学」	政治学概説 (国際政治を含む。)	2	2	}	2	}		
	現代日本の政治	2						
	政治思想史	2						
	社会思想史	2						
「社会学、経済学」	社会学概説	2		}	}	}		
	経済学概説 (国際経済を含む。)	2						2
	現代社会と地域計画	2						
	現代社会と文化	2						
	現代社会とコミュニティ	2						
	現代日本経済論Ⅰ	2						
	現代日本経済論Ⅱ	2						
	現代の地域経済	2						
産業社会文化論	2							
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概説	2		}	}	}		
	倫理学概説	2						2
	科学理解の哲学	2						
	自然と人間の哲学	2						
	知識の哲学	2						
	戦争と平和の倫理学	2						
	科学技術と環境の倫理学	2						
文化創造論	2							
合 計			8	12	8	4		

注) 1種免許状の場合の選択必修科目の履修方法は、「社会学概説」2単位又は「経済学概説 (国際経済を含む)」2単位のどちらかを修得し、及び「哲学概説」2単位又は「倫理学概説」2単位のどちらかを修得し、それ以外に8単位修得しなければならない。

(2) 高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準 (地理歴史・公民)

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	高等学校1種 (地理歴史)		高等学校1種 (公民)		備考
			必修	選必	必修	選必	
日本史	日本史概説	2	2	}			
	日本古代中世社会史	2					
	日本近世社会史	2					
	日本近代社会史	2					
	日本史史料講読	2					
	日本文化史演習旅行	2					
外国史	外国史概説	2	2	}			
	東洋古代・中世社会史	2					
	東洋近世社会史	2					
	東洋近現代社会史	2					
	ヨーロッパ古代・中世史	2					
	ヨーロッパ近世・近代史	2					
	ヨーロッパ近・現代史	2					
	外国史史料講読	2					
人文地理学及び自然地理学	人文地理学概説	2	2	}	10		
	自然地理学概説	2					
	食料生産と国土保全の地理学	2					
	産業と経済、地域振興の地理学	2					
	都市とまちづくりの地理学	2					
	文化と社会の地理学	2					
	自然災害と人間	2					
	気候環境と人間	2					
	地図と地理情報	2					
	日本の地域文化	2					
地誌	地誌学概説	2	2				
	日本地誌	2					
	世界地誌	2					
	地理学概説 (地誌を含む。)	2					
	地理学実地研究Ⅰ	2					
	地理学実地研究Ⅱ	2					
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	政治学概説(国際政治を含む。)	2			2		
	現代日本の政治	2					
	政治思想史	2					
	社会思想史	2					
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	社会学概説	2			2		
	経済学概説(国際経済を含む。)	2					
	現代社会と地域計画	2					
	現代社会と文化	2					
	現代社会とコミュニティ	2					
	現代日本経済論Ⅰ	2					
	現代日本経済論Ⅱ	2					
	現代の地域経済	2					
産業社会文化論	2						
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概説	2			2		
	倫理学概説	2					
	科学理解の哲学	2					
	自然と人間の哲学	2					
	知識の哲学	2					
	戦争と平和の倫理学	2					
	科学技術と環境の倫理学	2					
	文化創造論	2					
合計			10	10	2	18	

注) 公民1種免許状の場合の選択必修科目の履修方法は、「社会学概説」2単位又は「経済学概説(国際経済を含む)」2単位のどちらかを修得し、及び「哲学概説」2単位又は「倫理学概説」2単位のどちらかを修得し、それ以外に14単位修得しなければならない。

(2) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準 (数学)

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	中学校1種		中学校2種		高等学校1種		備 考
			必修	選必	必修	選必	必修	選必	
代数学	数学概論	2		}		}		}	
	代数学Ⅰ	2	2		2		2		
	代数学Ⅱ	2							
	代数学Ⅲ	2							
	体とガロア理論	2							
	整数論	2							
	線形代数学	2							
幾何学	幾何学Ⅰ	2	2	}	2	}	2	}	
	幾何学Ⅱ	2							
	幾何学Ⅲ	2							
	グラフ理論	2							
	多様体の幾何学	2							
	トポロジー	2							
	曲線と曲面	2							
解析学	解析学Ⅰ	2	2	}	2	}	2	}	
	解析学Ⅱ	2							
	解析学Ⅲ	2							
	解析学Ⅳ	2							
	複素関数論	2							
	関数解析	2							
	微分方程式	2							
	応用解析学	2							
「確率論、統計学」	確率論・統計学	2	2	}	2	}	2	}	
	応用統計学	2							
コンピュータ	コンピュータ	2	2		2		2		
合 計			10	10	10		10	10	

(2) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準（音楽）

免許法施行規則に定める 科目区分	開設授業科目	単位数	中学校1種		中学校2種		高等学校1種		備 考
			必修	選必	必修	選必	必修	選必	
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ	1							
	ソルフェージュⅡ	1	1		1		1		
	ソルフェージュⅢ	1							
	ソルフェージュⅣ	1							
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声楽基礎Ⅰ	1							
	声楽基礎Ⅱ（日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	1		1		1		
	声楽演奏研究Ⅰ	2							
	声楽演奏研究Ⅱ	2							
	声楽アンサンブルⅠ	2							
	声楽アンサンブルⅡ	2							
	合唱Ⅰ	1	1		1		1		
	合唱Ⅱ	1							
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	ピアノ基礎Ⅰ	1							
	ピアノ基礎Ⅱ（伴奏を含む。）	1	1		1		1		
	ピアノ演奏研究Ⅰ	2							
	ピアノ演奏研究Ⅱ	2							
	キーボード実習	1							
	ピアノアンサンブルⅠ	2							
	ピアノアンサンブルⅡ	2							
	器楽基礎Ⅰ	1							
	器楽基礎Ⅱ	1							
	合奏	1	1		1		1		
	器楽演奏研究Ⅰ	2							
	器楽演奏研究Ⅱ	2							
	器楽アンサンブル	2							
	弦楽器特講	1							
	管楽器特講	2							
	日本楽器	1	1		1		1		
	指揮法	指揮法基礎	1	1		1		1	
指揮法研究		1							
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	作曲基礎Ⅰ	1							
	作曲基礎Ⅱ（編曲法を含む。）	1	1		1		1		
	形式学基礎	2							
	形式学研究	2							
	対位法研究	2							
	コンピュータ・ミュージック	2							
	音楽美学	2							
	音楽学概論（音楽史、日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	2	2		2		2		
	音楽史Ⅰ	2							
	音楽史Ⅱ	2							
ポピュラー音楽論	2								
合 計			10	10	10		10	10	

(2) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準（美術）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	中学校1種		中学校2種		高等学校1種		備考
			必修	選必	必修	選必	必修	選必	
絵画（映像メディア表現を含む。）	素描Ⅰ	1		}				}	教員免許法施行規則に定める科目区分「工芸」は高等学校1種免許状（美術）取得に必要な単位として計上することはできない。
	絵画Ⅰ（映像メディア表現を含む。）	2	2		2	2			
	絵画Ⅱ（映像メディア表現を含む。）	2							
	版画表現	2							
	絵画研究Ⅰ	2							
	絵画研究Ⅱ	2							
	絵画技法特講	2							
彫刻	素描Ⅱ	1		}				}	
	彫刻Ⅰ	2	2		2	2			
	彫刻Ⅱ	2							
	彫刻Ⅲ	2							
	彫刻研究Ⅰ	2							
	彫刻研究Ⅱ	2							
デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン基礎	1		}				}	
	視覚デザインⅠ（映像メディア表現を含む。）	2	2		2	2			
	視覚デザインⅡ（映像メディア表現を含む。）	2							
	視覚デザインⅢ	2							
	視覚デザイン研究Ⅰ	2							
	視覚デザイン研究Ⅱ	2							
工芸	工芸基礎	1		}			×	×	
	工芸デザインⅠ	2	2		2	×	×		
	工芸デザインⅡ	2				×	×		
	工芸デザインⅢ	2				×	×		
	工芸デザイン研究Ⅰ	2				×	×		
	工芸デザイン研究Ⅱ	2				×	×		
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術史Ⅰ（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	2	}	2		2		
	美術史Ⅱ（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2							
	芸術学Ⅰ（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	2		2	2			
	芸術学Ⅱ	2							
	現代の美術	2							
	鑑賞教育	2							
	映像メディア論	2							
	彫刻理論	2							
	合 計				12	8	12		10

(2) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準（保健体育）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	中学校1種		中学校2種		高等学校1種		備考
			必修	選必	必修	選必	必修	選必	
体育実技	陸上競技	1	1			*	1		
	器械運動	1	1			*	1		
	ダンス	1	1			*	1		
	体操	1				*			
	水泳	1	1			*	1		
	バスケットボール	1		}	1	*	}	1	
	サッカー	1				*			
	バレーボール	1			*	}	1		
	体力トレーニング	1			*				
	柔道	1		}	1	*	}	1	
	剣道	1				*			
	野外活動	1							
	スノースポーツ	1							
	テニス	1							
ニュースポーツ	1								
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	身体と文化	2		}				}	
	運動・芸術療法	2							
	スポーツ心理学	2							
	スポーツ運動学（運動方法学を含む。）	2	2			2			2
	人間発達と運動表現	2							
	スポーツと文化（体育原理）	2	2			2			2
	スポーツ文化史	2							
	生涯スポーツ論	2							
	スポーツ政策論	2							
	スポーツ指導論	2					2		
	メンタルマネジメント	2							
	トレーニングマネジメント	2							
	運動の学習と発達	2							
	高齢者とスポーツ	2							
	サービス概論	2							
	運動学習の心理（体育心理学）	2							
	コーチング論	2							
	アスレチックリハビリテーション	2							
運動方法論	2								
障がい者とスポーツ	2								
生理学（運動生理学を含む。）	生理学（運動生理学を含む。）	2	2		2		2		
	解剖学	2							
	運動処方	2							
衛生学及び公衆衛生学	衛生学及び公衆衛生学	2	2		2		2		
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急措置を含む。）	学校保健	2	2		2		2		
	スポーツ医学	2							
	救急処置及び看護法	2	2				2		
合計			16	4	10	2	16	4	

(2) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準（家庭）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	中学校 1 種		中学校 2 種		高等学校 1 種		備 考			
			必修	選必	必修	選必	必修	選必				
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	生活経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	2	2	}	2	}	2	}	教員免許法施行規則に定める科目区分「家庭電気・機械及び情報処理」は中学校 1 種・2 種免許状（家庭）取得に必要な単位として計上できない。			
	家族と家庭	2										
被服学（被服製作実習を含む。）	衣服学概論および実習	2	2				2				2	
	衣服デザイン実習（被服製作実習を含む。）	2	2								2	
	衣服のデザインと機能	2										
	人間と衣服	2										
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学	2	2				2				2	
	調理学及び基礎実習	2	2				2				2	
	調理実習	2	2								2	
	栄養機能科学	2	2								2	
	食生活をとりまく環境	2										
	食と健康	2										
	食品加工学概論及び実習	2										
住居学（製図を含む。）	住生活学	2	2		2		2					
	住居学実習（製図を含む）	1	1				1					
	住環境学	2										
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	2	2		2		2					
家庭電気・機械及び情報処理	暮らしと技術	2	×	×	×	×	2					
合 計			19	2	12		21					

(2) 中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科に関する科目の履修基準（英語）

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	単位数	中学校1種		中学校2種		高等学校1種		備 考
			必修	選必	必修	選必	必修	選必	
英 語 学	英語学概論	2	2	}	2	}	2	}	
	英語史	2							
	英語音声学	2							
	英文法	2							
	英語語彙論	2							
	英語構造論	2							
	英語意味論	2							
	英語学演習Ⅰ	2							
	英語学演習Ⅱ	2							
	英語学演習Ⅲ	2							
	英語学演習Ⅳ	2							
	英語学演習Ⅴ	2							
	英語学演習Ⅵ	2							
英 米 文 学	初期近代英米文学	2	2	}	2	}	2	}	
	近代英米文学	2							
	現代英米文学	2							
	英詩の韻律	2							
	英文学史	2							
	米文学史	2							
	英米文学演習Ⅰ	2							
	英米文学演習Ⅱ	2							
	英米文学演習Ⅲ	2							
	英米文学演習Ⅳ	2							
	英米文学演習Ⅴ	2							
	英米文学演習Ⅵ	2							
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーションⅠ	1		1				
英語コミュニケーションⅡ		1	1	1					
英語コミュニケーションⅢ		1	1	1					
英語コミュニケーションⅣ		1	1	1					
英語コミュニケーションⅤ		1	1	1					
英語コミュニケーションⅥ		1	1	1					
異文化理解	異文化理解	2	2		2		2		
合 計			12	8	10		12	8	

2. 4) 特別支援学校教諭免許状取得のための履修基準

特別支援学校教諭免許状取得のための特別支援教育に関する科目の履修基準

免許法施行規則に定める科目 区分	開設授業科目	中心となる 領域	含む領域	単位	1種		開 講 区 分	
					必 修	選 必		
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育概論			2	2		個	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2	2		個
		知的障害者の行動分析	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2	2		人
		知的障害者の行動観察とアセスメント	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2			人
		知的障害者心理学特講	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2			人
		病弱者の生理・病理・心理	病弱者		2	2		人
	肢体不自由者の生理・病理・心理	肢体不自由者	知的障害者	2	2		個	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者教育課程論	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2	2		人
		知的障害者学級経営論	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2			人
		知的障害者教育指導法	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2	2		人
		病弱児・健康障害児の教育	病弱者	知的障害者 肢体不自由者	2	2		人
肢体不自由者教育概論		肢体不自由者	知的障害者	2	2		人	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害・軽度発達障害教育総論	重複・LD等領域	知的障害者	2	2		人	
	視覚障害教育総論	視覚障害者		2	2		人	
	聴覚障害教育総論	聴覚障害者		2	2		人	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習(基礎) 事前及び事後指導を含む。			1	1		個	
	教育実習(応用) 事前及び事後指導を含む。			2	2		個	
合 計					23	4		

<備 考>

①特別支援学校教諭の免許状は単独では取得する事が出来ません。

②特別支援学校教諭の教員免許状取得のためには、併せて小学校・中学校・高等学校又は幼稚園の教諭のいずれか一つの普通免許状を取得しなければなりません。これは、教育職員免許法により特別支援学校教諭の免許状を取得するための基礎資格として定められており、これを「基礎免許状」と言います。

③開講区分の「人」は人間発達専攻で開講。「個」は個性形成で開講。

3. 人間発達文化学類の独自科目

現在教育現場では、優れた実践的指導力を持つ教員が求められています。人間発達文化学類では、教育実習をより充実させるための授業および学校外での実践を内容とする実習を設定しています。

■授業研究科目

教育実習をより有効なものにするために、人間発達文化学類では、小学校教員免許のために「初等科授業研究」を、中学校教員免許のために「教科授業研究」（国語科、社会科、数学科、音楽科、美術科、保健体育科、家庭科、英語科授業研究）を設けてあります。内容には教育実習のための事前の準備や事後のまとめが含まれています。**主免許状として小学校免許状を取得する場合には「初等科授業研究」を、主免許状として中学校免許状を取得する場合には当該の「教科授業研究」を、それぞれ履修登録しなければ教育実習に参加することができないので留意してください。**

■実践・実習科目

「自然体験実習」（第 1 セメスター）「学校教育支援実習 I・II」（第 3・4 セメスター）「地域教育実践 I・II」（第 3～6 セメスター）「臨床教育実践 I・II」（第 5～8 セメスター）が該当し、いずれも選択必修科目です。地域で子どもたちとふれあう体験を内容としており「もうひとつの教育実習」と呼ぶにふさわしい科目です。毎年しかるべき時期に受講説明会をおこなうので、よりよい教師を目指してぜひ受講してください。

4. 教員免許状取得希望者の登録と学校参観

より質の高い教育者として成長するためには、教職への目的意識が明確で、自覚して学習を積み上げることが大切です。人間発達文化学類では「教員免許状取得希望者の登録（以下、教職登録）」という制度を採り入れています。**教員免許状取得を希望する人は、自分自身で責任を持って教職登録をおこなわなければなりません。**その上で、教員免許状取得に必要な単位を修得し、計画的に教職への道を歩んでください。学類としても教員免許状取得に対し、力強い支援体制をつくっています。その一環として、Cap 制度において、教員免許状を取得するために必要な科目を中心として独自の除外科目を設定しています。これらの科目について、Cap 除外の適用を受けるためには教職登録をすることが必要です。教職登録を撤回した場合にはこの適用を受けられなくなり、第3 Semester以降に Cap 除外制度適用によって取得した単位は全て自由単位となります。

また、3年次教育実習にスムーズに入っていけるように、2年次から、授業参観や児童生徒との触れ合いを中心とした「学校参観」を年2回実施します。

この学校参観に参加できない場合は、3年次の教育実習に行くことはできません。説明会は、7月にしかありませんので、掲示を見落とさないようにしてください。

(1) 主免許状と副免許状

教職登録をおこなう際に、希望する種類の教員免許状をふたつまで登録することができます。それぞれを**主免許状（主免）、副免許状（副免）**と呼びます。

■主免許状

主免許状は「幼稚園教諭」「小学校教諭」「中学校・高等学校教諭（各教科）」「高等学校教諭のみ（各教科）」「特別支援学校教諭＋基礎免許」の中からひとつ選んで登録します（「表 1.教員免許状の登録種別と教育実習期間」）。免許状の種類は、本来の学習がおろそかにならないよう、専攻領域と調和させることが大切です。主免許状に関わる教育実習（**教育実習 I**）は、主として3年次に4週間実施されます。

人間発達文化学類ではより専門性に優れた教員の養成を目指しているため、少なくとも主免許状については、1種免許状を取得できるよう努力してください。

■副免許状

時間割によっては、登録した主免許状のほかに教員免許状を取得することが可能です。この教員免許状を「副免許状」と呼ぶこととします。必要な単位を積み上げることにより希望する免許状を複数取得することができます。ただし、ただ単に免許状の種類を増やすのは望ましいことではありません。なお、免許種により時間割の関係上 4年間で取得できない場合もあるので、計画的な履修を心掛けてください。

副免許状の種類は、登録した主免許状の種類によって限定されているので注意してください（「表 1.教員免許状の登録種別と教育実習期間」）。副免許状に関わる教育実習（**教育実習Ⅱ**）は、主として4年次に1週間実施されます。

（2）教職登録の手続き

「教職登録制度」はおおよそ次のような流れで進行します。日時、場所等は掲示でお知らせしますので、見落としなどないようによくぐれも注意してください。

[入学時]

教員免許状取得に関する説明会

[第2セメスター・12月頃]

教職登録の届出

12月頃におこなわれる「説明会」に参加し、希望する種類の教員免許状を登録します。第3セメスターの4月にも追加登録できますが、可能な限り第2セメスター12月に登録してください。

教員免許取得希望の登録をした者は、教育実習経費の納入が必要です。

■届出について

「教員免許状取得希望者の登録」ほか各種の届出は、すべて事務担当窓口でおこないます。届出の時期や期間などについては掲示するので注意してください。

教員免許状の取得を途中で取りやめるときには、アドバイザー教員の承諾を得たうえで、第3セメスター終了時まで「教職登録放棄届」を提出してください。それ以降は教職登録の放棄はできません。教職登録を放棄した場合、既に納入された経費は返却できませんので留意願います。

表1 教員免許状の登録種別と教育実習期間

主免許状	主免許状の教育実習			副免許状の登録 が可能な免許状	副免許状の教育実習			時教職 登録 期間	
	時期	実習校	期間		時期	実習校	期間		
幼稚園	3年次 (5・6ㄱ)	附属幼稚園 (又は協力幼稚園)	4週間	小学校 <注4>	附属小学校	1週間	1年次 12月		
小学校	3年次 (5・6ㄱ)	附属小学校	4週間	幼稚園 <注4>	附属幼稚園	1週間			
中学校 高等学校 <注1>	3年次 (5・6ㄱ)	附属中学校 (又は出身協力中学校、 地域協力中学校)	4週間	中学校・高等学校	附属中学校	1週間			
高等学校のみ <注2>	4年次 (7・8ㄱ)	出身高等学校 (又は協力高等学校)	2週間	小学校	附属小学校	1週間			
特別支援学校 <注5>	3年次 (5ㄱ)	附属特別支援学校 (又は協力特別支援学校)	1週間 2週間	中学校・高等学校 高等学校のみ	実習不要 実習不要	実習不要 実習不要			
	4年次 (7ㄱ)			実習不要	実習不要	実習不要			
<注> 1. 「中学校・高等学校」の免許状として登録できる教科は次の通りです。 国語、社会、数学、英語、家庭、美術、音楽、保健体育。 なお、中学校(社会)と高等学校(地理歴史・公民)は二つを同時に主免許状として登録することができます(一教科と見なす)。									
2. 高等学校のみとして登録できる教科は次の9教科です。 国語、地理歴史、公民、数学、英語、家庭、美術、音楽、保健体育									
3. 特別支援学校免許を取得する場合は、基礎免許状とセットで取得することになるので、計3回の教育実習を履修することになります(基礎免許の教育実習及び特別支援学校に関する教育実習)。									
4. 「保育士資格取得」登録が認められている学生は、基本的に副免許の登録をすることができません。 ただし、「幼稚園・小学校・保育士」のセット登録として「幼稚園」又は「小学校」を登録することができます。 また、特別支援学校免許の取得はできません。									
5. 「特別支援学校」免許を取得する者は、特別支援学校(特別支援学校+基礎免許)を主免として一の免許状として見なすので、副免許としてもう一つの免許状を取得することができます。									

表2 教員免許状取得に関わる日程表

Semester	年次	期間	内容
1	1年次(前期)	4月	「教員免許状取得に関する説明会」
2	" (後期)	12月 1月	「教職登録説明会」、教職登録の届出(教職履修カルテ配付) 教育実習ガイダンス
3	2年次(前期)	4月 7月 7~9月 9月頃	「教職登録」の追加登録 「学校参観」「幼稚園参観」説明会 「学校参観」「幼稚園参観」のための事前指導 「学校参観」「幼稚園参観」(附属学校園)
4	" (後期)	2月頃 3月	「学校参観」「幼稚園参観」(附属学校園) 成績発表時に実習希望者が実習参加資格確認
5	3年次(前期)	4月 4月~5月 5月~7月	「介護等体験説明会」 事前指導 「授業研究科目」 主免許状教育実習(教育実習Ⅰ-前期)
6	3年次(後期)	9月~10月 10月~11月 10月~1月	主免許状教育実習(教育実習Ⅰ-後期) 「授業研究科目」 事後指導
7	4年次(前期)	5月~9月 7月	副免許状教育実習(教育実習Ⅱ) (教員採用試験)
8	4年次(後期)	10月~11月 11月~12月 学位記授与式	副免許状教育実習(教育実習Ⅱ) 教員免許状出願希望届・書類提出 教員免許状授与

※ みなさんの教職希望を早めに確認し、実習校を決めるために、日程を変更することがあります。その際には、丁寧な説明会を行いますので、掲示を見落とさないよう注意してください。

5. 教育実習および教育実習参加資格について

(1) 実習への心構え

教員免許状を取得するためには、各種免許状の種類に応じた教育実習に参加し、所定の単位を修得しなければなりません。教育実習は、附属学校・園、出身及び地域協力校・園等で指導を受けながら子どもの観察や授業を参観したり、実際に授業をおこない児童・生徒の指導にあたりたりすることを通して学習するものです。教育現場の子どもたちや先生方の協力があってはじめて実現するものなのです。

教育実習は、教員免許状取得希望登録者で、以下に示す教育実習参加資格の条件を満たした人に対して、第5 Semester以降の履修を許可しますが、その場合以下の点に留意してください。

- ①教育実習の参加は、原則として教員になる意志のある人に限り認めるものです。
- ②実習への参加にあたっては一社会人としての自覚と責任、一教育者としての熱意と意欲を持って参加することが強く求められます。そのためには、日頃の心がけ、努力が必要です。
- ③教育実習の単位は、事前・事後指導を含めて5単位（高校免許状は3単位）として認定されます。したがって、実習校での教育実習のほかに、「事前指導」および「事後指導」への参加が義務づけられています。
- ④なお、教育実習に必要な費用に関しては、履修者が実費を負担することがあります。説明会での指示や諸掲示に注意してください。

(2) 事前及び事後指導（1単位）について

教育実習の「事前及び事後指導」は1単位必修です。自分が行う実習に応じて、必ず履修登録してください。3年次に実習を行う学生は、3年次前期に「教育実習事前及び事後指導（3年次）」（0単位）を登録します。4年次前期には、実習の有無に関わらず全ての教職登録者が「教育実習事前及び事後指導（4年次）」（1単位）を登録します。自分が該当する全ての事前・事後指導に参加し、課題を提出することで1単位を修得することができます。**無断で欠席したり、課題を提出しない場合は、単位が認定されません。**

(3) 教育実習参加資格

教育実習に参加するには、以下に示す条件を満たしていることが必要です。

1) 全体に関わる参加資格

免許の種別に関わりなく、教育実習の前年度終了までのGPAが2.0以上であることが必要です。なお、複数の免許種にかかわる実習を行う場合は、教育実習Ⅰ・Ⅱのそれぞれについて、また、特別支援学校教員免許状取得の場合は、基礎実習・応用実習それぞれについて、上記の基準を満たすことが必要になります。

GPAが2.0に満たない者は、次年度に再チャレンジすることができますが、その場合、実習の前年度終了までのGPAが2.0以上なければなりません。しかし、特別な事情がある

と実習運営委員会が認めた場合はこの限りではありません。

学士・編入学生についても前述と同様の考え方を適用し、実習の前年度終了時に、1年間のGPAが2.0以上であることが必要です（一般的には3年次終了時に、1年間のGPAが2.0以上であること）。再チャレンジについては、前述の考え方を適用します。

2) 教育実習 I (主免許状教育実習)

【幼稚園、小学校、中学校・高校】

- ①3年次前期に「教育実習 I」の履修登録をしていること。
- ②2年次終了までに、自己デザイン領域科目、共通領域科目および専門領域科目合わせて60単位以上を修得していること。
- ③2年次終了までに「教職入門（キャリアモデル学習 A）」（または「学校・授業・子ども・教師」）を修得していること。
- ④さらに、取得を希望する教員免許種に応じて次の科目を修得していること。

幼稚園教諭

「保育内容の指導法」4単位以上、「教職に関する科目」を4単位以上、幼稚園の「教科に関する科目」を2単位以上

小学校教諭

「各教科の学習指導論」6単位以上、「教職に関する科目」を4単位以上、小学校の「教科に関する科目」を4単位以上
さらに「初等科授業研究」の履修登録をしていること。

中学校教諭および高等学校教諭

取得希望する教科（主免許）の「教科教育法」を2単位、「教職に関する科目」を4単位以上、中学校（または高等学校）の「教科に関する科目」を8単位以上
さらに免許状取得を希望する教科の「授業研究」の履修登録をしていること。

【高校のみ】

- ①4年次前期に「教育実習 I」の履修登録をしていること。
- ②3年次終了までに、自己デザイン領域科目、共通領域科目および専門領域科目合わせて85単位以上を修得していること。
- ③3年次終了までに「教職入門（キャリアモデル学習 A）」（または「学校・授業・子ども・教師」）を修得していること。
- ④取得希望する教科の「教科教育法」を2単位、「教職に関する科目」を6単位以上、高等学校の「教科に関する科目」を10単位以上修得していること。

主免許状	教育実習参加条件					
	履修登録	必要単位数	教職に関する科目		教科に関する科目	
幼稚園	3 年次前期に「教育実習Ⅰ」の履修登録をしていること	2 年次終了までに、自己デザイン領域科目、共通領域科目および専門領域科目合わせて 60 単位以上を修得していること	2 年次終了までに「教職入門(キャリアモデル学習 A)」または「学校・授業・子ども・教師」を修得していること	「保育内容の指導法」 4 単位以上	「教職に関する科目」 4 単位以上	幼稚園 「教科に関する科目」 2 単位以上
			「教職に関する科目」計 10 単位以上			
小学校	3 年次前期に「教育実習Ⅰ」、「初等科授業研究」の履修登録をしていること	2 年次終了までに、自己デザイン領域科目、共通領域科目および専門領域科目合わせて 60 単位以上を修得していること	2 年次終了までに「教職入門(キャリアモデル学習 A)」または「学校・授業・子ども・教師」を修得していること	「各教科の学習指導論」 6 単位以上	「教職に関する科目」 4 単位以上	小学校 「教科に関する科目」 4 単位以上
			「教職に関する科目」計 12 単位以上			
中学校 高等学校	3 年次前期に「教育実習Ⅰ」、免許状取得を希望する教科の「授業研究」の履修登録をしていること	2 年次終了までに、自己デザイン領域科目、共通領域科目および専門領域科目合わせて 60 単位以上を修得していること	2 年次終了までに「教職入門(キャリアモデル学習 A)」または「学校・授業・子ども・教師」を修得していること	取得希望する教科の「教科教育法」 2 単位	「教職に関する科目」 4 単位以上	中学校または高等学校 「教科に関する科目」 8 単位以上
			「教職に関する科目」計 8 単位以上(授業研究除く)			
高等学校のみ	4 年次前期に「教育実習Ⅰ」の履修登録をしていること	3 年次終了までに、自己デザイン領域科目、共通領域科目および専門領域科目合わせて 85 単位以上を修得していること	3 年次終了までに「教職入門(キャリアモデル学習 A)」または「学校・授業・子ども・教師」を修得していること	取得希望する教科「教科教育法」 2 単位	「教職に関する科目」 6 単位以上	高等学校 「教科に関する科目」 10 単位以上
			「教職に関する科目」計 10 単位以上			

※年次は標準履修年次で表記している

※「教科又は教職に関する科目」は修得単位に含めない

※上記に加えて、GPA2.0 以上、2 年次に「学校参観」を 2 回行うことが必要

3) 【特別支援学校】

特別支援学校教員免許状取得を希望する場合は、まず教育実習Ⅰにおいて、基礎免許状取得のため、幼稚園、小学校、中学校・高校各教科、高校のいずれかの教育実習をおこなう必要があります。その上で、特別支援学校基礎実習と同応用実習をおこなわなければなりません。その際の参加資格は以下の通りです。

特別支援学校基礎実習

- ①3 年次前期に「特別支援学校基礎実習」の履修登録をしていること。
- ②「特別支援教育概論」「知的障害者の心理・生理・病理」「肢体不自由者の生理・病理・心理」のうち、2 科目 4 単位以上を修得していること。

特別支援学校応用実習

- ①4 年次前期に「特別支援学校応用実習」の履修登録をしていること。

- ②教育実習Ⅰ（基礎免許状に関わる幼稚園、小学校あるいは中学校での教育実習）の単位を修得していること。ただし基礎免許状を高校免許状のみとした取得希望者については、教育実習Ⅰの履修登録をしていること。
- ③特別支援学校基礎実習を修了していること。

4) 学校参観、幼稚園参観

小学校、中学校・高等学校、高校のみを主免許とする場合、教育実習に参加するためには、2年次に「学校参観」を合計2回行うことが必要になります。小学校では、授業参観と児童との触れ合い、中学校では授業参観を中心に行います。いずれも希望する主免許状に基づいて学校参観を行います。

幼稚園を主免許とする場合、2年次の10月以降に2回の幼稚園参観を行います。

特別支援学校の免許を取得する場合には、4年次前期（8月末から9月初旬の予定）に2日間の学校参観を行います。

5) 授業研究科目

小学校および中学校・高等学校を主免許状とする場合、教育実習に参加するためには「授業研究科目」の単位を修得する必要があります。小学校では「初等科授業研究」、中学校では「教科授業研究」が該当します。いずれも、教育実習校で配当される教科や学級にもとづいて教材研究や授業案作成、授業参観などをおこなうとともに、教育実習の「事前・事後指導」をおこないます。実際の教育実習は4週間ほどですが、その前後に連続する「授業研究科目」も教育実習の本体と考え、実習生として授業に臨んでください。

6) 教育実習Ⅱ（副免許状教育実習）

- ① 4年次前期に「教育実習Ⅱ」の履修登録をしていること。
- ② 「教育実習Ⅰ」の単位を修得していること。
- ③ 3年次終了までに、自己デザイン領域科目、共通領域科目および専門領域科目合わせて85単位以上を修得していること。
- ④ さらに、取得を希望する教員免許種に応じて、3年次終了までに次の科目を修得していること。

幼稚園教諭

「保育内容の指導法」を4単位以上

小学校教諭

2教科以上の「学習指導論」（音楽、図画工作、体育の内1教科以上を含む）

中学校教諭および高等学校教諭

取得を希望する中学校教科の「教科教育法」

(4) 教育実習校

教育実習は原則的に附属幼稚園・附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校でおこなわれます。ただし、収容人数を超えた場合は出身協力校及び地域協力校でおこないません（本人の希望によるものではありません）。

(5) 教育実習の期間

主免許状教育実習は、主として3年次の5月中旬から7月中旬頃にかけて（前期）、または、9月～10月頃にかけて（後期）おこなわれます。出身協力校や地域協力校における実習では学校の都合などによりずれる場合もあります。

高等学校のみの主免許状教育実習は第7・8セメスターにおこなわれます。

副免許状教育実習は第7・8セメスターにおこなわれます。

6. 介護等体験について

小学校および中学校の教諭の普通免許状の授与を希望する人は、特別支援学校および社会福祉施設などでの7日間の介護等体験が義務づけられています。参加を希望する場合は予め教職登録をおこなった上で、介護等体験のための事前指導を受ける必要があります（※なお、保育士資格取得希望者で2年次に「保育実習Ⅰ②（児童福祉施設施設実習）」をおこなった場合には、「社会福祉施設等での介護等体験」と「特別支援学校での介護等体験」は免除になります）。

「社会福祉施設等での介護等体験（5日間）」 原則として3年次に福島県下の社会福祉施設などで実施します。

「特別支援学校での介護等体験（2日間）」 原則として4年次に福島県下の特別支援学校において実施します。

7. 「公欠」について

教育実習および保育実習への参加または教育職員免許状の所要資格を得るための介護等体験について、それぞれの期間中に開講されている授業科目への欠席を単位認定要件に関わる欠席扱いにはせず「公欠」とすることができます。

「公欠」扱いとするためには、欠席する授業科目の担当教員へ所定の届を提出しなければなりません。教務課事務室に「公欠申請書」がありますので、必要事項を記入し教務課の承認印を受け、各授業科目の担当教員に提出してください。

8. 他学類での教員免許状取得について

理工学類において、理科、技術、工業、情報の教員免許状取得を希望する場合は、当該学類の定める登録制度・履修基準・教育実習実施方法などにしたがって登録・履修を進めることとなります。この場合、人間発達文化学類でも同時に教職登録をおこなう必要があるため、1年次後期に行われる「教職登録説明会」に必ず出席してください。

14. 社会教育主事基礎資格の取得

社会教育主事とは、社会教育法に定められた社会教育専門職員で、都道府県あるいは市町村教育委員会や公民館などの機関に配置され、社会教育活動に対して専門的・技術的な助言・指導をおこなうものです。社会教育主事の資格を取得するには、在学中に下記の表に記載された単位を修得し、かつ卒業後1年以上、社会教育主事補としての職に従事しなければなりません。

	省令科目名	単位数	福島大学認定科目	選必	
A	生涯学習論	4	社会教育の基礎 生涯学習論	}	
B	社会教育計画	4	社会教育計画論Ⅰ 社会教育計画論Ⅱ		
C	社会教育演習 社会教育演習 社会教育課題研究 のいずれか1科目以上	4	社会教育課題研究Ⅰ 社会教育課題研究Ⅱ 教育社会研究		
D	社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	4	現代社会と学校 教育と人間関係 家庭教育論 生活経営学 家族と家庭 現代社会と文化 現代社会と地域計画 地域社会学※	}	
	社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・社会教育事業 社会教育施設)		子ども社会と学校 子どもの人権 教育行政学 芸術学Ⅰ 芸術学Ⅱ 美術史Ⅰ 映像メディア論 生涯スポーツ論 運動方法論 博物館学概論※ 博物館資料論※ 博物館経営論※ 博物館情報・メディア論※		}
	社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)		教育と社会 教育社会学 学校の制度 外国の教育 教育発達心理学 教育心理学 発達心理学 青年心理学		
		12	}		
		4	}		
		12	}		

(注)

1. A・B・Cそれぞれの欄から4単位ずつ計12単位、Dの欄から12単位の合計24単位を修得すること。
2. Dの欄は社会教育特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのそれぞれの領域から4単位ずつ修得することが望ましい。
3. 社会教育の基礎、生涯学習論、社会教育計画論Ⅰ・Ⅱ、社会教育課題研究Ⅰ・Ⅱなどは隔年開講なので受講にあたっては注意すること。
4. ※印は、行政政策学類との共通開講科目である。
5. 4月に社会教育主事基礎資格の単位修得に関するガイダンス、および2月に卒業予定の学生に対し単位修得証明発行に関するガイダンスをおこなうので、希望者は必ず出席すること。

15. 社会福祉主事任用資格の取得

社会福祉主事は、社会福祉法に基づいて置かれ、都道府県・市町村の行政機関において、各種福祉法令に定められた業務にあたることを職務としています。この職務に就くためには地方公務員として任用され、福祉事務所等の部署に配属されなければなりません。よって、社会福祉主事とは、任用されてはじめて名乗ることができる「任用資格」となります。

その際、大学で「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下、指定科目という）」を修得して卒業していることが任用の必要条件とされます。

1. 社会福祉主事の指定科目について

社会福祉主事の任用資格は、いわゆる「3科目主事」と「全科目主事」に分かれています。「3科目主事」は、指定科目34科目中3科目以上を履修すればよいものです。一方「全科目主事」は、主として社会福祉系の大学・学部において社会福祉の専門教育を受けた者を想定しています。本学は、指定科目34科目全てを揃えることはしていないので、いわゆる「3科目主事」の養成機関ということになります。

2. 本学対応科目について

本学では、指定科目に対応する科目（以下、本学対応科目という）を次頁の表のとおり開設しています。社会福祉主事の任用資格を取得するためには、指定科目のうち、3科目以上を履修してください。

指定科目において、本学対応科目が複数の科目として配置されているもの（たとえば「心理学Ⅰ」・「心理学Ⅱ」など科目名が複数に分かれているもの）については、該当する科目を全て履修することが必要です。また、指定科目に該当するもので、対応する本学の科目が複数配置されているもの（たとえば指定科目「社会政策」について、本学対応科目「労働経済」・「社会政策」など）を複数履修したとしても、指定科目としては1科目として認められます。

社会福祉主事に関する指定科目及び本学対応科目一覧

《平成27年度(2015年度)以降の入学生》

	厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(指定科目)	開講学類等 ※1	本学対応科目 ※2	備考
1	社会福祉概論	人	社会福祉論	
		行	社会福祉論	
2	社会福祉事業史			
3	社会福祉援助技術論			
4	社会福祉調査論	行	社会調査論	
5	社会福祉施設経営論			
6	社会福祉行政論			
7	社会保障論	行	社会保障法	
		現	社会保障と法	
8	公的扶助論			
9	児童福祉論	人	児童福祉概論	
10	家庭福祉論			
11	保育理論	人	保育学	
		人	保育原理	
12	身体障害者福祉論			
13	知的障害者福祉論			
14	精神障害者保健福祉論	共	精神保健Ⅰ	両科目を履修しなければならない
		共	精神保健Ⅱ	
		人	精神医学	
15	老人福祉論			
16	医療社会事業論			
17	地域福祉論	行	地域福祉論	
18	法学	共	市民と法	
		現	現代法学論Ⅰ	両科目を履修しなければならない ※3
		現	現代法学論Ⅱ	
19	民法	行	民法総則	
		現	民法入門	
20	行政法	行	行政法Ⅰ(総論)	
		現	行政と法Ⅰ	両科目を履修しなければならない
		現	行政と法Ⅱ	
21	経済学	共	経済学Ⅰ	両科目を履修しなければならない
		共	経済学Ⅱ	
		人	経済学概説	
		現	政治経済学入門	
22	社会政策	経	労働経済	
		経	社会政策	
23	経済政策	経	経済政策	
24	心理学	共	心理学Ⅰ	両科目を履修しなければならない
		共	心理学Ⅱ	
		理	心理学概論	
25	社会学	人	社会学概説	
		行	社会学原論Ⅰ	両科目を履修しなければならない
		行	社会学原論Ⅱ	
		現	現代社会論	
26	教育学	人	人間と教育	
		行	社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅰ	両科目を履修しなければならない
		行	社会教育論(生涯学習論を含む)Ⅱ	
27	倫理学	共	倫理学	
		人	倫理学概説	
28	公衆衛生学	人	衛生学及び公衆衛生学	
29	医学一般			
30	リハビリテーション論			
31	看護学	人	救急処置及び看護法	
32	介護概論			
33	栄養学	人	栄養機能科学	
34	家政学	人	生活経営学	

※1: 人=人間発達文化学類、行=行政政策学類、経=経済経営学類、理=共生システム理工学類、現=現代教養コース、共=共通領域

※2: 表中の科目が受講できるかどうかについては、自学類の時間割表や学習案内の開放科目一覧等で確認してください。受講するにあたって、別途手続きが必要になることがあります。なお、昼間コースの学生は現代教養コースの全ての科目について受講できません。

※3: 行政政策学類にも「現代法学論」がありますが、社会福祉主事として使えるのは現代教養コースで開講している「現代法学論Ⅰ」「現代法学論Ⅱ」のみです(現代教養コース生のみ受講可)。

16. 保育士資格の取得

保育士資格は児童福祉法によって定められた国家資格です。保育所保育士として働くための必須の資格であり、児童福祉施設職員として働く際に求められる資格です（以下の表を参照のこと）。また、近年ではいわゆる「幼保一元化」の動きの中で、幼稚園・保育所のいずれに求職する場合においても応募条件として幼稚園教諭免許状と保育士資格の双方が求められることが多くなってきています（2つの免許・資格をもつ保育教諭として募集するところが増えていきます）。

人間発達文化学類人間発達専攻では、必要な単位を修得することによって保育士資格を取得することができます（ただし、正式な保育士の登録は、所定の科目を修得した後、登録事務センターを経由し、住民票のある都道府県に申請後、卒業後の3月末に登録事務センターから「保育士登録済通知書」が本人宛発送され、6月末までには「保育士証」が本人宛発送されます）。

なお、保育資格の取得にあたっては、本来の専攻の学習がおろそかにならないよう、また資格取得のみを目的とした安易な気持ちで取り組むことのないよう、とくに注意してください。

1. 資格取得に必要な単位の修得方法

保育士資格取得にあたって修得しなければならない単位は、児童福祉法および同施行規則によって定められており、人間発達文化学類では、別表「保育士資格取得のための単位の修得方法」にしたがって、教養科目 12 単位、必修科目 63 単位、選択必修科目 11 単位以上を修得する必要があります。

2. 受講者の受け入れについて

保育士資格取得希望者の募集は1年次生を対象に4月下旬におこないます。**定員は20名です。希望者が超過した場合、面接・試験による選考をおこないます。**詳細については募集に関わる説明会で指示しますので、その開催日時をはじめとする諸連絡に注意してください。

保育士資格取得希望登録後、保育士資格取得を放棄することになった場合は、その時点で速やかに事務担当窓口へ申し出てください。

〔表〕「保育士」が働ける児童福祉施設

乳児院	保育所	児童厚生施設
児童養護施設	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
福祉型児童発達支援センター	医療型児童発達支援センター	
情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	

3. 保育士資格取得に伴う各種日程について

対 象	期 間	内 容
1年次	4月 5月 12月 1月	保育士資格取得に関する説明会・保育士資格取得希望者登録 保育実習指導Ⅰ 保育実習Ⅰ②説明会 保育実習Ⅰ②希望届提出
2年次	10月 10月～1月 2月	成績発表時に実習希望者の実習Ⅰ②の参加資格確認 保育実習Ⅰ②事前指導（実習費納入）・保育実習Ⅰ①説明会 保育実習Ⅰ②（児童福祉施設実習）10日間
3年次	4月 4月～5月 7月～9月 6月・9月 10月～1月 2月	成績発表時に実習希望者の実習Ⅰ①の参加資格確認 保育実習Ⅰ①事前指導、実習費用納入 保育実習Ⅱ・Ⅲ希望届提出 保育実習Ⅰ①（保育所実習）10日間 保育実習Ⅱ事前指導（実習費用納入） 保育実習Ⅱ（保育所実習）10日間
4年次	4～8月 9月 11月 卒業後	保育実習Ⅲ事前指導（実習費用納入） 保育実習Ⅲ（児童福祉施設実習）10日間 事後指導 保育士資格出願申請書類提出 保育士資格授与

※実習等の時期については今後変更がありうる。その都度、掲示などで連絡するので注意のこと

4. 保育実習について

保育士資格を取得するためには、保育実習Ⅰ及びⅡ、又はⅠ及びⅢの保育実習に参加し、所定の単位を修得しなければなりません。保育実習に必要な費用については、履修者が実費を負担するので、説明会での諸指示などに注意してください。

保育実習は、保育士資格取得希望登録者で、保育実習参加資格などの条件を満たしたのに対して履修を許可しますが、その場合、以下の点に留意してください。

また、指示事項はすべて掲示により知らせますので、見落としのないように留意してください。

- ①保育実習への参加は、原則として保育士になる意志のある者に限り認めるものです。
- ②保育実習の単位は、実習と実習指導の両方が必要です。実習指導は各実習の前後に何度も行われます。保育実習Ⅰ①とⅠ②のためには、保育実習指導Ⅰを、保育実習Ⅱのためには、保育実習指導Ⅱを、保育実習Ⅲのためには、保育実習指導Ⅲを履修しなければなりません。実習時期によってはセメスターをまたいで実施されますから、すべての実習指導を受けてください。なお、3の表中にある事前指導は保育実習Ⅰ①、②は保育実習指導Ⅰに、保育実習ⅡとⅢはそれぞれ保育実習指導ⅡとⅢに含まれます。

5. 保育実習参加資格

保育実習へ参加するには、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

■保育実習Ⅱへの参加資格（第4セメスターに実施）

- ①履修登録をおこなっていること。
- ②第3セメスター終了までに、総単位45単位以上を修得していること。
- ③次の10科目のうちから10単位以上を修得していること。
幼児発達心理学、保育・幼児教育の人と思想、保育学、幼児と音楽、保育原理
学校保健、社会的養護、障害児保育論、幼児と造形、幼児の環境と保育
- ④上記③を第3セメスター終了までに満たすことにより、①は可能となる。

■保育実習Ⅰへの参加資格（第5セメスターに実施）

- ①履修登録をおこなっていること。
- ②第4セメスター終了までに、総単位65単位以上を修得していること。
- ③幼児発達心理学、保育・幼児教育の人と思想の2科目4単位を修得していること。
- ④以下に挙げる17科目のうちから20単位以上を修得していること。
保育学、幼児と音楽、保育原理、学校保健
衛生学及び公衆衛生学、社会福祉論、社会的養護
子どもの食と栄養、障害児保育論、保育内容総論
幼児の表現と保育Ⅰ、幼児の環境と保育、言葉の発達と保育
人間関係の発達と保育、幼児の健康と保育、幼児と造形、人間と教育
- ⑤上記③④を第4セメスター終了までに満たすことにより、①は可能となる。

■保育実習Ⅱ又はⅢへの参加資格

- ①履修登録をおこなっていること。
- ②保育実習Ⅰ①及び②を修得していること。

■教職実践演習の履修について

保育士資格を取得するためには、「保育・教職実践演習（幼稚園）」2単位を修得しなければなりません。ただし、小学校を主免として保育士資格を取得しようとする者は、「保育・教職実践演習（幼稚園）」2単位とともに、「教職実践演習（小学校）」2単位を修得する必要があります。

保育士資格取得のための単位の修得方法

①教養科目

告示表による教科目		授業科目	単位数	必修	選択必修	備考
系列	教科目					
教養科目	外国語、体育以外の科目	教養演習Ⅰ	2	2		基本科目（自己デザイン領域）
		教養演習Ⅱ	2	2		
		キャリア形成論	2	2		キャリア創造科目（自己デザイン領域）
	外国語	英語Ⅰ	2	2		外国語科目（共通領域）
		英語Ⅱ	2	2		
	体育	健康・運動科学実習Ⅰ	1	1		健康・運動科目
健康・運動科学実習Ⅱ		1	1			
		① 教養科目 計		12		

②専門科目

告示別表による教科目		授業科目	単位数	必修	選必	備考
系列	教科目					
保育の す本質・ 科目 目的に 関	社会福祉	社会福祉論	2	2		個性形成科目
	相談援助	子どもソーシャルワーク演習Ⅰ	1	1		人間発達専攻科目
	児童家庭福祉	児童福祉概論	2	2		個性形成科目
	保育原理	保育原理	2	2		個性形成科目
	保育者論	保育・幼児教育の人と思想	2	2		人間発達専攻科目
	社会的養護	社会的養護	2	2		個性形成科目
	教育原理	人間と教育	2	2		個性形成科目
保育の す対象の 科目 理解に 関	保育の心理学Ⅰ	幼児発達心理学	2	2		人間発達専攻科目
	保育の心理学Ⅱ	幼児臨床心理学	2	2		人間発達専攻科目
	子どもの保健Ⅰ	学校保健	2	2		個性形成科目
		衛生学及び公衆衛生学	2	2		個性形成科目
	子どもの保健Ⅱ	小児保健演習	2	2		個性形成科目
	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	2	2		個性形成科目
	家族支援論	家族支援論	2	2		人間発達専攻科目
保育の 内容・ 方法に 関する 科目	保育課程論	保育カリキュラム論	2	2		人間発達専攻科目
	保育内容総論	保育内容総論	1	1		個性形成科目
	保育内容演習	言葉の発達と保育	2	2		人間発達専攻科目
		幼児の表現と保育Ⅰ	2	2		個性形成科目
		人間関係の発達と保育	2	2		人間発達専攻科目
		幼児の健康と保育	2	2		個性形成科目
		幼児の環境と保育	2	2		個性形成科目
	乳児保育	保育学	2	2		文化探究専攻科目
	障がい児保育	障害児保育論	2	2		人間発達専攻科目
社会的養護内容	社会的養護内容	2	2	個性形成科目		
保育相談支援	子どもソーシャルワーク演習Ⅱ	1	1	人間発達専攻科目		
表現 技術 の 保育	保育表現技術	幼児と音楽	2	2		人間発達専攻科目
		幼児と造形	2	2		人間発達専攻科目
		幼児と体育	2	2		人間発達専攻科目
		総合表現（劇）	2	2		人間発達専攻科目
総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	2	2		個性形成科目

告示別表による教科目		授業科目	単位数	必修	選必	備考
系列	教科目					
各指定保育士養成施設において設定	本学指定科目	子ども家庭福祉論	2		8	人間発達専攻科目
		家庭教育論	2			人間発達専攻科目
		「子育て共同」論	2			人間発達専攻科目
		調理学及び基礎実習	2			文化探究専攻科目
		幼児の表現と保育Ⅱ	2			個性形成科目
		臨床幼児教育研究Ⅰ	2			人間発達専攻科目
		臨床幼児教育研究Ⅱ	2			人間発達専攻科目
		知的障害者の心理・生理・病理	2			個性形成科目
		知的障害者教育課程論	2			人間発達専攻科目
		重複障害・軽度発達障害教育総論	2			人間発達専攻科目
		知的障害者教育指導法	2			人間発達専攻科目
		知的障害者の行動観察とアセスメント	2			人間発達専攻科目
		幼児の遊び	2			人間発達専攻科目
保育実習	保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	2	2		個性形成科目
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	保育実習指導Ⅱ	1		1	個性形成科目
		保育実習指導Ⅲ	1			個性形成科目
	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ①	2	2		個性形成科目
		保育実習Ⅰ②	2	2		個性形成科目
	保育実習Ⅱ又はⅢ	保育実習Ⅱ	2		2	個性形成科目
保育実習Ⅲ		2				
		② 専門科目 計		63	11	
	合計 (①+②)			75	11	

17. 日本語教員養成コース

日本語教員養成コースは、日本語を母語としない人に対して日本語を教授する人材（**日本語教員**）の養成を目的として設置するコースです。

現在海外での日本語学習者が増えています。また日本国内にも日本語を母語としない人々がたくさん生活するようになり、日本語教育の需要が高まっています。とりわけ小中学校や高校に日本語学習を必要とする児童・生徒の数が増え、学校教育の現場において日本語教育の資質を持つ教員が求められるようになってきています。

こうした社会背景のもと、人間発達文化学類では、文化探究専攻の開講科目を中心として授業科目を編成し、日本語教員養成コースを設けています。履修する単位の多くは中学校、高校の国語・英語教員免許状の取得に必要な単位と重複するので、教員免許状取得を目指しながら、同時に本コースを履修することも可能です。

本コース修了者には、卒業と同時に「福島大学日本語教員養成コース修了証」を交付します。

1. 履修方法

履修希望者は、オリエンテーションを受けた上で履修登録が必要となります。また履修を取りやめる場合は、随時登録の取り消しをおこなってください。オリエンテーションの日時などについては掲示で連絡します。

2. 履修基準

日本語教員養成コース修了に必要な単位は**日本語教員養成コース履修基準**（後記）の通りです。表に示された必修単位 22 単位と選択必修単位 26 単位、合計 48 単位を修得してください。

修得した単位は同時に卒業単位としても認められます。また教員免許状取得のための単元に認定されている科目については、教員免許状取得のための単位としても認められます。

3. 日本語教育実習

日本語教員養成コースを修了するためには、日本語教育実習Ⅰ、日本語教育実習Ⅱのいずれかを履修し、実際に非日本語母語話者への教育活動を経験する必要があります。日本語教育実習は第6セメスターに開講します。詳細についてはガイダンスで説明します。

■実習参加資格

日本語教育実習に参加するには、以下の条件を満たしている必要があります。

- ①日本語教育実習Ⅰまたは日本語教育実習Ⅱの履修登録をおこなっていること。
- ②実習開始以前（通常は第5 Semesterまで）に、日本語教員養成コース修了要件となる48単位のうち、以下の3科目（6単位）を含む25単位以上を修得していること。

日本語教育学概論 日本語教育法Ⅰ 日本語学概論

- ③「日本語教育法Ⅱ」「日本語の構造」を履修中か、もしくは単位を修得していること。

■実習参加費用

実習の参加費用は受講者の負担になります。実習協力に対する謝金、実習地への旅費・滞在費などが必要となります。

4. その他

日本語教員にとって日本語に関する知識は不可欠ですが、一方、日本語がどういう言語であるかを深く知るために、日本語以外の諸言語に関する知識を豊富に身につけておくことも大変有用です。実際に教育をおこなう際にも、多少なりとも学習者の母語を知っていれば、教育効果の向上が期待できます。

現在、日本語学習者の多くを中国や韓国など、アジア諸国の人々が占めています。日本語教員としての資質を向上させるためにも、彼らの母語である中国語や朝鮮語をはじめ、人間のさまざまな言語について学習を深めておくことが望まれます。共通領域の外国語科目や文化探究専攻の言語関係の授業に積極的に参加し、人間の「ことば」に対する関心と見識を培ってください。

日本語教員養成コース履修基準(改訂版・2017年度入学者より適用)

領域	区分		科目名	学類	必修	選択	備考	
社会・文化・地域	社会・文化・地域	世界と日本	(国際社会)	政治学概説(国際政治学を含む)	人文		2	2 共通開講
				経済学概説(国際経済学を含む)	人文		2	
				国際関係論	経済		2	
				世界経済論Ⅰ	経済		2	
				世界経済論Ⅱ	経済		2	
				国際法	行政		2	
				戦争と平和の倫理学	人文		2	
				アジアの社会と思想(中国)	経済		2	
				ヨーロッパの社会と思想(フランス)	経済		2	
				ヨーロッパの社会と思想(ロシア)	経済		2	
			国際文化交流論	行政		2		
			(日本社会)	現代日本経済論Ⅰ	人文		2	2
				現代日本経済論Ⅱ	人文		2	
				現代社会と文化	人文		2	
				現代社会とコミュニティ	人文		2	
				現代日本の政治	人文		2	
				産業社会文化論	人文		2	
				日本史概説	人文		2	
				日本地誌	人文		2	
			日本の地域文化	人文		2		
		(日本文化)	日本文学概論	人文		2	2 (日本文学史) (日本文学史) (日本音楽史) (日本美術史)	
			古代・中世文学史	人文		2		
			近代文学史	人文		2		
			音楽史Ⅱ	人文		2		
			美術史Ⅰ	人文		2		
			伝統言語文化論	人文		2		
			日本文学特講Ⅰ	人文		2		
			日本文学特講Ⅱ	人文		2		
		日本文学特講Ⅲ	人文		2			
		異文化接触	異文化交流演習	人文	2		4 共通開講	
			比較文学演習Ⅰ	人文		2		
			比較文学演習Ⅱ	人文		2		
			中国文化論	人文		2		
			中国文化特講	人文		2		
			日欧文化交流史	人文		2		
			ヨーロッパ言語文化論	人文		2		
			日欧比較文学論	人文		2		
			日欧比較文学演習	人文		2		
			欧米文化論	行政		2		
		日本語教育の歴史と現状	日本語教育学概論	人文	2		集中	
日本語教育学特講	人文		2					
言語と社会	日本語の変異	人文	2		共通開講 共通開講			
	言語文化論Ⅰ	行政		2				
	言語文化論Ⅱ	行政		2				
言語と心理	言葉の発達と保育	人文	2		共通開講			
	異文化理解	人文		2				
	言語コミュニケーション論	経済		2				
教育	言語と教育	教育一般	人間と教育	人文		2	2	
			教育の方法	人文		2		
			外国の教育	人文		2		
			教育評価論	人文		2		
			教育と社会	人文		2		
			社会教育の基礎	人文		2		
			教育社会学	人文		2		
			生涯学習論	人文		2		

領域	区 分		科目名	学類	必修	選択	備考		
教育	言語と教育	言語教育法・実習	日本語教育法Ⅰ	人文	2				
			日本語教育法Ⅱ	人文	2				
			日本語教材論	人文	2		集中		
			日本語教育実習Ⅰ	人文		2	2		
			日本語教育実習Ⅱ	人文		2			
			国語科教育法	人文		2	2		
			国語科教育学Ⅰ	人文		2			
			国語科教育学Ⅱ	人文		2			
			国語科学習指導論	人文		2			
			英語科教育法	人文		2			
			英語科教育学Ⅰ	人文		2			
			英語科教育学Ⅱ	人文		2			
			小学校外国語活動論	人文		2			
		言語教育と情報	計量日本語学演習	人文	2				
言語	言語	日本語の構造	日本語学概論	人文	2				
			日本語の構造	人文	2				
		日本語学	日本語の歴史	人文		2	4		
			日本語学演習Ⅰ	人文		2			
			日本語学演習Ⅱ	人文		2			
			日本語学演習Ⅲ	人文		2			
			日本語学演習Ⅳ	人文		2			
			日本語学実習	人文		2			
		言語研究	英語学	英語学概論	人文		2	2	
				英文法	人文		2		
				英語史	人文		2		
				英語音声学	人文		2		
				英語語彙論	人文		2		
				英語意味論	人文		2		
				英語構造論	人文		2		
				英語学演習Ⅰ	人文		2		
				英語学演習Ⅱ	人文		2		
				英語学演習Ⅲ	人文		2		
				英語学演習Ⅳ	人文		2		
				英語学演習Ⅴ	人文		2		
		英語学演習Ⅵ	人文		2				
		コミュニケーション能力	中国語初級Ⅰ	共通		2	4		
			中国語初級Ⅱ	共通		2			
			中国語中級	共通		1		4単位まで修得可	
			中国語上級	共通		2		積算可	
			韓国朝鮮語初級Ⅰ	共通		2			
			韓国朝鮮語初級Ⅱ	共通		2			
			韓国朝鮮語中級	共通		1		4単位まで修得可	
			韓国朝鮮語上級	共通		2		積算可	
			スペイン語初級Ⅰ	共通		2			
			スペイン語初級Ⅱ	共通		2			
			スペイン語中級	共通		1		4単位まで修得可	
			スペイン語上級	共通		2		積算可	
日本語Ⅰ	共通			2	※留学生のみ				
日本語Ⅱ	共通			2	※留学生のみ				
日本語Ⅲ	共通			2	※留学生のみ				
日本語Ⅳ	共通			2	※留学生のみ				
アジア言語文化論Ⅰ	人文			2	集中				
アジア言語文化論Ⅱ	人文			2	集中				
英語コミュニケーションⅤ	人文		1						
英語コミュニケーションⅥ	人文		1						
合 計					22	26			

18. (公財)日本体育協会公認スポーツ指導者講習免除資格の取得

(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者とは、公益財団法人日本体育協会及び加盟団体等が、公認スポーツ指導者制度に基づき資格認定する指導者で、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる指導者です。

これらの資格を取得するためには(公財)日本体育協会が主催する講習会(共通科目と専門科目があります)を受講しなければなりません。ただし、本大学が指定する科目を取得し、卒業時に(公財)日本体育協会に申請することにより、講習の免除資格が取得できます。【資格の種類および免除の内容は表1参照】

表1 公認スポーツ指導者資格の種類と本大学に於いて免除および資格取得の可能な範囲

資格の種類		役割	共通科目	専門科目	資格	
スポーツ指導基礎資格	スポーツリーダー	地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。	免除	なし	講習免除	
競技別指導者資格	指導員	地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた競技別の技術指導等にあたる。		免除		共通科目免除
	上級指導員	地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、年齢、競技レベルに応じた競技別の技術指導にあたる。クラブ内指導者の中心的な役割を担う。				
	コーチ	地域において、競技者育成のための指導にあたる。				
	上級コーチ	ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。				
	教師	商業スポーツ施設等において、競技別専門的指導者として質の高い技術指導を行う。個々人の年齢、性別、技術レベルやニーズに合わせたサービスを提供する。	免除		共通科目免除	
	上級教師	商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行う。各種事業計画の立案、経営コンサルティングなど中心的役割を担う。				
フィットネス系資格	ジュニアスポーツ指導員	地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う。	免除	免除(※)	講習免除(※)	
	スポーツプログラマー	地域スポーツクラブ等において、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う。		免除	講習免除	
メディカル・コンディショニング系資格	スポーツドクター	スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防研究等にあたる。	医師免許が必要			
	アスレチックトレーナー	スポーツ選手の健康管理、障害予防、外傷・障害の応急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる。	免除		共通科目免除	
	スポーツ栄養士	地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、競技者の栄養・食事に関する教育、食事環境整備の支援等、栄養サポートを行う。				
マネジメント資格	アシスタントマネージャー	総合型の地域スポーツクラブにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネージャーを補佐する。	免除		共通科目免除	
	クラブマネージャー	総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行う。				

※ 検定試験前に特別講習(日本体育協会主催)を受講しなければならない。

免除申請に必要な科目は表2のとおりです。

免除資格取得あるいは資格取得の証明書発行希望者は、4年次に手続きを必ず行うこと(卒業後の申請は認められません)。日程や方法については掲示にてお知らせします。

表2 免除申請のために単位取得が必要な科目

福島大学認定科目	共通Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ	ジュニアスポーツ指導員 (※4)	スポーツプログラマー
	スポーツリーダー(※3) 指導員、上級指導員、 コーチ、教師、ジュニア スポーツ指導員、スポー ツプログラマー、アスレ チックトレーナー、ス ポーツ栄養士、アシスタ ントマネージャー、クラ ブマネージャーの共通科 目免除資格に対応	共通科目および専門科目 の講習免除資格に対応	共通科目および専門科目 の講習免除資格に対応
スポーツ運動学	必修	必修	必修
生理学(運動生理学)	必修	必修	必修
運動の学習と発達	必修	必修	必修
解剖学	必修	必修	必修
コーチング論	必修	必修	必修
スポーツ指導論	必修	必修	必修
運動処方	必修	必修	必修
スポーツ医学	必修	必修	必修
スポーツ栄養学	必修	必修	必修
スポーツ心理学	必修	必修	必修
生涯スポーツ論	必修	必修	必修
スポーツ政策論	必修	必修	必修
スポーツと文化	必修	必修	必修
トレーニングマネジメント	必修	必修	必修
メンタルマネジメント	必修	必修	必修
アスレチックリハビリテーション	必修	必修	必修
バスケットボール		1科目選択必修	
バレーボール			
器械運動		1科目選択必修	
サッカー			
テニス		1科目選択必修	必修
ゴルフ			
陸上競技		1科目選択必修	
スノースポーツ			
マリンスポーツ		1科目選択必修	必修
水泳			
ユースポーツ		1科目選択必修	必修
野外活動			
幼児と体育		1科目選択必修	必修
体力トレーニング			
体操		1科目選択必修	必修
ダンス			
教育実習(※1)		1科目選択必修	
生涯スポーツ演習(※2)			

※1 教育実習先は小学校または中学校のみ(高等学校での教育実習は資格認定の対象外)

※2 実習先は幼児・小学生・中学生に接する施設・現場に限る

※3 共通科目のみの単位取得で、スポーツリーダー資格が取得できる

※4 資格取得のためには、これらの他に特別講習(日本体育協会主催)の受講が必要

19. 海外の大学への学生派遣（留学）

本学では大学間交流協定に基づき海外の48大学と学術交流協定を締結しています。また、以下の31大学と学生交流協定を締結しており、交換留学をはじめとした学生の派遣・受入れによる交流を行っています。以下の海外協定大学への交換留学を希望する学生は以下により応募してください。

「留学」というと不安を感じる方もいるかもしれません。また、生活費はどれくらいかかるのか、語学力はどの程度必要なのか、などの疑問がある方もいるかと思います。これらの疑問については、春と秋に開催する「留学フェア」にて詳しく説明します。また、国際交流センターで留学に関する相談をいつでも受け付けています。

◇学生交流協定締結大学 18カ国・地域31大学 ※

国名・地域	協定先	URL
中国	華東師範大学	http://www.ecnu.edu.cn/
	河北大学	http://www.hbu.edu.cn/
	重慶理工大学	http://english.cqut.edu.cn/
韓国	韓国外語大学校	http://foreign.hufs.ac.kr/foreign/jap/index.jsp http://international.hufs.ac.kr （留学生用）
	ソウル市立大学校	http://english.uos.ac.kr/
	中央大学	http://neweng.cau.ac.kr/01_about/welcome01.php
台湾	文藻外語大学	http://www.wzu.edu.tw/
フィリピン	アテネオ・デ・マニラ大学	http://www.ateneo.edu/
ベトナム	ベトナム国家大学ノイ人文社会科学大学	http://www.ussh.edu.vn/
	トゥイロイ大学	http://en.tlu.edu.vn/
オーストラリア	クィーンズランド大学	http://www.uq.edu.au/
アメリカ合衆国	ニューヨーク州立大学アルバニー校	http://www.albany.edu/
	コロラド州立大学	http://www.colostate.edu/
	オザークス大学	http://www.ozarks.edu/
	サンフランシスコ州立大学	http://www.sfsu.edu/
英国	グラスゴー大学	https://www.gla.ac.uk/
	ノーサンブリア大学	https://www.northumbria.ac.uk/
ドイツ	ルール大学ボーフム	http://www.ruhr-uni-bochum.de/index_en.htm
	ハノーファー大学	https://www.uni-hannover.de/en
	ルーヴイヒスハーフェン経済大学	http://www.hs-lu.de/en.html
オランダ	ハンザUAS・フローニンゲン大学	https://www.hanze.nl/nld
スペイン	サラゴサ大学	https://www.unizar.es/
セルビア	ベオグラード大学	http://www.bg.ac.rs/en/
ルーマニア	ブカレスト大学	http://www.unibuc.ro/e/
ハンガリー	カーロリ・ゲーシュパール・カルビン派大学	http://www.kre.hu/english/
スロベニア	リュブリャナ大学	http://www.uni-lj.si/
ベラルーシ	ベラルーシ国立大学	http://www.bsu.by/
ロシア	極東国立交通大学	http://en.dvgups.ru/
トルコ	アンカラ大学	http://www.ankara.edu.tr/
	中東工科大学	http://www.metu.edu.tr/
	エーゲ大学	http://www.ege.edu.tr/

※ 学生交流協定を締結している大学については、留学先大学への入学科、検定料、授業料の納入は免除されます。ただし、留学期間中、福島大学に授業料を納入する必要があります。その他、渡航費、生活費など、留学に関わる費用は原則自己負担となります（一部の渡航先については、奨学金があります）。

1. 派遣人数および対象学類等（全学類、研究科対象）

協定先	人数
河北大学	10名以内
その他の協定校	原則2名以内

※受入の状況により、年度毎の派遣人数は調整される場合があります。

2. 応募資格等

協定先	応募資格
河北大学、華東師範大学、重慶理工大学	中国語初級を履修中又は履修済みであること。
韓国外語大学校、ソウル市立大学校、中央大学	授業科目「韓国朝鮮語初級」、「朝鮮語コミュニケーション(～H27)」、「朝鮮の言語と文化(～H27 開講)」を履修中又は履修済みの者。韓国に勉学上の関心のある者。
ルール大学ポーフム、ハノーファー大学	ドイツ語初級を履修中、または履修済みであること。
ベラルーシ国立大学、極東国立交通大学	ロシア語初級を履修中、または履修済みであること。
文藻外語大学、クィーンズランド大学、コロラド州立大学、ニューヨーク州立大学アルバニー校、オザークス大学、サンフランシスコ州立大学、アテネオ・デ・マニラ大学、グラスゴー大学、ノーサンブリア大学、ハンザ UAS・フローニンゲン大学、リュブリャナ大学、サラゴサ大学、ベオグラード大学、ルードヴィヒスハーフェン経済大学、カーロリ・ガーシュパール・カルビン派大学	各協定校が求める語学条件を備えていること。
ブカレスト大学	語学要件なし

※その他の大学及び詳細については国際交流センターへお問い合わせください。

3. 留学期間

協定先	期間
クィーンズランド大学	原則として1年（7月）
その他の大学	原則として1年（8月～10月）

※その他の大学及び詳細については国際交流センターへお問い合わせください。

4. 派遣までの日程

平成30年度については、下記のとおり募集を行います。募集は、国際交流センターの掲示版やホームページにて行います。なお、日程については、変更になる可能性もあります。

平成31年9～10月に留学開始する学生

平成30年11月上旬～平成31年1月31日	募集
平成31年2月上旬～中旬	面接選考
平成31年2月下旬	派遣内定
平成31年3月～7月	交換留学に向けての準備期間 (ビザの取得、航空券の手配)
平成31年7月下旬	危機管理、奨学金手続き等の説明会
平成31年8月～10月	派遣先大学へ出発

※派遣先大学から受入許可がおりて正式に派遣決定となります。選考により派遣内定を得た場合であっても、受入許可がおりない場合は派遣が取り消されます。

※派遣学生は、日本学生支援機構又は福島大学学生教育支援基金から給付型奨学金を受給する可能性があります。給付金額は、地域によって異なりますが、1ヶ月あたり3～10万円となります。

5. その他

「トビタテ！留学 JAPAN」による留学を考えている方は、下記のホームページを参照してください。なお、申請時期や申請方法に関する質問については、国際交流センターにお問い合わせください。

<http://www.tobitate.mext.go.jp/>

その他、留学に関する問い合わせは国際交流センター（TEL:024-503-3066）までお願いします。

20. 就学上の諸手続きについて

1. 学生への連絡方法等

学生に対する全ての諸連絡は、共通講義棟（M棟）1階の人間発達文化学類掲示板に掲示します。休講や授業に関する連絡事項など教務上の全ての諸案内は、「学習案内」に記載する他、掲示により周知することになるので、毎日掲示板を見る習慣を身に付け、見落としによる過誤が生じないようにしてください。

なお、休講・補講等一部の情報は LiveCampus により閲覧できます。

また、共通領域科目及び他学類の授業科目に関する連絡等は、当該学類等の掲示板に掲示されますので見落とさないよう留意してください。

掲示物には履修や成績に関わる重要な内容が記載されていますので、絶対にはがしたり、汚損したりしないようにしてください。

2. 証明書の発行手続き

(1) 証明書自動発行機で発行するもの

在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、JR の学割証及び通学定期券購入証明書は、共通講義棟（M棟）1階に設置の自動発行機により、交付を受けることができます。利用できる時間は 8：30～20：30 ですが、土・日・祝日・年末年始の休業日及び大学行事により講義棟への出入りの出来ない日は利用できないので、必要日から余裕を持って手続きをしてください。

請求には情報処理センターから発行される、ID とパスワードが必要です。発行機にトラブルが生じた時は教務担当窓口まで申し出てください。

卒業後の証明書申請手続きは本学のHPに掲載されています。発行まで時間のかかる場合もありますので、余裕を持って申請してください。

なお、成績証明書等の厳封を必要とする場合は、証明書自動発行機で交付された証明書を窓口を持参のうえ申し込んでください。

自動発行機で取得できる証明書

学割証	最大、1日3枚まで発行できます。
在学証明書	
J R 通学定期券購入証明書	LiveCampus に学籍情報を登録していて、定期券が必要な地域に在住の学生のみ発行できます。
成績証明書	
卒業見込証明書・ 修了見込証明書	LiveCampus の就職システムに志望調査登録をした最高学年の学類生、大学院生を対象に発行します。
教育職員免許状 取得見込証明書	教員免許の資格希望を出している最高学年の学類生、大学院生を対象に発行します。
身体検査証明書	保健管理センターで定期検診を受けた学類生、大学院生のみ。 また、異常が認められた学生には発行されません。

(2) 窓口で発行するもの

上記(1)以外の証明書については、担当窓口で交付します。教務担当事務室にある申請書に必要事項を記入の上、教務担当窓口申請してください。なお、申し込みの翌日以降の発行となりますので、余裕をもって申し込んでください。

3. 休退学の願出

休学、退学を希望する事態が生じた場合は所定の手続きが必要となるので、速やかに教務担当窓口にご相談してください。休学や退学の異動の場合は授業料の納入期と関わりが生じ、手続きの遅れが多大な経済的負担を生じる場合がありますので、次のことに留意ください。

(1) 授業料は年間2回に分け(前期・後期)その納入期限を前期は4月に、後期は10月に納入することになっています。納入方法は入学時に届け出た銀行等の口座より引き落としとなるので期日までに所定額を入金しておいてください。

(2) 休学や退学の事由が生じた場合、在籍している学期分の授業料は納入しなければならなくなるので留意してください。

このため、9月及び3月時の学期末に生じた異動は速やかに教務担当窓口まで申し出る必要があります。

4. 改姓の届出

改姓をした場合は、教務担当窓口申し出てください。

5. 窓口受付時間

窓口受付時間は、原則として下記の曜日・時間です。

曜日	月～金
受付時間	9:00～12:30 13:30～17:00

【注意事項等】

特別の場合を除き、窓口時間外の受け付けは一切行いません。また、土曜・日曜・休日・休日、入学試験当日及びその準備期間など、別途掲示した期間においても窓口業務を行いません。

電話による質問や問合せは誤解や間違いを生じる可能性があるため一切応じられません。受付時間内に直接窓口に来てください。また、外部からの学生呼び出し等連絡を依頼されても、放送設備等の手段がないため応じられません。

掲示等について不明な点がある場合は窓口で確認するようにしてください。

人間発達文化学類関係規程等

1. 福島大学人間発達文化学類規程

制定 平成17年4月1日

改正 平成19年3月30日 平成20年3月31日 平成20年3月31日
平成21年3月31日 平成24年3月27日 平成26年3月31日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 福島大学人間発達文化学類（以下「本学類」という。）昼間コース学生の履修等に関する事項は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。）及び福島大学学群規則（平成17年1月11日制定。以下「学群規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 本学類は、人間の発達と文化の探究・創造に関する専門的知識と技能の獲得を通じて、学校をはじめとして現代社会が直面する人間の発達支援に関わる諸課題に積極的に取り組む人材を養成する。

2 本学類の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 人間発達専攻 教育の現実や歴史に対する知見や確かな心理学的知見の習得、乳幼児期から生涯にわたる人間の発達、特別な教育的ニーズに関する専門的知識と技能の獲得を通じて、人間の発達支援に関わる諸課題に積極的に取り組む人材を養成する。
- 二 文化探究専攻 言語、地域や生活、および数理科学分野の相互関連を理解し、専門的な知識と技能を獲得することを通じて、社会でその成果を活用し、人間の発達支援に関わる諸課題に積極的に取り組む人材を養成する。
- 三 スポーツ・芸術創造専攻 スポーツや芸術の分野に関する高度な知識と技能の獲得を通じて、これらの分野で活躍する専門家を養成するとともに、人間の発達支援に関わる諸課題に積極的に取り組む人材を養成する。

第2章 教育課程の組織

(所属専攻)

第2条 学生は各専攻のいずれかに所属しなければならない。

2 所属する専攻は原則として変更することができない。

(学習クラス)

第3条 各専攻に次の各号に掲げる学習クラスを置く。

- 一 人間発達専攻
学習支援クラス、教育探究クラス、人間科学クラス、特別支援クラス、
子育て支援クラス

二 文化探究専攻

言語文化クラス、地域生活文化クラス、数理科学クラス

三 スポーツ・芸術創造専攻

スポーツ探求クラス、生涯スポーツクラス、芸術文化クラス

(教育職員養成コース)

第4条 本学類に次の教育職員養成コースを置く。

一 幼稚園教員養成コース

二 小学校教員養成コース

三 中学校(国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語)教員養成コース

四 高等学校(国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語)教員養成コース

五 特別支援学校教員養成コース

(社会教育主事等養成コース)

第5条 本学類に次の養成コースを置く。

一 社会教育主事養成コース

二 日本語教員養成コース

三 保育士養成コース

第3章 入学

(入学者の選考)

第6条 学則第19条第2項に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、学類教員会議(以下「教員会議」という。)の議を経て学類長が行う。

2 前項に規定するもののほか、入学定員の一部については、推薦等による選考を行うことができる。

第4章 再入学、編入学、学士入学及び転入学類

(再入学)

第7条 学則第20条の規定に基づく再入学の選考は、退学理由等を審査し、教員会議の議を経て学類長が行う。ただし、退学の後4年を経過している者にあつては学力検査を課すものとする。

2 再入学できる専攻は、当該希望者が退学時に所属していた専攻とする。

(編入学)

第8条 学則第21条の規定に基づく編入学の選考は、学力検査等の結果に基づき、教員会議の議を経て学類長が行う。

2 編入学できる年次は3年次とする。

(学士入学)

第9条 学則第21条の2の規定に基づく学士入学の選考は、学力検査等の結果に基づき、教員会議の議を経て学類長が行う。

(転入学類)

第10条 学則第24条の規定に基づく転入学類の選考は、学業成績等に基づき、教員会議の議を経て学類長が行う。

第5章 履修基準及び教育職員免許状

(単位修得の基準)

第11条 単位修得の基準は、学生の所属する専攻等に応じ別表1に定める単位数以上とする。ただし、外国人留学生にあつては、別表2に定める単位数以上とする。

2 第8条から第10条までの規定に基づき入学等をした者の単位修得基準は、既に修得した授業科目の単位及び成績等を審査のうえ、教員会議の議を経て学類長が定める単位数とする。

(履修方法の基準等)

第12条 開設授業科目、単位数及び履修方法の基準等は、自己デザイン領域、共通領域、専門領域及び自由選択領域ごとに、それぞれ学生の所属する専攻等に応じ、教員会議の議を経て学類長が別に定める。

(授業科目の履修)

第13条 学生は、前2条に規定する基準に基づき、授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(教育職員免許状の取得のための履修方法の基準)

第14条 第4条及び学則第13条の4に規定する教育職員の免許状の種類及び免許状授与の所要資格取得のための履修方法の基準は、教員会議の議を経て学類長が別に定める。

(社会教育主事等養成コースの履修方法の基準)

第15条 第5条に規定する社会教育主事等養成コースの履修方法の基準は、教員会議の議を経て学類長が別に定める。

(履修登録)

第16条 学生が授業科目を履修しようとするときは、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

(履修登録の上限)

第17条 学期ごとに履修登録できる単位数の上限は、教員会議の議を経て学類長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 学則第13条の5の規定に基づき、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、学類長に願い出なければならない。

2 学類長は、前項に規定する願い出について、当該他の大学又は短期大学と協議のうえ、授業科目の履修を許可することができる。

3 前項の規定により修得した単位は、本学類において修得したものとみなす。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 学則第13条の6の規定に基づき、大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、学類長に願い出なければならない。

2 学類長は、前項に規定する願い出について審査及び当該教育施設等と協議のうえ、学修を許可することができる。

3 前項に規定する学修は、本学類の授業科目を履修したものとみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 学則第13条の7第1項の規定に基づき、単位の認定を受けようとする学生は、単位修得証明書及び成績証明書を添え、学類長に願い出なければならない。

2 学則第13条の7第2項の規定に基づき、単位の認定を受けようとする学生は、本学類の指定する書類を添え、学類長に願い出なければならない。

3 学類長は、前2項に規定する願い出について審査のうえ、本学類の授業科目を履修したものとみなし、単位を与えることができる。

(他学類の授業科目の履修)

第21条 他学類の授業科目を履修しようとする学生は、当該他学類が認める授業科目の中から履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前3条により本学類において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学類において修得したものとみなす。

第6章 成績の評価及び単位の授与

(成績の評価及び単位の授与)

第22条 履修した授業科目の成績の評価は、当該授業を担当した教員が行い、単位は、学則第15条の規定に基づき、学類長が授与する。

第7章 留学及び転学類

(留学)

第23条 学則第24条の2の規定に基づき留学した期間は、本学類に在学したものとみなす。

(転学類)

第24条 学則第24条の規定に基づき、他の学類に転出しようとする学生は、学類長に願い出なければならない。

第8章 卒業

(卒業の要件)

第25条 学類長は、次の各号の一に掲げる者を本学類所定の課程を修めたものと認めるものとする。

- 一 本学類に4年以上在学し、別表1（外国人留学生にあつては別表2）に定める単位数以上の単位を修得した者
- 二 第8条から第10条までの規定に基づき入学等をした者で本学類に所定の期間在学し、第11条第2項に規定する単位数以上の単位を修得した者

(卒業の時期)

第26条 卒業の時期は、3月又は9月とする。

第9章 特別聴講学生等

(特別聴講学生)

第27条 学類長は、学則第37条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学若しくは高等専門学校が本学類の授業科目を履修したい旨願い出たときは、教員会議の議及び当該他の大学又は短期大学若しくは高等専門学校との協議を経て許可することができる。

(人間発達文化研究科学生の履修)

第28条 人間発達文化研究科の学生が、本学類の授業科目を履修しようとするときは、学類長に願い出なければならない。

- 2 学類長は、前項に規定する願い出について、教員会議の議を経て授業科目の履修を許可することができる。

第10章 雑則

(規程の改正)

第29条 この規程を改正しようとするときは、教員会議の議を経なければならない。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、本学類に関し必要な事項は、教員会議の議を経て学類長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に教育学研究科に在学する者に係る第28条の規定は、この規程による改正後の福島大学人間発達文化学類規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日から引き続き在学する者に係る第5条及び第15条の規定は、この規程による改正後の福島大学人間発達文化学類規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日から引き続き在学する者に係る第11条及び第25条の規定は、この規程による改正後の福島大学人間発達文化学類規程にかかわらず、なお、従前の例による。

2. 福島大学試験規則

制定 昭和 44 年 3 月 18 日

改正 昭和 61 年 4 月 1 日 平成 11 年 3 月 16 日 平成 14 年 2 月 19 日
平成 16 年 4 月 1 日 平成 17 年 2 月 15 日 平成 17 年 11 月 15 日
平成 18 年 3 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福島大学学則（昭和 24 年 6 月 1 日制定。以下「学則」という。）
第 15 条第 2 項の規定に基づき、福島大学の試験に関し、必要な事項を定める。

(試験の方法)

第 2 条 単位の認定は、試験によって行う。試験は、原則として筆記試験とするが、
科目によっては、レポート又は実技等によることができる。

2 前項の規定にかかわらず平常の成績をもって試験に代えることができる。

(試験の期間)

第 3 条 試験は次のとおりとする。

一 正規試験

二 平常試験

2 正規試験は正規試験期間及び補講期間（以下「試験期間」という。）に行う試験で
第 7 条及び第 10 条の規定が適用される試験をいい、平常試験は授業期間または補
講期間等に行う試験で第 7 条及び第 10 条の規定が適用されない試験をいう。

3 正規試験の科目は試験期間開始日の 2 週間前までに、試験日程は試験期間開始日
の 1 週間前までに発表する。

4 教育実習及び学則第 24 条の 2 に定める留学等の特別の理由により正規試験を受
験できない場合は、前項の日程とは別に正規試験の受験を認めることがある。この
場合の試験日程については、別に発表する。

5 前項の試験を受験しようとする者は、各学類等が指定した期日までにその旨を願
い出なければならない。

(受験資格等)

第 4 条 試験を受けることができる科目は、あらかじめ履修登録を行っている科目と
する。この場合において、試験の科目によっては、出席時数を受験資格の条件とす
ることがある。

2 正規試験（前条第 4 項に規定する試験を含む。以下「正規試験」という。）を受験
しなかった場合は、第 7 条の規定により追試験を認められた場合及び福島大学単位
認定規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）第 2 条第 3 項の規定により未完了の手続き
が認められた場合を除き、試験期間終了の翌日で不合格とみなす。

(不合格科目の受験)

第 5 条 不合格科目を再び受験しようとする場合には、改めて履修登録をしなければ
ならないものとする。

第 6 条 削 除

(追試験)

第7条 病気その他やむを得ない事情により正規試験を受験できなかった者については、追試験を認めることがある。この場合において、追試験を受験しようとする者は、試験期間及び当該期間終了の翌日（土曜日に当たる時は翌々日、日曜日に当たるときは翌日）までに、追試験受験願（病気の場合は医師の診断書を、その他の場合はその証明書等を添付）を提出しなければならない。

2 追試験は、当該学期末の各学類等が指定した期日に行う。

第8条 削除

(単位の認定)

第9条 単位の認定に関する規程は、別に定める。

(不正行為)

第10条 正規試験において受験者が不正行為をした場合は、その学期における本人の全ての履修登録を取り消し、学則に基づき懲戒を行うものとする。

附 則

1 この規程は、昭和44年3月18日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

2 福島大学教育学部試験規程及び福島大学経済学部試験規程は、この規程適用の日から廃止する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定)第20条から第21の2の規定に基づき教育学部、行政社会学部または経済学部に入学者に係る第4条、第6条及び第8条から第10条の規定は、この規則による改正後の福島大学試験規則にかかわらず、なお、従前の例による。この場合において、第4条の規定に基づき出席時数の不足により受験資格を失ったとき及び正規試験を受験できなかった者で第7条の規定に基づく追試験の手続きを行わなかったときは、当該科目を無効とし、また、不正行為をした場合は、その学期における本人の全ての履修登録科目を無効とし、学則に基づき懲戒を行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年11月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

福島大学試験規則に基づき「病気その他やむを得ない事情」として認めることがある場合の運用について

平成17年3月3日	専門教育委員会
平成18年9月12日	教務協議会
平成21年7月27日	教務協議会
平成24年3月21日	教務協議会
平成25年2月21日	教務協議会

1. 福島大学試験規則第7条第1項にいう「病気その他やむを得ない事情」として審査を行う場合は、この運用により行うものとする。
2. 「病気その他やむを得ない事情」とは、次の事項をいう。追試験受験を希望する者は、所定の追試験受験願に欠席の理由を証明できる証明書等を添えて学類が指定する期間に提出しなければならない。なお、追試験の受験を願い出てきた者の審査は、副学長が行う。
 - 一 本人の病気や怪我
(世帯主もしくは配偶者のある者にあつては、一親等内の病気や怪我を含む。)
 - 二 配偶者又は三親等内の親族の病気又は怪我で、看護を要するとき。
 - 三 配偶者又は三親等内の親族の死亡による忌引き
 - 四 天災その他の非常災害
 - 五 交通機関の突発事故
(電車、バス等の公的機関に限る。)
(ただし証明書を取得することが困難な事情にあつた者で、審査者が面談等により当該交通機関を利用していたものと認めた者を含む。)
 - 六 会社説明会及び就職試験出席(試験地への移動日を含む。)
 - 七 社会人については、やむを得ない残業又は出張
 - 八 妊娠・出産
 - 九 大学が単位認定を行う学外の研修に参加する場合
 - 十 公的機関が行う海外派遣事業に、部局長の承認を得て参加した場合
 - 十一 日本学生陸上競技対校選手権大会等、国民体育大会以上の大会に出場した場合
 - 十二 裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
 - 十三 その他適当と認められる特別の理由

3. 学生受験心得

(入室時間)

1. 毎試験開始5分前までに試験室に入ること。

(遅刻)

2. 30分以上遅刻した者は、原則として入室を認めない。

(試験室)

3. 指定された試験室で受験しなければならない。

(学生証の携帯)

4. 必ず学生証を携帯して入室し、机上の見やすいところに置くこと。学生証を携帯しない者は、受験することができない。なお、身分証明書をもって学生証に代えることはできない。

(不用品の携帯禁止)

5. 別段の指示のない限り、受験に不用品を携帯してはならない。不用品は、すべて監督者の指示した場所に置くこと。なお、携帯電話等は電源を切って指定の場所に置くこと。

(受験者の外出)

6. 受験中は監督者の許可がなければ試験室外に出てはならない。

(退室時間)

7. 試験開始後30分以上経過しなければ退室してはならない。

(試験時間終了前の答案提出)

8. 試験時間終了前に、答案を作成し終わったときは、答案を所定の場所に提出して退室すること。

(試験時間終了時の答案提出)

9. 試験時間が終了した時は、ただちに答案作成の作業をやめて答案を所定の場所に提出すること。受験者はいかなる場合も答案を試験室外に持ち出してはならない。

(不正行為)

10. 試験室内で不正と思われる行為があったと認められたときは、監督者の指示に従うこと。

(その他)

11. その他一切の疑問に関しては監督者の指示に従うこと。

12. 試験の妨げになるので、退室後の私語は慎むこと。

不正行為に該当する行為について

次の行為は不正行為となります。留意してください。

1. カンニング（カンニングペーパーや参考書、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること 等）をすること。
2. 持込みが許可されていない教科書、参考書、ノート、プリント、辞書、その他の資料等をポケット等に所持すること、又は机の中に入れておくこと。
3. 他人の代わりに受験すること、又は他人に自分の身代りとして受験させること。
4. 使用が許可された参考書等を試験中に貸借する行為。
5. 机や壁、身体等に不正な書き込みをすること。
6. 試験時間中に答えを教えるなどの他の受験者を利するような行為をすること。
7. 他人の答案用紙と交換すること。
8. 私語や動作等によって不正な連絡をすること。
9. 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器を使用すること。
10. 試験室において、試験監督者等の指示に従わず他の受験者の迷惑となる行為をすること。
11. その他、試験の公平性を損なう行為。

不正行為と認定された場合は、不正行為のあった日から1か月以内の停学処分となり、その学期における総ての履修登録科目が取り消されます。

福島大学単位認定規程

平成17年2月17日

改正 平成29年3月17日

改正 平成31年1月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、福島大学試験規則(昭和44年3月18日制定。以下「試験規則」という。)第9条の規定に基づき、単位の認定に関し、必要な事項を定める。

(履修登録)

第2条 学生は、受講する科目について、所定の期間に履修登録の手続を行わなければならない。

2 履修登録を撤回しようとする時は、所定の期間に履修登録撤回の手続を行わなければならない。

3 前項に規定する期間を過ぎてから、病気や事故などやむを得ない理由及び休学や留学などで受講を継続することが困難になった場合については、所定の期間に同項の手続を行うことがある。

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、各科目について次の5段階で評価し、SからCを合格とする。

評価	学修成果	評点
S	単位認定基準を満たし、かつ、全ての項目で優秀な学修成果をあげた	90点～100点
A	単位認定基準を満たし、かつ、多くの項目で優秀な学修成果をあげた	80点～89点
B	単位認定基準を満たし、かつ、いくつかの項目で優秀な学修成果をあげた	70点～79点
C	単位認定基準を満たす最低限の学修成果をあげた	60点～69点
F	単位認定基準の学修成果をあげられなかった	59点以下

2 評価は、筆記試験、論文、報告書、実技又は平常の成績等によって行う。

3 受講する科目の欠席時数が当該科目の総授業時数の3分の1を超えた場合は、原則として当該科目の単位認定は行わない。

4 第1項に規定する評価以外に、教育実習等に合格した場合は「G」で、他大学等で修得した科目等を認定された場合は「N」で評価する。

(授業料未納期間の単位認定)

第4条 福島大学学則(昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。)第26条第1項の規定により除籍された者のうち、授業料未納期間にかかる単位の認定はしないものとする。ただし、学則第26条第1項第5号により除籍された者で再入学を許可された者が、当該未納期間の授業料に相当する額を納入した場合は、その期間にかかる単位を認定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定。)第20条から第21条の2の規定により教育学部、行政社会学部及び経済学部に入学者に係る単位認定の評価基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとし、可以上を合格とし、不可を不合格とする。また、改正前の試験規則第6条に基づく試験及び再試験に合格した者の成績は、50点とし、出席時数の不足により受験資格を失った場合または正規試験を受験しなかった場合で試験期間終了の翌日までに追試験の手続きを行わなかった場合は、当該科目を無効とし、不正行為をした場合は、その学期における当人の全ての履修登録科目を無効とするものとする。

評価	基準
優	100点を満点として80点から100点まで
良	100点を満点として60点から79点まで
可	100点を満点として50点から59点まで
不可	100点を満点として50点未満

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定。)第20条から第21条の2の規定により、平成32年度までに人間発達文化学類、行政政策学類、経済経営学類及び共生システム理工学類に入学者に係る単位認定の評価基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおり5段階で評価し、AからDを合格とする。また、改正前の本規程第2条第3項に基づく未完了の手続きについても引き続き適用する。

評価	基準
A	きわめて優秀
B	優秀
C	望ましい水準に達している
D	望ましい水準に達していないが不合格ではない
F	不合格

- ~~1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。~~
- ~~2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定。)第20条から第21の2の規定により教育学部、行政社会学部及び経済学部に入학을許可される者に係る単位認定の評価基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとし、可以上を合格とし、不可を不合格とする。また、改正前の試験規則第6条に基づく試験及び再試験に合格した者の成績は、50点とし、出席時数の不足により受験資格を失った場合または正規試験を受験しなかった場合で試験期間終了の翌日までに追試験の手続きを行わなかった場合は、当該科目を無効とし、不正行為をした場合は、その学期における本人の全ての履修登録科目を無効とするものとする。~~

評 価	基 準
優	100点を満点として80点から100点まで
良	100点を満点として60点から79点まで
可	100点を満点として50点から59点まで
不可	100点を満点として50点未満

~~附 則~~

~~この規程は、平成29年4月1日から施行する。~~

○「未完了」手続きの許可に関する運用について

平成17年2月17日
専門教育委員会

1. 福島大学単位認定規程（平成17年2月17日制定）第2条第3項の規定に基づく「未完了」手続きの許可は、この運用により行うものとする。
2. 「未完了」の手続きは、次の各号の一に該当する場合について許可することができる。
 - 一 本人の疾病や事故
(医師の診断書等その事実を証明する書類を必要とする。)
 - 二 外国の大学等で学習するとき
(入学許可書等の証明書を必要とする。)
 - 三 社会人の学生で勤務又は家庭の事情によって修学が困難であるとき
(勤務先の証明書又は理由書を必要とする。)
 - 四 休学により受講を継続することが困難になったとき
(休学願の写及び証明書類の写を必要とする。)
 - 五 その他適当と認めたとき

英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項

制定	平成 17 年 2 月 17 日	専門教育委員会
改正	平成 29 年 6 月 27 日	教務協議会
改正	平成 31 年 3 月 20 日	教務協議会

(趣旨)

第 1 条 この要項は、英語の語学研修に係る学修の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する語学研修)

第 2 条 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する語学研修は、次のとおりとする。

- 一 本学が実施する短期語学研修
- 二 その他前号に準ずる短期語学研修

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

第 3 条 当該研修を修了した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち自由選択領域科目または自由選択 2 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第 4 条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に講座実施機関発行の修了書またはそれに代わるものを添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

第 5 条 本学の教務委員は、次に掲げる条件を満たす場合において、単位を認定する。

- 一 事前・事後指導が行われていること
- 二 出発以前に所定の計画書を教務委員に提出し、承認を得ること

(単位の通知)

第 6 条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2018 年度入学生までの

英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項

制定 平成 17 年 2 月 17 日専門教育委員会

改正 平成 21 年 2 月 17 日教務協議会

改正 平成 31 年 2 月 20 日教務協議会

(趣旨)

第 1 条 この要項は、英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する外国語の語学研修)

第 2 条 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する研修は、次のとおりとする。

- 一 当該言語圏の信頼すべき機関が開設する授業時数 20 時間以上の外国語講座
- 二 当該言語圏の信頼すべき機関が開設する授業時数 20 時間以上の文化講座

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

第 3 条 当該研修を修了した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち中級又は上級 4 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第 4 条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に講座実施機関発行の修了書またはそれに代わるものを添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 9 月 20 日より 1 週間(20 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 3 月 20 日より 1 週間(20 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

第 5 条 本学の各外国語責任教員は、次に掲げる条件を満たす場合において、単位を認定する。

- 一 事前指導を受けていること
- 二 当該外国語初級の単位を修得後に行った研修であること、又は当該外国語初級を履修中、正規試験期間終了後に行った研修であること。ただし、後者の場合、当該学期に初級の単位を修得しなければならない。
- 三 出発以前に所定の計画書を責任教員に提出し、承認を得ていること
- 四 研修終了後、レポートを提出し、当該言語の責任教員の指導を受けていること

(単位の通知)

第 6 条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 2 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

2018 年度入学生までの 英語に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定	平成 17 年 2 月 17 日	専門教育委員会
改正	平成 19 年 3 月 5 日	
改正	平成 23 年 2 月 22 日	教務協議会
改正	平成 24 年 2 月 29 日	教務協議会
改正	平成 28 年 7 月 20 日	教務協議会
改正	平成 31 年 3 月 20 日	教務協議会

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福島大学学則(以下「学則」という。)第 13 条の 6 第 3 項の規定に基づき、英語に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

第 2 条 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、次のとおりとする。

- 一 実用英語技能検定
- 二 TOEIC
- 三 TOEFL(iBT)
- 四 IELTS
- 五 国際連合公用語英語検定試験

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

第 3 条 在学中に当該試験に合格又は規定以上のスコアを取得した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。単位を認定する級及びスコア並びに認定できる単位数については別表のとおりとする。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち自由選択領域 4 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 前 2 項により与えることのできる単位数は、学則第 13 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに同第 13 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第 4 条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に合格証明書等の書類を添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

第 5 条 単位の認定可否は、教務委員が判定する。

(単位の通知)

第6条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行し、2018年度までの入学に係る者までの適用とする。(2020年度編入学生までを含む)

別表

資格試験名	級・点数	科目区分	認定単位数
実用英語技能検定 (日本英語検定協会)	準1級以上	自由選択 領域科目	4単位
TOEIC (Educational Testing Service)	600点以上	自由選択 領域科目	4単位
TOEFL(iBT) (Educational Testing Service)	62点以上	自由選択 領域科目	4単位
IELTS (International English Language Testing System)	5.5点以上	自由選択 領域科目	4単位
国際連合公用語英語検定試験 (日本国際連合協会)	B級以上	自由選択 領域科目	4単位

2018 年度入学生までの
英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定 平成 17 年 2 月 17 日専門教育委員会
改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 2 月 22 日教務協議会
改正 平成 26 年 3 月 20 日教務協議会
改正 平成 31 年 2 月 20 日教務協議会

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福島大学学則(以下「学則」という。)第 13 条の 6 第 3 項の規定に基づき、英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

第 2 条 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ語技能検定試験
- 二 共通ヨーロッパ語学証明書 ドイツ語
- 三 実用フランス語技能検定試験
- 四 フランス文部省認定フランス語資格試験
- 五 中国語検定試験
- 六 HSK 漢語水準考試
- 七 ロシア語能力検定公開試験
- 八 スペイン語技能検定
- 九 韓国語能力試験
- 十 日本語能力試験

(単位を認定する級、授業科目及び単位数等)

第 3 条 当該試験に合格した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。単位を認定する級及び授業科目並びに認定できる単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、学則第 13 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに同第 13 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第 4 条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に合格証明書等学修の成果を明らかにする書類を添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 入学前の申請 入学前年度の 3 月 31 日まで(31 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 入学後の申請
申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

第 5 条 単位の認定可否は、当該言語の責任教員が判定する。

(単位の通知)

第 6 条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

別表

資格試験名	級	科目名	認定単位数
ドイツ語技能検定試験 (ドイツ語学文学振興会)	4級	初級・	4単位
	3級	中級	4単位
共通ヨーロッパ語学証明書 - ドイツ語 (欧州理事会文化協調会議教育委員会)	A1	初級・	4単位
	A2	中級	4単位
実用フランス語技能検定試験 (フランス語教育振興協会)	5級	初級	2単位
	4級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
フランス文部省認定フランス語資格試験 DELF・DALF (DELF・DALF委員会)	A1	初級・	4単位
	A2	中級	4単位
中国語検定試験 (日本中国語検定協会)	準4級	初級	2単位
	4級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
HSK漢語水準考試 (孔子学院総部/国家漢弁)	1級	初級	2単位
	2級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
ロシア語能力検定公開試験 (東京ロシア語学院)	4級	初級・	4単位
	3級	中級	4単位
スペイン語技能検定 (日本スペイン協会)	6級	初級	2単位
	5級	初級	2単位
	4級	中級	4単位
韓国語能力試験 (韓国教育財団)	1級	初級	2単位
	2級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
日本語能力試験(注2) (日本国際教育支援協会)	N1	日本語	2単位

A1 (Start Deutsch 1 または Fit in Deutsch 1)、 A2 (Start Deutsch 2)

- 注) 1 単位を認定された授業科目の級以下の授業についても合わせて単位を認定する。
また、別表記載の資格試験の級より上位の級に合格したものについても、同様に単位を認定する。
ただし、本学ですでに単位を修得した授業科目及び単位認定を受けた授業科目について、重ねて単位認定は行わない。
- 2 日本語は外国人留学生に限る。

○ 簿記に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定 平成25年 2月21日 教務協議会

(趣旨)

第1条 この要項は、福島大学学則（以下「学則」という。）第13条の6第3項及び第13条の7第4項の規定に基づき、簿記に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

第2条 経済経営学類における授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、日本商工会議所簿記検定試験（1級又は2級）又は全国商業高等学校協会簿記実務検定試験（1級）とする。

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

第3条 当該試験に合格した者（入学前の合格を含む）は、申請により単位認定を受けることができる。

2 前項により与えることのできる単位は、経済経営学類基礎科目の「企業と簿記会計Ⅰ」2単位、「企業と簿記会計Ⅱ」2単位とし、人間発達文化学類生及び行政政策学類生が対象となる場合には、それぞれ学群共通科目2単位、開放科目2単位として認定する。ただし、共生システム理工学類生が対象となる場合には、「企業と簿記会計Ⅱ」のみ開放科目2単位として認定する。

3 前2項により与えることのできる単位数は、学則第13条の5第1項及び第2項並びに同第13条の7第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 単位は、福島大学単位認定規程（平成17年2月17日制定）に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第4条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に各検定試験の合格証を添えて所定の期間内に経済経営学類担当窓口に提出しなければならない。

(単位の認定方法)

第5条 単位の認定可否は、経済経営学類教務委員が判定する。なお、検定試験合格を単位認定の要件とする。

(単位の通知)

第6条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要項に関しては、現代教養コースを除く平成25年度の入学及び平成27年度3年次編入学に係る者から適用する。

5. 卒業論文に関する取扱要項

制定 平成 17 年 2 月 23 日

第 1 条 この要項は、福島大学人間発達文化学類規程第 30 条に基づき、卒業論文に関する必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 学生は卒業論文を提出しなければならない。ただし特定の領域においては制作、演奏のいずれかをもって論文にかえることができる。卒業論文の作成に当たっては、1 年 6 か月にわたり同一の指導教員の指導を受けなければならない。ただし関係委員会で必要と認めた場合には、この限りではない。

2 卒業論文の単位は 4 単位とする。

第 3 条 卒業論文を提出しようとする者は、まず、指導を受けることを希望する教員名と卒業論文題目を所定の用紙に記入の上、指導教員の承認を得て、卒業論文の提出を予定している年度の前年度の 9 月 30 日までに提出しなければならない。

2 卒業論文題目の提出後、指導教員の開講する卒業研究基礎演習（1 単位）を受講しなければならない。

第 4 条 卒業論文の提出資格は、卒業研究基礎演習の単位を修得し、この単位を含め、90 単位以上を修得した者に与えられる。

2 卒業論文の提出資格を得た者は、卒業論文を提出するまでに、指導教員が開講する卒業研究演習 I 及び同演習 II 並びにプレゼンテーション演習を受講しなければならない。

3 卒業論文の提出資格を得ていない者は、卒業論文を提出することはできない。

第 5 条 卒業論文は、提出する年度の 1 月 31 日までに卒業論文提出届を添えて提出しなければならない。ただし、卒業論文が不合格となった者または提出締切日までに卒業論文を提出できなかった者が、9 月卒業を希望する場合は、8 月 31 日までに提出しなければならない。

2 前条によらず第 2 条第 1 項にいう制作作品は指導教員に提出し、演奏は指導教員の指示する審査日に行われる演奏をもって論文を提出したものとするが、卒業論文提出届は別途事務担当窓口に出しなければならない。

第 6 条 卒業論文題目は、原則的に所属する専攻の専門分野に関するものでなければならない。

ただし関係の委員会で必要と認めた場合には、この限りではない。

第 7 条 卒業論文の審査にあたっては、論文に関する口述試験をおこなうことがある。

附則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

授業の欠席に関する取り扱い

平成31年1月22日 教務協議会

1. 次の各号の理由により授業を欠席する場合は、一定の様式に基づく届けを提出することにより福島大学単位認定規程第3条第3項に規定する欠席時数として算入しないこととする（但し、集中講義を除く）。

(1) 教育職員免許法上の必修科目である「教育実習」、「介護等体験」、児童福祉法上の必修科目である「保育実習」及び公認心理師法上の必修科目である「心理実習」に参加する場合

(2) 学校保健安全法の規定に基づく学長による出席停止の指示に従う場合

(3) 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合

(4) 親族が死亡した場合で、葬儀その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために通学ができないとき（*）

2. 上記の他に欠席時数として算入しない取り扱いとする場合は、全学教務協議会でこれを認定する。

3. 上記の理由により欠席した学生については、当該科目担当教員は単位の認定上不利益とならないよう代替措置を講じるものとする。

4. この取り扱いは平成31年度から適用する。

5. この取り扱いの制定に伴い、「『公欠』についての申し合わせ」は廃止する。

(*) 1(4)の親族の範囲は、配偶者、一親等（父母、子）、二親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）とし、その期間は、親族の範囲が、
 の場合、連続7日間（休日を含む）の範囲内の期間、
 の場合、連続3日間（休日を含む）の範囲内の期間とする。

7. 大学間単位互換に関する取扱規則

制定 平成 10 年 4 月 21 日

最終改正 平成 17 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福島大学学則第 13 条の 5 第 3 項、第 13 条の 6 第 3 項及び第 37 条の 2 第 2 項の規定に基づき、他の大学、短期大学又は高等専門学校（以下「他の大学等」という。）における授業科目の履修及び特別聴講学生の取扱いについて、大学間相互単位互換を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第 2 条 本学の学生が他の大学等における授業科目を履修及び当該他の大学等の学生が本学の授業科目を履修する場合、学類長は学長の承認を得て、あらかじめ当該他の大学等と次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 履修対象科目及び単位数
- 二 履修期間
- 三 対象となる学生数
- 四 単位の認定方法
- 五 検定料、入学料及び授業料
- 六 学生の身分
- 七 その他必要な事項

(共通教育委員会との協議)

第 3 条 学類長は、前条第 1 号に定める履修対象科目が次の各号のいずれかに該当する場合はあらかじめ共通教育委員会との協議を経るものとする。

- 一 他の大学等から呈示された授業科目を、本学の共通領域の科目として履修対象科目にする場合
- 二 本学の共通領域の科目を、他の大学等に履修対象科目として呈示する場合

第 2 章 他の大学等における授業科目の履修

(履修対象科目の位置付け)

第 4 条 学類教員会議は、他の大学等の履修対象科目を共通領域、専門領域又は自由選択領域の科目及び選択科目又は自由科目に位置付けるものとする。

(履修許可申請手続)

第 5 条 他の大学等で授業科目を履修しようとする者は、履修願（別紙様式）を学類長に提出しなければならない。

(受入れ依頼)

第 6 条 学類長は、前条の規定により他の大学等の授業科目の履修願を受理した学生について、選考の上、当該他の大学等へ受入れを依頼するものとする。

(履修の許可)

第7条 他の大学等において授業科目を履修することの許可は、当該他の大学等の承認を得て学類長が行い、学長に報告するものとする。

(履修期間)

第8条 他の大学等の授業科目の履修を許可する期間は、1年以内とする。

(履修許可の取消し)

第9条 他の大学等の授業科目の履修を許可され履修中の者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他の大学等との協議により履修許可を取り消すことがある。

- 一 成業の見込みがないと認められる場合
- 二 学生としての本分に反した場合
- 三 その他履修が困難と認められる事情が生じた場合

2 学類長は、前項の規定により他の大学等の授業科目の履修許可を取り消した場合、学長へ報告するものとする。

(単位の認定)

第10条 他の大学等において修得した単位の本学での認定は、当該他の大学等との協議に基づき交換する資料等により学類長が行うものとする。

2 学類長は、前項の結果を学長に報告するものとする。

(授業料の納付)

第11条 他の大学等の授業科目の履修を許可された者は、当該期間中においても本学で規定する授業料を納付しなければならない。

第3章 特別聴講学生

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生の受入れの許可は、学類教員会議の議を経て学類長が行い、学長に報告するものとする。

(受入れ許可の時期)

第13条 特別聴講学生の受入れ許可の時期は、原則として学年の始めとする。

(履修許可期間)

第14条 特別聴講学生の履修を許可する期間は、1年以内とする。

(成績の通知)

第15条 学類長は、特別聴講学生が履修した授業科目の成績を、当該学生が所属する他の大学等の学類長等へ通知するものとする。

(受入れの取消し)

第16条 特別聴講学生が履修期間中において本学の諸規程に違反した場合は、当該学生が所属する他の大学等と協議のうえ、受入れを取り消すことがある。

2 学類長は、前項の規定により特別聴講学生の受入れを取り消した場合、学長に報告するものとする。

(準用規定)

第17条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生については、本学の諸規程のうち学生に関する規定を準用する。

第4章 補則

(規則の改正)

第18条 この規則を改正しようとするときは、共通教育委員会及び学類教員会議の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則第20条から第21条の2の規定に基づき教育学部、行政社会学部又は経済学部に入学者については、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大 学 院 人 間 発 達 文 化 研 究 科
学 習 案 内

目 次

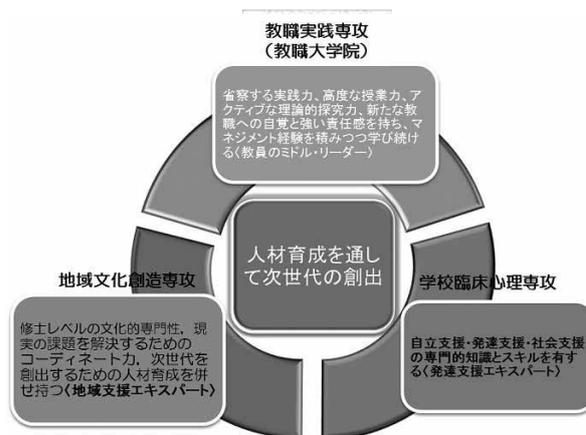
I 人間発達文化研究科の概要	163
1. 本研究科の目的	163
2. 3専攻の概要	163
II 教育方法	165
1. 授業時間帯	165
2. 授業科目の履修方法及び手続き	165
3. 学位の授与	167
4. 長期履修制度について	167
5. 単位認定について	167
6. 成績発表について	168
III 授業案内	169
1. 履修基準表	169
2. 教職実践専攻のカリキュラム	169
3. 地域文化創造専攻のカリキュラム	170
4. 学校臨床心理専攻のカリキュラム	171
IV 教職実践専攻におけるプロジェクト研究等及び研究指導教員	171
1. 修了のための教育実践の方法	171
2. プロジェクト研究指導教員について	172
3. 修了要件	172
V 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻における修了研究及び 研究指導教員	172
1. 修了研究の方法	172
2. 研究指導教員について	173
3. 修了研究の審査	173
4. 修了要件	173
VI 教育職員免許状の取得	176
1. 教育職員免許状の取得方法について	176
2. 修了要件履修基準と専修免許状取得のための履修基準	178

VII 学校臨床心理専攻で取得できる資格について	196
1. 臨床心理領域で取得できる資格について	196
2. 学校福祉臨床領域等で取得できる「申請」資格について	198
VIII その他	199
各種手続き等に関する注意事項	199
IX 関係規程等	200
福島大学大学院人間発達文化研究科規程	200
修了研究に関する取扱要項	203
修了研究審査基準	205
学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関する基準	207
福島大学総合教育研究センター 附属臨床心理・教育相談室規程	208
福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則	211
福島大学大学院人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則	213

I 人間発達文化研究科の概要

1. 本研究科の目的

福島大学人間発達文化学類(平成17年4月設置)は、人間の発達とその基盤となる文化の二つの視点から広く教育研究を行い、学校及び地域で活躍することのできる「人間発達支援者」の養成を目指しています。ここでは「教育」を、学校に固有の特別な機能としてではなく、社会全体に広がる人間の生涯にわたる発達と文化との複雑な関係と捉えています。人間発達文化研究科(平成21年4月設置)は、地域の抱える課題を克服し、次世代を切り開いていくために、学類の教育理念をさらに発展させ、今日必要とされる高度な知識・技術をもって人材育成を図る「人材育成のエキスパート」を養成します。「エキスパート」とは、「経験を通して得た知識を持つ熟練者」を意味します。教職実践専攻(教職大学院)では、学校を支える「教員のミドル・リーダー」を、地域文化創造専攻では、「地域支援エキスパート」を、学校臨床心理専攻では、「発達支援エキスパート」を養成します。



人間発達文化研究科の人材養成

人間個体の発達や集団的な展開、地域生活と文化を学際的に結びつけ、一体的に研究していくことは、今日の教育や地域を発展させていく上で重要な課題です。

人間個体の発達や集団的な展開、地域生活と文化を学際的に結びつけ、一体的に研究していくことは、今日の教育や地域を発展させていく上で重要な課題です。

2. 3専攻の概要

- (1) **教職実践専攻(教職大学院)** 「マネジメント経験を積みながら省察する実践力」「高度な授業力」「アクティブな理論的探究力」「新たな教職への自覚と強い責任感」を持ち、理想とする教員像と自らの役割を常に問い続け、教育課程を含む学校のマネジメント経験を積みながら教師力を向上させていく「教員のミドル・リーダー」の養成を目指します。

(ミドル・リーダー養成コース) 教職経験10年程度以上の現職教員を対象とし、自らの教育実践力(授業力、生徒指導力など)をもとに、学級経営から学年経営・学校経営へと学校課題を視野に入れつつ、それらの課題を解決する力を養成します。

(教育実践高度化コース) 学校を1校ないし2校程度以上経験した現職教員を対象とし、自らの教育実践力(授業力や生徒指導力など)を改善し、教師力を向上させ、「次のミドル・リーダー」を養成します。また、学部新卒学生を対象とし、年間を通じた学校経験を重ねながら、多様な現職教員と交流することを通じて、教育実践の課題を総体として理解し、学校教員としての自覚をもった「将来のミドル・リーダー」を養成します。

(特別支援教育高度化コース) 現職教員及び学部新卒学生を対象とし、障害の重度化、重複化、多様化に対応でき、特別支援学校のマネジメント力または高度な実践力を身につけた特別支援学校教員を養成します。

- (2) **地域文化創造専攻** 諸文化を構成する専門的学問分野における研究・実践力を形成するとともに、地域支援に必要なコーディネート力及び人材育成力をあわせもつ「地域支援エキスパート」の養成を目指します。加えて、学校教育の教科内容と教科教育法を中心とした研究を行い、教員としての指

導力の向上に結びつけます。

(人間発達支援領域) 発達科学や心理学、障害、幼児教育・保育に関する高い専門性と研究力を身につけ、現代的な問題を解決できる人材、教育や保育の現場などで実践をリードできる人材を育成します。

(日英言語文化領域) 言語研究・文学研究を通じて人間や社会に対する深い洞察力を身につけ、文化の橋渡し役として、文化の継承・伝達・創造に寄与する能力を身につけた人材を育成します。

(地域生活文化領域) 社会科学と生活科学全般をつなぎ合わせ、現代の社会の実態を把握するための研究方法を身につけ、現代社会が生み出す複合的問題の解決を目指す能力を身につけます。

(数理科学領域) 数理諸科学の研究を通して、自然や社会の事象を数理的・論理的・整合的に認識するための教育・研究を行い、社会や企業などの組織で十分に応用できる人材の育成を行います。

(スポーツ健康科学領域) 現代におけるスポーツ・体育・健康の諸問題を科学的認識に基づいて解決し、スポーツ文化の発展や、人々の健康的なライフスタイル確立に貢献できる高度な職業人を育成します。

(芸術文化領域) 音楽や美術表現の専門的なスキルの獲得及び表現の理論を基礎におき、表現活動を通して地域再生、活性化に結びつけることのできる人材を育成します。

- (3) **学校臨床心理専攻** 臨床心理学及び学校福祉の臨床的な実践研究に基づき、様々な課題を抱える子ども・青年やその家族に対応する効果的な指導・援助・支援を行う〈発達支援エキスパート〉の養成を目指します。

(臨床心理領域) 円滑に学校生活を送ることを目指す教育臨床と、子どもの発達に関わる発達臨床、精神障害を対象とした病院臨床、非行問題等の心理臨床などのアプローチを行います。

(学校福祉臨床領域) 子どもの生活指導、教育相談、学級経営、学校保健・健康教育などの教育福祉を対象とした実践研究、及び教育実践のための授業臨床や学級指導などの実践的研究を行います。

II 教育方法

1. 授業時間帯

	月～金曜日	土曜日
1 時限	8:40～10:10	8:40～10:10
2 時限	10:20～11:50	10:20～11:50
3 時限	13:00～14:30	13:00～14:30
4 時限	14:40～16:10	14:40～16:10
5 時限	16:20～17:50	16:20～17:50
6 時限	18:00～19:30	18:20～19:50
7 時限	19:40～21:10	

(1) 通常の授業時間帯

通常の授業時間帯は左表のとおりです。

教職実践専攻および地域文化創造専攻の学生は、昼間の授業(月～土曜日の1～5時限)を履修します。

学校臨床心理専攻の学生は、これに加え、月～金曜日の6, 7時限および土曜の6時限を履修することもあります。

	月～金曜日	土曜日
1 時限	8:40～10:10	8:40～10:10
2 時限	10:25～11:55	10:25～11:55
3 時限	12:45～14:15	13:15～14:45
4 時限	14:30～16:00	15:00～16:30
5 時限	16:15～17:45	16:45～18:15
6 時限	18:00～19:30	18:45～20:15
7 時限	19:45～21:15	

(2) 正規試験・補講期間の授業時間帯

正規試験・補講期間においては、左表のように時間帯が変更になります。該当期間は、「開講科目一覧」の「教務関係日程表」を参照してください。

2. 授業科目の履修方法及び手続き

(1) 研究領域の選択と研究指導教員の決定

志願時に提出した研究計画、テーマ及び入学後のガイダンスによって研究領域を選択します。当該領域の中から、より研究テーマに近い研究領域を持つ教員を主研究指導教員(教職実践専攻では複数名)とし、継続的に指導を受けます。2年間のカリキュラムは、この主研究指導教員の助言・指導のもとに、承諾を得る必要があります。教職実践専攻(教職大学院)では、研究指導教員を複数名配置し、チームで指導にあたります。

(2) 履修登録

修得すべき単位数は、「Ⅲ 授業案内」中の「1. 履修基準表」にある表のとおりです。

授業を履修するにあたっては、以下の点に留意し、所定期間内に LiveCampus(ライブキャンパス)【p.9参照】にて履修登録を行ってください。なお、シラバスには履修条件等が記されている場合がありますので、履修登録の前には目を通しておいてください。

- ①毎学年前期・後期の当初に、当該期間に履修しようとする授業科目(集中講義も含む)全てを履修登録すること。
- ②履修登録をしていない授業科目は履修できません。
- ③所属専攻以外の学生の受講を認めない授業科目もあります。シラバス等で確認しましょう。

- ④同一曜日の同一時限に開講する2つ以上の授業科目を受講することは認められていません。
- ⑤研究指導教員が必要と認めたときは、他研究科の授業科目を履修できる場合があります。その際は教務担当窓口まで届け出て手続きを行ってください。

(3) 履修の流れ

各専攻での2年間の履修の流れは概ね以下の表のようになります。

年次	期	月	教職実践専攻 (教職大学院)	地域文化創造専攻	学校臨床心理専攻
1年次	前期	4月	入学 受講開始。履修登録。 4月～5月 研究指導教員、連携協力校、研究テーマ、大学チーム等を決定	入学 受講開始、主研究指導教員の決定 履修登録、研究テーマ、副研究指導教員の決定 「課題研究Ⅰ」を中心とした研究	入学 受講開始、主研究指導教員の決定 履修登録、研究テーマの決定
		6月	6月頃 理論を学びつつ、「学校における実習」、「プロジェクト研究Ⅰ」を開始	修了研究方法の決定 中間報告会① 「プロジェクト実践研究」の申請(該当者のみ)	
		8月	8月 ラウンドテーブル(実践報告会)に参加		
		10月	履修登録、理論を学びつつ、「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅱ」を中心とした実践研究	履修登録、「専門演習Ⅰ」を中心とした研究 「プロジェクト実践研究Ⅰ」開始(該当者のみ)	履修登録
	後期	2月	2月 ラウンドテーブルで	中間報告会②	
		3月	実践報告	修了研究方法の変更届(該当者のみ)	
2年次	前期	4月	履修登録、「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅲ」を中心とした実践研究	「課題研究Ⅱ」を中心とした研究 「プロジェクト実践研究Ⅱ」開始(該当者のみ) 履修登録	履修登録
		9月	8月 ラウンドテーブルで実践報告	中間報告会③	
	後期	10月	履修登録、「学校における実習」と「プロジェクト研究Ⅳ」を中心とした実践研究	履修登録、「専門演習Ⅱ」を中心とした研究	履修登録
		11月	研究、まとめ	修了研究題目届の提出	修了研究題目届の提出
		2月	2月 ラウンドテーブルで	修了研究発表会、修了研究審査	修了研究発表会、修了研究審査
		3月	実践報告。実践報告書提出、審査。	学位取得	修了研究審査 学位取得

なお、課題研究、専門演習などの具体的な履修内容については、「Ⅲ 授業案内」を参照してください。

3. 学位の授与

教職実践専攻では、本研究科に2年以上在籍し、必修科目を含む所定の授業科目 46 単位を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、ラウンドテーブル等での発表実績があり、実践報告書の審査に合格した者には以下の学位が授与されます。

教職実践専攻	→	教職修士(専門職)
--------	---	-----------

地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻では、本研究科に2年以上在籍し、必修科目を含む所定の授業科目30単位を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、修了研究の審査に合格した者には以下の学位が授与されます。

地域文化創造専攻	→	修士(地域文化)
学校臨床心理専攻	→	修士(教育学)

4. 長期履修制度について

職業等との兼ね合いで時間的制約がある学生のための、標準修業年限を超えて在学できる制度です。長期履修学生として認められると、通常の修業年限である2年間の課程を、4年又は3年間で計画的に履修することが可能となります。修業年限が伸びても教育課程および授業料の総額は通常の修業年限の場合と同じです。ただし、履修登録を行うことができる単位数は、許可された長期履修期間により異なるので注意してください。

申請を希望する場合は、「福島大学大学院人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則」を熟読の上、手続き日程等は掲示の指示にしたがってください。

5. 単位認定について

(1) 入学前の既修得単位の認定

本研究科において教育上有益と認めた場合、入学前の他大学院等での修得単位を、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができます。認定を希望する場合は、所定期間内に手続きをする必要があります。

(2) 本学の他専攻・他研究科及び他大学院の授業の履修と単位の認定

研究指導教員が必要と認めた場合には、以下のような履修が可能となります。ただし、以下の②と③の単位は、あわせて10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることになります。

① 本研究科における自分が所属する専攻以外の専攻で開講されている授業

所属の専攻以外の専攻の授業の単位は、以下のとおり修了要件単位の中に計上されます。

地域文化創造専攻 … 4単位まで(自由選択)

学校臨床心理専攻 … 6～8単位まで(自由選択)

② 他の研究科で開講されている授業

所属の研究科以外の研究科での授業は、研究指導教員並びに履修を希望する授業科目の担当教員から事前に承諾を受け、指定の期間内に教務担当窓口届け出をすることで履修できます。ただし、他の研究科で開講する下記の授業科目は、履修することができません。

地域政策科学研究科 … 演習、副演習、地域特別研究、地域政策科学入門、事前指導、特定課題研究

経済学研究科 … 演習、論文特別演習、研究入門演習、実践演習、特定課題演習、研究演習、研究特別演習

共生システム理工学研究科… 修士論文研究、地域実践研究及び博士後期課程の授業科目

③他大学院で修得した単位

他の大学院で履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

(3) 人間発達文化学類で開講されている授業

一部の不足単位を満たすことで教育職員免許状等を取得できる場合など、研究科委員会が必要と認めれば、学類開設の授業科目を履修することができます。履修単位は半期で大学院及び学類の授業の総計24単位を超えないものとします。なお、学類の授業単位は大学院の単位としては認定しません。教育職員免許状等の取得を希望する場合は申請書を提出し、所定の期間内に教務担当窓口で手続きを行ってください。

※大学院における資格取得には、①その資格取得が院生本人に必要性があること(必要性の原則)、②学類での履修が大学院での研究活動に支障を与えないこと(研究優先の原則)の2つの原則を両方満たす必要があります。

※受講できるのは人間発達文化学類で開講されている専門領域の授業科目に限ります。

※臨床心理領域は専修免許状の取得に限ります。

6. 成績発表について

成績は、LiveCampus(ライブキャンパス)【p.9参照】でWeb上から確認できます。成績発表日以降に、当該期分が追加されますので、各自で必ず確認してください。なお、紙での交付は行っていませんので留意してください。

Ⅲ 授業案内

1. 履修基準表

それぞれの専攻ごとに履修基準が異なり、特に学校臨床心理専攻は独自の履修基準を設けているので注意してください。

(人間発達文化研究科規程第7条別表2-1, 2-2, 2-3)

教職実践専攻		地域文化創造専攻		学校臨床心理専攻*	
区分	単位	区分	単位	区分	単位
共通5領域	20	専攻共通科目	2	基礎論	6~8
選択領域	8	領域共通科目	2	方法論	4~6
学校における実習領域	10	専攻専門科目	14	実践論	6~8
プロジェクト研究領域	8	課題研究	4	実践研究Ⅰ・Ⅱ	2
計	46	専門演習	4	課題研究Ⅰ・Ⅱ	2
		自由選択	4	自由選択	6~8
		計	30	計	30

* 学校臨床心理専攻の「実践研究Ⅰ・Ⅱ」及び「課題研究Ⅰ・Ⅱ」についての履修方法は、それぞれの所属領域による。

* また、臨床心理領域においては、後述する臨床心理士の受験資格を取得するように履修しなければならない。

2. 教職実践専攻のカリキュラム

教職実践専攻のカリキュラムは、「共通5領域」「選択領域」「学校における実習領域」「プロジェクト研究領域」に分かれています。これらに加えて、理論と実践の往還を進める場であるラウンドテーブル（年2回開催の実践報告会）に年2回参加し、教育実践の報告をします。

(1) 共通5領域(20単位)

教育の理論について学び、自らの実践課題追究の基礎を形成します。①教育課程の編成・実施、②教科等の実践的な指導方法、③生徒指導・教育相談、④学校経営・学級経営、⑤学校教育と教員のあり方の、5つの領域の授業科目があります。

(2) 選択領域(8単位)

共通5領域で学んだ教育の理論や育成すべき資質・能力を、さらに深化・展開・発展させて実践に活かすための授業科目です。ミドル・リーダー養成コースは「学校改革領域」、教育実践高度化コースは「授業改善領域」、特別支援教育高度化コースは「特別支援に関する理論と実践領域」の授業科目を主として選択します。

(3) 学校における実習領域(10単位)

学生の教職経験に応じて授業科目を履修します。学部新卒学生は「長期インターンシップⅠ・Ⅱ」、若手現職教員学生は「教職専門実習Ⅰ」「学校支援実習Ⅰ」「教育実践高度化実習」、中堅現職教員学生は「教職専門実習Ⅱ」「学校支援実習Ⅱ」「学校課題対応実習」を履修します。週間カンファレンス、合同カンファレンスがあります。

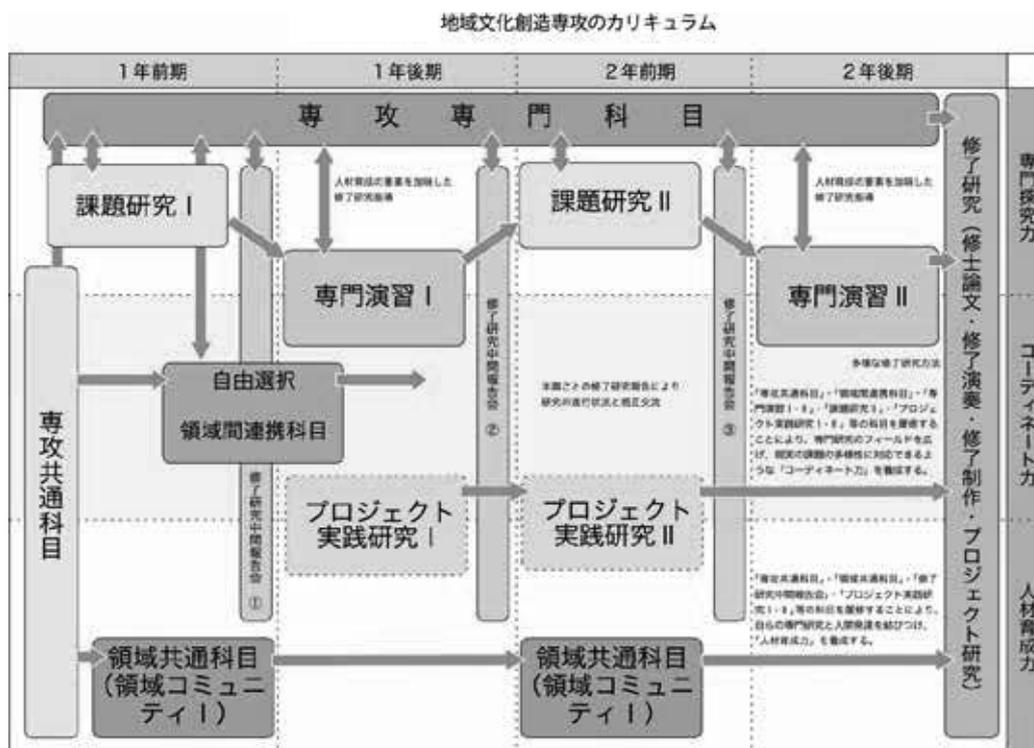
(4) プロジェクト研究領域(8単位)

プロジェクト研究では、(1)～(3)の授業科目を学びつつその内容を総合し、自らの課題を明確にして計画し、教育現場等で実践し、それを分析・評価します。学校における実習で培った理論と実践を往還させる資質・能力をさらに高める領域です。ミドル・リーダー養成コースは「学校

課題対応プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」、授業実践高度化コースは「教育実践高度化プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」、特別支援教育高度化コースは「特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅰ～Ⅳ」を履修します。プロジェクト研究では、ラウンドテーブルへの参加または報告を義務づけています。

3. 地域文化創造専攻のカリキュラム

高度専門職業人を養成するために、「課題研究」を軸とした「専門探究力」に加え、「コーディネート力」や「人材育成力」を育成するための「専攻共通科目」、「領域間連携科目」、「専門演習」、また必要に応じて「実践研究」、「プロジェクト実践研究Ⅰ・Ⅱ」を修了研究に結びつけることができます。



(1) 専攻共通科目(2単位)

専攻ごとに配置し、当該専攻で目的とする資質及び人材育成の基礎を形成します。

(2) 領域共通科目(領域コミュニティⅠ・Ⅱ、2単位)

学生が相互に実践・研究を交流させ、学際的に学ぶ場として、各学年の前期(隔週)に置き、学生同士の研究発表等を行います。学びのコミュニティを形成することを目的とします。

(3) 専攻専門科目(14単位)

領域ごとの専門的な授業科目に加えて、他領域の関連性のある授業を履修することにより、学際的な研究と人材育成とを結びつけます。

(4) 課題研究(4単位)

修了研究のテーマの決定や学位論文、プロジェクト研究、修了演奏、修了制作などの修了研究に即して、主研究指導教員が継続的に専門的な研究指導を行います。

(5) 専門演習(4単位)

主研究指導教員と必要に応じて副研究指導教員の複数指導体制のもとで、テーマに基づく研究の追究、論文・報告書の作成、プレゼンテーションの構築までを行います。研究内容の一般化、活用の方途を探ります。

(6) 自由選択科目(4単位)

履修基準を超えて修得した単位は、自由選択科目として計上することができます。また、他領域および他研

究科の科目は自由選択科目となります。

(7) 実践研究(選択、2～4単位)

学校現場に即した課題の把握や実践的指導力の向上を目指し、研究拠点校または附属学校・園において実践研究を行います。研究内容は、当該校により異なります。

(8) プロジェクト実践研究(選択、2単位)

地域文化創造専攻において、修了研究で「プロジェクト研究」を選択した者は、「プロジェクト実践研究」を履修しなければなりません。本授業は1年後期から2年前半までの1年間に渡って行われ、院生自身の地域貢献の実践を単位化するものです。研究指導教員の指導の下に、構想、事前指導、実践、事後研究、研究のまとめを一貫して行います。具体的には、地域活性化事業や文化活動への協力活動や企業・自治体等と連携した調査活動などが考えられ、職業経験との関連も期待されます。

4. 学校臨床心理専攻のカリキュラム

(1) 履修体系を重視し、授業科目を「基礎論」「方法論」「実践論」の三つの区分に分けていきます。

(2) 基礎論の区分で6単位を、方法論の区分で4単位をそれぞれ修得した上で、2区分から2単位以上修得しなければなりません。

区分	臨床心理領域		学校福祉臨床領域	
基礎論	6～8	計12	6～8	計12
方法論	4～6		4～6	
実践論	8		6	
実践研究Ⅰ・Ⅱ	2		2	
課題研究Ⅰ・Ⅱ	2		2	
自由選択	6		8	
計	30		30	

(3) 実践論の区分を、臨床心理領域では8単位以上、学校福祉臨床領域では6単位以上修得しなければなりません。3区分を合わせて18単位必要とします。

(4) 実践研究及び課題研究は、それぞれ、「Ⅰ」または「Ⅱ」の両方を履修することが望ましい。

(5) 履修基準を超えて修得した単位は、自由選択科目として計上することができます。また、他領域および他研究科の科目は自由選択科目となります。

(6) 修了要件は、臨床心理領域では上記に加え自由選択科目6単位を含む30単位を、学校福祉臨床領域では上記に加え自由選択科目8単位を含む30単位を修得し、かつ必要な修了研究指導を受けた上、学位論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとします。

(7) 臨床心理領域は(財)日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院(第1種)に指定されています。

(8) 学校福祉臨床領域では、学校心理学に関心を持ち、「学校心理学に関連する科目」の7項目のすべてについて各2単位、合計14単位以上修得することにより、「学校心理士」あるいは「学校心理士(補)」の申請資格を取得することができます。

IV 教職実践専攻におけるプロジェクト研究等及び研究指導教員

1. 修了のための教育実践の方法

教職実践専攻は専門職大学院であるので、一般の大学院と異なり、修了研究は課しません。その代わりに、修了のためには所定の単位を修得して実践報告書を提出し、ラウンドテーブルにおいて実践報告を

する必要があります。

実践報告書には、1年次から行う学校における実習（長期インターンシップⅠ・Ⅱ、教職専門実習Ⅰ・Ⅱ、学校支援実習Ⅰ・Ⅱ、学校課題対応実習、教育実践高度化実習）や、自分の研究課題に沿った教育実践を行うプロジェクト研究（教育実践高度化プロジェクト研究、学校課題対応プロジェクト研究、特別支援教育実践プロジェクト研究）での教育実践や省察を記録してまとめます。完成した実践報告書は、附属図書館で保管され、一般の閲覧に供されます。

2. プロジェクト研究指導教員について

プロジェクト研究は、2年間にわたり研究指導教員の指導を受けながら進めます。1年次5月下旬までに研究指導教員を決定して届け出ます。プロジェクト研究は、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとします。

3. 修了要件

教育実践専攻の修了要件は、履修基準表に挙げられた46単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、教育実践報告書を提出し、ラウンドテーブルにおいて実践報告をすることとします。

V 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻における修了研究及び研究指導教員

1. 修了研究の方法

人材育成を目的とした大学院にふさわしく、学生は、自らの興味関心や将来の進路の希望に即して修了研究の形式を選択します。修了研究は、学位論文、プロジェクト研究（地域文化創造専攻）、修了演奏・修了制作（地域文化創造専攻芸術文化領域）から選択することができます。これは所定の期日に届け出なければなりません。1年次前期終了時には、修了研究の方法を決定します。主として課題研究Ⅰ・Ⅱ、専門演習Ⅰ・Ⅱの中で、主研究指導教員や副研究指導教員の指導を受けて、修士レベルの研究を計画的に進めていきます。完成した修了研究（論文、メディア等）は附属図書館で保管され、一般の閲覧に供されます。

(1) 学位論文

当該研究分野における従来の研究水準を十分に踏まえた上で、その研究分野の発展に寄与すると認められるレベルの研究論文が求められます。領域によって求められる研究の方向性が異なるので、研究指導教員の十分な指導を受けながら、執筆を進めていきます。

(2) プロジェクト研究（地域文化創造専攻）

地域文化創造専攻では、修了研究として、高度専門職業人にふさわしいプロジェクト研究を選択することもできます。プロジェクト研究は、当該領域の特性に即した、地域や社会生活、文化の具体的な課題に対する貢献や実践を主たる内容とし、課題の把握、プロジェクトの構想、準備、実践、総括及び考察の各内容について報告書を作成します。プロジェクト研究を修了研究としたい場合は、主研究指導教員の承諾を得、「プロジェクト実践研究Ⅰ・Ⅱ」を履修し、主研究指導教員の指導のもとでプロジェクトを進めていきます。外部団体との共同研究も

可能です。

(3) 修了演奏、修了制作(地域文化創造専攻芸術文化領域)

地域文化創造専攻・芸術文化領域で研究を行う学生は、主研究として修了演奏、または修了制作を選択することができます。ただしその際も、副研究として、副論文を提出しなければなりません。また、演奏や作品の公表、及びメディア等での保存が必要です。その内容は、上記プロジェクト研究の内容に準じます。

2. 研究指導教員について

地域文化創造専攻では、修了研究の審査だけでなく、主研究指導教員と副研究指導教員の複数指導体制で研究を進めます。両者は、学生の研究テーマに即したより有効な研究方法や指導方法について話し合い、研究のまとめまでを一貫して進めます。

1年次4月中旬に主研究指導教員を決定し、4月下旬に副研究指導教員とともに届け出ます。修了研究は、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとします。

なお、学校臨床心理専攻では、主研究指導教員のもとで研究指導を行います。

3. 修了研究の審査

修了研究の審査は、主研究指導教員(及び副研究指導教員)を含めた3名以上からなる審査委員によって行われます。本研究科の履修基準を満たし、審査に合格した学生には、当該専攻に対応した修士号の学位が授与されます。

4. 修了要件

地域文化創造専攻の修了要件は、履修基準表に挙げられた30単位を修得し、かつ必要な修了研究指導を受けた上、学位論文またはプロジェクト研究(地域文化創造専攻のみ)、修了演奏・修了制作(地域文化創造専攻芸術文化領域のみ)の審査及び最終試験に合格することとします。

学校臨床心理専攻の修了要件は、Ⅲ. 授業案内 3. (5)に示すとおりです。

福島の教員スタンダード

学び続ける教員、成長し続ける教員のために

教員の仕事は、校種、学校規模、担当教科などによって大きく異なりますが、「福島の教員スタンダード」では、福島県の教員として共通に必要なとされる専門性を次のように考えています。

- ・教員としての自覚と使命感、教育に対する情熱を強く持っていること。
- ・教科内容や指導方法に精通した、「授業づくり」の専門家であること。
- ・児童生徒の人間的な成長や発達を支えていく、「人づくり」の専門家であること。
- ・教職員同士や地域との連携を進める、「学校づくり」の専門家であること。

「福島の教員スタンダード」では教員の専門性を、「Ⅰ 教員の自立と使命感」、「Ⅱ 授業づくりと学びの創造」、「Ⅲ 児童生徒の理解と指導」、「Ⅳ 教職員の協働と学校づくり」の四つの領域として設定しました。それぞれの領域には二つ～四つの項目があり、全部で13の項目から成っています。教育の専門家となるためには、教員を目指すときから、また教員になっても、不断的努力によってこれらの専門性を磨き確立させていくことが大切です。

このスタンダードを活用して、学び続け、そして成長し続けることにより、児童生徒や保護者・地域社会から求められる専門性を身に付けた教員として、活躍されることを期待しています。

Ⅰ 教員の自立と使命感

1 教育の意義の理解と教員としての自覚・使命感・情熱

教員は、児童生徒が人間として成長する上での教育の持つ重要性を深く認識し、自らがその成長や人間形成に影響を与える存在であることを強く自覚して、使命感と情熱を持って教育を行う。

2 教員としての確固たる倫理観

教員は、社会人としての適切な判断力や行動力を持ち、かつ、全体の奉仕者としての高い倫理観を持って教育を行う。

3 積極性と豊かなコミュニケーション能力

教員は、児童生徒に積極的に働きかけ、教えと学びの関係をつくり、また、豊かなコミュニケーション能力を持ち、児童生徒や保護者等との間に良好な人間関係を築く。

4 自らの実践の省察と改善

教員は、自らの教育実践を常に振り返り、自らの教育の視点や態度を省察し、改善に結び付けていく。

Ⅱ 授業づくりと学びの創造

5 教育目標と発達課題に基づく授業の構想

教員は、教育活動の目的を明確にし、学校の教育目標と児童生徒の発達課題を踏まえて授業を構想する。また、福島県の歴史・文化・自然等を踏まえた教材づくりや特色ある教育課程の編成に努める。

6 教科内容の深い理解と児童生徒への知識の定着

教員は、教材にかかわる専門的かつ体系的な知識を持ち、児童生徒の発達段階に即して知識を定着させる適切な指導を行う。

7 効果的な指導方法と指導技術の研究・開発

教員は、授業実践を通して、より効果的に知識や技術を伝達する方法や児童生徒の思考力・判断力・表現力を向上させる方法の研究及び開発を行う。

8 児童生徒の学習状況の評価

教員は、児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、学習の充実や改善に向けて適切な助言を与えることにより、児童生徒が自信や意欲を持ち、見通しを持って学び続けることができるような評価を行う。

Ⅲ 児童生徒の理解と指導

9 児童生徒の人間的な成長・発達と個性の把握

教員は、児童生徒の発達段階を踏まえながら、一人ひとりを多面的にとらえて指導する。

10 個人の尊重と互いを高め合う学級経営

教員は、児童生徒一人ひとりを尊重するとともに、豊かな人間関係を形成する学級経営を心がけ、よりよい個人と集団の在り方を追求する。

11 児童生徒の個性を伸ばし社会性を高める諸活動の展開

教員は、児童生徒の主体的・自治的な活動や文化・スポーツ活動などを通して個性を伸ばさせるとともに、豊かな社会性を身に付けさせる。

Ⅳ 教職員の協働と学校づくり

12 教職員の協働とよりよい学校経営

教員は、教職員一人ひとりが互いに持ち味を発揮しながら協働することによって、より充実した教育活動を展開できることを認識し、組織としての教育力の向上に努めるとともに、創意と活力のあるものとなるように積極的に学校経営に参画する。

13 学校と家庭・地域社会との連携

教員は、地域理解に努め、その実態を踏まえて学校と家庭・地域社会との連携を図り、福島県の地域の特性を生かし、地域に根ざした学校づくりを進める。

(平成19年8月 福島県教育委員会と福島大学による教員の専門性向上ワーキングによって制定)

VI 教育職員免許状の取得

1. 教育職員免許状の取得方法について

既に1種の教育職員免許状を取得している者は、教育職員免許法(以下「免許法」という)に定める所定の単位を上積みすることにより、取得している1種免許状と同種の専修免許状を取得できます。

本研究科において、幼稚園教諭及び小・中・高等学校教諭の専修免許状を取得するためには、修士の学位と取得希望の専修免許状に係る「教科又は教職に関する科目」24単位以上を大学院で修得することが必要です。この際、免許状の種類によっては、特定の授業科目が免許状取得のための単位に使用できない場合がありますので注意してください(各領域の開設授業科目表参照)。

また、特別支援学校教諭の専修免許状を修得するためには、修士の学位と「特別支援教育に関する科目」だけで24単位以上の修得が義務付けられています。

本研究科で取得できる教育職員免許状については以下の表のとおりです。取得希望者は「専修免許状取得希望届」を所定の期間に提出してください(提出期間等詳細は別途掲示)。また、本冊子の巻末に「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」の抜粋を掲載しているので参照してください。

なお、修了研究科目とは、課題研究と専門演習です。

専攻	コース	取得できる免許状の種類・教科(領域)
教職実践(教職大学院)	特別支援教育高度化 ミドル・リーダー養成	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語) 高等学校教諭専修免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、農業、工業、商業、水産、福祉) 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状 特別支援学校専修免許状*

*は特別支援教育高度化コースのみ取得可。

専攻	領域	取得できる免許状の種類・教科(領域)
地域文化創造	人間発達支援	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 (国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語) 高等学校教諭専修免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語)
	日英言語文化	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語、英語) 高等学校教諭専修免許状(国語、英語)
	地域生活文化	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(社会、家庭) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史、公民、家庭)
	数理科学	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)
	スポーツ健康科学	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健体育)
	芸術文化	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(音楽、美術) 高等学校教諭専修免許状(音楽、美術)

専攻	領域	取得できる免許状の種類・教科(領域)
学校臨床心理	臨床心理	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 (国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語) 高等学校教諭専修免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語)
	学校福祉臨床	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 (国語、社会、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語) 高等学校教諭専修免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語)

2. 修了要件履修基準と専修免許状取得のための履修基準

研究科修了のための単位上の要件と専修免許状を取得するための要件とは必ずしも一致していません。これは研究科修了のために必要な科目の中には専修免許状を取得する際に使用できない科目が含まれているためです。次ページ以降の対照表を確認し、修了時に専修免許状取得の要件を満たしていなかった、ということのないようにしてください。

○印のついた授業科目は、最上欄に示された種類の専修免許状を取得する際に使用できるものであり、教科名のみが記された科目は、その教科の専修免許状に限って使用できることを示しています。また、斜線のついた授業科目及び×印の授業科目は、専修免許状取得のためには使用できません。

なお、★印、☆印や※印の付いた教員が担当する「プロジェクト実践研究」、「課題研究」及び「専門演習」は一部の免許種・教科には使用できないことを示しているので注意してください。

教職実践専攻

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状 (幼・小・中・高・特別支援・養・栄)												
				幼	小	中	高	特別支援 (知・肢・病)	養	栄						
共通5領域	教育課程編成実践研究	(非) 三石 初雄	2	○	○	○	○	×	○	○						
	特別支援学校における教育課程編成の実際	※大関 彰久	2	×	×	×	×	○	×	×						
	授業づくりの理論と実際	坂本 篤史, 宗形 潤子	2	×	}	}	}	×	×	×						
	教材開発と教育方法の実践と課題	坂本 篤史, 秋山 了	2	×				○	○	○	×	×	×			
	生徒指導の事例研究	松下 行則	2	×				○	○	○	×	○	○			
	学校カウンセリングの事例研究	※内田 千代子	2	○	○	○	○	×	○	○						
	特別な支援が必要な生徒に対する学校カウンセリングの実際	※内田 千代子	2	×	×	×	×	○	×	×						
	学校ガバナンスの事例研究	阿内 春生	2	○	○	○	○	×	○	○						
	学校・学級づくりの実践研究	松下 行則, 齋藤 幸男	2	○	○	○	○	×	○	○						
	特別支援学校における学級経営の実践研究	※大関彰久	2	×	×	×	×	○	×	×						
	特別支援学校における学校経営の実践研究	※大関彰久	2	×	×	×	×	○	×	×						
	学校と地域	(非) 石井山竜平	2	○	○	○	○	×	○	○						
	公教育の理念と教育改革	谷 雅泰	2	○	○	○	○	×	○	○						
	特別支援学校と地域の実践研究	※大関 彰久	2	×	×	×	×	○	×	×						
	福島の学校と教育課題Ⅰ	谷 雅泰	1	○	○	○	○	×	○	○						
福島の学校と教育課題Ⅱ	1		○	○	○	○	×	○	○							
選択領域	学校マネジメント論及び事例研究	齋藤幸男, 未 定	2	}	}	}	}	×	}	}						
	教育行政の理論と実践	阿内春生	2					○			○	○	○	×	○	○
	教師の成長と授業研究	坂本篤史	2					×			×	×	×	×	×	×
	世界の教育改革と現在	(非) 前原健二	2					×			×	×	×	×	×	×
	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅰ (言語活動・表現活動)	高橋正人 他	2													
	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅱ (課題探求・解決力)	浜島京子, 野崎修司	2													
	主体的な学びで育成するための理論と実践Ⅲ (協働的問題解決・自己有用)	森本, 鶴沼, 北川	2													
	国語授業の理論と実践	高橋正人 他	2	×	×	国語	国語	×	×	×						
	社会科授業の理論と実践	鶴沼秀雅 他	2	×	×	社会	×	×	×	×						
	算数・数学授業の理論と実践	森本 明 他	2	×	×	数学	数学	×	×	×						
	理科授業の理論と実践	野崎, 亘虫 (注), 水澤 (注)	2	×	×	理科	理科	×	×	×						
	音楽授業の理論と実践	嶋 英治 他	2	×	×	音楽	音楽	×	×	×						
	図画工作・美術授業の理論と実践	(非) 立原慶一 他	2	×	×	美術	美術	×	×	×						
	家庭科授業の理論と実践	浜島京子 他	2	×	×	家庭	家庭	×	×	×						
	体育授業の理論と実践	北川裕子 他	2	×	×	保健体育	保健体育	×	×	×						
	英語授業の理論と実践	芝田直久 他	2	×	×	英語	英語	×	×	×						
	道徳科授業の理論と実践	松下行則	2	×	○	○	×	×	○	○						
	生活科・総合的な学習の時間に関する理論と実践	宗形潤子・野崎修司	2	×	○	○	○	×	×	×						
	インクルーシブ教育システムと障害理解教育の実践	高橋純一 (注)	2	×	×	×	×	}	×	×						
	障害児に対する実践的指導方法の事例研究	※内田千代子	2	×	×	×	×		×	×						
	障害児に対する実践的指導方法の実際	※鶴巻正子	2	×	×	×	×		×	×						
	応用行動分析学からみた知的障害教育の事例と実践	※鶴巻正子	2	×	×	×	×		×	×						
	自立活動の事例と実践	※大関彰久	2	×	×	×	×		×	×						
病弱児教育の事例と実践	※内田千代子	2	×	×	×	×	×	×								
学校における実習領域	長期インターンシップⅠ	全員	4													
	長期インターンシップⅡ	全員	6													
	教職専門実習Ⅰ	全員	2													
	教職専門実習Ⅱ	全員	3													
	学校支援実習Ⅰ	全員	2													
	学校支援実習Ⅱ	全員	3													
	教育実践高度化実習	全員	6													
	学校課題対応実習	全員	4													

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状 (幼・小・中・高・特別支援・養・栄)						
				幼	小	中	高	特別支援 (知・肢・病)	養	栄
プロジェクト研究領域	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅰ	全員 (※印の教員を除く)	2	○	○	○	○	×	○	○
	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅱ	全員 (※印の教員を除く)	2					×		
	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅲ	全員 (※印の教員を除く)	2					×		
	教育実践高度化プロジェクト研究Ⅳ	全員 (※印の教員を除く)	2					×		
	学校課題対応プロジェクト研究Ⅰ	全員 (※印の教員を除く)	2					×		
	学校課題対応プロジェクト研究Ⅱ	全員 (※印の教員を除く)	2					×		
	学校課題対応プロジェクト研究Ⅲ	全員 (※印の教員を除く)	2					×		
	学校課題対応プロジェクト研究Ⅳ	全員 (※印の教員を除く)	2					×		
	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅰ	※鶴巻 正子 ※内田千代子 ※大関 彰久	2	×	×	×	×	○	×	×
	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅱ		2	×	×	×	×		×	×
	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅲ		2	×	×	×	×		×	×
	特別支援教育実践プロジェクト研究Ⅳ		2	×	×	×	×		×	×

(注) 教職実践専攻においては、研究指導を担当しない。

地域文化創造専攻人間発達支援領域

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高）			
				幼	小	中	高
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 未定, 初澤	2	×	×	×	×
通領 科域 目共	人間発達支援コミュニティⅠ	高谷・高橋・原野	1	×	×	×	×
	人間発達支援コミュニティⅡ	高谷・高橋・原野	1				
専攻 専門 科目	教育心理学特論演習	住吉 千カ	4	○			
	認知教育方法特論	住吉 千カ	2				
	認知教育方法特論演習	住吉 千カ	4				
	進路指導の心理特論	☆五十嵐 敦	2				
	進路指導の心理特論演習Ⅰ	☆五十嵐 敦	4				
	進路指導の心理特論演習Ⅱ	☆五十嵐 敦	4				
	発達心理学特論	木暮 照正	4	○	○	○	○
	発達心理学特論演習Ⅰ	木暮 照正	4				
	発達心理学特論演習Ⅱ	木暮 照正	4				
	乳幼児・小学生の心理学特論	高谷 理恵子	2				
	乳幼児・小学生の心理学特論演習Ⅰ	高谷 理恵子	4				
	乳幼児・小学生の心理学特論演習Ⅱ	高谷 理恵子	4				
	中学生・高校生の心理学特論	富永 美佐子	2				
	中学生・高校生の心理学特論演習	富永 美佐子	4				
	人間理解特論	富永 美佐子	2				
	人間理解特論演習	富永 美佐子	4				
	集団の心理特論	飛田 操	2				
	集団の心理特論演習Ⅰ	飛田 操	4				
	集団の心理特論演習Ⅱ	飛田 操	4				
	障害学特論Ⅰ	※高橋 純一	2	/			
	障害学特論Ⅱ	※高橋 純一	2				
	障害学特論Ⅲ	※高橋 純一	2				
	幼児教育学特論	保木井 啓史	2	○	○	○	○
	幼児教育学特論演習Ⅰ	保木井 啓史	4				
	幼児教育学特論演習Ⅱ	保木井 啓史	4				
	幼児心理学特論	原野 明子	2				
	幼児心理学特論演習Ⅰ	原野 明子	4				
	幼児心理学特論演習Ⅱ	原野 明子	4				
	幼児教育内容特論	白石 昌子	2				
	幼児教育内容特論演習Ⅰ	白石 昌子	4				
	幼児教育内容特論演習Ⅱ	白石 昌子	4				
	幼稚園実践研究	白石、原野、保木井	2				
プロジェクト実践研究Ⅰ	☆印教員	1	×	○	○	○	
	※印教員		×	×	×	×	
	上記以外の教員		○	○	○	○	
プロジェクト実践研究Ⅱ	☆印教員	1	×	○	○	○	
	※印教員		×	×	×	×	
	上記以外の教員		○	○	○	○	

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高）			
				幼	小	中	高
専攻 専門科目	課題研究Ⅰ	☆印教員	2	×	○	○	○
		※印教員		×	×	×	×
		上記以外の教員		○	○	○	○
	課題研究Ⅱ	☆印教員	2	×	○	○	○
		※印教員		×	×	×	×
		上記以外の教員		○	○	○	○
	専門演習Ⅰ	☆印教員	2	×	○	○	○
		※印教員		×	×	×	×
		上記以外の教員		○	○	○	○
	専門演習Ⅱ	☆印教員	2	×	○	○	○
		※印教員		×	×	×	×
		上記以外の教員		○	○	○	○
(注) 地域文化創造専攻においては、研究指導を担当しない。							

地域文化創造専攻日英言語文化領域

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状(幼・小・中・高)							
				幼	小	中	高				
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 未定, 初澤	2	×	×	×	×				
通領 科域 目共	日英言語文化コミュニティⅠ	高橋優	1	×	×	×	×				
	日英言語文化コミュニティⅡ	高橋優	1								
専攻 専門 科目	日本語史特論	中川 祐治	2	○	○	国語	国語				
	日本語史特論演習	中川 祐治	4								
	日本語教育特論	中川 祐治	2								
	日本語教育特論演習	中川 祐治	4								
	現代日本語特論	半沢 康	2								
	現代日本語特論演習	半沢 康	4								
	地域言語特論	半沢 康	2								
	地域言語特論演習	半沢 康	4								
	日本近代文学特論	高橋 由貴	2								
	日本近代文学特論演習	高橋 由貴	4								
	比較言語文化特論	高橋 由貴	2								
	比較言語文化特論演習	高橋 由貴	4								
	日本古典文学特論	井実 充史	2								
	日本古典文学特論演習	井実 充史	4								
	日本言語文化史特論	井実 充史	2								
	日本言語文化史特論演習	井実 充史	4								
	日中比較文学特論	非常勤講師	2								
	日中比較文学特論演習	非常勤講師	4								
	伝統言語文化特論	非常勤講師	2								
	伝統言語文化特論演習	非常勤講師	4								
	中国文化特論	澁澤 尚	2								
	中国文化特論演習	澁澤 尚	4								
	中国思想特論	澁澤 尚	2								
	中国思想特論演習	澁澤 尚	4								
	国語科教育特論Ⅰ	佐藤 佐敏	2								
	国語科カリキュラム特論演習Ⅰ	佐藤 佐敏	2								
	国語科教育実践研究Ⅰ	佐藤 佐敏	2								
	国語科教育実践研究Ⅱ	佐藤 佐敏	2								
	英語意味論特論	佐藤 元樹	2					/	/	英語	英語
	英語意味論特論演習	佐藤 元樹	2								
	英語意味研究Ⅰ	佐藤 元樹	2								
	英語意味研究Ⅱ	佐藤 元樹	2								
英語構造論特論	朝賀 俊彦	2									
英語構造論特論演習	朝賀 俊彦	2									
英語構造研究Ⅰ	朝賀 俊彦	2									
英語構造研究Ⅱ	朝賀 俊彦	2									
英語語彙論特論	非常勤講師	2									
英語語彙論特論演習	非常勤講師	2									
英語語彙研究Ⅰ	非常勤講師	2									
英語語彙研究Ⅱ	非常勤講師	2									
外国語教授学特論	高木 修一	2									

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状(幼・小・中・高)			
				幼	小	中	高
専攻専門科目	初期近代英米文学特論	川田 潤	2	}	}	}	}
	初期近代英米文学特論演習	川田 潤	2				
	初期近代英米文化研究Ⅰ	川田 潤	2				
	初期近代英米文化研究Ⅱ	川田 潤	2				
	近代英米文学特論	高田 英和	2				
	近代英米文学特論演習	高田 英和	2				
	近代英米文化研究Ⅰ	高田 英和	2				
	近代英米文化研究Ⅱ	高田 英和	2				
	現代英米文学特論	飯嶋 良太	2				
	現代英米文学特論演習	飯嶋 良太	2				
	現代英米文化研究Ⅰ	飯嶋 良太	2				
	現代英米文化研究Ⅱ	飯嶋 良太	2				
	外国文化特論	高橋 優	2				
	外国文化特論演習	高橋 優	2				
	外国文化研究Ⅰ	高橋 優	2				
	外国文化研究Ⅱ	高橋 優	2				
	英語科教育特論Ⅰ	☆高木 修一	2				
	英語科カリキュラム特論演習Ⅰ	☆高木 修一	2				
	英語科教育特論Ⅱ	☆佐久間 康之	2				
	英語科カリキュラム特論演習Ⅱ	☆佐久間 康之	2				
英語科教育実践研究Ⅰ	☆佐久間 康之	2					
英語科教育実践研究Ⅱ	☆佐久間 康之	2					
プロジェクト実践研究Ⅰ	国語科教員	1	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
	上記以外の教員	1	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
課題研究Ⅰ	国語科教員	2	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
	上記以外の教員	2	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
課題研究Ⅱ	国語科教員	2	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
	上記以外の教員	2	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
専門演習Ⅰ	国語科教員	2	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
	上記以外の教員	2	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
専門演習Ⅱ	国語科教員	2	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	
	上記以外の教員	2	○	○	国語	国語	
			×	×	英語	英語	
			×	○	英語	英語	
			×	×	×	×	

地域文化創造専攻地域生活文化領域

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状(幼・小・中・高)			
				幼	小	中	高
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 未定, 初澤	2	×	×	×	×
通領 科域 目共	地域生活文化コミュニティⅠ	小野原 雅夫	1	×	×	×	×
	地域生活文化コミュニティⅡ	小野原 雅夫	1				
専攻 専門 科目	日本社会文化史特論	小松 賢司	2	〇		社会	地理歴史
	日本地域生活史特論演習	小松 賢司	2				
	ヨーロッパ社会文化史特論	鍵和田 賢	2				
	ヨーロッパ地域生活史特論演習	鍵和田 賢	2				
	アジア社会文化史特論	非常勤講師	2				
	アジア地域生活史特論演習	非常勤講師	2				
	風土と生活特論	中村 洋介	2				
	環境地理学特論演習	中村 洋介	2				
	地域と文化特論	初澤 敏生	2				
	地域振興とまちづくり特論演習	初澤 敏生	2				
	人間と社会の地理学特論	非常勤講師	2				
	農業と農村の地理学特論演習	非常勤講師	2				
	異文化共生の政治学特論演習	非常勤講師	2				
	社会思想史特論	非常勤講師	2				
	現代の地域経済特論	小島 彰	2				
	経済学特論演習	小島 彰	2				
	コミュニティ文化特論	牧田 実	2				
	コミュニティ形成特論演習	牧田 実	2				
	人間理解の哲学特論	非常勤講師	2				
	知識の哲学特論	非常勤講師	2				
	人間開発の倫理学特論	小野原 雅夫	2				
	共生の倫理学特論演習	小野原 雅夫	2				
	社会科教育特論	西内 裕一	2				
	社会科カリキュラム特論演習	西内 裕一	2				
	社会科教育実践研究	西内 裕一	2				
	食品科学特論	千葉 養伍	2				
	食物学研究	千葉 養伍	2				
	食生活特論	中村 恵子	2				
	食生活支援研究	中村 恵子	2				
	衣生活特論	千葉 桂子	2				
	衣生活支援研究	千葉 桂子	2				
	住生活特論	未定	2				
住環境とまちづくり特論演習	未定	2					
家庭科教育特論	角間 陽子	2					
家庭科カリキュラム特論演習	角間 陽子	2					
家庭科教育実践研究	角間 陽子他	2					
生涯生活マネジメント特論	角間陽子	2					
						公民	
						家庭	家庭

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高）			
				幼	小	中	高
専攻専門科目	プロジェクト実践研究Ⅰ	社会科教員	1	×	○	社会	地理歴史 又は 公民（注）
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
	プロジェクト実践研究Ⅱ	社会科教員	1	×	○	社会	地理歴史 又は 公民（注）
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
課題研究	課題研究Ⅰ	社会科教員	2	×	○	社会	地理歴史 又は 公民（注）
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
	課題研究Ⅱ	社会科教員	2	×	○	社会	地理歴史 又は 公民（注）
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
専門演習	専門演習Ⅰ	社会科教員	2	×	○	社会	地理歴史 又は 公民（注）
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭
	専門演習Ⅱ	社会科教員	2	×	○	社会	地理歴史 又は 公民（注）
		家庭科教員		×	○	家庭	家庭

（注）研究指導教員が担当する授業科目の専修免許状「高」の欄に応じた教科で使用できる。

地域文化創造専攻数理科学領域

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状(幼・小・中・高)				
				幼	小	中	高	
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 未定, 初澤	2	×	×	×	×	
通領 科域 目共	数理科学コミュニティⅠ	中田、相原、★未定	1	×	×	×	×	
	数理科学コミュニティⅡ	中田、相原、★未定	1					
専攻 専門 科目	代数構造の数理特論	相原 義弘	2	○	○	数学	数学	
	代数構造の数理特論演習Ⅰ	相原 義弘	2					
	代数構造の数理特論演習Ⅱ	相原 義弘	2					
	構造の数理特論	相原 義弘	2					
	構造の数理特論演習	相原 義弘	2					
	整数論と暗号特論	相原 義弘	2					
	多様体と構造の幾何特論	中田 文憲	2					
	多様体と構造の幾何特論演習Ⅰ	中田 文憲	2					
	多様体と構造の幾何特論演習Ⅱ	中田 文憲	2					
	現象の幾何特論	中田 文憲	2					
	現象の幾何特論演習	中田 文憲	2					
	グラフとネットワーク特論	中田 文憲	2					
	自然現象の数理特論	和田 正樹	2					
	自然現象の数理特論演習Ⅰ	和田 正樹	2					
	自然現象の数理特論演習Ⅱ	和田 正樹	2					
	力学系と数式処理特論	和田 正樹	2					
	数理認識発達特論	未定	2					/
	数理認識発達特論演習Ⅰ	未定	2					
	数理認識発達特論演習Ⅱ	未定	2					
	統計理論の社会的応用特論	和田 正樹	2	○				
	統計理論の社会的応用特論演習	和田 正樹	2					
	情報コミュニティ特論	未定	2	×	×	×	×	
	伝統の数理特論	未定	2	○	/	数学	数学	
	数学科教育特論	★瀧口 和也	2					
	算数・数学カリキュラム特論演習	★瀧口 和也	2					
	数学科教育実践研究	★瀧口 和也	2					
	生命環境科学特論	☆水澤 玲子	2					
	生命環境科学特論演習	☆水澤 玲子	2					
自然環境科学特論	☆水澤 玲子	2						
自然環境科学特論演習	☆水澤 玲子	2						
物質化学特論	未定	2						
物質化学特論演習	未定	2						
理科教育特論	☆平中 宏典	2						
理科カリキュラム特論演習	☆平中 宏典	2						
理科教育実践研究Ⅰ	☆平中 宏典	2						
理科教育実践研究Ⅱ	☆平中 宏典	2						

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高）			
				幼	小	中	高
専攻専門科目	プロジェクト実践研究Ⅰ	★印教員	1	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
	プロジェクト実践研究Ⅱ	★印教員	1	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
課題研究	課題研究Ⅰ	★印教員	2	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
	課題研究Ⅱ	★印教員	2	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
専門演習	専門演習Ⅰ	★印教員	2	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学
	専門演習Ⅱ	★印教員	2	×	○	○	×
		☆印教員		×	○	×	×
		上記以外の教員		○	○	数学	数学

地域文化創造専攻スポーツ健康科学領域

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高）			
				幼	小	中	高
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 未定, 初澤	2	×	×	×	×
通領 科目共	スポーツ健康科学コミュニティⅠ	小川 宏	1	×	×	×	×
	スポーツ健康科学コミュニティⅡ	小川 宏	1	×	×	×	×
専攻 専門科目	身体教育とスポーツ文化特論	小川 宏	2	}	}	保健体育	保健体育
	現代スポーツ特論演習	小川 宏	2				
	身体観と身体技法特論	中村 民雄	2				
	身体文化史研究	中村 民雄	2				
	運動学習と人間発達特論	工藤 孝幾	2				
	運動心理学特論演習	工藤 孝幾	2				
	スポーツ社会政策特論	蓮沼 哲哉	2				
	スポーツクラブマネジメント特論演習	蓮沼 哲哉	2				
	スポーツ医科学特論	杉浦 弘一	2				
	健康科学と運動処方特論	杉浦 弘一	2				
	運動発達のバイオメカニクス特論	未定	2				
	発達と加齢の運動学特論	未定	2				
	運動とライフサイエンス特論	安田 俊広	2				
	健康指導特論演習	安田 俊広	2				
	ボールゲーム指導特論	未定	2				
	スポーツ運動の分析特論演習	未定	2				
	舞踊教育特論	鈴木 裕美子	2				
	舞踊表現特論演習	鈴木 裕美子	2				
	コーチング特論	未定	2				
	メンタルトレーニング特論演習	未定	2				
	スポーツトレーニング特論	川本 和久	2				
	トレーニング実践特論演習	川本 和久	2				
	保健体育科教育特論Ⅰ	森 友高	2				
	保健体育科教育特論Ⅱ	菅家 礼子	2				
	保健体育科カリキュラム特論演習Ⅰ	森 友高	2				
	保健体育科カリキュラム特論演習Ⅱ	菅家 礼子	2				
	保健体育科教育実践研究Ⅰ	森友高、菅家礼子	2				
保健体育科教育実践研究Ⅱ	森友高、菅家礼子	2					
プロジェクト実践研究Ⅰ	保健体育科全教員	1					
プロジェクト実践研究Ⅱ	保健体育科全教員	1					
課題研究	課題研究Ⅰ	保健体育科全教員	2	○	○	保健体育	保健体育
	課題研究Ⅱ	保健体育科全教員	2	○	○	保健体育	保健体育
専門演習	専門演習Ⅰ	保健体育科全教員	2	○	○	保健体育	保健体育
	専門演習Ⅱ	保健体育科全教員	2	○	○	保健体育	保健体育

地域文化創造専攻芸術文化領域

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状(幼・小・中・高)					
				幼	小	中	高		
専攻共通科目	地域文化創造特論	小野原, 未定, 初澤	2	×	×	×	×		
通領 科域 目共	芸術文化コミュニティⅠ	加藤 奈保子	1	×	×	×	×		
	芸術文化コミュニティⅡ	加藤 奈保子	1	×	×	×	×		
専攻 専門 科目	現代ピアノ演奏演習	中畑 淳	2	}	}	音楽	音楽		
	ピアノ演奏特論演習	中畑 淳	2						
	鍵盤楽器特論演習	中畑 淳	2						
	現代器楽演奏演習	金谷昌治	2						
	器楽演奏特論演習	金谷昌治	2						
	器楽アンサンブル特論演習	金谷昌治	2						
	現代声楽演奏特論演習	今尾 滋	2						
	声楽演奏特論演習	今尾 滋	2						
	オペラ特論演習	今尾 滋	2						
	音楽メディア創造演習	横島 浩	2						
	作曲特論演習	横島 浩	2						
	現代指揮法演習	横島 浩	2						
	音楽科教育特論	杉田 政夫	2						
	音楽科カリキュラム特論演習	杉田 政夫	2						
	音楽科教育実践研究Ⅰ	杉田 政夫	2						
	音楽科教育実践研究Ⅱ	杉田 政夫	2						
	音楽文化特論	(非) 平田 公子	2						
	音楽文化特論演習	(非) 平田 公子	2						
	音楽学演習	(非) 平田 公子	2						
	現代文化と絵画特論	渡邊 晃一	2			}	}	美術	美術
	現代文化と絵画特論演習Ⅰ	渡邊 晃一	4						
	現代文化と絵画特論演習Ⅱ	渡邊 晃一	2						
	環境と彫刻特論	新井 浩	2						
	環境と彫刻特論演習Ⅰ	新井 浩	4						
	環境と彫刻特論演習Ⅱ	新井 浩	2						
	社会とデザイン特論	未定	2						
	社会とデザイン特論演習Ⅰ	未定	4						
	社会とデザイン特論演習Ⅱ	未定	2						
	生活と工芸特論	片野一	2						
	生活と工芸特論演習Ⅰ	片野一	4						
	生活と工芸特論演習Ⅱ	片野一	2						
	日本美術史特論	加藤 奈保子	2						
	西洋美術史特論	加藤 奈保子	2						
	美術科教育特論	内藤 良行	2						
	美術科カリキュラム特論演習	内藤 良行	2						
	美術科教育実践研究Ⅰ	三浦浩喜, 内藤良行	2						
美術科教育実践研究Ⅱ	三浦浩喜, 未定	2							
プロジェクト実践研究Ⅰ	音楽科教員	1	○	○	音楽	音楽			
	美術科教員	1	○	○	美術	美術			
プロジェクト実践研究Ⅱ	音楽科教員	1	○	○	音楽	音楽			
	美術科教員	1	○	○	美術	美術			

科目区分	授業科目名	担当教員名	単位数	専修免許状（幼・小・中・高）			
				幼	小	中	高
課題研究	課題研究Ⅰ	音楽科教員	2	○	○	音楽	音楽
		美術科教員		○	○	美術	美術
	課題研究Ⅱ	音楽科教員	2	○	○	音楽	音楽
		美術科教員		○	○	美術	美術
専門演習	専門演習Ⅰ	音楽科教員	2	○	○	音楽	音楽
		美術科教員		○	○	美術	美術
	専門演習Ⅱ	音楽科教員	2	○	○	音楽	音楽
		美術科教員		○	○	美術	美術

学校臨床心理専攻臨床心理領域

科目区分	授業科目名	担当教員名(注)	単位数	臨床心理領域	公認心理師対応科目	専修免許状(幼・小・中・高)							
						幼	小	中※	高※※				
基礎論	教育分野に関する理論と支援の展開(学校臨床心理特論)	岸、安部、高橋、鈴木	2	◎(E)	○	}	}	}	}				
	教育福祉臨床概論	鈴木(庸), 鈴木(ひ)	2										
	臨床心理学特論Ⅰ	岸 竜馬	2	◎									
	臨床心理学特論Ⅱ	(非)内山登紀夫	2	◎									
	福祉分野に関する理論と支援の展開(福祉心理特論)	渡辺、安部	2	B	○								
	幼児発達心理学特論	原野明子	2	B									
	臨床発達心理学特論	安部郁子	2	B									
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(神経生理学特論)	(非)横山 浩之	2	D	○								
	社会心理学特論	飛田 操	2	C									
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神医学特論)	内田千代子	2	D	○								
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神病理学特論)	片山 規央	2	D	○					×	×	×	×
	障害児心理学特論	未定	2	D									
	障害児病理特論	内田千代子	2	D									
	特別ニーズ教育実践特論	未定	2							○	○	○	○
生活指導特論	未定	2											
学校保健実践特論	鈴木ひろ子	2											
方法論	心理支援に関する理論と実践(臨床心理面接特論Ⅰ)	青木 真理	2	◎	○	}	}	}	}				
	臨床心理面接特論Ⅱ	生島 浩	2	◎									
	心理支援に関する理論と実践(心理学研究法特論)	渡辺、生島、青木、岸、安部	2	A	○								
	心理実験統計法特論	住吉チカ	2	A									
	学習心理学特論	住吉チカ	2	B									
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(家族臨床心理学特論)	生島 浩	2	C	○								
	心理支援に関する理論と実践(精神分析学特論)	岸 竜馬	2	E	○								
	投影法特論	岸 竜馬	2	E									
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開(犯罪・非行臨床特論)	生島 浩	2	E	◎								
	教育分野に関する理論と支援の展開(教育臨床学特論)	青木 真理	2	E	○								
	心理的アセスメントに関する理論と実践(心理アセスメント特論)	渡辺、安部、青木	2	E	○					○	○	○	
	福祉分野に関する理論と支援の展開(家族福祉臨床特論)	渡辺 隆	2	C	○								
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(臨床心理地域援助特論)	渡辺 隆	2	E	○								
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(グループ・アプローチ特論)	(非)茨木 博子	2	E	○								
	心理支援に関する理論と実践(心理療法特論)	(非)渡部 純夫	2	E	○								
	学校ソーシャルワーク特論	鈴木庸裕	2										
	学校ソーシャルワーク実践特論	鈴木庸裕	2										
	地域生活支援方法論特論	鈴木庸裕	2										
	健康教育方法論特論Ⅰ	鈴木ひろ子	2										
	健康教育方法論特論Ⅱ	鈴木ひろ子	2										
産業・労働分野に関する理論と支援の展開(産業・労働心理学特論)	五十嵐敦	2		◎									
心の健康教育に関する理論と実践(心の健康教育特論)	岸、片山、小室、中村、佐藤	2		◎									

科目区分	授業科目名	担当教員名(注)	単位数	臨床心理領域	公認心理師対応科目	専修免許状(幼・小・中・高)			
						幼	小	中※	高※※
実践論	心理的アセスメントに関する理論と実践(臨床心理査定演習Ⅰ)	青木 真理	2	◎	○	}	}	}	}
	臨床心理査定演習Ⅱ	安部郁子	2	◎					
	臨床心理基礎実習	渡辺(隆), 岸	2	◎					
	臨床心理実習Ⅱ	青木, 岸, 生島, (非) 岡田, (非) 小野, (非) 北沢, (非) 天海	2	◎					
	健康教育実習	鈴木ひろ子	2						
実践研究	学校教育臨床研究ⅠA	全教員	2			○	○	○	○
	学校教育臨床研究ⅡA	全教員	2			○	○	○	○
課題研究	課題研究Ⅰ	全教員	2			○	○	○	○
	課題研究Ⅱ	全教員	2			○	○	○	○
実践実習	心理実践実習(臨床心理実習Ⅰ)	青木, 岸, 生島, 安部, 渡辺	2		◎	/	/	/	/
	心理実践実習(カウンセリング実習Ⅰ)	青木, 岸, 生島, 安部, 渡辺	2		◎				
	心理実践実習(カウンセリング実習Ⅱ)	青木, 岸, 生島, 安部, 渡辺	2		◎				

※中専免…国語, 社会, 数学, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語

※※高専免…国語, 地理歴史, 公民, 数学, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語

備考

①基礎論の区分で6~8単位を, 方法論の区分で4~6単位をそれぞれ修得し, 2区分合わせて12単位以上修得しなければならない。

②◎を付した授業科目の単位は必ず修得すること。

③A, B, C, D, Eを付した授業科目の単位を, 各アルファベットごとに2単位以上, 計10単位以上修得すること。

④実践研究及び課題研究はそれぞれ, 「Ⅰ」及び「Ⅱ」の両方を履修することが望ましい。

(注) 下線が引いてある教員は, 学校臨床心理専攻においては, 研究指導を担当しない。

⑤公認心理師の受験資格を得るためには, 公認心理師対応科目の欄に◎・○が付されている科目について, 必修・選択必修合わせて計24単位以上を修得する必要がある。

学校臨床心理専攻学校福祉臨床領域

科目区分	授業科目名	担当教員名(注)	単位数	学校福祉臨床領域	専修免許状(幼・小・中・高)			
					幼	小	中※	高※※
基礎論	学校臨床心理特論	岸, 安部, 高橋, 鈴木	2	◎				
	教育福祉臨床概論	鈴木(庸), 鈴木(ひ)	2		○	○	○	○
	生活指導特論	鈴木庸裕	2					
	学校保健実践特論	鈴木ひろ子	2					
	学校保健特論	鈴木ひろ子	2					
	特別ニーズ教育実践特論	鈴木庸裕	2					
	学校心理学特論	鈴木庸裕	2					
	心理臨床特論	岸 竜馬	2					
	発達臨床特論	安部郁子	2					
	児童福祉臨床特論	渡辺 隆	2					
	幼児発達心理学特論	原野明子	2		○	○	○	○
	臨床発達心理学特論	安部郁子	2					
	神経生理学特論	非常勤講師	2					
	社会心理学特論	飛田 操	2					
	精神医学特論	内田千代子	2					
	精神病理学特論	未定	2					
	障害児心理学特論	未定	2		○	○	○	○
	障害児病理特論	未定	2		○	○	○	○
方法論	学校ソーシャルワーク特論	鈴木庸裕	2					
	学校ソーシャルワーク実践特論	鈴木庸裕	2					
	地域生活支援方法論特論	鈴木庸裕	2					
	健康教育方法論特論Ⅰ	鈴木ひろ子	2					
	健康教育方法論特論Ⅱ	鈴木ひろ子	2					
	教育カウンセリング特論	青木真理	2					
	家族カウンセリング特論	生島 浩	2		○	○	○	○
	心理学研究法特論	渡辺(隆), 安部, 生島, 青木, 岸	2					
	心理実験統計法特論	住吉チカ	2					
	学習心理学特論	住吉チカ	2					
	家族臨床心理学特論	生島 浩	2					
	非行カウンセリング特論	生島 浩	2					
	家族福祉臨床特論	渡辺 隆	2					
実践論	学校ソーシャルワーク特論演習Ⅰ	鈴木庸裕	2					
	学校ソーシャルワーク特論演習Ⅱ	鈴木庸裕	2					
	生活指導特論演習Ⅰ	鈴木庸裕	2		○	○	○	○
	生活指導特論演習Ⅱ	鈴木庸裕	2					
	子ども家庭福祉臨床実習	鈴木庸裕	2					
	健康教育実習	鈴木ひろ子	2					
	学校保健特論演習	鈴木ひろ子	2					
	学校カウンセリング基礎実習	生島 浩	2					
	人格検査法演習	青木真理	2		○	○	○	○
	知能検査法演習	安部郁子	2					

科目区分	授業科目名	担当教員名（注）	単位数	学校福祉臨床領域	専修免許状（幼・小・中・高）			
					幼	小	中※	高※※
実践研究	学校教育臨床研究ⅠB	全教員	2		○	○	○	○
	学校教育臨床研究ⅡB	全教員	2		○	○	○	○
課題研究	課題研究Ⅰ	全教員	2		○	○	○	○
	課題研究Ⅱ	全教員	2		○	○	○	○

※中専免…国語，社会，数学，音楽，美術，保健体育，家庭，英語

※※高専免…国語，地理歴史，公民，数学，音楽，美術，保健体育，家庭，英語

備考

①基礎論の区分で6～8単位を、方法論の区分で4～6単位をそれぞれ修得し、2区分合わせて12単位以上修得しなければならない。

②◎を付した授業科目の単位は必ず修得すること。

③実践研究及び課題研究はそれぞれ、「Ⅰ」及び「Ⅱ」の両方を履修することが望ましい。

（注）下線が引いてある教員は、学校臨床心理専攻においては、研究指導を担当しない。

VII 学校臨床心理専攻で取得できる資格について

1. 臨床心理領域で取得できる資格について

【臨床心理士】

学校臨床心理専攻臨床心理領域は、(公財)日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院(第1種)に指定されています。臨床心理領域に入学した者は、所定の科目の単位を修得したうえで、大学院修了後、直近に実施される臨床心理士の資格審査を受験することができます。

臨床心理士は高度な心理的知識と技能を用いた臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助を業務として、子どもの不登校・問題行動・発達の問題、大人の家や職場での悩みなど、さまざまな心の問題を扱います。

臨床心理領域に所属し、資格を得ようとする者は次の履修基準に従い、必修科目18単位、選択必修科目を各群より2単位以上、計28単位以上を修得しなければなりません。なお、必修科目及びE群の選択必修科目は、本領域に所属する院生のみを対象としています。

【履修基準】

		科 目 名	単位数
必 修 科 目		臨床心理学特論Ⅰ	2
		臨床心理学特論Ⅱ	2
		心理支援に関する理論と実践(臨床心理面接特論Ⅰ)	2
		臨床心理面接特論Ⅱ	2
		心理的アセスメントに関する理論と実践(臨床心理査定演習Ⅰ)	2
		臨床心理査定演習Ⅱ	2
		臨床心理基礎実習	2
		心理実践実習(臨床心理実習Ⅰ)	2
		臨床心理実習Ⅱ	2
選 択 必 修 科 目	A群	心理学研究法特論	2
		心理実験統計法特論	
	B群	幼児発達心理学特論	2
		臨床発達心理学特論	
		学習心理学特論 福祉分野に関する理論と支援の展開(福祉心理特論)	
	C群	心理支援に関する理論と実践(社会心理学特論) 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(家族臨床心理学特論)	2
		福祉分野に関する理論と支援の展開(家族福祉臨床特論)	
	D群	保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神医学特論) 保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神病理学特論)	2
		障害児病理特論 福祉分野に関する理論と支援の展開(障害児心理学特論)	
		保健医療分野に関する理論と支援の展開(神経生理学特論)	
E群	投影法特論	2	
計			28

【公認心理師】

公認心理師の受験資格を得るためには、公認心理師法(平成27年法律第68号)及び同法施行規則(平成29年度文部科学省・厚生労働省令代3号)に定める必要な科目の単位(学類25科目、大学院10科目)を修得したうえで、大学院修了後、直近に実施される公認心理師試験を受験することができます。

学校臨床心理専攻臨床心理領域に所属し、受験資格を得ようとする者は、次の履修基準に従い、心理実践科目 18 単位を修得したうえで、実習科目 6 単位(450 時間以上)を経験しなければなりません。

また、法施行日以前に大学に入学し、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者については、公認心理師法附則第2条第1項第3号に基づき、受験資格の特例措置が認められる場合があります。詳細については、出身大学の教務関係窓口にお問い合わせください。

【履修基準】

科 目 名		単位数	
心理 実 践 科 目	保健医療分野に関する理論と支援の展開	(精神病理学特論) (精神医学特論) (神経生理学特論)	2
	福祉分野に関する理論と支援の展開	(福祉心理特論) (家族福祉臨床特論)	2
	教育分野に関する理論と支援の展開	(学校臨床心理特論) (教育臨床学特論)	2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	(犯罪・非行臨床特論)	2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	(産業・労働心理学特論)	2
	心理的アセスメントに関する理論と実践	(臨床心理査定演習Ⅰ) (心理アセスメント特論)	2
	心理支援に関する理論と実践	(臨床心理面接特論Ⅰ) (心理療法特論) (精神分析学特論) (心理学研究法特論)	2
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	(家族臨床心理学特論) (臨床心理地域援助特論) (グループ・アプローチ特論)	2
	心の健康教育に関する理論と実践	(心の健康教育特論)	2
実 習 科 目	心理実践実習(450時間以上※)	(臨床心理実習Ⅰ)	2
		(カウンセリング実習Ⅰ)	2
		(カウンセリング実習Ⅱ)	2
計		24	

※ 心理実践実習については、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野のうち、医療機関(病院又は診療所)を含む3分野以上の施設において実習をうけることが望ましい。また、担当ケースに関する実習時間は、270時間以上(うち、学外の施設での当該実習時間は90時間以上)とする。

2. 学校福祉臨床領域等で取得できる「申請」資格について(平成 23 年度入学生より適用)

【学校心理士】

学校心理士は、日本教育心理学会、日本特殊教育学会、日本発達障害学会、日本発達心理学会、日本LD学会、日本学校心理学会、日本応用教育心理学会、日本生徒指導学会、日本学校カウンセリング学会などで構成される学会連合資格「学校心理士」認定運営機構が資格認定するものです。

下記表の「学校心理学関連科目」の9項目すべてについて、各2単位、合計18単位以上修得し、ケースレポートの作成やスーパービジョンによるトレーニングを経て、「学校心理士」あるいは「学校心理士(補)」の申請資格を取得することができます。学校心理士の専門的知識と技能をもって、学校教育に関わる心理・教育アセスメント、カウンセリング及び学習・発達援助、教師・保護者及び学校組織へのコンサルテーション、相談援助などへの心理教育的援助サービスを行うことのできる者に対して認定する資格です。

学校心理学関連科目	単位数	授 業 科 目
学校心理学に関する科目	2	学校心理学特論
教授・学習心理学に関する科目	2	学習心理学特論
発達心理学に関する科目	2	臨床発達心理学特論 幼児発達心理学特論
臨床心理学に関する科目	2	心理臨床特論 家族臨床心理学特論
障害児の教育と心理に関する科目	2	障害児心理学特論 障害児病理特論 特別ニーズ教育実践特論
生徒指導・進路指導に関する科目	2	生活指導特論 非行カウンセリング特論
学校カウンセリング・コンサルテーションに関する科目	2	教育カウンセリング特論
学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習に関する科目	2	学校カウンセリング基礎実習
心理教育的アセスメントに関する科目 および心理教育的アセスメント基礎実習に関する科目	2	知能検査法演習
合 計	18	

VIII その他

各種手続き等に関する注意事項

(1) 学生への連絡方法

学生に周知及び連絡を要する事項については、専用の掲示板(人間発達文化学類棟 3 階 315 室前)に掲示するか、研究指導教員を通じて連絡します。

LiveCampus での履修登録及び各種提出書類(教育職員免許状申請関係、修了研究関係等)の提出については、本冊子掲載の関係規程等を参照の上、期限を厳守してください。手続きの詳細は掲示等を通じてお知らせします。

(2) 各種証明書の発行について

各種証明書のうち、在学証明書、成績証明書、修了見込証明書(別途手続きあり)、学割証及び通学定期券購入証明書は、共通講義棟(M棟)1階に設置してある自動発行機で発行することができます。

利用できる時間は 8:30~20:30 ですが、土・日・祝日、夏季・年末年始の休業日および大学行事などのために講義棟へ出入りできない日は利用できませんので、必要日から余裕を持って手続きを取るようになしてください。

発行には総合情報処理センターから発行される ID とパスワードが必要です。発行機にトラブルが生じた時は教務事務担当窓口まで申し出てください。

上記以外の証明書は教務担当窓口で申し込んでください。その際の発行は申し込みの翌日以降となるので余裕をもって申請してください。

(3) 願出・届出について

休学や退学の手続きを要する場合は、『学生便覧』掲載の諸規程を読み、教務担当窓口にご相談するなどして、早めの手続きを行ってください。学期途中で休・退学しようとする場合は、当該学期の授業料が納入されていなければなりませんので留意してください。手続きが遅れると次期の授業料を納入しなければならない場合があります。

また、改姓等の事由が生じた場合も速やかに教務担当窓口へ届出てください。

(4) 教務担当窓口受付時間

原則として下記の時間帯です。

月曜日～金曜日 9:00～12:30 13:30～17:00 (※)17:00～20:30

特別な場合を除き、上記窓口時間外の受付は行いません。また、土・日曜日、祝日、夏季一斉休業期間(8月の指定された期間)、年末年始及び入試日等別途掲示で周知する期間(入試準備を含む)は一切の窓口業務を行いません。

また、夏季・冬季・春季休業期間等の夜間窓口時間帯(※印)については、閉鎖することがありますので掲示には注意してください。

IX 関係規程等

福島大学大学院人間発達文化研究科規程

制定 平成21年3月31日

改正 平成21年9月15日 平成22年3月31日 平成23年4月13日 平成25年3月29日
平成29年3月8日

(趣旨)

第1条 福島大学大学院人間発達文化研究科（以下「研究科」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研究科は、地域の様々な課題に対応するために、広い視野と高度な文化的知識・技術を身につけさせ、人材育成を通して次世代を創出できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 教職実践専攻 理想とする教師像と自らの役割を常に問い直し、教育課程や学校運営のマネジメント経験を積みながら教員力を向上させる教員のミドルリーダーを養成する。
- 二 地域文化創造専攻 諸文化を構成する専門的学問分野における研究・実践力を形成するとともに、地域支援に必要なコーディネート力及び人材育成力をあわせもつ高度専門職業人を養成する。
- 三 学校臨床心理専攻 臨床心理学及び学校福祉の臨床的な実践研究に基づき、様々な課題を抱える子ども・青年やその家族に対応する効果的な指導・援助・支援を行う高度専門職業人を養成する。

(教職実践専攻会議)

第3条 研究科に、第14条に規定する教職実践専攻の修了の審査のほか、教職実践専攻の運営に関し必要な事項を審議するため、教職実践専攻会議を置く。

2 教職実践専攻会議に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第4条 学則第13条に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(研究指導教員)

第5条 学生には研究指導教員を定める。

2 研究指導教員の決定は、研究科委員会が行う。

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が特に必要と認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

(授業の方法)

第7条 授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第8条 研究科における履修方法は、学生の所属するコース及び領域ごとの別表1に定める授業科目について別表2の履修基準によるものとする。ただし、学校臨床心理専攻の領域毎の履修方法は、それぞれ研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

2 研究指導教員が必要と認めたときは、学類の授業科目を履修させることがある。この場合において、修得した単位は、前項に規定する履修基準の単位数には含まない。

(履修計画)

第9条 学生は、入学後所定の期間内に研究指導教員の指導を受けて、その研究課題を決定しなければならない。

2 学生は、前項によるほか、あらかじめ研究指導教員の指導によって当該年度内に履修する授業科目を選択し、所定の様式により届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第10条 単位修得の認定は、講義その他の出席時間数が十分であると認めたものについて、筆記若しくは口頭による試験又は研究報告等により行う。

2 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の学生が学則第22条及び第23条の規定により履修し修得した単位については、合わせて10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

3 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の学生が、学則第23条の3第1項の規定により修得した単位については、前項の規定により修得した単位とは別に、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

4 教職実践専攻の学生が学則第23条、第23条の3第2項及び第25条第5項の規定により履修し修得し又は免除された単位については、合わせて23単位を超えない範囲で修了に必要な単位に含めることができる。

5 病気その他やむを得ない事由により正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことがある。

(成績)

第11条 授業科目の試験又は研究報告等の成績は、A、B、C、D及びFの5段階をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

(地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の修了研究)

第12条 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻における修了研究の成果は、研究指導教員の指導を受けて、指定の期間内に提出するものとする。

(地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の最終試験)

第13条 地域文化創造専攻及び学校臨床心理専攻の最終試験は、別表2の履修基準に定める単位を履修中で、かつ、修了研究の成果を提出した者について、口述又は筆記により行う。

2 最終試験の評語は、合格又は不合格とする。

(教職実践専攻の修了の審査)

第14条 教職実践専攻における修了の審査は、別表2の履修基準に定める単位の修得の確認及び研究指導教員による教育実践報告書の審査結果により行う。

2 修了の審査の評語は、合格又は不合格とする。

(雑則)

第15条 この規程を改正しようとするときは、研究科委員会の議を経なければならない。

第16条 この規程に定めるもののほか、履修等について必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度入学者に係る成績は、この規程による改正後の福島大学大学院人間発達文化研究科規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成23年4月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の福島大学大学院人間発達文化研究科規程別表1（第7条）の規定は、平成21年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の福島大学大学院教育学研究科規程別表1・別表2（第8条）の規定は、平成29年度の入学に係る者から適用し、平成29年3月31日から引き続き在学する者にあつては、なお、従前の例による。

修了研究に関する取扱要項

制 定 平成21年3月11日

第1条 この要項は、福島大学大学院人間発達文化研究科規程(以下「研究科規程」という。)第14条に基づき、修了研究の作成に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 修了研究の作成にあたっては、原則として2年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとする。ただし、研究科委員会が学生の研究の継続性、発展性等の観点から、研究指導教員を変更する必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 研究指導教員を変更する必要がある場合は、研究科規程第4条2項により、すみやかに研究科長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、第4条による「修了研究題目届」(所定用紙)を提出した日以後の研究指導教員の変更は、原則として認めない。

第3条 学生は、修了研究の方法を所属する専攻・領域に応じて、学位論文、プロジェクト研究、修了演奏及び修了制作のいずれかより選択し、入学年度の9月30日(土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日)までに所定の用紙により教務担当に届け出なければならない。

2 修了研究の方法を変更する必要がある場合は、原則として入学年度の3月31日(土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日)までに所定の用紙により教務担当に届け出なければならない。

第4条 学生は、研究指導教員の指導を得て修了研究題目を定め、修了年度の11月30日(土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日)までに「修了研究題目届」(所定用紙)により教務担当に提出しなければならない。ただし、標準修業年限を超えた者で9月修了を希望するもの(以下「9月修了希望者」という。)は5月15日(土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日)までとする。

第5条 学生は、修了の年の1月20日(土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日)までに修了研究の成果(以下「学位論文等」という。)を「修了研究提出カード」(所定用紙)を添えて、教務担当に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は7月1日(土曜日にあたる場合は翌々日、日曜日にあたる場合は翌日)までとする。

2 学生は、選択した修了研究の方法に応じて、次の各号のとおり学位論文等を提出しなければならない。

一 学位論文を選択した者は、学位論文2部(正本1部、副本1部)と論文要旨(1,000字以内3部、複写も可)を提出すること。

二 プロジェクト研究を選択した者は、研究報告書(資料添付も可)2部及び要旨(1,000字以内3部、複写も可)を提出すること。

三 修了演奏、又は修了制作を選択した者は、映像メディア等2部、副論文2部及び要旨(1,000字以内3部、複写も可)を提出すること。

第6条 福島大学学位規則(昭和51年5月25日制定。以下「学位規則」という。)第8条による学位

論文等の審査における主査は、本研究科が委嘱した3名以上からなる審査委員会で互選し、審査にあたるものとする。

第7条 学位規則第9条による最終試験は、修了研究審査が終わった後に、その学位論文等を中心として口述または筆記により行う。

2 修了研究の審査および最終試験は、2月20日までに終了するものとする。ただし、9月修了希望者については、8月20日までに終了するものとする。

第8条 審査に合格した学位論文等1部は、人間発達文化研究科で保存する。

2 学生は、保存する学位論文等及びその要旨を1部にまとめて製本し、3月20日までに教務担当に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は9月20日までとする。

第9条 修了研究作成の細目については、各領域の定めるところによる。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前の入学生については、「学位論文に関する取扱要項」を適用する。

修了研究審査基準

制 定 平成25年10月2日

人間発達文化研究科の修了研究審査基準は、以下の通りとする。

1. 学位論文

- (1) 研究テーマ：問題意識やテーマが明確であること。
- (2) 研究方法：適切な研究手法をとり、資料・データ等の取扱いや分析結果の解釈が妥当であること。
- (3) 関連研究調査：先行研究や関連研究について十分に理解されていること。
- (4) 論文構成：一貫した論述が展開され、結論が導かれていること。
- (5) 論文作成能力：引用等が適切に処理され、学術論文としての体裁が整っていること。
- (6) オリジナリティ：独創性があり、その研究分野の発展に寄与しうるものであること。

2. プロジェクト研究（地域文化創造専攻）

- (1) 研究テーマ：地域や社会生活、文化の具体的な課題に対する問題意識が明確であること。
- (2) 計画の妥当性：課題に即したプロジェクトが構想されていること。
- (3) 効果的な実践：プロジェクトの準備が綿密であり、実践が適切であること。
- (4) 発展性：総括や考察の内容に今後の発展性がみられること。
- (5) 報告書作成能力：報告書は、テーマや目的が明確に示され、論旨が明瞭であり、体裁が整っていること。

3. 修了演奏（地域文化創造専攻 芸術文化領域 音楽）

- (1) 演奏、指揮
 - 1) 演奏プログラムや演奏時間が卒業演奏を上回ること。
 - 2) 確かな演奏技術が認められること。
 - 3) 高い芸術性が認められ、完成度が高いこと。
- (2) 副論文
 - 1) 問題意識やテーマが明確であること。
 - 2) 先行研究についての理解が十分で、研究方法が妥当であること。
 - 3) 論旨が明瞭で、明確な結論が導かれていること。

4. 修了制作（地域文化創造専攻 芸術文化領域 音楽）

（1）作品

- 1)制作意図やテーマが明確であること。
- 2)確かな制作技術が認められること。
- 3)独創性が認められ、完成度が高いこと。

（2）副論文

- 1)問題意識やテーマが明確であること。
- 2)先行研究についての理解が十分で、研究方法が妥当であること。
- 3)論旨が明瞭で、明確な結論が導かれていること。

5. 修了制作（地域文化創造専攻 芸術文化領域 美術）

（1）作品

- 1)制作意図、テーマ、方法が明確であること。
- 2)独創性が認められ、完成度が高いこと。
- 3)作品としての今日性を持ち、当該領域の進展に寄与しうるものであること。

（2）副論文

- 1)研究の意義・目的が明確に示され、方法が的確であること。
- 2)先行研究を踏まえ、論旨が明瞭であること。

学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関する基準

制 定 平成13年3月21日
改 正 平成21年3月11日
改 正 平成21年9月 9日
改 正 平成28年2月15日

第1条 この基準は、福島大学大学院人間発達文化研究科規程第8条の規定に基づき、学校臨床心理専攻の領域毎の履修方法に関する必要事項を定めるものとする。

第2条 領域毎の履修可能な授業科目及び必修の授業科目等は学生の所属する領域に応じ、別表のとおりとする。

第3条 この基準に定めるもののほか、学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関しての必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生については、改正前の「学校臨床心理専攻の各領域毎の履修方法に関する基準」を適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

福島大学総合教育研究センター 附属臨床心理・教育相談室規程

制定 平成17年4月1日

改正 平成21年3月31日 平成22年3月31日 平成24年3月27日

平成26年3月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、福島大学総合教育研究センターに置かれる部門に関する規程（平成17年4月1日制定）第8条の規定に基づき、福島大学総合教育研究センター附属臨床心理・教育相談室（以下「相談室」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(心理・教育相談の目的)

第2条 相談室は、次の各号に掲げることを目的とする。

- 一 臨床心理・教育相談（以下「相談」という。）に対する社会的要請に応じる。
- 二 心理臨床・教育臨床に関する新しい理論や技法の研究を行う。
- 三 福島大学大学院人間発達文化研究科学学校臨床心理専攻臨床心理領域に在籍する学生（以下「大学院生」という。）の相談活動に関する教育・訓練に資する。
- 四 その他相談室が必要と認める事柄

(相談室の管理運営)

第3条 福島大学総合教育研究センターに相談室運営委員会を置き、相談室の管理運営に関する必要な事項を審議する。

(相談室の設置場所)

第4条 相談室は、福島大学総合教育研究センター（以下「センター」という。）及び福島大学「街なかブランチ舟場」内に設置する。

(相談室運営委員会の組織)

第5条 相談室運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 相談室室長
- 二 相談室相談員 若干名
- 三 センター運営委員 若干名

(室長)

第6条 室長は相談室の管理運営を統括する。

- 2 室長は相談員のうちからセンター長が任命する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第7条 相談員は相談活動を行うとともに、相談活動の補助を行う大学院生に対する指導を行う。

- 2 相談員は次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総合教育研究センター専任教員
 - 二 人間発達文化研究科学校臨床心理専攻専任教員
 - 三 本学教員で専門的知識を有する者の中から、センター長が委嘱した者
- 3 前項第三号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱した者の任期については、その委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(非常勤相談員)

第8条 相談室に非常勤相談員を置くことができる。非常勤相談員は、相談室運営委員会の審査を経てセンター長が委嘱する。

2 非常勤相談員は次に掲げる者をもって充てる。

- 一 福島大学大学院人間発達文化研究科又は同教育学研究科を修了した後、実務経験を希望する者
- 二 専門的立場から大学院生の教育及び訓練に協力し、助言を行う者

3 非常勤相談員の任期は1年とする。

(相談活動の種類)

第9条 相談室における相談活動の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電話相談 電話、ファックス等による相談
- 二 面接相談 クライエントの来訪による相談
- 三 訪問相談 家庭や学校訪問による相談

(面接相談の種類)

第10条 相談室で行う面接相談の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 受理面接 初回に問題の概要を聴取して、相談の方針を検討するための面接
- 二 個人心理面接 心理的問題を有している人に対して行われる臨床心理学的的方法による継続的なカウンセリング
- 三 遊戯面接 心理的問題をもつ子どもに対して行われる遊戯療法（プレイセラピー）等を含む面接
- 四 保護者面接（心理教育面接） 保護者の求めに応じて、子どもの発達や教育等について指導・助言を行う面接
- 五 家族面接 心理的な問題を有している人を含む家族に行う継続的なカウンセリング
- 六 集団心理面接 心理的な問題を有している人や家族を集団にして行うグループカウンセリング
- 七 心理検査 心理検査によるアセスメント
- 八 学校教育相談面接 教員等の学校関係者の求めに応じて、子どもの発達及び生徒指導上の問題について指導・助言を行う面接
- 九 その他

(相談料金)

第11条 相談室における相談料金は別途定める。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関して必要な事項は、相談室運営委員会の議を経て定める。

(規程の改正)

第13条 この規程を改正しようとするときは、福島大学総合教育研究センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日から引き続き教育学研究科学校臨床心理専攻臨床心理領域に在学する者に係る第2条の規定は、この規程による改正後の福島大学総合教育研究センター附属臨床心理・教育相談室規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規則

制定 平成15年2月18日

改正 平成16年4月1日 平成17年4月1日 平成20年3月18日 平成22年4月1日
平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、福島大学大学院学則第23条の4第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 本学に、長期履修学生として申請することができる者は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者とする。ただし、最終年次に在籍する者は、申請できない。

(申請手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、長期履修開始前の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、当該研究科長に願い出なければならない。

- 一 長期履修申請書(別紙様式1)
- 二 在職等証明書(別紙様式2-1、2-2)

(許可)

第4条 長期履修学生の可否については、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。なお、長期履修期間の開始は、学年の初めとする。

- 一 入学時から希望する者 修士課程及び博士前期課程にあつては4年以内、博士後期課程にあつては6年以内
- 二 在学中から希望する者 標準修業年限のうち未修業年限の2倍に相当する年数以内

(在学年限の特例)

第6条 前条第1号に規定する者のうち、当該研究科委員会において特別の事情があると認められた場合に限り、4年の長期履修期間を認められた者は在学年限を5年、6年の長期履修期間を認められた者は在学年限を7年とすることができる。

(延長及び短縮)

第7条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回を限度とし、希望する者は、新たに修了を希望する年度の前年度末(2月末日)までに、長期履修期間変更願(別紙様式3)を添え、当該研究科長に願い出なければならない。ただし、長期履修期間最終年次に在籍する者の願い出は認めないものとする。

2 前項にかかる審査は、当該研究科の審査委員会で審査し、研究科委員会の議により決定し、研究科長が許可する。

(資格の喪失)

第8条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、すみやかにその旨を当該研究科長に申し出なければならない。

(改正)

第9条 この規則を改正しようとするときは、教育企画委員会で審議しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

福島大学大学院人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則

第1条 福島大学大学院人間発達文化研究科(以下「研究科」という。)の長期履修学生に関して必要な事項は、福島大学大学院長期履修学生に関する取扱規程(平成15年2月18日制定。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この人間発達文化研究科長期履修学生に関する運営細則(以下「細則」という。)の定めるところにより行うものとする。

第2条 規程第2条に定める職業等を有する者の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 定職を有する者
- 二 主婦(夫)業又は専門的に家事労働に従事している者
- 三 その他研究科委員会で適当と認めたる者

第3条 規程第4条及び第7条第2項に定める審査委員会は、教務委員会委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。なお、委員会は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

- 一 長期履修学生の可否を審査し、申請された履修期間等に応じて履修登録を行うことができる単位数について研究科委員会に提案すること。
- 二 規程第6条に定める特別の事情を審査し、その可否について研究科委員会に提案すること。
- 三 長期履修期間の延長又は短縮の可否の審査及び履修登録を行うことができる単位数について、研究科委員会に提案すること。

第4条 規程第5条第1号に定める長期履修学生が履修登録を行うことができる単位数は、許可された長期履修期間に応じ、次のとおりとする。この場合において、許可された長期履修期間が4年の場合、2年の前期終了までに履修登録ができる単位数は、28単位までとする。

長期履修期間	1年	2年	3年	4年	単位合計
3年	28	2単位以上			30単位以上
4年	28		2単位以上		30単位以上

なお、同条第2号に定める2年次から長期履修学生として認められた者が履修登録を行うことができる単位数は、研究科委員会において定めるものとする。

第5条 規程第7条の規定により長期履修期間の延長又は短縮を許可された者が履修登録を行うことができる単位数は、研究科委員会において定めるものとする。

第6条 許可された長期履修期間の最終学年末を当該学生の修了の予定年とし、これ以前の修了研究の提出は認めないものとする。なお、この場合の修了研究の作成にあたっては、修了研究に関する取扱要項第2条第1項の規定中「2年間」を「長期履修学生として在学を許可された期間」に読み替えるものとする。

第7条 福島大学大学院人間発達文化研究科規程第7条第2項に定める学類の授業科目の長期履修期間における履修については、人間発達文化研究科学生の学類開設授業科目履修要領2項の規定にかかわらず、許可された履修期間に応じ、大学院での受講科目と合わせて次に定める単位を超えないものとする。

長期履修期間	1年	2年	3年	4年	単位合計
3年	48*	48*			96
4年	48*		48*		96

*半期24単位を上限とする。

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会で定めるものとする。

附 則

この細則は、平成21年3月11日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

教 育 関 係 法 令 等

教育関係法令

○ 教育基本法

平成18年12月22日

法律第120号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は及び地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

○ 学校教育法（抜粋）

昭和22年3月31日
法律第26号

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第87条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

第92条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。

ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④ 副学長は、学長の職務を助ける。

⑤ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑧ 助教は、専門分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑨ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第97条 大学には、大学院を置くことができる。

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第104条 大学（第108条第2項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

教育職員免許法関係法令

○教育職員免許法 (授与)

第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。（同項以下略）

7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。（以下略）

別表第1

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄			
所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする 最低単位数			
			教科に関 する科目	教職に関 する科目	教科又は 教職に関 する科目	特別支援 教育に関 する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	3 5	3 4	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	6	3 5	1 0	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	2 7		
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	4 1	3 4	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	8	4 1	1 0	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	3 1	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	2 0	3 1	3 2	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	2 0	3 1	8	
	2 種免許状	短期大学士の学位を有すること。	1 0	2 1	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	2 0	2 3	4 0	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	2 0	2 3	1 6	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				5 0
	1 種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				2 6
	2 種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				1 6

備考

- 1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）。
- 2 第2欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 2の2 第2欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする。）。
- 2の3 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 3 高等学校教諭以外の教諭の2種免許状の授与の所要資格に関しては、第3欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは1種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の2種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 5 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。
 - イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
 - ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
- 6 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
- 7 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）。
- 8 1種免許状（高等学校教諭の1種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの2種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
- 9 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

○教育職員免許法施行規則

第1章 単位の修得方法等

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8条までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項に定める基準によるものとする。以下、略。

第1条の3 免許法別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

【幼稚園教諭の科目の単位の修得方法】

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

【小学校教諭の科目の単位の修得方法】

第3条 免許法別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

【中学校教諭の科目の単位の修得方法】

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、2種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ

第 1 欄	第 2 欄
免許教科	教科に関する科目
理 科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音 楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保 健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技 術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）
職 業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
英 語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗 教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」
備 考 1 第2欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。(次条の表の場合においても同様とする。) 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。(次条の表の場合においても同様とする。) 3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目(商船をもって水産と替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。(次条、第9条、第15条第4項、第18条の2及び第64条第2項の場合においても同様とする。)	

【高等学校教諭の科目の単位の修得方法】

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国 語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公 民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数 学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
理 科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音 楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美 術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工 芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書 道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保 健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看 護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業
農業	農業の関係科目 職業指導
工業	工業の関係科目 職業指導
商業	商業の関係科目 職業指導
水産	水産の関係科目 職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
商船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

【小学校教諭等の科目の履修方法】

第6条 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	幼稚園教諭			小学校教諭			中学校教諭			高等学校教諭			
			専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状		
最低修得単位数	第2欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割													
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		進路選択に資する各種の機会の提供等													
	第3欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想													
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4	6	6	4	6	6	4	6	6		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項													
	第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	/											
			各教科の指導法												
			道徳の指導法				22	22	14	12	12	4	6	6	
			特別活動の指導法				(6)	(6)	(3)	(4)	(4)	(4)			
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)												
	第4欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	/											
保育内容の指導法			18				18	12							
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)															
生徒指導の理論及び方法									4	4	4	4	4	4	4
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法									(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	
第4欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	進路指導の理論及び方法													
		幼児理解の理論及び方法													
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	2										
第5欄	教育実習				5	5	5	5	5	5	3	3			
第6欄	教職実践演習				2	2	2	2	2	2	2	2			

備考

- 1 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
- 2 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領、同令第52条に規定する小学校学習指導要領、同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。
- 3 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。
- 4 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 5 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を、小学校又は中学校の教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位以上を修得するものとする。
- 6 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
- 7 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。
- 8 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項、第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）
- 9及び10 略
- 11 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする。（第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）

- 1 2 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 1 3 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 1 4 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
- 1 5 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。
- 1 6 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
- 1 7 括弧内の数字は、免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法別表第1備考第6号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第6条の2 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている1種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第1に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の1種免許状又は2種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

【特別支援教育に関する科目の単位の修得方法】

第7条 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		特別支援学校教諭		
				専修免許状	1種免許状	2種免許状
最低修得単位数	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	2
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3	

備考

- 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位の修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

4 略

2～4 (略)

第8条～第66条の5 (略)

【科目の単位】

第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

平成9年6月18日

法律第90号

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成10年4月1日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

(これ以降の附則省略)

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

平成9年11月26日

文部省令第40号

(介護等の体験の期間)

第1条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

第2条 特例法第2条第1項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- 二 (削除)
- 三 (削除)
- 四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設
- 六 (削除)
- 七 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- 八 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - 二 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター
- 十 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

(介護等の体験を免除する者)

第3条 特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一～四 (省略)

五 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者

六～十 (省略)

2 特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者とする。

(介護等の体験に関する証明書)

第4条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第5条の2第1項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。（別紙様式省略）

附 則

この省令は、平成10年4月1日から施行する。

(これ以降の附則省略)

○福島県介護等体験実施要綱

平成 10 年 10 月 30 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成 9 年法律第 90 号。以下「介護等体験特例法」という。)の規定に基づく介護等の体験(以下「介護等体験」という。)の取扱いに関し必要な事項を定め、福島県内の特別支援学校及び「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(平成 9 年文部省令第 40 号。以下「介護等体験特例法施行規則」という。)第 2 条に規定する福島県内の社会福祉施設その他の施設(以下「社会福祉施設等」という。)において実施する介護等体験を円滑に行うことを目的とする。

(対象者及び要件)

第 2 条 介護等体験の対象者は、大学、短期大学及び文部大臣の指定する教員養成機関(以下「大学等」という。)に在籍する者で、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者(科目等履修生を含む。以下「学生等」という。)とし、次の要件を備えた者とする。

- (1) 福島県内の大学等に在籍する者又は県外の大学等に在籍する福島県出身者(福島県内の高等学校を卒業した者)のうち県内で介護等体験を希望する者であること。
- (2) 介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険に加入している者であること。
- (3) 伝染の恐れのある疾患等にかかっていない者であること。
- (4) 原則として、介護等体験特例法施行規則第 3 条の規定に該当しない者であること。

(介護等体験の期間)

第 3 条 介護等体験特例法施行規則第 1 条で定める介護等体験の期間は、原則として、特別支援学校においては連続する 2 日間とし、社会福祉施設等においては連続する 5 日間とする。

(介護等体験の受入時期)

第 4 条 介護等体験の実施の時期及び受け入れの時期は、特別支援学校又は社会福祉施設等の実情に応じて、福島県教育委員会又は福島県社会福祉協議会と協議しながら、各特別支援学校の長又は各社会福祉施設等の長がそれぞれ定める。

(介護等体験の内容)

第 5 条 介護等体験の内容は、介護等体験特例法の規定に基づき、特別支援学校における児童・生徒及び社会福祉施設等における障害者、高齢者等に対する介護、介助又は交流等を体験させるものとし、特別支援学校又は社会福祉施設等の実情に応じて、各特別支援学校の長又は各社会福祉施設等の長がそれぞれ定める。

(介護等体験の受入調整等)

第6条 介護等体験の受け入れに係る調整は、特別支援学校にあつては福島県教育委員会が、社会福祉施設等にあつては福島県社会福祉協議会がそれぞれ行う。

2 介護等体験の申し込み及び受け入れ調整・決定等の手続きについては、特別支援学校にあつては福島県教育委員会が、社会福祉施設等にあつては福島県社会福祉協議会がそれぞれ別に定め、当該定めによりそれぞれ行う。

(大学等の責務)

第7条 大学等は、各関係機関との連絡を密にし、受け入れ等の手続きの円滑な実施を図るとともに、介護等体験を希望する学生等に対してのとりまとめ及び介護等体験にかかるとともに事前指導を十分に行うこととする。

2 大学等は、介護等体験を希望する学生等に対し、介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険に加入させるとともに、当該年度において医療機関等による所定の事項に係る健康診断を受診させるものとする。

(学生等の責務)

第8条 介護等体験を行う学生等は、事前の学習を十分に行うとともに、大学等、及び体験実施先の特別支援学校、社会福祉施設等の指導に誠実に従い、体験の実施にあたり事故等がないように注意しなければならない。

2 介護等体験を行う学生等は、体験により知り得た特別支援学校の児童・生徒及び社会福祉施設等の個人に関する情報等を漏らしてはならない。

(費用負担等)

第9条 介護等体験の実施に当たっては、実施に係る所要の経費を徴収することができるものとする。経費の徴収等については、福島県教育委員会又は福島県社会福祉協議会が別に定める。

2 介護等体験を行う学生等が当該体験を行うために要する交通費等の経費については、すべて当該学生等の負担とする。

(証明書の発行等)

第10条 特別支援学校及び社会福祉施設等の長は、学生等の当該学校又は施設等における介護等体験がすべて終了したときは、介護等体験特例法施行規則に定める証明書(別紙様式)を発行するものとする。ただし、学生等が第8条の規定に著しく違反したと認めるときは、当該学校又は施設等の長は介護等体験を中止させ、又は当該証明を行わないことができるものとする。

2 前項の規定により証明書を発行したときは、特別支援学校及び社会福祉施設等では証明書発行台帳を作成し、一定期間保存することとする。なお、当該台帳の保存期間については、福島県教育委員会又は福島県社会福祉協議会が別に定める。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、福島県介護等体験の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 10 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 20 年 1 月 23 日から施行する。

問い合わせ窓口一覧

		担当窓口
身上関係	学生証の紛失, 破損	学生課 TEL 024-548-8054
	休学, 退学, 改姓・改名, 転学類の手続きについて	教務課
教務関係	学習案内の見方を確認したい, 授業について相談がある場合 (専門領域科目)	人間発達文化学類担当: TEL 024-548-8106 共生システム理工学類担当: TEL 024-548-8357 行政政策学類担当: TEL 024-548-8255 経済経営学類担当: TEL 024-548-8356 現代教養コース担当: TEL 024-548-4070
	試験について	
	教員免許状について	
	教育職員免許状取得見込証明書・英文の証明書等	
	COC(ふくしま未来学)について	教務課 教務情報担当: TEL 024-548-4070
	ライブキャンパス(LC)について (学籍情報の登録や住所・電話番号の変更, 履修登録の方法等)	
	S棟・M棟・L棟の教室を借りたい場合	教務課 共通教育担当: TEL 024-548-8057
	学習案内の見方を確認したい, 授業について相談がある場合 (共通領域科目 & 自己デザイン領域)	
	教育実習, 介護等体験, 保育実習について	教務課 実習担当: TEL 024-549-0061
	インターンシップについて	
科目等履修生, 研究生等について	教務課 教務企画担当: TEL 024-548-8053	
単位互換について		
福利厚生関係・その他	就職・進路(企業求人, 公務員・教員採用試験等)について相談がある場合	就職支援課 TEL 024-548-8108
	アルバイトに関すること	
	学内での忘れ物, 落し物	学生課 TEL 024-548-8054
	サークル活動で施設を借りたい場合	
	奨学生及び奨学金について質問したい時	学生課 TEL 024-548-8060
	入学料・授業料の免除・徴収猶予について	
	授業料の納入について	財務課 TEL 024-548-8015
	健康についての相談, 健康診断書が欲しい場合	保健管理センター TEL 024-548-8068
	相談したいことや悩み事がある場合 (学生生活はもちろん, 生活問題まで幅広く)	学生総合相談室 TEL 024-548-5156
教育研究災害傷害保険等について	福大生協 TEL 024-548-5141	
国際関係	留学や国際交流活動について相談したい時 外国人留学生が生活全般や在留資格等について相談したい時	国際交流センター TEL 024-503-3066 024-503-3067

※ 教務課・就職支援室はS棟2F, 学生課・国際交流センターはS棟1F, 財務課は事務局棟2F, 保健管理センターは事務局棟裏, 学生総合相談室は学生会館2F, 福大生協は学生会館1Fにあります。



福島大学人文社会学群人間発達文化学類

福島大学大学院人間発達文化研究科

〒960-1296 福島市金谷川1番地

福島大学教務課（人間発達文化学類担当）

TEL 024-548-8106

FAX 024-548-8224

学 籍 番 号	
氏 名	